

四国中央市地域防災計画

第5編 資料編

四国中央市防災会議

目 次

1	四国中央市防災会議条例	1
2	四国中央市防災会議委員名簿	2
3	四国中央市災害対策本部条例	3
4	四国中央市協定・覚書一覧表	4
5	災害情報報告	7
6	指定避難所	17
7	指定緊急避難場所	21
8	指定福祉避難所	23
9	津波に対する避難場所	24
10	主要輸送・避難道路	25
11	消防活動が困難である区域の解消に資する道路	26
12	ヘリコプター臨時離着陸場	27
13	消防本部の現況	30
14	消防団の現況	33
15	消防水利	35
16	愛媛県消防広域応援基本計画フロー	36
17	愛媛県消防広域相互応援計画	37
18	四国中央市緊急消防援助隊等受援計画	46
19	主要備蓄物資	52
20	救急医療用資機材	53
21	救護班の編成及び収容施設（県指定病院）	55
22	廃棄物再生利用施設	56
23	し尿処理施設	56
24	ごみ焼却施設	56
25	危険物施設	57
26	東予地区排出油等防除協議会会則	58
27	災害救助法による救助の程度、方法及び期間について	60
28	地すべり危険箇所	66
29	急傾斜地崩壊危険箇所	71
30	土石流危険溪流	87
31	山腹崩壊危険地区	103
32	崩壊土砂流出危険地区	108
33	地すべり危険地区	120
34	土砂災害（特別）警戒区域	121
35	要巡視ため池	132
36	浸水想定区域図	133
37	浸水危険箇所	135
38	風水害	141
39	火災	146
40	山地災害危険地区	148
41	林道整備路線	149
42	特別警報・警報・注意報の伝達系統（松山地方气象台）	150
43	避難行動要支援者避難支援対策	151
44	要配慮者利用施設一覧	158
45	震度階級表	162
46	警戒レベルと住民等のとるべき行動について	166
47	全国瞬時警報システム（J-ALERT）の概要	167

48	えひめ震災対策アクションプランの概要	168
49	中国・四国ブロックの災害時支援に関するルール	169
50	緊急援護物資管理及び輸送体制	176
51	災害対策自動車班編成表	177
52	自動車出勤計画表	178
53	重要物流道路及びその代替・補完路	179
54	災害救助法適用基準表（四国中央市）	180
55	災害救助基金の概要	181
56	大規模災害時の専門家派遣制度	182
57	自主防災組織結成状況	183
58	災害援護資金貸付制度の概要	184
59	災害復旧貸付制度の概要	185
60	中小企業振興資金（災害関連対策資金）の概要	186
61	災害復旧貸付（高度化事業）の概要	187
62	日本政策金融公庫災害資金等の概要	188
63	天災資金の概要	190
64	被災者生活再建支援法の概要	192
65	局地激甚災害指定基準	193
66	大規模災害からの復興に関する法律の概要	195
67	防災関係機関及び連絡窓口	196
68	愛媛県防災対策基本条例	201
69	四国中央市国土強靱化地域計画の概要	209
70	四国中央市業務継続計画にかかる応急業務一覧	213

1 四国中央市防災会議条例（平成16年4月1日 条例第180号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、四国中央市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。
（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 四国中央市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3） 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4） 水防法（昭和24年法律第193号）第32条の水防計画を調査審議すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（平18条例45・平24条例19・一部改正）

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - （1） 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - （2） 愛媛県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - （3） 愛媛県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - （4） 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - （5） 四国中央市教育委員会の教育長
 - （6） 四国中央市消防長
 - （7） 消防団長
 - （8） 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は、25人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（平24条例19・一部改正）

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛媛県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（その他）

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月22日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月27日条例第19号)

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

- 2 第1条の規定による改正後の四国中央市防災会議条例第3条第5項第8号の規定により新たに委嘱される委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

2 四国中央市防災会議委員名簿

会 長 四国中央市長 篠 原 実

令和3年7月1日現在

区 分	委 員
第1号委員	今治海上保安部長
第2号委員	愛媛県東予地方局地域産業振興部長
	愛媛県東予地方局四国中央土木事務所長
	愛媛県東予地方局四国中央保健所長
第3号委員	四国中央警察署長
第4号委員	四国中央市副市長
	四国中央市総務部長
	四国中央市財務部長
	四国中央市市民部長
	四国中央市福祉部長
	四国中央市経済部長
	四国中央市建設部長
	四国中央市議会事務局長
	四国中央市教育委員会事務局教育管理部長
	四国中央市教育委員会事務局教育指導部長
四国中央市水道局長	
第5号委員	四国中央市教育長
第6号委員	四国中央市消防長
第7号委員	四国中央市消防団長
第8号委員	㈱NTTフィールドテクノ愛媛設備部 エリアマネジメント部門長
	四国電力送配電㈱新居浜支社 四国中央事業所長
	四国旅客鉄道㈱伊予三島駅長
	宇摩医師会監事

(注) 委員の任期は、令和4年3月31日までとなります。

(注) 委員の任命は、災害対策基本法第十六条第6項に基づくものです。

3 四国中央市災害対策本部条例（平成16年4月1日 条例第180号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、四国中央市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（平24条例19・一部改正）

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（班）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長及び災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月27日条例第19号)抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

4 四国中央市協定・覚書一覧表

令和2年10月19日 現在

	協 定 名 等	締結日	締 結 先
1	日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱	H 8.10. 4	日本水道協会中国四国地方支部
2	鉄道災害時の安全対策に関する覚書	H15. 6. 30	四国旅客鉄道株式会社
3	大災害発生時の医師の出動に係る協定	H16. 4. 1	一般社団法人宇摩医師会
4	重大事故等に係る医師の現場往診協定書	H16. 4. 1	長谷川病院・石川病院・加地医院・豊岡台病院
5	災害ボランティア活動支援等に関する協定	H17.11. 1	社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会
6	災害時における救援物資提供に関する協定	H18. 1.18	四国コカ・コーラボトリング株式会社
7	愛媛県消防広域相互応援協定	H18. 3. 1	愛媛県・県下市町・消防事務組合
8	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	H18. 3. 1	愛媛県・県下市町・消防事務組合
9	災害時における救援物資提供に関する協定	H18. 5. 1	香川ペプシコーラ販売株式会社
10	災害時における防災活動への協力に関する協定	H18. 6.30	イオン株式会社西日本カンパニー
11	災害時等における物資供給協力に関する協定	H19. 7. 1	株式会社フジ
12	災害時等における物資供給協力に関する協定	H19. 7. 1	株式会社ママイ
13	災害時等における物資供給協力に関する協定	H19. 7. 1	株式会社マルナカ三島店
14	災害時等における物資供給協力に関する協定	H19. 7. 1	株式会社マルナカ土居店
15	災害時等における物資供給協力に関する協定	H19. 7. 1	生活協同組合コープえひめ
16	災害時における協力に関する協定	H20. 8. 1	公益社団法人四国中央市シルバー人材センター
17	大規模災害時等における水道の応急活動に関する協定	H21. 4. 1	四国中央市管工事協同組合
18	災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定	H22. 3. 1	一般社団法人愛媛県エルピーガス協会四国中央支部
19	災害時相互応援に関する協定	H22. 3.26	観音寺市・三好市
20	震災時等における水質検査機器の相互利用に関する協定	H23. 2.15	松山市・今治市・新居浜市・南予地方水道水質検査協議会
21	ヘリテレ映像の提供に関する協定	H23. 3. 1	愛媛県・県下市町・消防事務組合
22	災害時における応急対策業務の協力に関する協定	H23. 8. 9	一般社団法人愛媛県電設業協会
23	災害時における情報交換及び支援に関する協定書	H23.10.26	国土交通省四国地方整備局
24	災害時の歯科医療救護に関する協定	H24. 9. 1	一般社団法人愛媛県歯科医師会宇摩支部
25	災害時における物資供給等の協力に関する協定	H24.10. 1	株式会社アクティオ四国支店
26	災害時等における車両用燃料等の優先供給に関する協定	H24.12. 1	愛媛県石油商業組合四国中央支部
27	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	H25. 2.26	愛媛県土地家屋調査士会

	協 定 名 等	締結日	締 結 先
28	災害時等における支援協力に関する協定	H25. 8. 2	株式会社ハローズ
29	災害時等における支援協力に関する協定	H25. 11. 1	ダイキ株式会社
30	災害時の協力に関する協定	H26. 2. 6	四国電力㈱
31	災害時における物資供給協力に関する協定	H26. 2. 7	愛媛県森林組合連合会・宇摩森林組合・いしづち森林組合
32	災害時における支援協力に関する協定	H26. 2. 28	有限会社西部観光グランディール天国三島店
33	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書	H26. 5. 16	愛媛県電気工事工業組合・愛媛県電気工事工業組合東予支部宇摩電気工事工業協同組合
34	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	R1. 10. 25	瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（76市町村加盟）
35	災害時相互応援協定書	H26. 8. 1	東予地区老人福祉施設協議会（31事業所加盟）
36	災害時における応急対策業務に関する協定	H26. 11. 19	愛媛東予クレーン協同組合
37	災害時における物資提供等の協力に関する協定	H26. 12. 18	王子コンテナ株式会社 愛媛工場
38	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H26. 12. 19	株式会社ゼンリン 四国エリア統括部
39	災害発生時における四国中央市と四国中央市内等郵便局の協力に関する協定	H27. 9. 1	四国中央市内等郵便局（代表：伊予三島郵便局）
40	災害時における飲料水の供給に関する協定	H27. 11. 1	共同瓦斯株式会社
41	災害時相互応援に関する協定	H28. 1. 29	和歌山県新宮市・福岡県新宮町・兵庫県たつの市
42	災害時における愛媛縣市町相互応援に関する協定	H28. 2. 17	愛媛県・県下市町
43	災害時における下水道施設の維持又は修繕に関する協定	R1. 10. 1	日本下水道事業団
44	大規模自然災害時における下水道施設の緊急的復旧工事その他支援に関する協定	H29. 4. 1	株式会社東芝 四国支社
45	大規模自然災害時における下水道施設の緊急的復旧工事その他支援に関する協定	H29. 4. 1	株式会社東光高岳
46	大規模自然災害時における下水道施設の緊急的復旧工事その他支援に関する協定	H29. 4. 1	日新電気株式会社 四国支店
47	自然災害による下水道機械設備緊急工事の請負に関する協定	H29. 4. 1	水ing株式会社 中四国支店
48	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	H29. 6. 5	市町村広域災害ネットワーク運営協議会（22市町加盟）
49	災害時における復旧支援協力に関する協定	H29. 6. 19	公益社団法人日本下水道管路管理業協会
50	大規模災害時等における応急対策業務に関する協定	H29. 8. 1	四国中央市建設業協会連合会
51	大規模自然災害時における下水道施設の緊急的復旧工事その他支援に関する協定	H29. 12. 27	株式会社鶴見製作所 四国支店
52	災害時における被災者支援に関する協定	H30. 1. 17	愛媛県行政書士会
53	大規模自然災害時における下水道施設の緊急的復旧工事その他支援に関する協定	H30. 1. 31	株式会在原製作所 四国支店
54	災害時における物資（紙製品）の調達に関する協定	H30. 10. 1	公益社団法人愛媛県紙パルプ工業会
55	G P S 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定	H30. 10. 1	国土交通省四国地方整備局
56	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	R1. 5. 22	愛媛県、県内下水道関係17市町、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 中国・四国支部

令和2年10月19日 現在

	協 定 名 等	締結日	締 結 先
57	災害に係る情報発信等に関する協定	R1. 7. 1	ヤフー株式会社
58	災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定	R1. 6. 24	愛媛県、県下市町、一般社団法人えひめ産業資源循環協会
59	災害時における物資輸送等に関する協定	R1. 9. 24	四国中央地区トラック協会
60	災害時の動物救護活動に関する連携協定	R1. 9. 24	公益社団法人愛媛県獣医師会
61	災害時における福祉避難所の設置運営等に関する協定	R2. 2. 14	社会福祉法人澄心、社会福祉法人光と風
62	大規模災害時における生活用水等の確保に関する協定書	R2. 10. 19	東予広域生コンクリート協同組合

5 災害情報報告

災害報告は、県における災害応急対策を決定し、災害復旧を行うための基礎となるものであるから迅速かつ確でなければならないので、これに対応するための災害情報報告計画は、次のとおり定めるものとする。

1 報告すべき災害の範囲

報告すべき災害の範囲は、災害対策基本法第2条第1号の規定により定められた災害とする。

2 報告責任者

県関係機関の長及び市町長は、災害報告のためあらかじめ報告責任者を指定しておくものとする。

3 報告の方法

報告は次の方法により行うものとする。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

- (1) 県防災通信システム（地上系：衛星系）
- (2) 電 話
- (3) 県災害情報システム
- (4) インターネット

4 報告の内容と時期

(1) 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、市町及び県機関並びに防災関係機関が災害を覚知したとき直ちに即報するものとする。

なお、報告にあたっては、迅速を旨とし、概況を様式1に示す事項について報告することとし、特に人及び家屋被害を優先して報告する。

(2) 中間報告

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、様式2に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時限を明らかにするものとする。

なお、報告にあたっては、警察署等と緊密な連絡をとりながら行うものとする。

(3) 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を災害応急対策終了後10日以内に、様式2により行うものとする。

(4) その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、市町等は直ちに報告するものとする。

- ア 市町災害対策本部（水防本部等を含む）を設置又は解散したとき。
- イ 市町長が自ら災害に関する警報を発したとき。
- ウ 避難の勧告、指示を行ったとき。

5 災害情報の収集及び報告

(1) 発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異状現象を発見した者は、市町長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

(2) 市 町

ア 被害情報の収集は、関係機関、諸団体及び住民組織等に応援を求めて実施する。

特に、初期の情報は区長、組長等を通じ直ちに市町長に通報されるよう市町地域防災計画において体制を整えておくものとする。

イ 災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成するなどして、情報収集にあたるものとする。

ウ 被害が甚大な市町において情報の収集及び状況調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県又は関係機関の応援を求めて実施するものとする。

- エ 情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と充分連絡をとるものとする。
- オ 市町は、収集した情報を、前述の4の(1)、(2)及び(3)の段階に応じて、所定の様式1又は様式2により、県支部に対して報告するものとする。
なお、報告にあたっての被害認定基準については、別表の基準によるものとする。
- (3) 県支部
- ア 支部長は災害の発生を覚知したときは、各班長を通じて積極的に情報収集にあたらせるものとし、必要に応じ、調査班を編成する等、総合的な被害調査に努めるものとする。
- イ 支部長は、管内市町から情報収集及び状況調査について応援を求められたときは速やかに職員を派遣して、応援協力するものとする。
- ウ 支部長は、管内市町長からの災害即報を様式2によりとりまとめ、迅速に県本部に対し報告するものとする。
- (4) 県災害対策本部
- ア 各対策部総括班長は、部内各班で収集した情報を、様式2にとりまとめ、事務局に通知するものとする。また必要に応じて、収集した情報を各班に係る指定地方行政機関に通報するものとする。
- イ 本部事務局は、各対策部、各支部及び関係機関からの情報をとりまとめ、本部長、各対策部及び関係機関に対し、逐次報告又は通報するものとする。
- ウ 本部事務局は、収集した災害情報を、災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、別紙様式2の(1)により、逐次、内閣府（中央防災会議）及び消防庁に対して報告するものとする。
- (5) 防災関係機関
- 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画に定めるところにより、災害情報を状況に応じ県及びその他の関係機関に対し通報するものとする。
- 特に、運輸、通信、電力、ガス等の事業者は、運行不能、不通、供給停止等の事態が発生したとき又は応急復旧したとき、県災害対策本部事務局へ通報するものとする。

別表 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。	
	全壊、全焼 または流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。報告については棟数並びに世帯数及び人員とする。	
	半壊又は半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が畳を超えた程度のもをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。	
	床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したものをいう。	
	一部破損	損壊の程度が半壊焼にいたらぬ程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし窓ガラス2～3枚が割れた程度のもを除く。	
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの	
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町道（道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう流失	市町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。	
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用若しくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。	

分類	用語	被害程度の判定基準
その他被害	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被害世帯数	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で全壊半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災者	被災世帯の構成員をいう。
火災発生	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵そうその他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する市町長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの
その他用語の解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

様式 1

災 害 発 生 報 告

市 (町)

受 信 時 刻 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

発 信 者 _____

受 信 者 _____

1	災害発生の日時	年	月	日	時	分	
2	災害発生場所						
3	災害発生原因						
4	災害の概況	(1) 状況					
		(2) 死傷者	氏 名	年 齢	職 業	住 所	備 考
		(3) 被害家屋	世帯主	年 齢	職 業	所在地	被害状況
5	災害に対して取られた措置	(1) 主な措置					
		(2) 避難状況	地区名	世帯数	人 員	避難先	命令、勧告、自主の別、その他
		(3) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 _____ 名、消防団員 _____ 名、 計 _____ 名 イ 主な活動内容 (使用した機材を含む)					

愛媛県消防広域応援要請連絡票

第	報
令和	年 月 日

(あて先) 松山市消防局長
 (あて先) ブロック幹事消防長

○ ○ 市 町 長

愛媛県消防広域応援要請連絡について
 次のとおり応援要請連絡を行います。

災害発生日時	令和 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	令和 年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)	部 隊 種 別				
	消火部隊		特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊	
	救助部隊			N災害対応隊	
	救急部隊			B災害対応隊	
	航空部隊			C災害対応隊	
	水上部隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特に指定なし		特殊 装備 部隊	密閉空間火災等対応隊	
				遠距離大量送水隊	
	その他の部隊				
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡責任者	区 分	担当課	職	氏 名	電話・FAX番号
	市町				TEL — — FAX — —

中間報告・最終報告(共用)

発信機関			区分		被害	区分		被害	
報告第報			田	11 (1) 流失、埋没	h a	34 公共文教施設	千円		
番号(月日時現在)				畑	12 (1) 流失、埋没	h a	36 公共土木施設	千円	
報告者名					畑	12 (2) 冠水	h a	37 その他の公共施設	千円
受領者名				13 文教施設		箇所	38 小計	千円	
区分			被害		14 病院	箇所	39 公共施設被害市町村数	団体	
人的被害	1 死者	人	その他	15 道路	箇所	その他	40 農産被害	千円	
	2 行方不明者	人		16 橋りょう	箇所		41 林産被害	千円	
	3 (1) 重症	人		17 河川	箇所		42 畜産被害	千円	
負傷者(2) 軽症	人			18 港湾	箇所		43 水産被害	千円	
				19 砂防	箇所		44 商工被害	千円	
住家被害	4 全壊	棟		20 清掃施設	箇所	45 その他	千円		
		世帯		21 崖くずれ	箇所				
		人		22 鉄道不通	箇所	46 被害総額	千円		
	5 半壊	棟		人的被害者の住所氏名等	23 被害船舶	隻			
		世帯			24 水道	戸			
		人	25 電話		回線				
	6 一部破損	棟	26 電気		戸				
		世帯	27 ガス		戸				
7 床上浸水	棟	28 ブロック塀等	箇所	今後の見とおし					
	世帯	29 り災世帯数	世帯						
8 床下浸水	棟		30 り災者数	人	消防機関の活動状況				
	世帯								
	人								
非住家	9 公共建物	棟	31 建物	件					
		10 その他	棟	32 危険物				件	
			棟	33 その他				件	

災害名		発生年月日		発生場所		
災害の概要		47 市町災害対策本部の設置状況				
避難状況						
応急措置及び救助活動の状況						
出勤状況	49 消防団	人	51 警察官	人	53 自衛隊	人
	50 消防吏員	人	52 その他の応援者	人	計	人
文教施設・公共建物の名称、被害程度			不通道路橋りょう名			
文教施設・公共建物の名称、被害程度			不通道路橋りょう名			
消防機関の活動状況						

被害状況内訳書

区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備考	
一般被害	人的被害	死 者	1	人		
		行方不明者	2	人		
		負傷者	重 症	3	人	
			軽 症	4	人	
			小 計	5	人	
	住家被害	全壊	棟 数	6	棟	
			世 帯	7	世帯	
			人 員	8	人	
		半壊	棟 数	9	棟	
			世 帯	10	世帯	
			人 員	11	人	
		一部破損	棟 数	12	棟	
			世 帯	13	世帯	
			人 員	14	人	
		床上浸水	棟 数	15	棟	
	世 帯		16	世帯		
	人 員		17	人		
	床下浸水	棟 数	18	棟		
		世 帯	19	世帯		
		人 員	20	人		
非住家被害	全壊及び半壊	21	棟			
り災世帯	り災世帯	22	世帯			
	り災者	23	人			
県有施設	他の項目に掲げるものを除く	庁舎等	24	箇所		
		その他の行政財産	25	箇所		
		普通財産	26	箇所		
		県立大学	27	箇所		
		その他	28	箇所		
		小 計	29	箇所		
市町村有施設	他の項目に掲げるものを除く	庁舎等	30	箇所		
		その他の行政財産	31	箇所		
		普通財産	32	箇所		
		県立大学	33	箇所		
		その他	34	箇所		
		小 計	35	箇所		
厚生関係被害	社会福祉施設	生活保護施設	36	箇所		
		身障更生保護施設	37	箇所		
		老人福祉施設	38	箇所		
		児童福祉施設	39	箇所		
		婦人反故施設	40	箇所		
		その他	41	箇所		
	医療施設	小 計	42	箇所		
		伝染病棟	43	棟		
		伝染病舎	44	棟		
		公的病院	45	箇所		
		私的病院	46	箇所		
	環境衛生施設	その他	47	箇所		
		小 計	48	箇所		
		水道施設	49	箇所		
下水道施設		50	箇所			
清掃施設		51	箇所			
その他		52	箇所			
商工労働関係被害	中小企業	小 計	53	箇所		
		建 物 (住宅部除く)	55	棟		
		機 械 設 備	56	箇所		
		商品、原材料、仕掛品	57	箇所		
		その他	58	箇所		
	鉱工業	小 計	59	箇所		
		建 物	60	箇所		
		機 械 設 備	61	箇所		
		商品、原材料、仕掛品	62	箇所		
		その他	63	箇所		
	観光施設	小 計	64	箇所		
		ホ テ ル ・ 旅 館	65	箇所		
		観 光 施 設	66	箇所		
その他		67	箇所			
計	小 計	68	箇所			
計	計	69				

被害状況内訳書

区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備考
施設関係	共同 利用 施設	畜産関係	70		箇所
		蚕糸関係	71		箇所
		園芸関係	72		箇所
		入植関係	73		箇所
		その他	74		箇所
	小計	75		箇所	
	非共同 利用 施設	畜産関係	76		箇所
		蚕糸関係	77		箇所
		園芸関係	78		箇所
		入植関係	79		箇所
		その他	80		箇所
	小計	81		箇所	
		牧野地	82		h a
		牧野施設	83		
		果樹、桑樹、茶樹、の樹体被害	84		h a
	地方公共 団体の 施設	畜産関係	85		箇所
		蚕糸関係	86		箇所
		園芸関係	87		箇所
		入植関係	88		箇所
		その他	89		箇所
小計	90		箇所		
	計	91			
農畜関係被害	農畜 産物 関係	水陸稲	92	h a	t
		麦類	93	h a	t
		野菜	94	h a	t
		果物	95	h a	t
		園芸作物	96	h a	t
		茶	97	h a	t
		桑	98	h a	t
		飼料作物	99	h a	t
		その他	100	h a	t
		小計	101	h a	t
	家畜 等	家畜	102		
		畜産物	103		
		繭	104		
		その他	105		
小計	106				
	貯蔵物、加工品	107			
	計	108		箇所	
水産関係	漁港	109		隻	
	漁船	110		件	
	船具	111		箇所	
	共同利用施設	112		箇所	
	非共同利用施設	113		箇所	
	養殖施設	114		箇所	
	養殖物	115			
	漁協(連合会) 在庫物	116			
その他	117				
小計	118				
耕地関係	農地	田	流失埋没	119	h a
			冠水	120	h a
			小計	121	h a
	畑	畑	流失埋没	122	h a
			冠水	123	h a
			小計	124	h a
	農業 用 施設	ため池	125		箇所
		頭首工	126		箇所
		水路	127		箇所
		堤とう	128		箇所
		道路	129		箇所
		橋りょう	130		箇所
		揚水機	131		箇所
		その他	132		箇所
	小計	133		箇所	
		計	134		

被害状況内訳書

区 分		符号	被 害 量	被害額 (千円)	備考		
農林関係被害	林業関係	山地崩壊	135	h a			
		林道	道路	136	箇所		
			橋 架	137	箇所		
			小 計	138	m2		
			木 材	139	m2		
		林産物	立 木	140	h a		
			木 炭	141	k g		
			薪	142	k g		
			そ の 他	143			
			小 計	144			
	一般林道施設		145	箇所			
	木炭施設	146	箇所				
	その他	147					
	計	148					
	合 計	149					
	土木関係被害	国庫負担工事	県工事	河 川	150	箇所	
				砂 防	151	箇所	
				道 路	152	箇所	
				橋 り よ う	153	箇所	
港 湾				154	箇所		
漁 港				155	箇所		
小 計				156	箇所		
市町村工事			河 川	157	箇所		
			砂 防	158	箇所		
			道 路	159	箇所		
			橋 り よ う	160	箇所		
			港 湾	161	箇所		
			漁 港	162	箇所		
			小 計	163	箇所		
単独工事		県工事	河 川	164	箇所		
			砂 防	165	箇所		
			道 路	166	箇所		
			橋 り よ う	167	箇所		
			港 湾	168	箇所		
			漁 港	169	箇所		
			小 計	170	箇所		
一般都市施設		171	箇所				
そ の 他		172	箇所				
計	173	箇所					
文教関係被害	学校関係	幼稚園	174	件			
		小 学 校	175	校			
		中 学 校	176	校			
		高 等 学 校	177	校			
		その他の学校	178	校			
		小 計	179				
	育社 施設教	公民館	180	箇所			
		そ の 他	181	箇所			
		小 計	182	箇所			
		国 宝	183	件			
	文化財関係	重 文	184	件			
		県 指 定 文 化 財	185	件			
		史 跡 名 勝	186	箇所			
		天 然 記 念 物	187	箇所			
小 計		188					
計		189					
総 合 計	190						

6 指定避難所

(令和3年10月27日現在)

番号	施設名	所在地	電話番号	収容可能人員	洪水 水害	土砂 災害	地震	ため池	津波
1	川之江小学校	川之江町2370番地	28-6285	350	×	×	○	○	×
2	金生第一小学校	金生町下分1665番地	28-6282	240	×	○	○	○	○
3	金生第二小学校	金生町山田井775番地	28-6283	180	○	○	○	○	○
4	妻鳥小学校	妻鳥町1488番地	28-6281	330	○	○	○	○	○
5	上分小学校	上分町800番地	28-6284	280	×	○	○	○	○
6	南小学校	金田町金川145番地	28-6280	260	○	○	○	○	○
7	川之江北中学校	川之江町2390番地	28-6287	400	×	○	○	○	×
8	川之江南中学校	上分町395番地	28-6286	400	×	○	○	×	○
9	川之江ふれあい交流センター	川之江町4069番地1	28-6247	100	○	○	○	○	○
10	金生公民館	金生町下分865番地1	28-6249	235	×	○	○	○	○
11	上分公民館	上分町556番地1	28-6248	300	×	○	○	○	○
12	妻鳥公民館	妻鳥町1480番地2	28-6250	200	○	○	○	○	○
13	金田公民館	金田町金川330番地	28-6251	100	○	○	○	○	○
14	川滝公民館	川滝下山1882番地1	28-6252	100	○	×	○	○	○
15	川之江こども園	川之江町1061番地6	28-6279	90	×	○	○	○	○
16	金生保育園	金生町下分1653番地1	28-6273	100	×	○	○	○	○
17	上分保育園	上分町545番地1	28-6272	50	×	○	○	×	○
18	金田こども園	金田町金川203番地1	28-6275	50	○	○	○	○	○
19	石川保育園	川滝町下山2104番地3	28-6277	50	○	○	○	○	○
20	葱尾ふれあい広場	川滝町下山1353番地2	—	50	○	×	○	○	○
21	川之江高等学校	川之江町2257番地	58-2061	500	×	○	○	○	○
22	しこちゅ〜ホール	妻鳥町1830番地1	59-4510	595	○	○	○	○	○
23	川之江体育館	川之江町1012番地48	28-6255	1,000	○	○	○	○	○
24	川之江コミュニティセンター	川之江町2975番地2	28-6253	200	○	×	○	×	○
25	切山集会所	金生町山田井乙261番地4	58-7754	50	○	○	○	○	○

(令和3年10月27日現在)

番号	施設名	所在地	電話番号	収容可能人員	洪水水害	土砂災害	地震	ため池	津波
26	半田公会堂	金田町半田乙264番地3	—	50	×	○	×	○	○
27	柴生公会堂	柴生町461番4	—	40	○	○	×	○	○
28	下川集会所	下川町777番地	58-6278	60	○	○	×	○	○
29	生きがい研修センター	金生町山田井826番地3	28-6262	200	○	○	○	×	○
30	川の江西老人つどいの家	川の江町281番地2	—	200	×	○	○	○	○
31	松柏小学校	下柏町407番地	28-6094	270	○	○	○	○	○
32	三島小学校	三島中央3丁目2番23号	28-6095	390	○	○	○	○	○
33	中曽根小学校	中曽根町1556番地	28-6093	210	○	○	○	○	○
34	中之庄小学校	中之庄町140番地	28-6092	340	○	○	○	○	○
35	寒川小学校	寒川町1814番地	28-6096	280	○	×	○	○	○
36	豊岡小学校	豊岡町豊田45番地	28-6097	170	○	×	○	○	○
37	三島東中学校	中曽根町199番地	28-6098	610	○	○	○	○	○
38	三島西中学校	中之庄町乙38番地1	28-6100	480	○	×	○	○	○
39	三島南中学校	寒川町4335番地	28-6099	460	○	×	○	×	○
40	三島高等学校	三島中央5丁目11番30号	23-2136	500	○	△	○	○	○
41	松柏公民館	下柏町388番地	28-6062	50	○	○	○	○	○
42	三島公民館	三島中央3丁目4番21号	28-6063	100	○	○	○	○	○
43	中曽根公民館	中曽根町1553番地	28-6061	50	○	○	○	○	○
44	中之庄公民館	中之庄町108番地	28-6065	50	○	○	○	○	○
45	寒川公民館	寒川町1390番地	28-6066	50	○	×	○	○	○
46	豊岡公民館	豊岡町豊田78番地1	28-6067	50	○	×	○	○	○
47	伊予三島運動公園体育館	中之庄町1665番地1	28-6071	600	○	○	○	○	○
48	上小川集会所	金砂町上小川2263番地3	—	20	○	×	○	○	○
49	中之川集会所	金砂町小川山351番地1	—	30	○	○	○	○	○
50	藤原集会所	富郷町津根山123番地	—	20	○	○	○	○	○
51	寒川山集会所	富郷町寒川山226番地	—	30	○	○	○	○	○

(令和3年10月27日現在)

番号	施設名	所在地	電話番号	収容可能人員	洪水 水害	土砂 災害	地震	ため池	津波
52	関川小学校	土居町上野1726番地	28-6369	270	○	○	○	○	○
53	土居小学校	土居町土居1580番地	28-6366	200	○	○	○	○	○
54	小富士小学校	土居町小林667番地	28-6367	140	○	○	○	×	○
55	長津小学校	土居町津根2061番地	28-6370	140	○	○	○	○	○
56	北小学校	土居町蕪崎1040番地	28-6368	380	○	○	○	○	○
57	土居中学校	土居町土居375番地	28-6371	500	○	○	○	×	○
58	土居高等学校	土居町中村892番地	74-2017	370	○	○	○	○	○
59	小富士公民館	土居町小林814番地	28-6359	100	○	○	○	×	○
60	長津公民館	土居町津根2682番地	28-6362	130	○	○	○	○	○
61	天満公民館	土居町天満2011番地1	28-6360	100	○	○	○	○	○
62	蕪崎公民館	土居町蕪崎2507番地1	28-6361	100	○	○	○	○	○
63	土居公民館	土居町土居891番地	28-6358	100	○	○	○	○	○
64	北野保育園	土居町北野1522番地	28-6376	70	×	○	○	○	○
65	土居保育園	土居町土居1570番地	28-6372	70	○	○	○	○	○
66	小林保育園	土居町小林834番地	28-6373	70	○	○	○	×	○
67	土居東こども園	土居町津根1650番地	28-6375	90	○	○	○	○	○
68	北保育園	土居町蕪崎712番地	28-6374	70	○	○	○	○	○
69	土居東幼稚園	土居町津根3703番地1	28-6364	30	×	○	○	○	×
70	土居西幼稚園	土居町入野86番地	—	30	○	○	○	○	○
71	野田中央会館	土居町野田甲1244番地1	—	100	○	○	○	○	○
72	農村環境改善センター	土居町入野178番地1	28-6300	700	○	○	○	○	○
73	土居文化会館	土居町入野939番地	28-6355	1,000	○	○	○	○	○
74	新宮小・中学校	新宮町新宮448番地	28-6424	130	○	×	○	○	○
75	新宮公民館	新宮町新宮482番地	28-6410	500	○	×	○	○	○
76	総野集会所	新宮町馬立4453番地	72-3031	40	○	○	○	○	○
77	少年自然の家	新宮町新瀬川1138番地	28-6417	500	○	○	○	○	○

(令和3年10月27日現在)

番号	施設名	所在地	電話番号	収容可能人員	洪水水害	土砂災害	地震	ため池	津波
78	新成・堂成集会所	新宮町馬立4219番地1	—	30	○	○	○	○	○
79	久保ヶ内集会所	新宮町新瀬川310番地	—	40	○	○	○	○	○
80	金山集会所	新宮町新宮620番地	—	40	○	×	○	○	○
81	古野集会所	新宮町馬立1190番地	72-2133	160	○	×	○	○	○
82	旧西庄小学校講堂	新宮町上山922番地	72-2138	80	○	○	○	○	○
83	中上集会所	新宮町上山3108番地	—	40	○	×	○	○	○
84	中西地区集会所	新宮町新宮50番地	—	40	○	×	○	○	○
85	長瀬生活改善センター	新宮町馬立甲153番地1	—	20	○	×	○	○	○
86	ジョイフル八窪	新宮町上山6751番地	—	120	○	×	○	○	○

7 指定緊急避難場所

(令和3年10月27日現在)

番号	施設名	所在地	電話番号	収容可能人員	洪水 水害	土砂 災害	地震	ため池	津波
1	金生第一小学校 グラウンド	金生町下分1665番地	28-6282	5,400	×	○	○	○	○
2	金生第二小学校 グラウンド	金生町山田井775番地	28-6283	3,600	○	○	○	×	○
3	妻鳥小学校 グラウンド	妻鳥町1488番地	28-6281	6,200	○	○	○	○	○
4	上分小学校 グラウンド	上分町800番地	28-6284	2,900	×	○	○	○	○
5	南小学校グラウンド	金田町金川145番地	28-6280	6,400	○	○	○	○	○
6	川の江小学校 グラウンド	川の江町2370番地	28-6285	6,600	×	×	○	×	×
7	川の江北中学校 グラウンド	川の江町2390番地	28-6287	7,500	×	○	○	×	×
8	川の江南中学校 グラウンド	上分町395番地	28-6286	7,700	×	○	○	×	○
9	川の江高等学校 グラウンド	川の江町2257番地	58-2061	8,000	×	○	○	○	○
10	川の江こども園 グラウンド	川の江町1061番地6	28-6270	1,300	×	○	○	○	○
11	金田グラウンド	金田町金川270番地1	—	3,000	○	○	○	○	○
12	川の江運動場	川の江町594番地	—	7,900	×	○	○	○	×
13	埋立グラウンド	妻鳥町3053番地	—	5,000	×	○	○	○	△
14	向山グラウンド	金生町下分2571番地1	—	1,400	○	○	○	○	○
15	浜公園多目的広場	川の江町4109番地3	—	9,700	○	○	○	○	△
16	川の江体育館防災広場	川の江町993番地	28-6231	500	○	○	○	○	○
17	森と湖畔の公園	金田町半田甲232番地	28-6269	1,000	○	○	○	○	○
18	大江1号緑地	妻鳥町3068番地	—	3,500	×	○	○	○	×
19	新田公園	柴生町字山瀬乙169番地	—	3,100	○	○	○	○	○
20	三島高等学校 グラウンド	三島中央5丁目11番30号	23-2136	8,000	○	×	○	○	○
21	松柏小学校 グラウンド	下柏町407番地	28-6094	3,000	○	○	○	○	○
22	三島小学校 グラウンド	三島中央3丁目2番23号	28-6095	4,000	○	○	○	○	○
23	中曽根小学校 グラウンド	中曽根町1556番地	28-6093	2,800	○	○	○	○	○
24	中之庄小学校 グラウンド	中之庄町140番地	28-6092	3,900	○	○	○	○	○

(令和3年10月27日現在)

番号	施設名	所在地	電話番号	収容可能人員	洪水水害	土砂災害	地震	ため池	津波
25	寒川小学校 グラウンド	寒川町1814番地	28-6096	3,300	○	×	○	○	○
26	豊岡小学校 グラウンド	豊岡町豊田45番地	28-6097	2,800	○	×	○	○	○
27	松柏グラウンド	下柏町356番地1	28-6062	2,400	○	○	○	○	○
28	三島東中学校 グラウンド	中曽根町199番地	28-6098	6,600	○	○	○	○	○
29	伊予三島運動公園	中之庄町1665番地1	28-6071	35,000	○	○	○	○	○
30	関川小学校 グラウンド	土居町上野1726番地1	28-6369	2,500	○	○	○	○	○
31	土居小学校 グラウンド	土居町土居1580番地	28-6366	2,900	○	○	○	○	○
32	小富士小学校 グラウンド	土居町小林667番地	28-6367	3,200	○	○	○	×	○
33	長津小学校 グラウンド	土居町津根2061番地	28-6370	3,000	○	○	○	○	○
34	北小学校グラウンド	土居町蕪崎1040番地	28-6368	3,500	○	○	○	○	○
35	土居中学校 グラウンド	土居町土居375番地	28-6271	7,500	○	○	○	×	○
36	土居高等学校 グラウンド	土居町中村892番地	74-2017	8,000	○	○	○	○	○
37	やまじ風公園	土居町畑野1637番地	74-8882	12,400	○	×	○	○	○

8 指定福祉避難所

(令和3年10月27日現在)

番号	施設名	所在地	電話番号	受入対象者 (※)	収容可能人員	洪水 水害	土砂 災害	地震	ため池	津波
1	川之江文化センター	金生町下分791番地2	28-6236	要配慮者	130	×	○	○	○	○
2	子ども若者発達支援センター (パレット)	下柏町749番地2	28-6029	要配慮者	50	○	○	○	○	○
3	保健センター	三島宮川4丁目6番53号	28-6054	要配慮者	170	○	○	○	○	○
4	土居老人憩いの家	土居町入野174番地2	28-6352	要配慮者	45	○	○	○	○	○
5	土居福祉センター	土居町入野174番地3		要配慮者	110	○	○	○	○	○
6	土居こども館	土居町入野178番地1	28-2395	要配慮者	70	○	○	○	○	○
7	社会福祉法人澄心なかまたち	豊岡町大町2005番地1	25-3633	知的障がい者、 精神障がい者、 身体障がい者	45	○	○	○	○	○
8	社会福祉法人澄心ステップbyすてっぷ	川之江町2472番地1	59-1370	知的障がい者	25	×	○	○	○	×
9	社会福祉法人光と風 ゆうゆう	中之庄町542番地	24-4006	精神障がい者	35	○	○	○	○	○
10	社会福祉法人澄心ぼれぼれウインカル	三島宮川2丁目3番10号	22-3346	知的障がい者、 精神障がい者、 身体障がい者	60	○	○	○	○	○

※家族等も受入対象とする

9 津波に対する避難場所

番号	名 称	所 在 地	収容人員 (人)
1	金生第一小学校グラウンド	金生町下分1665番地	5,400
2	金生第二小学校グラウンド	金生町山田井775番地	3,600
3	妻鳥小学校グラウンド	妻鳥町1488番地	6,200
4	上分小学校グラウンド	上分町800番地	2,900
5	南小学校グラウンド	金田町金川145番地	6,400
6	川の江南中学校グラウンド	上分町395番地	7,700
7	川の江高等学校グラウンド	川の江町2257番地	8,000
8	川の江こども園グラウンド	川の江町1061番地6	1,300
9	金田グラウンド	金田町金川270番地1	3,000
10	向山公園グラウンド	金生町下分2571番地1	1,400
11	川の江体育館防災広場	川の江町993番地	500
12	森と湖畔の公園	金田町半田甲232番地	1,000
13	新田公園	柴生町字山瀬乙169番地	3,100
14	三島高等学校グラウンド	三島中央5丁目11番30号	8,000
15	松柏小学校グラウンド	下柏町407番地	3,000
16	三島小学校グラウンド	三島中央3丁目2番23号	4,000
17	中曽根小学校グラウンド	中曽根町1556番地	2,800
18	中之庄小学校グラウンド	中之庄町140番地	3,900
19	寒川小学校グラウンド	寒川町1814番地	3,300
20	豊岡小学校グラウンド	豊岡町豊田45番地	2,800
21	松柏グラウンド	下柏町356番地1	2,400
22	三島東中学校グラウンド	中曽根町199番地	6,600
23	伊予三島運動公園	中之庄町1663番地1	35,000
24	関川小学校グラウンド	土居町上野1726番地1	2,500
25	土居小学校グラウンド	土居町土居1580番地	2,900
26	小富士小学校グラウンド	土居町小林667番地	3,200
27	長津小学校グラウンド	土居町津根2061番地	3,000
28	北小学校グラウンド	土居町蕪崎1040番地	3,500
29	土居中学校グラウンド	土居町土居375番地	7,500
30	土居高等学校グラウンド	土居町中村892番地	8,000
31	やまじ風公園	土居町畑野1637番地	12,400
計			165,300

10 主要輸送・避難道路

緊急輸送に関する諸活動の拠点の相互連絡及び避難圏内の住民を迅速かつ安全に避難をさせるための避難所へ通じる道路等をいう。

番号	管理者	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (km)
1	国	国道11号	香川県境 ~ 新居浜市境	12.0	26.6
2	国	国道11号バイパス	上分町高木 ~ 中之庄町	16.0	6.5
3	国	国道192号	川滝町下山徳島県境 ~ 川之江町井地 (井地交差点)	12.0	11.6
4	県	国道319号	徳島県境 ~ 国道11号 (三島金子交差点)	3.5~ 19.5	41.3
5	県	主要地方道 川之江大豊線	川之江町 (港通り交差点) ~ 高知県境	3.5~ 13.0	28.9
6	県	主要地方道 大野原川之江線	香川県境 ~ 金生町下分 (川之江庁舎前交差点)	3.5~ 13.0	10.4
7	県	一般県道 三島川之江港線	妻島町新浜 ~ 妻島町 (三島川之江IC入口)	13.0	2.2
8	県	一般県道 上分三島線	上分町 (県道川之江大豊線) ~ 三島中央 (三島郵便局前交差点)	3.5~ 13.0	4.8
9	県	一般県道 金生三島線	金生町下分 (川之江郵便局前) ~ 三島中央1丁目	3.5~ 13.0	4.0
10	県	主要地方道 壬生川新居浜野田線	新居浜市境 ~ 豊岡町 (国道11号)	13.0~ 19.5	11.9
11	県	一般県道 蕪崎土居線	土居町蕪崎 ~ 土居町中村 (国道11号中村交差点)	9.0	2.7
12	市	市道中村山田井線	金生町下分 ~ 妻島町 (県道三島川之江港線)	14.7	1.5
13	市	市道塩谷小山線	金生町下分 (金生橋) ~ 金生町下分 (県道大野原川之江線)	12.0	0.75
14	市	市道港通井地線	川之江町 (山下公園前交差点) ~ 川之江町井地 (国道11号井地交差点)	12.5	1.5
15	市	市道川之江山田井線	川之江町 (山下公園前交差点) ~ 金生町山田井大下	10.9	2.2
16	市	市道金生線	金生町山田井大下 ~ 上分町 (上分大橋)	7.2	1.4
17	市	市道町西線	上分町 (県道川之江大豊線) ~ 上分大橋 (市道金生線)	6.3	0.3
18	市	市道平木中上線	妻島町 (金生三島線) ~ 妻島町 (上分三島線)	8.7	2.3
19	市	市道葱尾西線	川滝町下山 ~ 川滝町下山	3.9~ 9.0	0.3
20	市	市道本郷平木線	下柏町 (県道三島川之江港線) ~ 下柏町 (国道11号バイパス)	16.8	0.5
21	市	市道中曽根神之元線	中曽根町 (国道11号バイパス) ~ 三島宮川1丁目 (国道11号)	12.9	0.9
22	市	市道中曽根三島港線	中曽根町 (国道11号バイパス) ~ 三島中央1丁目 (国道11号)	9.2	1.7
23	市	市道公園通線	中曽根町下秋則 ~ 中曽根町野々首	12.0	0.9
24	市	市道寒川江之元線	寒川町江之元 ~ 寒川町 (寒川公民館前)	9.8	0.7
25	市	市道大谷川通り線	具定町 (国道11号) ~ 中之庄町 (山田団地)	12.6	0.9
26	市	市道下具定線	具定町 (国道11号) ~ 具定町 (金子豊岡海岸線)	8.6	0.4
27	市	市道下井出藤原海岸 線	土居町藤原 (藤崎橋) ~ 土居町中村 (海通橋)	7.0	1.4
28	市	市道津根干拓線	土居町津根 (国道11号津根交差点) ~ 土居町津根	12.2	1.4

11 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

番号	管理者	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)
1	県	街路中央村松線	村松町（市道村松一貫田線交差点）～ 村松町（県道三島川之江港線交差点）	12.0	200
2	市	街路塩谷小山線	川之江町宮の谷（国道11号バイパス）～ 金生町下分（県道大野原川之江線）	12.0	1,860

12 ヘリコプター臨時離着陸場

1 飛行場外離着陸場一覧表

令和3年5月3日現在

地区名	名称（飛行場外離着陸場）	所在地	管理者	連絡先		備考	
				内線（I P）	電話番号		
三島	三島運動公園	中之庄町1678-5	文化・スポーツ振興課	1740（課長）	28-6046	（公財）体育協会	
			伊予三島運動公園体育館	1960	28-6071		
	三島ヘリポート	中之庄町1670-4	消防本部				
	翠波峰駐車場	具定町字重石乙66-54	観光交通課	1772（担当）	28-6187		
	スカイフィールド富郷	富郷町寒川山字上長瀬151	◎ 近藤（体協事務局）			（個人連絡先のため非公表）	通常連絡先
			○ 伊予三島運動公園体育館	1960（代表）	28-6071		
			文化・スポーツ振興課	1744（担当）	28-6046		
富郷ダムヘリポート	富郷町津根山乙353-2	富郷ダム管理所		22-0302			
川之江	新田公園	柴生町字山瀬乙169	都市計画課	6550（課長）	28-6231		
	浜公園多目的広場	川之江町4109-3	◎ 近藤（体協事務局）			（個人連絡先のため非公表）	
			○ 川之江体育館	2715（代表）	28-6255		
			文化・スポーツ振興課	1744（担当）	28-6046		
川之江ヘリポート	金生町下分2081-1地先 川原田橋北 二級河川金生川右岸	消防本部					
土居	やまじ風公園	土居町畑野1637	文化・スポーツ振興課	1740（課長）	28-6046		
			やまじ風公園事務所		74-8882		
			緊急連絡（近藤泰久）			（個人連絡先のため非公表）	
	土居ヘリポート	土居町土居開通橋北東関川河川内	消防本部				
新宮	旧新宮小中学校	新宮町新宮105	教育総務課	1710（課長）	28-6044		
	新宮ヘリポート	新宮町新瀬川403	消防本部				
管外	大滝広場	新居浜市別子山甲122	（株）森高リゾート		0897-64-2220		
	成運動公園	新居浜市別子山乙304-8	新居浜市スポーツ振興課		0897-65-1303		

2 消防防災ヘリコプター取水水利連絡一覧

令和3年5月3日現在

名称（取水水利）		管理者	代表者	連絡先	備考
新宮ダム		新宮ダム管理所	/	72-2021	左記連絡先不通の場合 池田総合管理所に連絡する (0883-72-2050)
富郷ダム		富郷ダム管理支所		22-0302	
柳瀬ダム		柳瀬ダム管理所		29-0011	吉野川ダム統合管理事務所 (0883-72-3000)
別子ダム		住友共同電力（株） 西の谷オペレーションセンター		0897-32-2215	24時間職員常駐
川之江	早苗出池（上・下）	金生町山田井水利組合	尾藤 政行	(個人連絡先のため非公表)	組合長
川之江	飼谷池	金生町下分水利組合	三好 敏幸		組合長
土居	田尾池	土居町土地改良区（小林支部）	中川 幸夫		土居町土地改良区理事長
土居	坂ノ内池	土居町土地改良区（天満支部）	岸 嵩幸		土居町土地改良区天満支部長
※坂ノ内池使用時は、タカガワ新伊予ゴルフ倶楽部上空を飛行するため、タカガワ新伊予ゴルフクラブに連絡すること！					

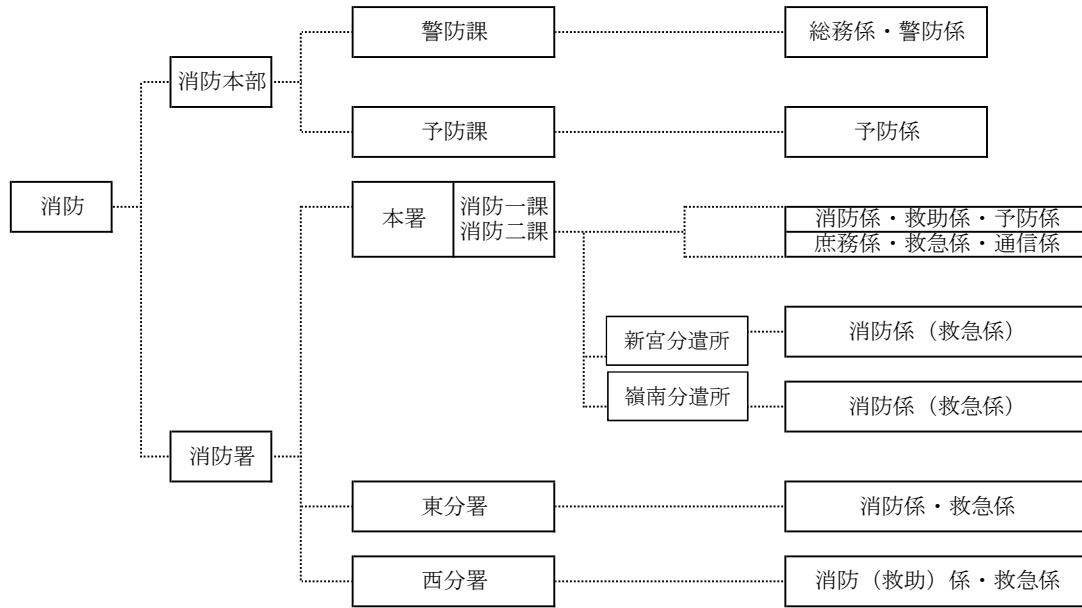
令和3年5月3日現在

名称（取水水利）		管理者	代表者	連絡先	備考
土居	タカガワ新伊予ゴルフ倶楽部 （中央最深部水深3m）	タカガワ新伊予ゴルフ倶楽部	永易照敏	0896-74-6151（ゴルフ倶楽部）	タカガワ新伊予ゴルフ倶楽部支配人
土居 （新規）	かがつ池	土居町土地改良区（中村支部）	苅田耕一	（個人連絡先のため非公表）	土居町土地改良区中村支部長
川之江 （新規）	黒波瀬池	妻島土地改良区 理事長 脇 武猛 ①0896-58-3830（土地改良区事務所）	内海敏浩		管理者
川之江 （新規）	土居池		篠原紀文		水利組合長
川之江 （新規）	古池	上分町土地改良区	石川邦彦		上分町土地改良区理事長
			井川徳治		地元役員
三島 （新規）	琵琶池（古池）	三島土地改良区	内田イサオ		中曽根水利組合長
			伴野嘉一		石床水利組合長
三島 （新規）	藤谷池		星川弘和		藤谷池管理組合長
三島 （新規）	入野池		植田 稔		東寒川水利組合長

13 消防本部の現況

1 四国中央市消防本部・署組織

令和3年4月1日



2 消防職員配置状況

(令和3年4月1日)

部署	階級	計	消防監	消防指令長	消防指令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他の
本 部		16	1	1	3	7	2			2
本 署		54			8	17	8	10	11	
東 分 署		17			3	6	3	1	4	
西 分 署		21			3	5	4	3	6	
新宮分遣所		8			2	2			4	
嶺南分遣所		8			2	2		1	3	
合 計		124	1	1	21	39	17	15	28	2

3 消防機械器具配備状況

(1) 車両等

(令和3年4月1日)

車 種	自動車合計	ポンプ自動車	(C A F S 搭載車)	水槽付ポンプ車	(C A F S 搭載車)	化学車	はしご車(30m級)	救助工作車II型	小型動力ポンプ水槽車	高規格救急自動車	2B型救急自動車	広報車	可搬ポンプ積載車	査察車	指揮車	搬送車	火災調査車	可搬ポンプ合計	B級	C級	D級
合 計	32	4	3	1	1	1	1	1	1	5	2	4	2	2	1	2	1	8	8		
消防本部	6											2		2		1	1				
本 署	13	3			1	1	1	1	1	3					1	1		4	4		
東 分 署	4		1							1		1	1					1	1		
西 分 署	5		1	1						1		1	1					1	1		
新宮分遣所	2		1								1							1	1		
嶺南分遣所	2	1									1							1	1		

(2) 消防器具
(その1)

(令和3年4月1日)

種別	放水器具					林野火災器具			救助器具													
	ホース 65m/m	ホース 50 (40) m/m	ライン プロ	クアド ラノズル	エコフ アイター	布水槽	ジェ ットシ ューター	チェ ンソー	かぎ 付きは しご	三連 はしご	救命 索発 射銃	可搬 ウイ ンチ	大型 油圧 スプレ ッダー	マッ ト型 空気 ジャッキ	ガス 溶断 器	大型 油圧 切断 機	エン ジン カッター	ハン マドリ ル	ガス 測定 器	放射 線測 定器	空気 呼吸 器	空気 補充 用ポン ペ
合計	534	147 (19)	5	15	6	6	51	12	5	4	2	7	4	3	3	4	7	4	4	1	70	165
本署	216	68 (4)	2	7	2	1	25	4	3	2	1	3	2	2	2	3	2	2	1	47	99	
東分署	100	25	2	4	1	1	3	2		1		1				1	1	1		5	15	
西分署	70	44	1	3	2	2	16	3	2	1	1	2	2	1	2	2	1	1		13	33	
新宮 分遣所	78	10		1	1	1	3	1												3	9	
嶺南 分遣所	70	(15)				1	4	2				1					1			2	9	

(その2)

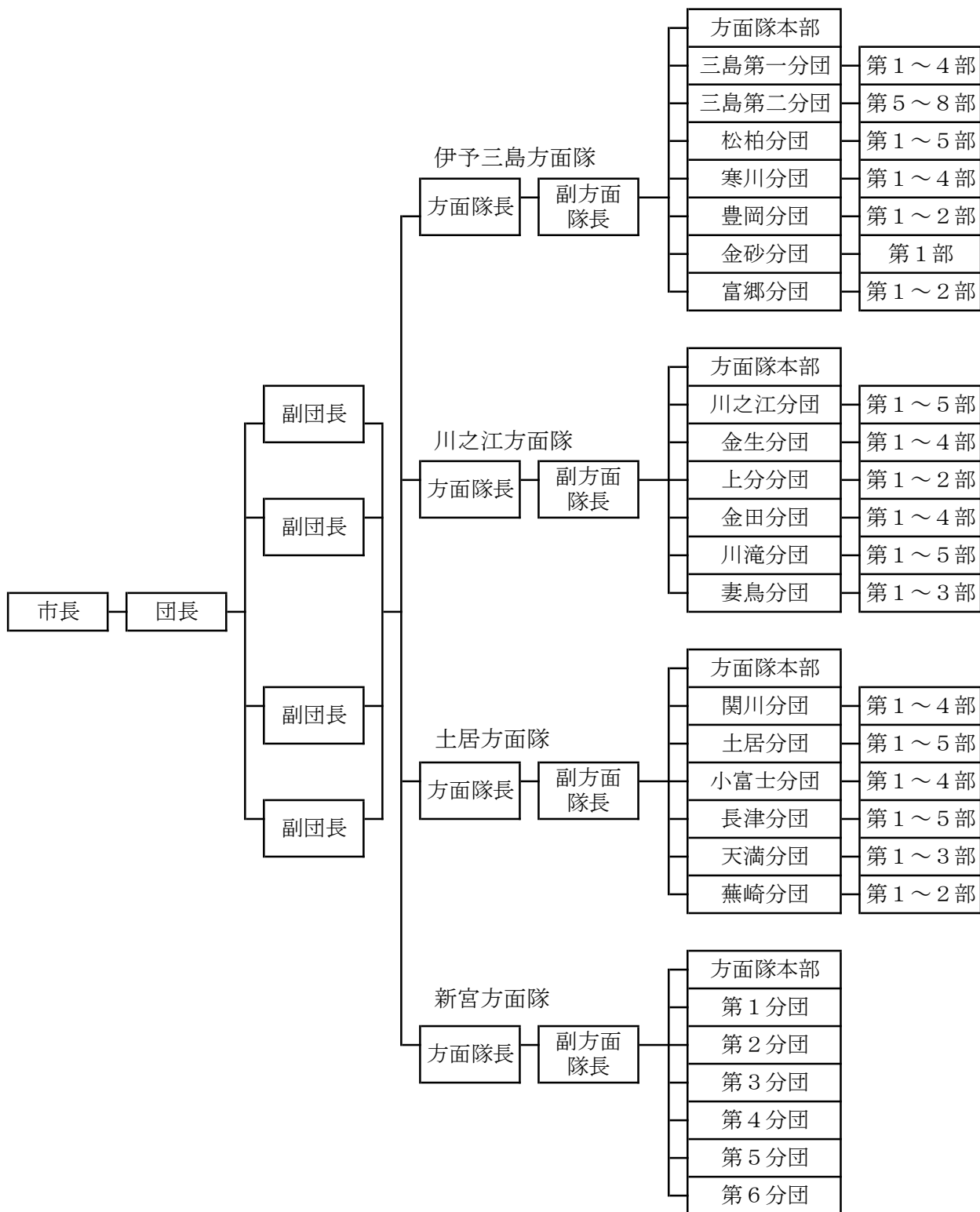
(令和3年4月1日)

種別	救助器具													救急器具									
	送排 風機	耐電 服	化学 防護 服	陽圧 式化 学防 護服	耐熱 服	救命 胴衣	救命 浮環	救命 ボート	バス ケッ ト型 担架	GPS	簡易 画像 探索 機	熱画 像直 視装 置	投光 器	発電 機	血中 酸素 飽和 度測 定器	心電 計	喉頭 鏡	自動 式人 工呼 吸器 一式	自動 体外 式除 細動 器	手動 式人 工呼 吸器	バッ クボ ード	自動 式心 マッ サー ジ器	特定 行為 用資 機材
合計	2	7	16	2	2	53	19	2	6	6	1	2	20	7	19	7	19	7	15	39	15	6	7
本署	1	5	11	2	2	27	7	2	2	3	1	1	11	2	9	4	11	3	8	22	6	2	3
東分署						10	3					1	3	1	3	1	3	1	2	6	3	1	1
西分署	1	2	5			7	5		2	1			2	2	3		3	1	3	6	3	1	1
新宮 分遣所						6	2		1	1			3	1	2	1	1	1	1	2	2	1	1
嶺南 分遣所						3	2		1	1			1	1	2	1	1	1	1	3	1	1	1

14 消防団の現況

1 消防団の組織

令和3年4月1日



2 消防団の人員・装備

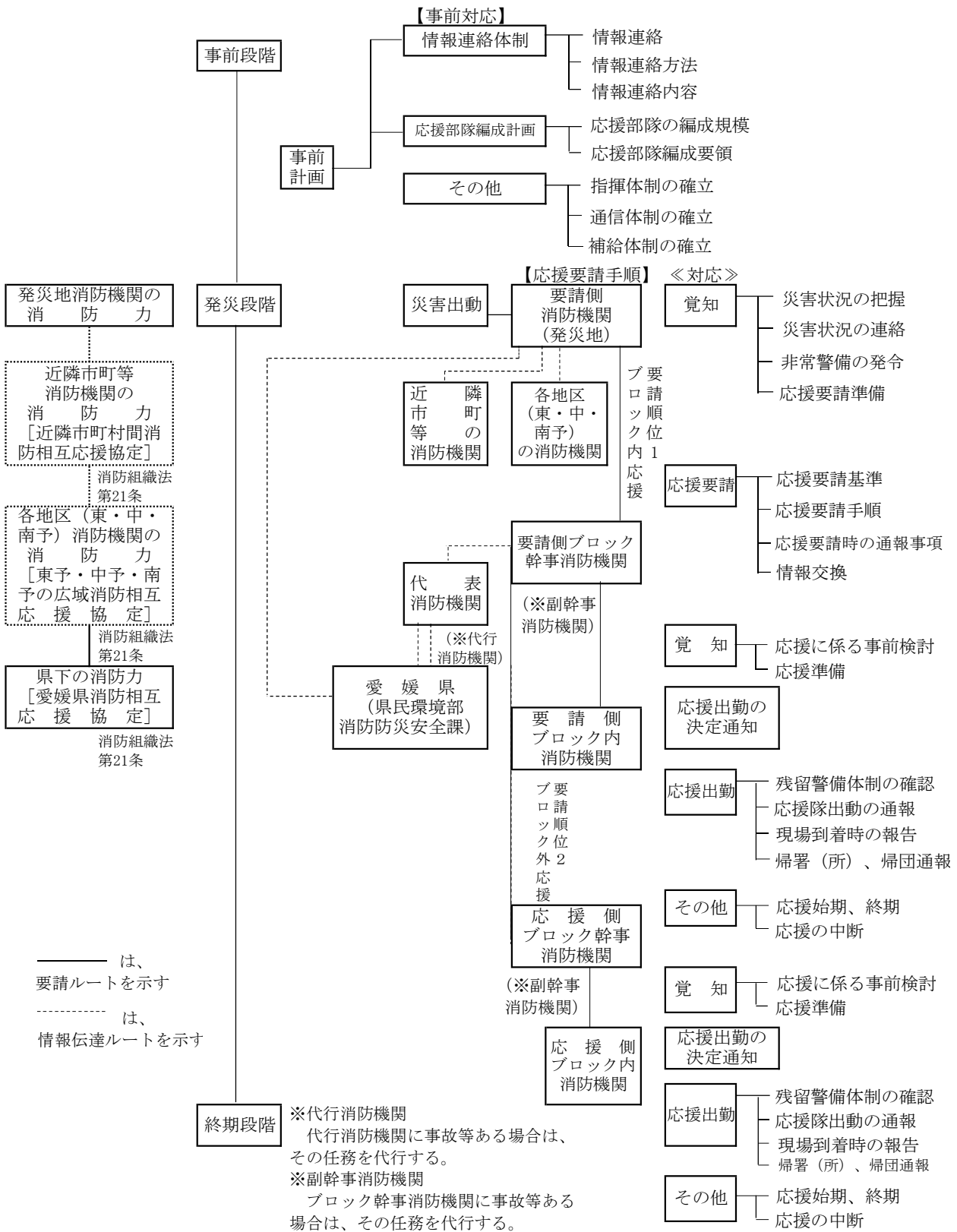
(令和3年4月1日)

区分 地区別	人員									装備				
	定員	実員	階級別						消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ積載車	その他車両	計		
			団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長					団員	
消防団本部	25	14	1	4			1	3	5			1	1	
うち女性		9					1	3	5					
伊予三島方面隊	512	413		2	11	7	28	83	282	17	6	3	26	
うち女性		1							1					
川之江方面隊	332	323		2	10	6	24	81	200	12	11	2	25	
土居方面隊	374	349		2	10	7	24	98	208	6	18	3	27	
新宮方面隊	124	90		2	7	5		23	53	1	5	1	7	
機能別消防団市役所消防隊		19							19		1		1	
機能別消防団OB消防団		39							39					
四国中央市消防団	(計)	1,367	1,247	1	12	38	25	77	288	806	36	41	10	87
うち女性		10						1	3	6				

15 消防水利

(令和3年4月1日現在)

合 計	防 火 水 槽					耐 震 性 貯 水 槽				井 戸	河 川 ・ 溝 等	海 ・ 湖	プ ル	濠 ・ 池 等	下 水 道	そ の 他	
	小 計	1 0 0 m ³ 以 上	6 0 m ³ 〜 1 0 0 m ³ 未 満	4 0 m ³ 〜 6 0 m ³ 未 満	2 0 m ³ 〜 4 0 m ³ 未 満	小 計	3 0 m ³ 型	4 0 m ³ 型	8 0 m ³ 型								1 0 0 m ³ 型
1,234	770	10	10	213	537	69		65	1	3	13	139	15	32	103		93



17 愛媛県消防広域相互応援計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、愛媛県内の市町において地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生した場合の愛媛県消防広域相互応援協定に基づく応援について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この計画において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害発生市町長等
大規模災害又は特殊災害が発生した県内市町長（消防の一部事務組合長を含む。）をいう。
- (2) 災害発生地消防本部
災害発生地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 代表消防機関
松山市消防局をいう。ただし、松山市が被災等により、県内の消防機関の連絡調整を行うことができない場合は、代表消防機関代行がその任にあたる。
- (4) 代表消防機関代行
新居浜市消防本部をいう。
- (5) ブロック幹事
 - (1) 災害発生地消防本部は、応援依頼を受けた県内応援部隊の集結場所（航空部隊、水上部隊を除く。）として、地理的条件がよく、大部隊が集結できる場所（避難場所とは異なる場所）を確保し、速やかに調整本部へ連絡する。
 - 東予ブロック
 - ・四国中央市消防本部
 - ・新居浜市消防本部
 - ・西条市消防本部
 - ・今治市消防本部（幹事）
 - ・上島町消防本部
 - 中予ブロック
 - ・松山市消防局
 - ・伊予消防等事務組合消防本部（幹事）
 - ・久万高原町消防本部
 - ・東温市消防本部
 - 南予ブロック
 - ・大洲地区広域消防事務組合消防本部
 - ・八幡浜地区施設事務組合消防本部
 - ・西予市消防本部
 - ・宇和島地区広域事務組合消防本部（幹事）
 - ・愛南町消防本部

第2章 県内応援実施体制の確立

1 応援の要請

(1) 災害発生市町からの応援要請連絡

災害発生市町長等は、大規模な災害等に際し、愛媛県消防広域相互応援を受ける必要があると判断したときは、別記様式1-1により速やかに知事に連絡するものとする。

ただし、知事に連絡をとることができない場合は、別記様式1-2により代表消防機関又は、ブロック内幹事に連絡するものとする。

(2) 応援部隊が出動するまでに必要な情報

災害発生市町長等は、別記様式2により、知事等に対する第1報要請時に必要な情報を連絡後、引き続き必要な情報を速やかに連絡するものとする。

(3) 情報の共有化

知事は、災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、代表消防機関、代表消防機関代行及び各ブロック幹事に連絡するものとする。

また、代表消防機関が災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、知事、代表消防機関代行及び各ブロック幹事に連絡するものとし、ブロック内幹事が災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、知事、代表消防機関、代表消防機関代行及び他のブロック幹事に連絡するものとする。

2 応援の実施

(1) 愛媛県消防広域応援調整本部運営員

大規模災害が発生した場合の初動時における情報収集体制の強化及び県と代表消防機関との情報の共有化を図るため、愛媛県消防広域応援調整本部運営員（以下「県運営員」という。）及び代表消防機関消防広域応援調整本部運営員（以下「代表消防機関運営員」という。）を置くこととし、災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、県内応援の実施、緊急消防援助隊の出動の可否等について協議するものとし、運営員が必要と認めた場合には、代表消防機関代行及びブロック幹事の意見を聴くことができる。

運営員には、愛媛県県民環境部管理局消防防災安全課長及び松山市消防局警防課長をもって充てる。

なお、運営員に変更があった場合は、相互に通知する。

(2) 愛媛県消防広域応援調整本部の設置

県運営員は、愛媛県消防広域相互応援に基づく応援部隊（以下「県内応援部隊」という。）の出動が決定された場合には、愛媛県消防広域応援調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、関係災害対策本部、県内応援部隊を派遣した消防機関等との連絡調整等を行うものとする。

なお、調整本部は、県運営員及び代表消防機関運営員をもって組織することとし、県運営員を本部長とする。

また、本部長は、必要に応じ、災害発生市町、代表消防機関代行及びブロック幹事に、調整本部への参加を求めることができる。

(3) 調整本部の運営

調整本部の運営等については、「愛媛県緊急消防援助隊調整本部設置要綱」を準用する。なお、緊急消防援助隊の出動が決定され、緊急消防援助隊調整本部が設置された場合には、当該緊急消防援助隊調整本部がその機能を果たすことができる。

3 県内応援部隊の編成

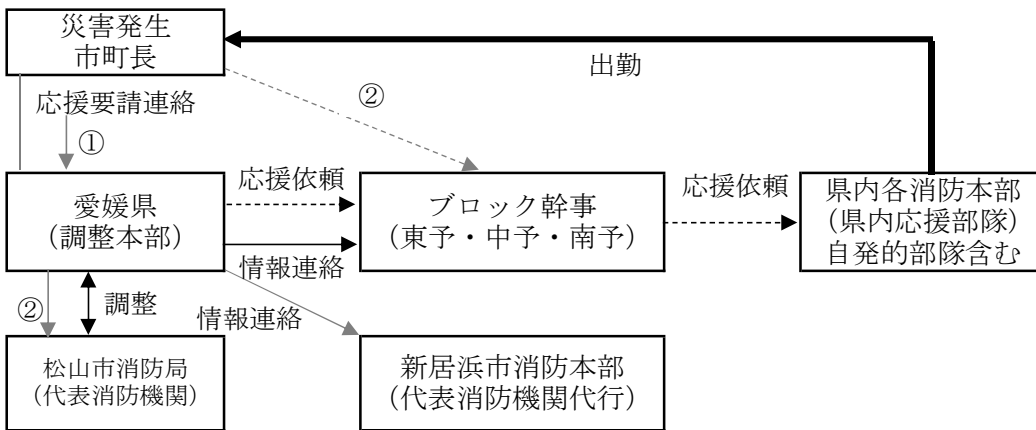
(1) 県内応援部隊は、各消防機関が応援可能な部隊により編成するものとし、災害発生市町長等の要請に基づき調整本部が調整し、ブロック幹事を通じ各消防本部に応援依頼を連絡する。

なお、各消防本部は、業務に重大な支障がない限り応援依頼連絡を受けた部隊を直ちに出動させなければならない。

(2) 災害発生地が各ブロック境界付近の場合は、ブロックにとらわれることなく応援を実施するものとする。

(3) 消防団に係る県内応援部隊の編成については、災害発生市町長等の要請に基づき、その都度、調整本部が関係市町と調整する。

応援部隊への情報連絡図



応援要請連絡ルート _____
 応援依頼ルート - - - - -
 情報連絡ルート _____
 調整・出勤ルート **_____**

4 集結場所

- (1) 災害発生地消防本部は、応援依頼を受けた県内応援部隊の集結場所（航空部隊、水上部隊を除く。）として、地理的条件がよく、大部隊が集結できる場所（避難場所とは異なる場所）を確保し、速やかに調整本部へ連絡する。
- (2) 自発的に応援を決定した部隊については、現地に集結する。
- (3) 災害発生地消防本部は、誘導員を県内応援部隊の道案内のため、適宜配置する。
- (4) 県内応援部隊のうち、集結場所への参集の際、地理的な理由等から、直接、災害現場に出動する部隊や交通渋滞等の理由で集合時間に遅れる部隊については、その旨を調整本部に報告し指示を受ける。

5 指揮体制

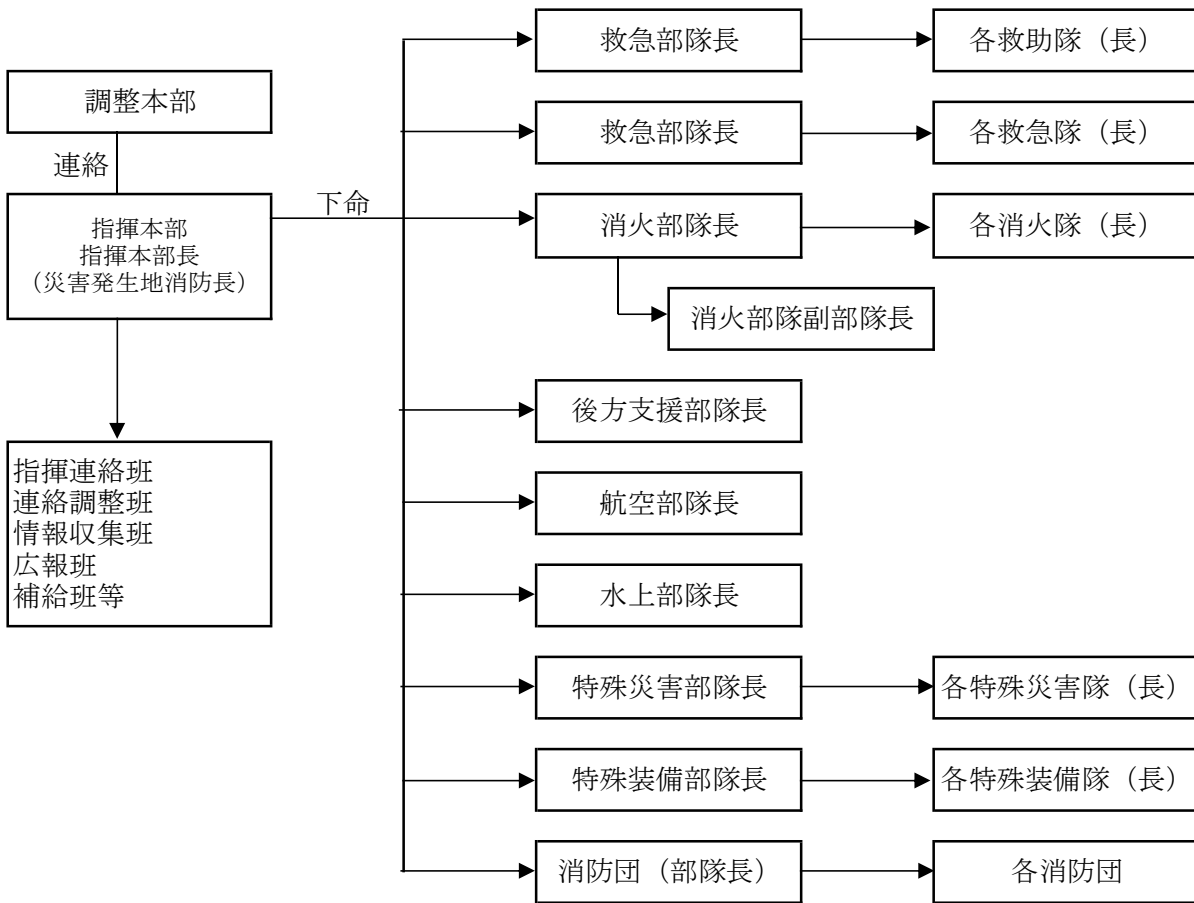
- (1) 指揮本部の設置
 - ① 災害発生地消防本部は県内応援部隊を円滑に運用し、消防活動を有効に行うため、管轄内に指揮本部を設置するものとする。
 - ② 指揮本部には、指揮連絡班・連絡調整班・情報収集班・広報班・補給班等を配置するものとし、指揮本部要員については応援部隊からの受入れも考慮しておくものとする。
- (2) 指揮系統
 - ① 指揮本部長は、災害発生地消防本部の長とする。
 - ② 県内応援部隊の指揮は、指揮本部長が県内応援部隊の指揮者に行う。
 - ③ 県内応援部隊内の指揮は、指揮本部長の指揮内容に基づき県内応援部隊の指揮者が行う。
- (3) 県内応援部隊の運用
 - ① 県内応援部隊の運用は、応援側消防機関単位で運用する。
 - ② 指揮本部長は、県内応援部隊の増強、交代等に備え、予備隊の確保に努める。

6 情報連絡体制

愛媛県内の情報連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 情報連絡の手段は、原則として電話又はファクシミリ（有線又は衛星回線）によるものとするが、これらが途絶している場合には、県内共通波消防無線により対応するものとする。
- (2) 情報連絡内容は次のとおりとする。
 - ① 災害の発生日時
 - ② 災害の発生場所
 - ③ 災害の種別（地震、風水害、林野火災、コンビナート火災、航空機災害等）
 - ④ 災害の状況
 - ⑤ 応援要請の状況（他の協定による消防機関の応援等）
 - ⑥ 被害の状況（人的、物的）
 - ⑦ その他必要な事項

指 揮 系 統



7 無線運用体制

県内応援部隊活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については次のとおりとする。

- (1) 全国共通波は、緊急消防援助隊の出動に備え、基本的に使用しない。
- (2) 県内応援部隊と調整本部、災害発生地消防本部及びブロック幹事との通信は、県内共通波を使用し、統制は県内応援部隊が行う。
- (3) 県内応援部隊内の通信は、無線機の貸し借りにより、各部隊内で同一の周波数の市町波又は署活動波が確保できるよう努めることとする。
- (4) 災害発生地消防本部内の通信は、災害発生地消防本部の市町波又は署活動波を使用する。
- (5) 災害現場の状況により、上記によりがたい無線の運用を行う必要がある場合は、調整本部において調整するものとする。

8 資機材に関する事項

応援可能資機材及び応援可能無線機等は、愛媛県緊急消防援助隊応援実施計画別表3及び別表4のとおりである。

第3章 受援体制の確立

1 情報収集体制

ブロック幹事は、災害発生地消防本部に情報収集の余裕がないと判断した場合は、自ら職員を派遣し、あるいは、ブロック内の他の消防本部に職員派遣を要請するなどして情報収集にあたり、別記様式2により調整本部に報告するものとする。

2 消防本部単位の受援体制

この計画において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 各消防本部は、この計画に基づき、県内応援部隊の応援を受ける場合に必要な次の事項について、市町防災担当部局と協議のうえ受援に必要な情報等の収集整理を行うものとする。

(消防本部単位の確立すべき内容)

- ① 応援要請手続き
- ② 現地指揮本部の指揮者、要員及び設置場所
- ③ 消防本部と市町との連絡体制
- ④ 調整本部との連絡体制
- ⑤ その他受援に必要な事項

(受援に必要な情報等)

- ① 消防水利の情報
 - ア 水利種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
 - イ 水利の所在地
 - ウ 管口径、貯水容量
 - エ 水利地図（広域地図・住宅地図）
 - ② 医療機関の一覧表及び地図
 - ③ 野営場所の一覧表及び地図
 - ④ 燃料、食料、建設機械等の調達先の一覧表及び地図
 - ⑤ その他受援に必要な事項
- (2) 県内応援部隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地消防本部は、この計画に基づき直ちに受援体制を整える。

3 応援等サポート本部の設置

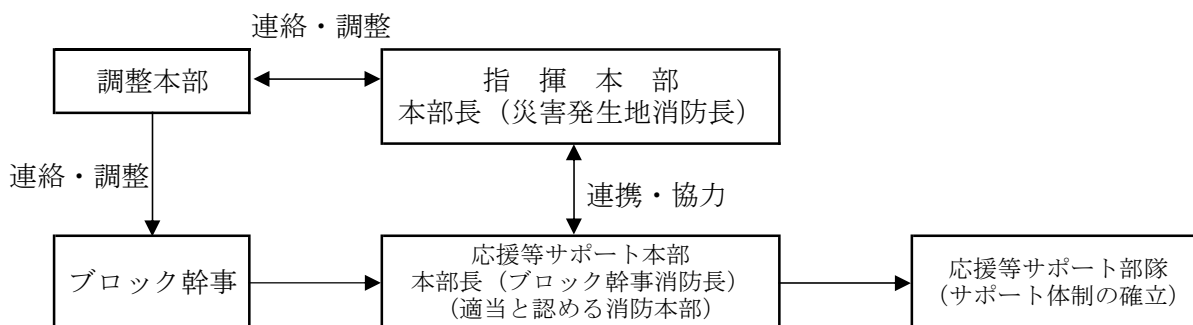
(1) 県内応援部隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地のブロック幹事は、被災状況等から判断し最も適当と認める消防本部内に、応援等サポート本部を設置するとともに、ブロック内消防本部からの派遣職員による応援等サポート部隊を編成する。

応援等サポート本部の本部長は、ブロック幹事消防長とし、指揮本部と連携・協力しながら県内応援部隊の活動のサポート体制を確立する。

(応援等サポート本部の任務)

- ① 集結場所への誘導及び集結場所の現地整理
 - ② 集結場所から活動場所への通行路の確保及び誘導
 - ③ 緊急通行路、消防水利等に関する情報の提供
 - ④ 燃料、食料、建設機械等に係る調達先の確保及び手配
 - ⑤ 野営場所の設置、運営
 - ⑥ 携帯無線機の手配、貸与
 - ⑦ 後方支援部隊のサポート
- (2) ブロック幹事が、管内災害対応等のため応援等サポート本部を設置することができないときは、調整本部において設置する消防本部を決定する。
- (3) ブロック幹事は、応援等サポート本部の設置・運営等について計画を策定するとともに、ブロック内消防本部の受援に関する計画及び情報等を整理保管し、県内応援部隊に速やかに提供できる体制を構築しておくものとする。

応援等サポート体制



4 補給体制

各消防本部は、災害活動が長期に及ぶ場合に備えて、次により県内応援部隊に対する食料、燃料等補給物資の円滑な補給体制を市町等と協議し、確立しておくものとする。

- (1) 指揮本部長は、消防活動が長期に及ぶと判断した場合、補給班に補給隊の編成を命じ、補給物資の調達、支給を行わせる。
- (2) 補給隊は、災害発生地消防本部の職員で編成する。
- (3) 緊急性のある補給物資から優先的に支給する。
- (4) 消防活動が長期化した場合に備えて、県内応援部隊の宿泊施設として、学校、体育館等多数の人員を収容することができる施設の確保を図るものとする。

5 愛媛県職員の派遣

調整本部は、必要と認めた場合には、下記の事項に対処させるため、進出拠点あるいは現地指揮本部に、県地方局職員の派遣を依頼し、あるいは、県消防防災安全課の職員を派遣する。

- (1) 調整本部との連絡調整
- (2) 消防庁との連絡調整
- (3) 関係災害対策本部との連絡調整
- (4) その他必要な事項

6 緊急交通路の確保

調整本部は、愛媛県警察本部から緊急交通路に関する情報を入手し、県内応援部隊が通行する路線を決定のうえ、県内応援部隊、災害発生地消防本部、応援等サポート本部に連絡するとともに、愛媛県警察本部に対し、必要な交通規制等を依頼する。

第4章 その他

- 1 この計画に定めのない事項については、調整本部において協議のうえ、決定する。

附 則

- 1 この計画は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成7年10月1日付けで策定した「愛媛県消防広域応援実施計画」(旧計画)は、平成18年3月31日をもって廃止する。

愛媛県消防広域応援要請連絡票

第	報
令和	年 月 日

(あて先)
愛 媛 県 知 事

〇 〇 市 町 長

愛媛県消防広域応援要請連絡について
次のとおり応援要請連絡を行います。

災害発生日時	令和 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	令和 年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特 殊 災 害 部 隊	毒劇物等対応隊	
	救 助 部 隊			N 災害対応隊	
	救 急 部 隊			B 災害対応隊	
	航 空 部 隊			C 災害対応隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特に指定なし			密閉空間火災等対応隊	
		遠距離大量送水隊			
		特 殊 装 備 部 隊		その他の部隊	
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡責任者	区 分	担当課	職	氏 名	電話・FAX番号
	市町村				TEL — — FAX — —

愛媛県消防広域応援要請連絡票

第	報
令和	年 月 日

(あて先) 松山市消防局長
 (あて先) ブロック幹事消防長

〇 〇 市 町 長

愛媛県消防広域応援要請連絡について
 次のとおり応援要請連絡を行います。

災害発生日時	令和 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	令和 年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特 殊 災 害 部 隊	毒劇物等対応隊	
	救 助 部 隊			N 災害対応隊	
	救 急 部 隊			B 災害対応隊	
	航 空 部 隊			C 災害対応隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特に指定なし			密閉空間火災等対応隊	
		遠距離大量送水隊			
		特 殊 装 備 部 隊		その他の部隊	
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡責任者	区 分	担当課	職	氏 名	電話・FAX番号
	市町				TEL — — FAX — —

別記様式2

代表消防本部
 ブロック幹事消防本部 御中
 愛媛県消防主管課

第 報 (消防本部)

災 害 状 況 報 告 書

(記入欄が不足する場合等は、別紙で記入すること。様式は任意でよい)

報告日時	年 月 日	時 分
重大な被害が 発生している 地 域	地 区 の 説 明 (住所又は国道〇〇号沿い、〇〇駅周辺等)	被 害 の 状 況 (該当する被害に〇印を入れること。)
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ()
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ()
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ()
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ()
市域全体の 建物被害状況 (該当するものに 〇印)	鉄筋建造物の倒壊 (極めて多数・多数・何件か確認できる・少数・未確認) 一般家屋の倒壊 (極めて多数・多数・何件か確認できる・少数・未確認) 今後の被害予測 (拡大する見込み・拡大の見込みは少ない・不明)	
火災の発生 状 況 (該当するものに 〇印)	火災状況 (市街地大規模火災・同時多発火災・規模不明・未発生・未確認) 焼損面積 (概算) 今後の被害予測 (拡大する見込み・拡大の見込みは少ない・不明)	
人的被害 (該当するものに 〇印)	死傷者予測 (5万人以上・1万人以上・5千人以上・千人以上・不明) 現時点での死傷者数 死者 _____ 負傷者 _____ 今後の被害予測 (拡大する見込み・拡大の見込みは少ない・不明)	
現 在 の 対 応 状 況		
その他 (どのようなことでもよいので災害に関する情報を記入すること)		

18 四国中央市緊急消防援助隊等受援計画

第1章 総則

1 目的

四国中央市内において地震等の大規模災害又は特殊災害が発生し、四国中央市だけでは対応が困難となり、若しくは困難となることが予想され、緊急消防援助隊及び愛媛県消防広域相互応援協定等による応援隊（以下「応援隊」という。）の応援を受ける場合に、応援隊が効果的に活動できる体制を確保することを目的として、「愛媛県緊急消防援助隊受援計画」（以下「県受援計画」という。）第4章2(1)に基づき、四国中央市の受援計画を定めるものとする。

なお、本計画によるもののほかは、県受援計画及び愛媛県消防広域相互応援計画によるものとする。

2 用語の定義

この計画において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 指揮者

指揮を執る市長又はその委任を受けた者をいう。

(2) ブロック幹事消防本部

県受援計画に定める地域ブロックを取りまとめる消防本部をいう。

(3) 緊急消防援助隊調整本部

緊急消防援助隊運用要綱第10条に定める応援等の調整を行う本部をいい、原則として被災地が一の市町の場合には当該市町が設置し、被災地が複数の場合には愛媛県が設置する。（以下「応援等調整本部」という。）

(4) 応援等サポート本部

被災地における応援隊の活動が円滑に行われるようサポート活動を行う消防本部をいい、ブロック幹事消防本部が指定し、ブロック内消防本部からの派遣職員による応援等サポート部隊を編成する。（以下「サポート本部」という。）

第2章 応援要請

1 県内応援及び緊急消防援助隊第1次派遣の要請

愛媛県消防広域相互応援協定（平成18年4月1日）による応援隊（以下「県内応援隊」という。）の要請及び緊急消防援助隊の要請依頼は、四国中央市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の協議により決定する。

災害対策本部が設置されていない場合で緊急を要する場合は、消防長が市長の了解委任を得て要請をすることができる。

なお、応援要請の判断基準として次の規模の災害を目安とする。

ア 市内で延焼火災が多発し、市の消防力では対応できないと認める場合

イ 市内で震度7の揺れが観測され、多数の家屋倒壊が発生した場合

ウ 市の部隊で対応できない不測の事態が発生したと認める場合

2 緊急消防援助隊第2次派遣の要請

災害の規模から判断して、更に応援隊が必要な場合は、災害対策本部の協議により緊急消防援助隊第2次派遣隊を要請する。

この場合、必要な派遣部隊の種類、数、派遣先、必要機材等を明示する。

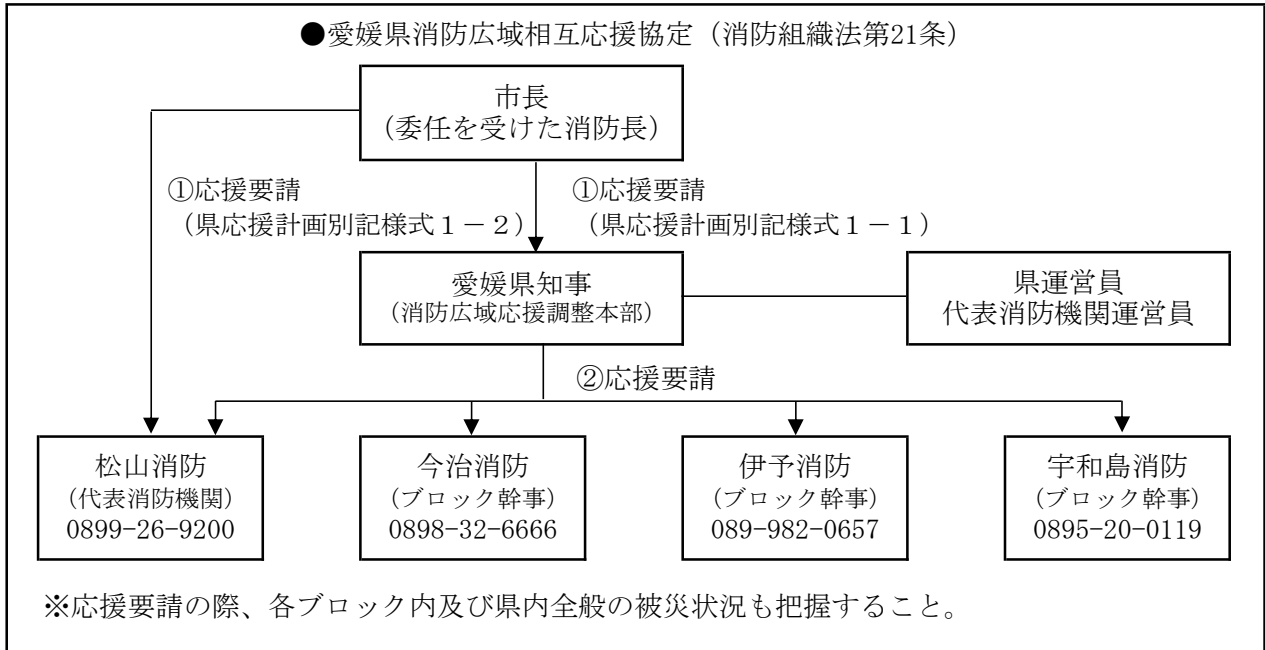
3 応援要請要領

(1) 県内応援隊の要請要領

市長又は市長から委任を受けた消防長は、県内応援隊の応援要請が決定された場合、愛媛県消防広域相互応援計画（以下「県応援計画」という。）別記様式1-1により、愛媛県知事に応援要請を行う。

ただし、知事に連絡をとることができない場合は、県応援計画別記様式1-2により、代表消防機関又はブロック幹事に連絡する。

応援要請手続



(2) 緊急消防援助隊要請要領

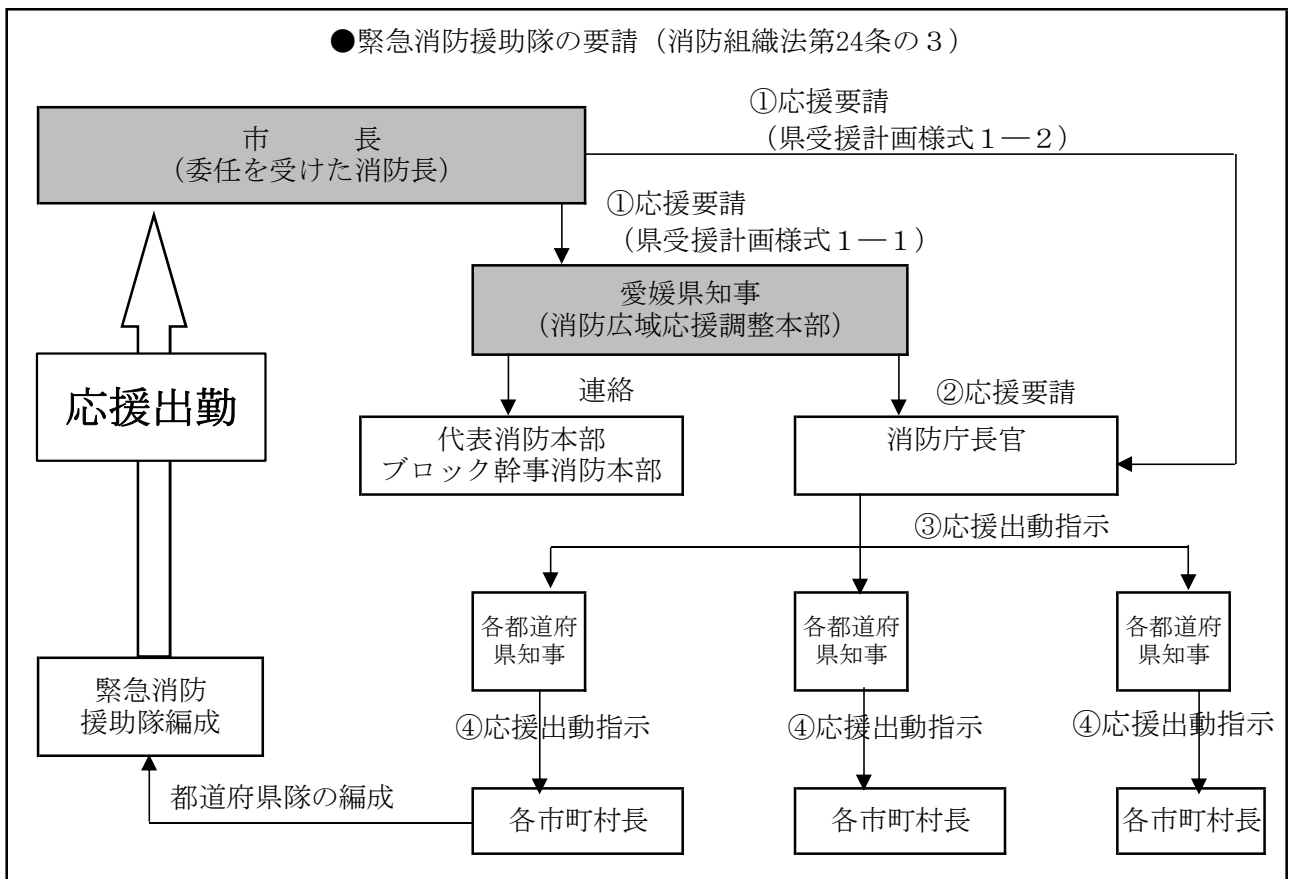
市長又は市長から委任を受けた消防長は、緊急消防援助隊の応援要請が決定された場合、県受援計画別記様式1-1により、愛媛県知事に応援要請を行う。

愛媛県知事に連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に応援要請を行い、事後、愛媛県知事に連絡する。

また、併せて代表消防本部及びブロック幹事に応援要請を行った旨を連絡する。

その他応援要請要領の詳細は、県受援計画第2章「応援要請の手続き」によるものとする。

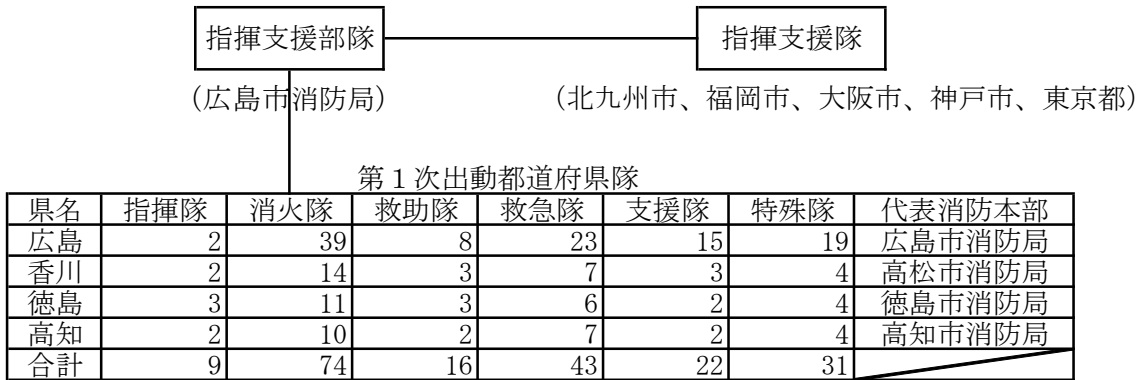
応援要請手続



(参考) 緊急消防援助隊 (平成18年4月1日付け消防庁登録部隊)

指揮支援部隊	29隊	都道府県指揮隊	107隊		
消火部隊	1,308隊	救助部隊	312隊	救急部隊	752隊
後方支援部隊	336隊	航空機部隊	69隊	水上部隊	19隊
特殊災害部隊	251隊	特殊装備部隊	300隊		

(参考) 愛媛県が被災県の場合における応援計画 (緊急消防援助隊第1次派遣)

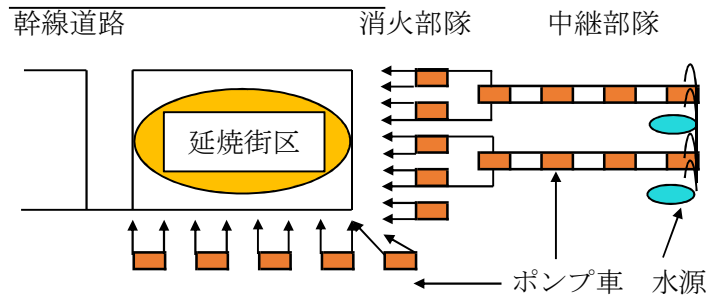


4 要応援部隊数の算定

(1) 消火部隊

市街地火災は時間経過とともに拡大することを念頭に、数時間先の延焼状況を推測し、多目の算定を行い要請すること。

目安として、延焼火災1件 (10,000㎡を想定) につき、消火部隊10隊 (20口)、中継部隊20隊の計30隊と考える。



必要水量の目安

- ・筒先1口 (火面長10m) につき、 $0.5 \text{ t} / \text{min} \times 20 \text{ min} = 10 \text{ t}$ と考える。
- ・消火部隊が10隊の場合、20口であるから200 t の水源を確保する必要がある。

(2) 救助部隊

震度7の地域の人口の0.5%が要救助者であると推測し、1救助部隊が3日間で救出完了できる人員を $72 \text{ 時間} \div 1.5 \text{ 時間} / \text{人} = \text{約} 50 \text{ 人}$ とみなし、算定する。

(例) 市内の人口10万人で震度7の地震があった場合

$$100,000 \times 0.5 / 100 \div 50 = 10 \text{ 隊}$$

* 阪神淡路大震災時のRC造の平均救出時間1人あたり188人・分 (4人編成では47分) の倍の1.5時間を1人あたりの救出時間とした。

(3) 救急部隊

震度7の地域の救急隊1隊につき10隊の応援を目安とする。

第3章 受援体制

1 指揮本部の設置等

災害対策本部が設置され県内応援隊を要請した場合、県応援計画第2章5(1)に基づく、指揮本部の設置は、災害対策本部と四国中央市消防本部（以下「消防本部」という。）が災害活動等の統括を目的として設置する警防本部（以下「警防本部」という。）が連携し、その機能を果たすものとする。

ア 災害対策本部は、県内応援隊の活動に必要な情報収集、物資の補給等の支援を行う。

イ 警防本部は、県内応援隊の指揮連絡、誘導配備等の現場活動を統括するものとし、必要に応じサポート本部派遣職員等の応援を求めることができる。

2 応援等調整本部の設置等

(1) 応援等調整本部の設置

ア 災害対策本部が設置され、緊急消防援助隊を要請した場合は、災害対策本部内に応援等調整本部を設置する。

なお、災害対策本部が設置されていない場合は、消防本部内に応援等調整本部を設置する。

イ 応援等調整本部は、四国中央市応援等調整本部と呼称する。

ウ 応援等調整本部には、電話、無線機等必要な機器を配置する。

(2) 応援等調整本部の組織

ア 応援等調整本部の構成員は、消防長、消防庁派遣職員、愛媛県派遣職員、指揮支援部隊長、代表消防本部派遣職員、応援等サポート本部長等とする。

イ 応援等調整本部の本部長は、消防長とする。

(3) 応援等調整本部の役割

応援等調整本部は、消防庁、応援隊及び指揮本部と連携し、次の事務を行う。

ア 応援隊の配備に関すること。

イ 関係機関との連絡調整に関すること。

ウ 応援隊の後方支援に関すること。

エ その他必要な事項に関すること。

(4) 愛媛県との連携

愛媛県に応援等調整本部が設置された場合は、市長が委任する消防本部管理職員を派遣するものとする。

3 応援隊の受入要領

(1) 県内応援隊

ア 被災地情報の提供

消防広域応援調整本部運営員（県庁）に対し、市内の被害状況、必要部隊、派遣先を報告する。（県応援計画別記様式2）

イ 集結場所の指定

県応援隊の集結場所は、県受援計画の資料「別表6」のとおりとする。

応援等調整本部は、サポート本部の協力を得ながら、県内応援隊の集結場所への誘導及び集結場所の現地整理を行う。

(2) 緊急消防救助隊

ア 被災地情報の提供

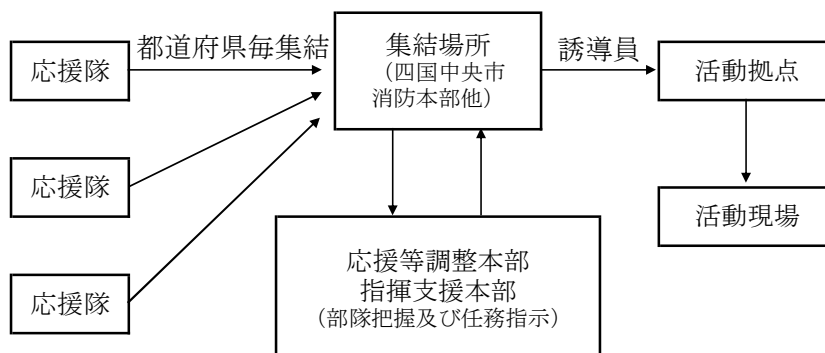
緊急消防救助隊の派遣が決定した場合は、県受援計画に基づき、消防広域応援調整本部運営員に市内の災害情報を報告する。（県受援計画別記様式2）

イ 集結場所の指定

応援隊の集合場所は、県受援計画の資料「別表6」のとおりとする。

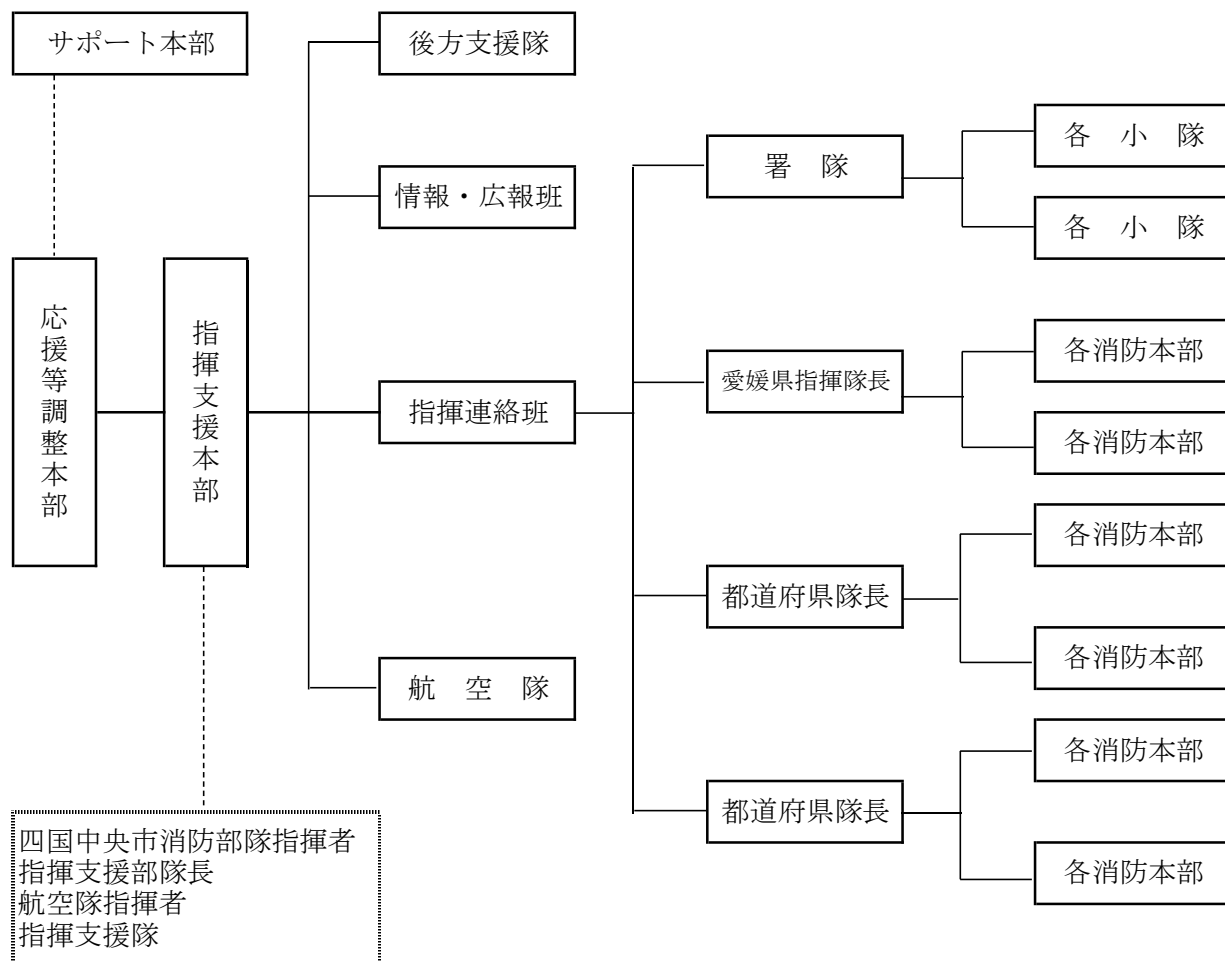
応援等調整本部は、サポート本部の協力を得ながら、応援隊の集結場所への誘導及び集結場所の現地整理を行う。

応援隊登録要領



- ウ 応援隊への任務指示及び活動拠点への誘導
- (ア) 応援隊への任務指示
応援隊への任務指示については、本部長が事前に集結場所へ責任者及び誘導員を派遣し、指揮支援部隊長との調整の後、到着する都道府県隊長に任務及び活動拠点を指示する。
- (イ) 活動拠点への誘導
誘導員（消防職員を中心に編成）を集結拠点へ派遣し、各都道府県隊の活動拠点までの誘導を行う。
- エ 応援隊の活動拠点等の指定
応援隊の活動を支援するため、全市的な活動支援拠点として愛媛県紙産業研究センターを指定し、活動拠点については、応援等調整本部が災害現場周辺施設の調査を行い指定する。
なお、発災後、各拠点には次の設備又は物品を準備する。
- (ア) 活動支援拠点
- ・電源車、照明車及び上水タンク車等の派遣、食料、トイレ、燃料の調達
 - ・電池、バッテリー類、寝具類、衣類、医薬品類、その他生活用品の調達
 - ・各種消防活動用資機材の調達、仮設救護所の設置
- (イ) 活動拠点（後方支援部隊が運営）
- ・電源、照明、水、トイレ、電池、バッテリー類、燃料等の調達
- (3) 応援隊の運用要領
応援隊の指揮体系は、消防本部で消防司令以上の階級にある者が出動する現場については当該消防司令の指揮下で、その他の場合は出動部隊の上級指揮者が現場指揮をとる。
また、地理不案内な応援隊の運用に際しては、管内の必要事項を記入した地図を配付するほか、部隊ごとに次の運用を行う。
- ア 消火部隊
原則として、消防本部の誘導員1人が同乗して出動する。
- イ 救助部隊
原則として、消防本部の誘導員1人が同乗して出動する。
- ウ 救急部隊
原則として、消防本部の救急隊員1人が同乗して出動する。

(4) 応援隊の指揮体系



4 海外からの派遣隊の受入に関する調整

海外からの派遣隊については、災害対策本部が窓口となり、関係部局と調整する。

なお、消防に関する受入れの要否などの調整については、応援等調整本部が行うものとする。

附 則

この計画は、平成18年6月1日から施行する。

19 主要備蓄物資

令和2年4月1日現在

物資等	単位	川之江	三島	新宮	土居	合計
備蓄箇所数	—	2	7	2	3	14
缶詰パン	食	5,208	4,560	0	0	9,768
米(アルファ米)	食	5,600	6,900	0	0	12,500
飲料水(500ml)	本	7,824	9,225	480	480	18,009
毛布	枚	304	1,202	97	212	1,815

20 救急医療用資機材

令和3年4月1日現在

No.	品名	規格	数量
1	ビニールシート		5枚
2	布担架		2枚
3	救護所標旗		2枚
4	白衣（帽子付き）	L	3枚
		M	2枚
5	トリアージタグ		200枚
6	トリアージリボン	赤・黄・緑	各1ヶ
7	はさみ		2本
8	ノート・ペン		各3ヶ
9	50%イソプロピルアルコール	500ml	10本
10	マスクン水	500ml	5本
11	糸付き縫合針 (CROWN JUN)	4-0 45cm 20本入	2箱
		5-0 45cm 20本入	2箱
12	手術用手袋	7号20双入	1箱
13	滅菌綿球（カップ入）	14mm×6カップ入	1箱
		20mm×6カップ入	1箱
		30mm×6カップ入	1箱
14	外科用ドレッシング (シルキポア ドレッシング)	4号 100×130mm 20枚入	2箱
		7号 100×260mm 20枚入	2箱
		8号 100×310mm 20枚入	2箱
15	ナースバン (非固着性アルミガーゼ)	7×5 5枚入	8箱
16	三角巾	40枚入	1箱
17	アメジスト（尺角四つ折りガーゼ）		40袋
18	クリーンシート (手術用布)穴なし	600×500W 50枚入	1箱
19	ニュースタイU	5cm×4.5m 10入	5箱
		7.5cm×4.5m 10入	5箱
20	ギブスホータイ（巻軸繃帯）	2裂 14cm×9m	55本
		3裂 9.3cm×9m	10本
		4裂 7cm×9m	10本
21	救急繃帯（ガーゼパット付き）		40個
22	梯状副子	大	6本
		中	1本
		小	6本
23	ラクテックD注	500ml×20本入	1箱

令和3年4月1日現在

No.	品名	規格	数量
24	留置針セーフレットキャス	22G×50本入	1箱
25	翼状針	22G×50セット入	1箱
26	輸液セット（三方活栓付）	10セット入	2箱
27	シルキーポア（ホワイト）	5号	1箱
28	ディスプレイダブル注射器 （DSシリンジ）	20ml×50本入	1箱
		5ml針付22G 1/4 100本入	1箱
29	ピンク針	18G×100本入	1箱
30	ブルー針	23G×100本入	1箱
31	サニコット（消毒綿）	200ヶ入	1箱
32	聴診器	バーガンディ	4個
33	血圧計		5個
34	気管内チューブ	7.0mm×10本入	1箱
		8.5mm×10本入	1箱
		9.0mm×10本入	1箱
35	気管内挿管セット	喉頭鏡 他	1式
36	エラテックス	3号	6箱
		5号	6箱
37	BVMセット		1式
38	リサシキット	喉頭鏡 他	1式
39	ペンタジン注射液15mg	1ml×10本	1箱
40	ノルアドレナリン0.1W/V%	1ml×10本	1箱
41	ソルコーテフ500mg	5本入	1箱
42	1%キシロカイン	100ml入	1本
43	2%キシロカインゼリー	30ml×5本入	1箱
44	単2乾電池（喉頭鏡用）		4個

21 救護班の編成及び収容施設（県指定病院）

番号	機関名	郵便番号	所在地	電話番号 (FAX番号)	病床数 (うち一般)	助産施設の有無	救護班数	三次救急医療施設▲ 災害基幹拠点病院● 災害拠点病院◎ 救護病院等○
1	公立学校共済組合四国中央病院	799-0101	四国中央市 川之江町 2233	0896-58-3515 (58-3464)	275 (229)	○	2	◎ ○
2	長谷川病院	799-0111	四国中央市 金生町下分 1249-1	0896-58-5666 (58-5696)	160 (160)	-	1	○
3	石川記念会HITO病院	799-0121	四国中央市 上分町788 -1	0896-58-2222 (58-2223)	257 (257)	-	2	○
4	西岡病院	799-0421	四国中央市 三島金子2 -7-22	0896-24-5511 (23-0590)	60 (60)	-	1	○
5	豊岡台病院	799-0435	四国中央市 豊岡町長田 603-1	0896-25-0088 (25-1039)	194 (82)	-	1	○
6	栗整形外科医院	799-0422	四国中央市 中之庄町 398-1	0896-24-5550 (24-5553)	40 (40)	-	1	○
7	四国中央市国民健康保険新宮診療所	799-0303	四国中央市 新宮町新宮 50	0896-72-2131 (72-3044)	0 (0)	-	1	○
8	松風病院	799-0712	四国中央市 土居町入野 970	0896-74-2001 (74-8166)	249 (45)	-	1	○
9	恵康病院	799-0724	四国中央市 土居町蕪崎 253-1	0896-74-7600 (74-7601)	60 (60)	-	1	○

22 廃棄物再生利用施設

施設の名称	規模 t/日	処理内容	竣工年月	郵便番号	所在地	電話番号
リサイクル プラザ	32	選別資源化	H 9. 3	799-0422	四国中央市中之庄 町字浜之前1670- 3	(0896)28-6015

23 し尿処理施設

施設名	規模 kL/日	処理 方式	設置年月	郵便番号	施設所在地	電話番号
アイ・ クリーン	35	高負 膜分	H 5. 11	799-0101	四国中央市川之江町4086- 1	(0896)28-6145
エコトピ アひうち	33	高負 膜分	H12. 4	799-0704	四国中央市土居町津根4249- 2	(0896)28-6145

24 ごみ焼却施設

施設の名称	規模 (t/日)	炉数	処理 方法	排ガス 処理方法	竣工 年月	郵便番号	所 在 地	電話番号
クリーン センター	150	3	全連	バ グ	H12. 3	799-0422	四国中央市中 之庄町字浜之 前1670- 3	(0896)28-6015

25 危険物施設

(令和3年4月1日現在)

製造所の区分		計	製造所	貯 蔵 所								取 扱 所				
				小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	移送取扱所
倍 数 別 種 別	合計	549	1	335	68	98	28	97	2	38	4	213	85	2	126	
	5倍以下	176	1	112	28	5	5	47	2	24	1	63	3		60	
	5倍をこえ10倍以下	106		69	15	4	22	24		1	3	37	9		28	
	10 " 50 "	122		65	18	31	1	9		6		57	32	2	23	
	50 " 100 "	44		28	1	12		8		7		16	8		8	
	100 " 150 "	25		16	6	8		2				9	8		1	
	150 " 200 "	23		13		7		6				10	9		1	
	200 " 1000 "	43		23		22		1				20	16		4	
	1000 " 5000 "	10		9		9						1			1	
	5000 " 10000 "															
	10000倍をこえるもの															
	類 別	第1類														
第2類		4		3	3						1				1	
第3類																
第4類		516	1	309	65	78	28	97	2	35	4	206	85	2	119	
第5類																
第6類		29		23		20				3		6			6	

26 東予地区排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第43条の6第1項の協議会として、東予地区（今治海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域）において、大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の油の防除活動についてあらかじめ必要な事項を協議し、事故発生時において、それぞれの立場で相互に連携し、その連携を推進すること及び広域防除活動の連携を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「東予地区排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」）という。

(地区協議会の業務)

第3条 地区協議会は、次の業務を行う

- (1) 排出油等防除マニュアルの作成
イ 情報の共有
ロ 人員、施設、器材の動員、輸送
ハ 出動船艇相互間の通信連絡
ニ その他必要事項
- (2) 排出油等防除に必要な施設、器材の整備推進
- (3) 排出油等防除に関する研修及び訓練
- (4) 排出油等防除活動の実施の推進
- (5) 排出油等の処理剤の使用に関する事項
- (6) その他排出油等の防除に必要な事項

(組織)

第4条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、今治海上保安部長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を統理する。
- 4 会員は、今治海上保安部管轄区域内において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又は、その指名する職員をもってあてる。
- 5 地区協議会に、排出油等の防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。
- 6 技術専門委員会の委員は、会長の推薦する者のうちから会議の同意を得て会長が委嘱する。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議として会長が招集する。

- 2 定例会議は、原則として年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の提出)

第6条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回（3月末日現在）会長に提出するものとする。

なお、防除能力に大幅に変更があった場合は、その都度会長に通報するものとする。

- (1) 施設、器材の整備、保有状況
 - (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
 - (3) その他必要事項
- 2 会長は、前項の資料をとりまとめるうえ、各会員に提供するものとする。

(情報提供)

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

- 2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

(排出油等防除活動の実施)

- 第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。
- 2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 3 会員である民間防除機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 4 各会員の防除活動は、それぞれの機関の固有の指揮系統のもと実施するものとする。

(排出油防除計画に係る意見の提出)

- 第10条 地区協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、東予地区（今治海上保安部管轄区域内海域およびその隣接海域）に係る同法第43条の5第1項に基づく排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(訓練)

- 第11条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練（図上訓練を含む）を行うものとする。

(求償事務)

- 第12条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(災害補償)

- 第13条 防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、もしくは、病気にかかり、又は廃失となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経費)

- 第14条 この会の運営に必要な経費は、会員が協議のうえ徴収するものとする。

(協議)

- 第15条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(庶務)

- 第16条 地区協議会の庶務は、今治海上保安部警備救難課において行う。

附 則

この会則は、昭和50年1月29日から施行する。

平成8年9月25日改正（協議会名、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく協議会とするため等の改正）

平成10年6月13日改正（第7条、出動要請の改正）

平成19年6月19日改正（排出油等の防除に関する協議会の設置及び運営についての改正）

27 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

令和2年1月14日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合においては、避難所に避難生活している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施する事が可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅 の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要支援者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は最高2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型対応仮設住宅に準ずる。 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																									
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)																																									
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																									
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人ごと1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全全流</td> <td>壊焼失 夏</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半半床上浸水</td> <td>壊焼失 夏</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>						区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人ごと1人増すごとに加算	全全流	壊焼失 夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	半半床上浸水	壊焼失 夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人ごと1人増すごとに加算																																						
全全流	壊焼失 夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																						
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																						
半半床上浸水	壊焼失 夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																						
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急処理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 595,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡したものであっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,500円以内 既存建物借上 一 費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1 体当たり 5,400円以内 検 救護班以外は 索 慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	<p>1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者</p> <p>2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者</p>	<p>1人1日当たり 医師、歯科医師 22,200円以 内</p> <p>薬剤師、診療放射 線技師、臨床検査 技師、臨床工学技 士、歯科衛生士 15,600円以 内</p> <p>保健師、助産師、 看護師、准看護師 15,700円以 内</p> <p>救急救命士 13,700円以 内</p> <p>土木技術、建築技 術者 15,300円以 内</p> <p>大工 21,200円以 内</p> <p>左官 21,800円以 内</p> <p>とび職 21,600円以 内</p> <p>業者のその地域に おける慣行料金に よる支出実績に手 数料としてその100 分の3の額を加算し た額以内とするこ と。</p>	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び貸借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年度政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 ア 3千万円以下の部分の金額については100分の10 イ 3千万円を超える6千万円以下の部分の金額については100分の9 ウ 6千万円を超える1億円以下の部分の金額については100分の8 エ 1億円を超える2億円以下の部分の金額については100分の7 オ 2億円を超える3億円以下の部分の金額については100分の6 カ 3億円を超える5億円以下の部分の金額については100分の5 キ 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

28 地すべり危険箇所

危険箇所番号	位置				地すべり被害想定区域の面積 (ha)	地すべり履歴		保全対象					危険箇所判定
	箇所名	郡市	町村	大字		発生数	発生年数	人口 (人)	人家戸数 (戸)	施設	数量	耕地 (ha)	
1	田尾	四国中央	川滝	下山	15.2	0		15	5	市道 集会所	300 1	5.3	B
2	領家	四国中央	川滝	領家	49.2	1	S.62	153	51	集会所 郵便局	1 1	22.4	A
3	横川	四国中央	金田	半田	34.2	1	S.40	54	18	公会堂	1	0.2	B
4	平山	四国中央	金田	金川	52.3	1	H.2	45	15	県道	3010	10.5	A
5	東金川	四国中央	金田	三角寺	98.1	3	H.2	96	32	市道	6260	7	A
6	佐礼	四国中央	金田	三角寺	27.4	2	S.51	33	11	県市 道道	180 1200	5.7	A
7	三角寺	四国中央	金田	三角寺	10.4	1	S.39	12	4	市道	170	4.9	A
8	亀尻	四国中央	新宮	上山	21.4	3	S.47	15	5	県市 道道	480 330	5.3	A
9	木嵐	四国中央	新宮	上山	44.4	1	S.45	31	14	市道 集会所 小学校 幼稚園	1970 1 1 1	17.1	B
10	寺内	四国中央	新宮	上山	15.3	不明		24	11	市道	960	12.9	C
11	東北浦	四国中央	新宮	上山	15.8	1	H.2	17	6	県市 道道	400 230	1.3	A
12	中野	四国中央	新宮	上山	63.4	5	S.51	87	28	県市 道道 集会所 郵便局	990 1860 1 1	21.5	A

危険箇所番号	位置				地すべり 被害想定 区域の積 (ha)	地すべり 履歴		保 全 対 象					危険箇所判定
	箇所名	郡 市	町 村	大 字		発 生 数	発 生 年 数	人 口 (人)	人 家 戸 数 (戸)	施 設	数 量	耕 地 (ha)	
13	泉田	四国中央	新宮	上山	21.4	1	H. 1	41	15	市道	890	18.4	A
14	嵯峨野	四国中央	新宮	上山	37.3	2	S. 51	47	19	市道	1700	21	A
15	上山	四国中央	新宮	上山	15.0	3	S. 51	19	9	市道	520	7.2	A
16	城瀬谷	四国中央	新宮	上山	10.8	1	S. 58	9	4	市道	410	5.1	A
17	中村	四国中央	新宮	上山	48.2	2	H. 2	30	12	県道 市道 集会所	700 1350 1	15.7	A
18	中上	四国中央	新宮	上山	20.7	1	S. 51	19	9	県道 市道	120 740	8.2	A
19	倉六	四国中央	新宮	上山	10.2	3	S. 30	17	8	市道	400	3.1	A
20	内野	四国中央	新宮	上山	64.4	1	S. 45	53	20	県道 市道 集会所	1240 2630 1	15.8	A
21	大窪	四国中央	新宮	上山	60.1	1	H. 2	75	30	県道 市道	750 2030	24.8	A
22	田之内	四国中央	新宮	上山	32.5	2	S. 58	44	16	市道	1480	23.6	A
23	黒田	四国中央	新宮	新宮	73.7	3	S. 51	196	58	高速道路 県道 市道 診療所	90 1560 1100 1	27.2	A
24	程野	四国中央	新宮	新瀬川	19.7	3	S. 40	12	5	林道	260	1.5	A
25	大影	四国中央	新宮	馬立	51.8	3	S. 47	21	10	市道	1200	4.6	A

危険箇所番号	位置				地すべり 被害想定 区域の積 (ha)	地すべり 履歴		保全対象					危険箇所判定
	箇所名	郡市	町村	大字		発生数	発生年数	人口 (人)	人家戸数 (戸)	施設	数量	耕地 (ha)	
26	大尾	四国中央	新宮	馬立	39.2	1	H. 2	11	6	林道 集会所	2100 1	1.2	A
27	芋野	四国中央	新宮	馬立	18.1	2	S. 51	0	0	林道	1390	0.8	B
28	鳶畑	四国中央	上柏	鳶畑	16.9	3		12	4	林道	640	11	A
29	池之尾	四国中央	金砂	小川山	46.3	2	S. 51	4	2			4.8	B
30	大藪	四国中央	金砂	小川山	13.3	2	S. 51	2	1	県道	220	0.6	A
31	円山	四国中央	中曾根	丸山	18.9	2	S. 51	111	37	林道 浄水場	900 1	14.1	B
32	岩鍋	四国中央	金砂	小川山	18.7	2	S. 51	0	0	県道 支所 郵便局	690 1 1	1	A
33	上小川	四国中央	金砂	小川山	18.4	2	S. 51	27	9	市道	360	4	A
34	平野山	四国中央	金砂	平野山	17.6	3	不明	9	3	県道 林道	330 920	0.9	A
35	長谷川	四国中央	寒川	長谷川	18.6	不明		3	1	林道	1460	0	B
36	板谷	四国中央	富郷	寒川山	26.3	2	S. 24	0	0	県道	690	0.5	B
37	元之庄	四国中央	富郷	寒川山	14.2	3		0	0			0.7	B
38	上猿田	四国中央	富郷	寒川山	33.5	2	S. 51	27	9	県道 集会所	910 1	7	A

危険箇所番号	位置				地すべり 被害想定 区域の積 (ha)	地すべり 履歴		保全対象					危険箇所判定
	箇所名	郡市	町村	大字		発生数	発生年数	人口 (人)	人家戸数 (戸)	施設	数量	耕地 (ha)	
39	岩原瀬	四国中央	富郷	豊坂	45.4	1	H. 2	42	14	県道 市道 林道 公民館 小学校 郵便局 支所	800 2280 350 1 1 1 1	5.6	A
40	中尾	四国中央	富郷	津根山	13.1	不明		9	3	林道	850	2	B
41	葛川	四国中央	富郷	津根山	14.6	1	S. 36	0	0	市道 林道	170 410	0	B
42	城師	四国中央	富郷	津根山	74.7	2	S. 51	2	1	県道 市道	590 890	0	A
43	戸女	四国中央	富郷	津根山	29.9	1	H. 2	6	3	県道 市道	390 1180	6.5	A
44	折宇	四国中央	富郷	津根山	20.7	2	S. 51	8	4	県道 市道 林道	30 500 80	2.2	A
461	久保の内	四国中央	川滝	下山	31.2	0		39	13	市道	350 630	4.5	B
462	中通	四国中央	川滝	領家	12.1	0		27	9	市道	1260	4.4	B
463	(上)中通	四国中央	川滝	領家	36.9	0		51	17	集会所 市道	1 2710	17.1	B
464	合路	四国中央	川滝	領家	13.9	0		33	11	市道	690	6.6	B
465	西谷	四国中央	新宮	馬立	38.1	0		15	6	市道	1490	5.7	B
466	城	四国中央	上柏	城	20.5	0		171	57	市道	2080	6	B

危険箇所番号	位置				地すべり 被害想定 区域の面積 (ha)	地すべり 履歴		保全対象					危険箇所判定
	箇所名	郡市	町村	大字		発生数	発生年数	人口 (人)	人家戸数 (戸)	施設	数量	耕地 (ha)	
467	柳瀬	四国中央	金砂	小川山	10.1	0		2	1	県道	920	0	B
468	翠波橋	四国中央	金砂	小川山	20.1	1	H. 9	0	0	県道	800	0	A
469	的之尾	四国中央	中曾根	上石床	36.4	0		3	1	市道 高速道	1060 390	1.9	B
470	長野	四国中央	金砂	平野山	32.8	1	不明	27	9	林道 地方道	2350 500	6.3	B
471	大西	四国中央	寒川	大西	46	1	不明	3	1	市道	1940	1.8	B
472	恵之久保	四国中央	豊岡	大町	26.4	0		27	9	市道 国道	2500 530	3.9	B
473	五良野	四国中央	豊岡	五良野	47.1	0		3	1	市道	3380	4.9	B
474	瀬井野	四国中央	富郷	津根山	74.2	1	不明	0	0	地方道	1110	1.2	A
475	松野	四国中央	富郷	津根山	13.9	1	不明	0	0	市道	600	4	A
476	宮城	四国中央	富郷	津根山	28.3	1	不明	0	0			0.7	A

29 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）

（1）川之江地域

ア 自然斜面

箇所番号	箇所名	位置				急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	がけ崩れ災害の有無	保全対象						急傾斜地崩壊危険区域の指定
		郡市	町村	大字	小字			人家戸数 (戸)	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定	
									種類	数	種類	数		
208-I-1	塩谷	四国中央	川之江		塩谷	120	無	5			国道	120		
208-I-2	西の浜	四国中央	川之江		西之浜	200	無	30	集会所	1				急 S47.8.31
208-I-3	中須・古町	四国中央	川之江		中須・古町	100	無	7	集会所	1	市道	180		急 S50.4.1
208-I-4	表	四国中央	金生	山田井	表	30	無	12						
208-I-6	国秀	四国中央	金田	金川	国秀	120	無	13			市道	100		
208-I-7	大久保 (北)	四国中央	金田	金川	大久保	200	無	11			市道	80		
208-I-8	大久保	四国中央	金田	金川	東金川	300	無	17			市道	250		急 S63.4.8
208-I-9	西金川	四国中央	金田	金川	西金川	150	無	6			市道	150		
208-I-10	坪谷	四国中央	金田	半田	坪谷	40	無	7			市道	30		
208-I-11	西之坊	四国中央	金田	半田	西之坊	30	無	8			市道	100		

208-I-12	北柴生A	四国中央	柴生		北柴生	100	無	8			市道	100		
208-I-13	棒賀	四国中央	下川		棒賀	250	無	10	集会所	1				急 H1.3.31 H2.12.7
208-I-14	平木	四国中央	川滝	下山	平木	200	無	10			国道	200		急 H2.5.18
208-I-16	中下A	四国中央	下川		中下	200	無	6			市道	200		
208-I-17	七田	四国中央	川滝	下山	七田	180	無	8			市道	180	保(一)	
208-I-2544	葱尾	四国中央	川滝	下山	葱尾	120	無	6	集会所	1	市道	120		
208-I-2545	涼川	四国中央	金田	金川	涼川	180	無	14			市道	180		
208-I-2636	北柴生B	四国中央	柴生		北柴生	400	無	20			市道	360		
208-I-2637	射場	四国中央	下川		射場	100	無	6			市道	100		
208-I-2638	沼ヶ谷A	四国中央	金生	山田井	古城	50	無	10						
208-I-2639	名草谷	四国中央	妻鳥		山口	80	無	0	知的障害児施設	1	市道	150		
208-I-2640	宮の谷B	四国中央	川之江		宮の谷	200	無	30			市道	270		
208-I-2641	(北)椿堂	四国中央	川滝	下山	椿堂	130	無	2	小学校	1				
208-I-2642	大野	四国中央	川滝	下山	大野	100	無	6						
208-I-2643	脇の山	四国中央	金生	山田井	脇の山	150	無	10	集会所	1	市道	150		

イ 人工斜面

箇所番号	箇所名	位置				急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	がけ崩れ災害の有無	保全対象						
		郡市	町村	大字	小字			人家戸数 (戸)	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定
									種類	数	種類	数		
208-I-2	大門	四国中央	川之江		大門	80	無	5			市道	60		
208-I-3	南柴生	四国中央	柴生		南柴生	200	無	10			市道	50		
208-I-201	宮の谷A	四国中央	川之江		宮の谷	200	無	12			市道	100		
208-I-202	川原田	四国中央	金生	下分	川原田	100	無	13			市道	100		

(2) 伊予三島地域
ア 自然斜面

箇所番号	箇所名	位置				急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	がけ崩れ災害の有無	保全対象						急傾斜地崩壊危険区域の指定
		郡市	町村	大字	小字			人家戸数 (戸)	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定	
									種類	数	種類	数		
208-I-19	岩鍋	四国中央	金砂	平野山	岩鍋	350	無	0	簡易郵便局 市役所支所	1 1	国道	300	地(全)	
208-I-22	灰原瀬	四国中央	金砂	平野山	灰原瀬	80	無	5			県道	80		
208-I-23	上長瀬 西A	四国中央	富郷	寒川山	上長瀬	80	無	7						
208-I-25	杉成	四国中央	富郷	寒川山	杉成	450	無	11	消防 林業研究 センター	1 1	県道	500		
208-I-29	豊坂A	四国中央	富郷	豊坂		30	無	1	小学校	1				
208-I-36	城	四国中央	上柏		城	100	無	11			市道	100		

(3) 土居地域
ア 自然斜面

箇所番号	箇所名	位置				急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	がけ崩れ災害の有無	保全対象						急傾斜地崩壊危険区域の指定
		郡市	町村	大字	小字			人家戸数 (戸)	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定	
									種類	数	種類	数		
302-I-52	西の江A	四国中央	土居	天満	西の江	30	無	6			市道	80		
302-I-53	西の町	四国中央	土居	天満	西の町	170	無	7			市道	170		急 H17.3.4
302-I-54	河内	四国中央	土居	浦山	河内	200	無	12			県道	200	保(一)	
302-I-56	大谷A	四国中央	土居	北野	大谷	150	無	9			市道	100		
302-I-2548	山下	四国中央	土居	北野	山下	120	無	7			市道	60	保(全)	
302-I-2647	大谷B	四国中央	土居	北野	大谷	80	無	5						

(4) 新宮地域

ア 自然斜面

箇所番号	箇所名	位置				急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	がけ崩れ災害の有無	保全対象						急傾斜地崩壊危険区域の指定
		郡市	町村	大字	小字			人家戸数 (戸)	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定	
									種類	数	種類	数		
301-I-39	寺内	四国中央	新宮	上山	寺内	50	無	2	幼稚園 小学校	1 1	市道	150		
301-I-41	赤滝	四国中央	新宮	上山	嵯峨	250	無	5	集会所	1	市道	800		
301-I-44	広瀬	四国中央	新宮	上山	広瀬	100	無	5			国道	200		
301-I-45	杉谷	四国中央	新宮	上山	杉谷	80	無	5	集会所	1				
301-I-46	清水	四国中央	新宮	新宮	清水	80	無	7			国道 市道	100 70		
301-I-47	宮川	四国中央	新宮	新宮	宮川	100	無	5			国道	150	地(全)	
301-I-48	鉦山	四国中央	新宮	新宮	下休場	160	無	15	集会所	1	市道	400		急 S63.4.8
301-I-49	影田	四国中央	新宮	新瀬川	影田	110	無	6			市道	100		
301-I-50	日浦	四国中央	新宮	馬立	日浦	300	無	8						
301-I-51	市仲	四国中央	新宮	馬立	市仲	150	無	6			市道	150		
301-I-2547	中西	四国中央	新宮	新宮	中西	70	無	23			市道	200		
301-I-2644	影井A	四国中央	新宮	新宮	影井	420	無	10	変電所	1	市道	400		

301-I-2645	総野	四国中央	新宮	馬立	総野	200	無	5						
301-I-2646	宮川北	四国中央	新宮	新宮	宮川	300	無	13	診療所	1	国道	300		

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）

（１） 川之江地域

ア 自然斜面

箇所番号	箇所名	位置				急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	がけ崩れ災害の有無	保 全 対 象						急傾斜地崩壊危険区域の指定
		郡市	町村	大字	小字			人家戸数 (戸)	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定	
									種類	数	種類	数		
208-II-1	池の奥	四国中央	金田	半田	池の奥	40	無	2						
208-II-2	石川	四国中央	川滝	下山	石川	140	無	2			国道	120		
208-II-3	久保の内	四国中央	川滝	下山	久保の内	100	無	2			国道	80		
208-II-4	平尾山	四国中央	上分		平尾山	10	無	1						
208-II-5	余木	四国中央	川之江	余木	余木	30	無	2			国道	40		
208-II-6	城ノ谷A	四国中央	上分		城下	60	無	4			市道	30		
208-II-7	城ノ谷B	四国中央	上分		城下	70	無	1			市道	25		
208-II-8	城ノ谷C	四国中央	上分		城下	70	無	1						
208-II-9	(南) 椿堂	四国中央	川滝	下山	椿堂	60	無	1						
208-II-10	中下B	四国中央	下川		中下	70	無	3						
208-II-11	(東) 椿堂	四国中央	川滝	下山	椿堂	50	無	2			市道	60		
208-II-12	(西) 坪谷	四国中央	金田	半田	坪谷	30	無	3			県道	40		

イ 人工斜面

箇所番号	箇所名	位置				急傾斜地崩壊危険箇所 の延長 (m)	がけ崩れ災害の有無	保全対象							
		郡市	町村	大字	小字			人家戸数 (戸)	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域 の指定	
									種類	数	種類	数			
208-II-1	沼ヶ谷B	四国中央	金生	山田井	古城	80	無	4							

(2) 伊予三島地域
ア 自然斜面

箇所番号	箇所名	位置				急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	がけ崩れ災害の有無	保全対象						急傾斜地崩壊危険区域の指定
		郡市	町村	大字	小字			人家戸数 (戸)	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定	
									種類	数	種類	数		
208-II-2	鳶畑	四国中央	上柏		鳶畑	160	無	2						
208-II-3	野々首	四国中央	中曾根		野々首	170	無	3						
208-II-4	小川山1	四国中央	金砂	小川山		50	無	1			市道	70		
208-II-5	小川山2	四国中央	金砂	小川山		30	無	1						
208-II-6	小川山3	四国中央	金砂	小川山		50	無	1			市道	60		
208-II-7	津根山	四国中央	富郷	津根山		50	無	1						
208-II-8	城(北)	四国中央	上柏		城	60	無	2			市道	50		
208-II-11	中之川3	四国中央	金砂	小川山		50	無	2						
208-II-12	中之川4	四国中央	金砂	小川山		70	無	2						
208-II-13	中之川5	四国中央	金砂	小川山		40	無	1						
208-II-14	甲斐野	四国中央	金砂	小川山	甲斐野	50	無	2						
208-II-15	上長瀬東A	四国中央	富郷	寒川山	上長瀬	70	無	3						

208- II- 16	上長瀬 B	四国中央	富郷	寒川山	上長瀬	60	無	3			市道	40		
208- II- 17	七々木	四国中央	富郷	豊坂	七々木	220	無	1					地(全)	
208- II- 18	岩原瀬	四国中央	富郷	豊坂	岩原瀬	70	無	3					地(全)	
208- II- 19	下猿田 A	四国中央	富郷	寒川山	下猿田 A	320	無	2			市道	100	地(全)	
208- II- 20	上猿田	四国中央	富郷	寒川山	上猿田	200	無	1			市道	150	地(全)	
208- II- 21	藤原	四国中央	富郷	津根山	藤原	50	無	2			林道	100		
208- II- 22	中尾	四国中央	富郷	津根山	中尾	115	無	2			市道	50		
208- II- 23	丸山	四国中央	中曾根		丸山	120	無	4						
208- II- 24	下猿田 B	四国中央	富郷	寒川山	下猿田 B	90	無	1			市道	230	地(全)	

イ 人工斜面

箇所番号	箇所名	位置				急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	がけ崩れ災害の有無	保全対象						
		郡市	町村	大字	小字			人家戸数 (戸)	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定
									種類	数	種類	数		
209-II-2	石床	四国中央	中曾根		石床	150	無	1						
209-II-4	小川山1	四国中央	金砂	小川山	上小川	50	無	2						
209-II-5	小川山2	四国中央	金砂	小川山	上小川	50	無	1						
209-II-6	平野山1	四国中央	金砂	平野山	平野	30	無	3						
209-II-7	平野山2	四国中央	金砂	平野山	平野	40	無	4						
209-II-8	岩原瀬	四国中央	富郷	岩原瀬		40	無	1			市道	40	地(全)	
209-II-9	豊坂	四国中央	富郷	豊坂		15	無	1			県道	30		

(3) 土居地域
ア 自然斜面

箇所番号	箇所名	位置				急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	がけ崩れ災害の有無	保全対象						急傾斜地崩壊危険区域の指定	
		郡市	町村	大字	小字			人家戸数 (戸)	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定		
									種類	数	種類	数			
302-II-1	西の江B	四国中央	土居	天満	西の江	60	無	1							
302-II-2	西の江C	四国中央	土居	天満	西の江	120	無	3			市道	50			
302-II-3	大屋敷	四国中央	土居	浦山	大屋敷	90	無	1					保(全)		

(4) 新宮地域
ア 自然斜面

箇所番号	箇所名	位置				急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	がけ崩れ災害の有無	保全対象						急傾斜地崩壊危険区域の指定
		郡市	町村	大字	小字			人家戸数 (戸)	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定	
									種類	数	種類	数		
301-Ⅱ-2	影井B	四国中央	新宮	新宮	影井	60	無	2			市道	50		
301-Ⅱ-3	要麦	四国中央	新宮	上山	要麦	140	無	2			市道	100		
301-Ⅱ-5	西横野	四国中央	新宮	上山	西横野	20	無	1			市道	40	地(全)	
301-Ⅱ-6	下り付	四国中央	新宮	馬立	下り付	70	無	2			市道	80		
301-Ⅱ-7	秋田	四国中央	新宮	新瀬川	秋田	220	無	3			市道	220		
301-Ⅱ-8	杉谷	四国中央	新宮	上山	杉谷	50	無	1						
301-Ⅱ-9	下市仲	四国中央	新宮	馬立	下市仲	40	無	1			国道	40		
301-Ⅱ-10	中村	四国中央	新宮	上山	中村	40	無	1						
301-Ⅱ-11	中野	四国中央	新宮	上山	中野	50	無	1			市道	50	地(全)	
301-Ⅱ-12	鳩岡	四国中央	新宮	上山	鳩岡	60	無	2			市道	120	地(全)	
301-Ⅱ-13	木風	四国中央	新宮	上山	木風	240	無	2			市道	350	地(全)	
301-Ⅱ-14	谷内	四国中央	新宮	上山	谷内	50	無	1			市道	50		

301- II- 15	泉 田	四 国 中 央	新 宮	上 山	泉 田	200	無	3			市 道	80		
-------------------	--------	------------------	--------	--------	--------	-----	---	---	--	--	--------	----	--	--

イ 人工斜面

箇所 番号	箇所 名	位 置				急傾斜地崩壊危険箇所 の延長 (m)	がけ崩れ災害の有無	人 家 戸 数 (戸)	保 全 対 象				他 事 業 の 区 域 指 定	急傾斜地崩壊危険区域 の指定
		郡 市	町 村	大 字	小 字				公 共 的 建 物		公 共 施 設			
									種 類	数	種 類	数		
301- II-1	堂 成	四 国 中 央	新 宮	馬 立	堂 成	40	無	2			市 道	100		
301- II-2	(東) 泉 田	四 国 中 央	新 宮	上 山	泉 田	65	無	2			市 道	100		
301- II-3	下 泉 田	四 国 中 央	新 宮	上 山	泉 田	40	無	2			市 道	100	地(全)	
301- II-4	長 瀬	四 国 中 央	新 宮	馬 立	長 瀬	40	無	2			市 道	80	地(全)	
301- II-5	亀 尻	四 国 中 央	新 宮	上 山	亀 尻	70	無	2			市 道	150	地(全)	

急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面（Ⅲ）

（１） 川之江地域

ア 自然斜面

箇所 番号	箇所名	位 置				準ずる斜面の延長 (m)	がけ崩れ 災害の有 無
		郡 市	町 村	大 字	小 字		
208-Ⅲ-1	イケヤ池谷 (東)	四国中央	川之江		大 門	80	無

イ 人工斜面

箇所 番号	箇所名	位 置				準ずる斜面の延長 (m)	がけ崩れ 災害の有 無
		郡 市	町 村	大 字	小 字		
208-Ⅲ-1	イケヤ池谷 (西)	四国中央	川之江		大 門		

（２） 三島地域

ア 自然斜面

箇所 番号	箇所名	位 置				準ずる斜面の延長 (m)	がけ崩れ 災害の有 無
		郡 市	町 村	大 字	小 字		
209-Ⅲ-1	積 善	四国中央	上 柏		積 善		
209-Ⅲ-2	中之川 2	四国中央	金 砂	小川山			
209-Ⅲ-3	落 合	四国中央	富 郷	津根山	落 合		

イ 人工斜面

箇所 番号	箇所名	位 置				準ずる斜面の延長 (m)	がけ崩れ 災害の有 無
		郡 市	町 村	大 字	小 字		
209-Ⅲ-1	積 善	四国中央	上 柏		積 善		

（２） 新宮地域

ア 自然斜面

箇所 番号	箇所名	位 置				準ずる斜面の延長 (m)	がけ崩れ 災害の有 無
		郡 市	町 村	大 字	小 字		
301-Ⅲ-1	大谷 (北)	四国中央	新 宮	馬 立	大 谷		
301-Ⅲ-2	大谷 (西)	四国中央	新 宮	馬 立	大 谷		

30 土石流危険渓流

土石流危険渓流 I
(1) 川之江地域

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	位置	保 全 対 象				砂防施設		土石流災害	警戒避難基準雨量 mm	安全な避難場所	砂防指定地	
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設	耕地面積 ha	砂防施設 有無					未満砂量 m ³
IM208-1001	余木崎川	余木崎川	余木崎川	余木	0 (0)	0 (0)		その他の建物1 タニイワ商事(株) 市道380(380)m 市道246号線	2.29 (2.29)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM208-1002	東の谷川	東の谷川	東の谷川	余木	44 (44)	15 (15)		その他の建物1 南桑原商事 J R 80(80)m J R 予讃線 国道185(185)m 国道11号	0.21 (0.21)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM208-1003	中の谷川	中の谷川	中の谷川	余木	67 (47)	23 (16)		集会施設1 集会所 駅舎1 余木バス停 J R 75(75)m J R 予讃線 国道155(85)m 国道11号	0.05 (1.04)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM208-1004	西ノ川	西ノ川	西ノ川	余木	64 (64)	22 (22)		駅舎1 余木バス停 J R 170(170)m J R 予讃線 国道230(230)m 国道11号 市道100(100)m 市道247号線	1.40 (1.40)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM208-1005	二名川	二名川	二名川	余木	32 (32)	11 (11)		官公署1 川之江分団第三部消防車庫 集会施設2 川之江公民館二名分館 二名集会所 駅舎1 二名公民館前バス停 J R 175(175)m J R 予讃線 国道210(210)m 国道11号 市道150(150)m 市道247号線	0.89 (0.89)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM208-1006	長須川	長須川	北長須川	長瀬	47 (47)	16 (16)	老人福祉施設2 デイサービスセンター かわのえ 特別養護老人ホーム川 之江荘	集会施設1 長須集会所 J R 170(170)m J R 予讃線 市道170(170)m 市道10号線 市道206号線	1.49 (1.49)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	切山集会所	
IM208-1007	長須川	長須川	長須川	長瀬	146 (125)	50 (43)		J R 210(160)m J R 予讃線 市道170(150)m 市道10号線 市道206号線	1.37 (1.27)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	切山集会所	
IM208-1008	宮川	東町川	高野北谷川	東町	291 (291)	100 (100)		その他の建物2 東町ポンプ場 株本田電設工場 市道340(340)m 市道10号線 市道245号線 市道207号線	3.06 (3.06)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	切山集会所	
IM208-1009	宮川	東町川	東町川	東町	87 (17)	30 (6)		その他の建物3 東町ポンプ場 本田電設工業 (株)東予ウォーターメンテナンス 市道40(0)m 市道10号線 市道207号線	1.35 (0.64)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	切山集会所	
IM208-1010	宮川	尻無川	高野谷川	大門	0 (0)	0 (0)		教育施設1 市立川之江小学校	3.03 (3.03)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	北中学校	
IM208-1011	宮川	尻無川	不老の谷川	大門	154 (154)	53 (53)		集会施設1 大門集会所 市道170(170)m 市道231号線 市道224号線	0.42 (0.42)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	川之江コミュニ ティ	

IM208-1012	宮川	尻無川	寺の谷川	大門	210 (61)	72 (21)		集会施設 1 大門集会所 市道235(65)m 市道231号線 市道224号線	1.00 (0.75)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	川之江 コミュニ ティセン ター	
IM208-1013	金生川	山田井川	イケヤ谷川	大門	105 (105)	36 (36)		その他の建物 2 寿司割烹 京 居酒屋とんちんかん 市道145(145)m 市道5号線	2.29 (2.29)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	川之江 コミュニ ティセン ター	
IM208-1014	金生川	山田井川	松木川	大門	265 (262)	91 (90)		官公署 1 大門簡易郵便局 集会施設 1 東大門集会所 市道140(140)m 市道5号線 市道235号線 市道234号線	2.59 (2.59)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	川之江 コミュニ ティセン ター	
IM208-1015	金生川	山田井川	扇谷川	大門	390 (125)	134 (43)		官公署 1 大門簡易郵便局 集会施設 1 東大門集会所 市道155(15)m 市道5号線 市道235号線 市道234号線	3.25 (1.44)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	川之江 コミュニ ティセン ター	
IM208-1016	金生川	山田井川	東黒岩川	城ヶ谷	38 (38)	13 (13)		市道75(75)m 市道237号線	1.86 (1.86)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	金生第 二小学 校	
IM208-1017	金生川	山田井川	黒岩川	城ヶ谷	38 (0)	13 (0)		市道75(0)m 市道237号線	1.01 (0.25)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	金生第 二小学 校	
IM208-1018	金生川	山田井川	竜王谷川	脇の山	15 (15)	5 (5)		宿泊施設 1 丸住製紙構まるすみ山の家 その他の建物 1 構ジャー・ビー・シー	2.32 (2.32)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	金生第 二小学 校	
IM208-1019	金生川	山田井川	東竜王谷川	脇の山	9 (0)	3 (0)		宿泊施設 1 丸住製紙構まるすみ山の家 発電所 1 変電設備 高速道路275(35)m 高松自動車道	1.90 (0.32)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	金生第 二小学 校	
IM208-1020	金生川	山田井川	本谷川	古城	47 (47)	16 (16)		市道155(155)m 市道240号線	1.63 (1.63)	有 1基	25,506	無	有 WL(122) EL(146)	金生第 二小学 校	有 2条
IM208-1021	金生川	金生川	池之奥川	池之奥	52 (52)	18 (18)		その他の建物 1 ポンプ室 市道1065(1065)m 市道57号線	4.71 (4.71)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	下川 集会所	
IM208-1022	金生川	柴生北川	長持北川	長持	15 (15)	5 (5)		市道110(110)m 市道56号線	1.15 (1.15)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM208-1023	金生川	柴生北川	西ノ谷川	長持	20 (20)	7 (7)		市道105(105)m 市道56号線	0.85 (0.85)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM208-1024	金生川	下川川	古屋ヶ谷川	射場	0 (0)	0 (0)		駅舎 1 射場バス停 市道60(60)m 市道54号線	0.81 (0.81)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM208-1025	金生川	下川川	竹花川	竹花	15 (15)	5 (5)			0.89 (0.89)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	

IM208-1026	金生川	下川	棒賀川	棒賀	23 (23)	8 (8)		市道170(170)m 市道1号線 市道519号線	0.91 (0.91)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM208-1027	金生川	金生川	石川北谷川	石川	20 (20)	7 (7)		国道70(70)m 国道192号 市道10(10)m 市道520号線	0.92 (0.92)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM208-1028	金生川	金生川	弟地川	七田	17 (17)	6 (6)		駅舎1 七田バス停 国道60(60)m 国道192号 市道60(60)m	1.85 (1.85)	有 1基	11,626	無	有 WL(122) EL(146)	無	有 2条
IM208-1029	金生川	金生川	久保ノ内川	久保之内	20 (20)	7 (7)		集会施設1 久保内公会堂 国道90(90)m 国道192号 市道410(410)m 市道51号線 市道627号線	2.17 (2.17)	有 1基	1,923	無	有 WL(122) EL(146)	無	有 2条
IM208-1030	金生川	金生川	寒之池川	寒之池	17 (15)	6 (5)		官公署1 川滝分団第一部消防車庫 駅舎1 久保内バス停 国道150(150)m 国道192号 市道160(160)m 市道51号線 市道626号線	2.91 (2.91)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM208-1031	金生川	金生川	藪尾谷川	中組	49 (49)	17 (17)		集会施設1 藪尾集会所 国道220(220)m 国道192号 市道40(40)m 市道622号線 市道625号線	2.20 (2.20)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	有 2条
IM208-1032	金生川	金生川	的場谷川	的場	26 (26)	9 (9)		集会施設1 中組集会所(老人集いの家) 国道20(20)m 国道192号 市道80(80)m 市道624号線 市道59号線 市道52号線	1.51 (1.51)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM208-1033	金生川	金生川	田尾谷川	田尾	6 (6)	2 (2)		集会施設1 田尾集会所 市道20(20)m 市道622号線 市道52号線	2.82 (2.82)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM208-1034	金生川	金生川	利家川	中通	17 (15)	6 (5)		集会施設1 中通集会所 その他の建物1 防火水槽 市道250(250)m 市道621号線 市道52号線	3.82 (2.19)	有 1基	16,186	無	有 WL(122) EL(146)	無	有 2条
IM208-1035	金生川	庄田川	芹谷川	合路	49 (49)	17 (17)		官公署2 川滝分団第二部消防車庫 川之江市役所川滝出張所 集会施設2 川滝老人集いの家 川滝公民館 寺等1 椿堂常福寺 その他の建物1 J A川之江市川滝支所 国道180(180)m 国道192号 市道30(30)m 市道52号線 市道61号線 市道52号線 市道61号線 市道618号線 市道2号線 市道619号線	2.35 (2.35)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM208-1036	金生川	庄田川	庄田川	合路	58 (12)	20 (4)		官公署2 川滝分団第二部消防車庫 川之江市役所川滝出張所 集会施設2 川滝老人集いの家 川滝公民館 寺等1 椿堂常福寺 その他の建物1 J A川之江市川滝支所 国道180(0)m 国道192号 市道70(70)m 市道52号線 市道61号線 市道618号線 市道2号線 市道619号線	2.10 (1.06)	有 1基	7,789	無	有 WL(122) EL(146)	無	有 2条

IM208-1037	金生川	庄田川	合路川	合路	61 (6)	21 (2)		官公署2 消防車庫 川之江市役所川滝出張所 集会施設2 川滝老人集いの家 川滝公民館 寺等1 榊堂常福寺 その他の建物1 J A川之江市川滝支所 国道180(0)m 国道192号 市道50(50)m 市道52号線 市道61号線 市道618号線 市道2号線 市道619号線	2.28 (0.86)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無
IM208-1038	金生川	横川川	古下田川	西ノ尾	61 (61)	21 (21)		集会施設1 古下田集会所 その他の建物1 ポンプ場 市道140(140)m 市道2号線 市道615号線 市道616号線	2.67 (2.67)	有1 基	2,967	無	有 WL(122) EL(146)	石川 保育園
IM208-1039	金生川	横川川	真の宮川	横川	32 (32)	11 (11)		集会施設1 横川公会堂 市道150(150)m 市道2号線	1.66 (1.66)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	石川 保育園
IM208-1040	金生川	金生川	坪谷川	平山	17 (17)	6 (6)		県道80(80)m 県道5号線 市道80(80)m 市道633号線 市道431号線	3.49 (3.49)	有2 基	60,099	無	有 WL(122) EL(146)	無
IM208-1041	金生川	涼川	涼川奥谷川	涼川	81 (81)	28 (28)		市道180(0)m 市道637号線 市道60号線 市道609号線 市道53号線 市道633号線	4.41 (2.97)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無
IM208-1042	金生川	涼川	梅ノ木谷川	東金川	111 (111)	38 (38)		官公署1 金田分団第四部消防ソーコ 集会施設1 東金川集会所 市道200(200)m 市道637号線 市道60号線 市道609号線 市道53号線 市道608号線 市道633号線	2.86 (2.86)	有2 基	1,459	無	有 WL(122) EL(146)	無
IM208-1043	金生川	涼川	長の谷川	東金川	157 (70)	54 (24)		集会施設1 東金川集会所 市道200(0)m 市道637号線 市道60号線 市道609号線 市道53号線 市道608号線 市道633号線	3.06 (1.27)	有1 基	2,369	無	有 WL(122) EL(146)	無
IM208-1044	金生川	三角寺川	白石川	東金川	55 (55)	19 (19)		市道320(320)m 市道53号線 市道607号線 市道633号線 市道425号線	2.85 (2.85)	有1 基	16,390	無	有 WL(122) EL(146)	半田 公会堂
IM208-1045	金生川	三角寺川	八戸谷川	八戸	41 (41)	14 (14)		寺等1 正善寺 市道150(150)m 市道633号線 市道424号線	2.18 (2.18)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	半田 公会堂
IM208-1046	金生川	三角寺川	三角寺川	西金川	55 (55)	19 (19)		その他の建物1 西金川地区簡易水道施設 市道510(510)m 市道9号線 市道633号線 市道432号線	1.84 (1.84)	有2 基	31,009	無	有 WL(122) EL(146)	半田 公会堂
IM208-1047	契川	契川	前砂子川	山口	67 (67)	23 (23)		集会施設1 山口公会堂 その他の建物2 妻島配水池 西金川送水ポンプ場 市道140(140)m 市道401号線 市道453号線 市道64号線 市道455号線 市道454号線 市道65号線	3.06 (3.06)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	生き が たい 研 修 セ ン
IM208-1048	契川	契川	名草谷川	山口	81 (81)	28 (28)	知的障害者援護施設2 知的障害児施設太陽の家 知的障害更正施設太陽の家 その他B1 今治養護学校太陽の家分校	市道120(120)m 市道456号線 市道422号線 市道421号線 市道434号線	3.61 (3.61)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	生き が たい 研 修 セ ン

(2) 伊予三島地域

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	位置	保 全 対 象				砂防施設		土石流災害	警戒避難基準雨量 mm	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設	耕地面積 ha	砂防施設 有無					未満砂量 m³	
IM209-1049	契川	契川	鰻谷川	横尾	155 (155)	57 (57)		集会施設1 平木集会所 市道140(140)m 市道2307号線 市道2309号線	市道2308号線 市道2203号線	10.82 (10.82)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	松柏小学校	
IM209-1050	赤ノ井川	赤ノ井川	城山川	蔦畑	248 (248)	91 (91)		集会施設1 山上集会場 その他の建物5 天理教 本城布教所 富郷配水管理事務所 富郷発電建設事務所 横尾地区配水池 兼 ポンプ場 横尾中区配水池 兼 ポンプ場 市道150(150)m 市道4318号線 市道422号線 市道2414号線 市道2202号線	市道2315号線 市道2203号線 市道2320号線	9.77 (9.77)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	東中学校	有2条
IM209-1051	赤ノ井川	赤ノ井川	馬瀬谷川	桂尾	117 (35)	43 (13)		その他の建物2 富郷配水管理事務所 富郷発電建設事務所 市道150(0)m 市道4318号線 市道2422号線 市道2414号線 市道2417号線	市道2315号線 市道2203号線 市道2320号線	1.67 (0.99)	有1基	22,935	無	有 WL(122) EL(146)	東中学校	有2条
IM209-1052	赤ノ井川	赤ノ井川	西字戸瀬川	横尾	160 (71)	59 (26)		集会施設1 柱尾集会所 発電所1 銅山川発電所 その他の建物2 富郷配水管理事務所 富郷発電建設事務所 市道150(0)m 市道4318号線 市道2422号線 市道2414号線 市道2417号線 市道2419号線	市道2315号線 市道2203号線 市道2320号線 市道2418号線	4.33 (3.65)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	東中学校	
IM209-1053	宮川	宮川	中田井川	野々首	87 (87)	32 (32)		市道260(260)m 市道4201号線 市道2305号線	市道4202号線 市道4318号線	3.69 (3.69)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	東中学校	有2条
IM209-1054	宮川	宮川	宮川	野々首	207 (207)	76 (76)		市道90(90)m 市道4102号線 市道4318号線 市道4424号線	市道4202号線 市道4319号線	2.39 (2.39)	有2基	39,640	無	有 WL(122) EL(146)	中曽根小学校	有2基
IM209-1055	宮川	宮川	六塚川	中曽根	76 (76)	28 (28)		市道80(80)m 市道4312号線 市道4425号線	市道4202号線 市道4318号線	1.25 (1.25)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	中曽根小学校	

IM209-1056	井関川	井関川	不老谷川	中曽根	196 (196)	72 (72)		国道170(170)m 国道319号 市道10(10)m 市道4318号線 市道4317号線 市道4421号線 市道4315号線 市道4316号線	4.32 (4.32)	無	0	有昭和 51年9月 12日	有 WL(122) EL(146)	中曽根 小学校	有 2条
IM209-1057	井関川	井関川	石床川	光明	54 (54)	20 (20)		高速道路50(50)m 松山自動車道 国道70(70)m 国道319号 市道80(80)m 市道5318号線 市道5411号線 市道5319号線 市道5308号線 市道5319号線 市道5410号線 市道5412号線 市道4317号線 市道4316号線	6.81 (6.81)	有 1基	5,565	無	有 WL(122) EL(146)	中曽根 小学校	有 2条
IM209-1058	大谷川	大谷川	大谷川	光明	348 (348)	128 (128)	幼稚園1 愛和幼稚園	教育施設1 伊予三島市立西中学校 集会施設1 光明集会所 その他の建物3 魚菜亭 天理教 中之庄分教会 ローリー学習研究所 高速道路140(140)m 松山自動車道 国道100(100)m 国道319号 市道440(440)m 市道5203号線 市道5313号線 市道5312号線 市道5425号線 市道5426号線	7.70 (7.70)	有 1基	3,736	有昭和 51年9月 12日	有 WL(122) EL(146)	中之庄 小学校	有 2条
IM209-1059	大谷川	大谷川	西大谷川	光明	174 (112)	64 (41)	幼稚園1 愛和幼稚園	その他の建物3 喫茶 案山子 天理教 中之庄分教会 ローリー学習研究所 高速道路60(60)m 松山自動車道 市道170(0)m 市道5426号線 市道5317号線 市道5201号線 市道5318号線	4.16 (1.47)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	中之庄 小学校	有 2条
IM209-1060	桶之尾谷川	桶之尾谷川	桶之尾谷川	東寒川	498 (498)	183 (183)		官公署2 寒川分団 第4部 寒川郵便局 集会施設2 東寒川集会所 正之森集会场 その他の建物5 J A伊予三島 育苗センター 大西建設 ポンプ 薬膳 はなおか 県道410(410)m 県道126号線 市道60(60)m 市道6306号線 市道6307号線 市道6403号線	8.21 (8.21)	無	0	有昭和 51年9月 12日	有 WL(122) EL(146)	中之庄 公民館	有 2条
IM209-1061	桶之尾谷川	桶之尾谷川	重石川	正之森	283 (30)	104 (11)		官公署2 寒川分団第4部 寒川郵便局 集会施設1 東寒川集会所 その他の建物1 薬膳 はなおか 県道200(0)m 県道126号線 市道120(0)m 市道6307号線 市道4316号線 市道6410号線 市道5318号線 市道6202号線	6.27 (1.54)	無	0	有昭和 51年9月 12日	有 WL(122) EL(146)	寒川 公民館	有 2条
IM209-1062	桶之尾谷川	桶之尾谷川	喜蔵川	入野	44 (44)	16 (16)		集会施設1 集会所 県道140(140)m 県道126号線 市道40(40)m 市道5318号線 市道6413号線	2.40 (2.40)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	寒川 公民館	有 2条

IM209 -1063	桶之尾谷川	桶之尾谷川	大倉谷川	大倉	120 (120)	44 (44)		官公署 1 寒川駐在所 教育施設 1 寒川小学校 集会施設 1 大倉集会所 その他の建物 7 J A うま寒川支店 J A うま寒川祭センター 赤らうちん ゆみ 安倍製紙㈱ うま農協会館 うま農協野菜出荷場 ほうれん草集出荷場 県道30(30) m 県道126号線 市道310(310) m 市道6206号線	4.29 (4.29)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	寒川 公民館	
IM209 -1064	桶之尾谷川	長谷川	堀子川	大倉	424 (424)	156 (156)		その他の建物 4 公文式(塾) 中部浄水場 天理教愛寒分教会 銅山川上 上水道企業団西部ポンプ場 県道60(60) m 県道126号線 市道360(360) m 市道6321号線 市道6206号線 市道6456号線 市道6313号線 市道6204号線 市道6455号線 市道6428号線 市道6429号線	4.53 (4.53)	有 2 基	36,724	有昭和 51年9月 12日	有 WL(122) EL(146)	寒川 公民館	有 2 条
IM209 -1065	桶之尾谷川	長谷川	東長谷川	長谷川	95 (0)	35 (0)		その他の建物 1 ミヤザワスクール 高速道路40(40) m 松山自動車道 県道60(60) m 県道126号線 市道100(0) m 市道6314号線 市道6321号線 市道6442号線 市道6438号線 市道6204号線 市道6439号線 市道6429号線	3.06 (0.05)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	寒川 公民館	
IM209 -1066	桶之尾谷川	長谷川	長谷川	長谷川	106 (106)	39 (39)		その他の建物 2 ミヤザキスクール 長谷川観光食堂 県道210(210) m 県道126号線 市道100(100) m 市道6314号線 市道6321号線 市道6442号線 市道6441号線 市道6204号線 市道6439号線 市道6429号線 市道6438号線	3.24 (3.09)	無	0	有昭和 51年9月 12日	有 WL(122) EL(146)	寒川 公民館	有 2 条
IM209 -1067	西谷川	西谷川	西谷川	西原	147 (147)	54 (54)		教育施設 1 市立南中学校 市道160(160) m 市道6318号線 市道7407号線 市道6209号線 市道6432号線 市道7406号線 市道7302号線 市道6449号線 市道6202号線	9.02 (9.02)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	有 2 条
IM209 -1068	豊岡川	豊岡川	豊岡川	五良野	19 (19)	7 (7)	知的障害者支援施設 1 知的障害者更生施設・デイサービスセンター	市道150(150) m 市道6318号線 市道7447号線 市道7204号線 市道7448号線	1.51 (1.51)	有 1 基	14,543	無	有 WL(122) EL(146)	豊岡 小学校	有 2 条
IM209 -1069	豊岡川	豊岡川	鎌谷川	五良野	19 (19)	7 (7)		市道90(90) m 市道6318号線 市道7446号線	2.80 (2.80)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	豊岡 小学校	
IM209 -1070	大地川	大地川	小川原川	岡銅	122 (122)	45 (45)		集会施設 2 宇道寺集会場 コミュニティ楠木 高速道路40(40) m 松山自動車道 市道120(120) m 市道7312号線 市道7453号線 市道7456号線 市道7205号線 市道6318号線 市道7454号線 市道7455号線 市道7457号線 市道7313号線	3.11 (3.11)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	豊岡 公民館長 長田分館	
IM209 -1071	大地川	大地川	大地川	岡銅	215 (147)	79 (54)		集会施設 1 コミュニティ楠木 その他の建物 1 日本道路公団高松建設局土居料金所 市道240(120) m 市道7312号線 市道7453号線 市道7456号線 市道7458号線 市道6318号線 市道7454号線 市道7455号線 市道7457号線 市道7459号線	4.88 (4.38)	有 1 基	10,640	無	有 WL(122) EL(146)	豊岡 公民館長 長田分館	有 2 条
IM209 -1072	面白川	面白川	面白川	岡銅	14 (14)	5 (5)		その他の建物 1 東村浄水場 高速道路20(20) m 松山自動車道 市道190(190) m 市道572号線 市道583号線 市道582号線	2.29 (2.29)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	豊岡 公民館長 長田分館	有 2 条

IM209-1073	吉野川	銅山川	西之谷東川	下長瀬	11 (5)	4 (2)		その他の建物2 下長瀬簡易水道 放送設備 県道130(120)m 県道6号線	1.20 (1.20)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	寒川山集会所	有2条
IM209-1074	吉野川	銅山川	下長瀬川	下長瀬	8 (8)	3 (3)		集会施設1 下長瀬集会所 県道45(45)m 県道6号線	0.14 (0.14)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	寒川山集会所	
IM209-1075	吉野川	銅山川	杉成川	杉成	11 (11)	4 (4)		官公署2 富郷分団 蔵置所 富郷郵便局 その他の建物2 伊予三島 林業研修センター 富郷農協 県道190(190)m 県道6号線	1.30 (1.30)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	寒川山集会所	
IM209-1076	吉野川	銅山川	夏切谷川	夏切	16 (16)	6 (6)		市道70(70)m 市道8202号線	0.47 (0.47)	有1基	17,958	無	有 WL(136) EL(194)	寒川山集会所	有2条
IM209-1077	吉野川	銅山川	竹谷川	上長瀬	16 (16)	6 (6)			0.99 (0.99)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	寒川山集会所	
IM209-1078	吉野川	銅山川	西谷奥川	平野	0 (0)	0 (0)	児童福祉施設1 嶺南保育所	集会施設1 市民いきいの家 その他の建物2 金砂湖食堂 平野警報所 国道85(70)m 国道319号	0.00 (0.00)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	無	
IM209-1079	吉野川	銅山川	谷奥川	平野	14 (14)	5 (5)		教育施設1 金砂小学校 集会施設1 嶺南支所公民館 その他の建物2 金砂湖ひらの駅・柳瀬ダム 管理支所 金砂湖食堂 国道190(190)m 国道319号 市道280(280)m 市道8407号線	0.79 (0.79)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	無	
IM209-1080	吉野川	銅山川	東谷奥川	平野	22 (22)	8 (8)		その他の建物1 嶺南電気商会 国道145(145)m 国道319号	0.45 (0.45)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	無	
IM209-1081	吉野川	銅山川	境谷川	長野	22 (22)	8 (8)		集会施設1 長野集会所 駅舎1 東長野バス停 国道255(255)m 国道319号 市道60(60)m 市道8405号線 市道8201号線 市道8311号線	2.89 (2.89)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	上小川集会所	有2条
IM209-1082	吉野川	銅山川	舟形谷川	脇谷	0 (0)	0 (0)		発電所1 銅山川第2発電所	0.00 (0.00)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	無	

(3) 土居地域

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	位置	保 全 対 象				砂防施設		土石流災害	警戒避難基準雨量 mm	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設	耕地面積 ha	砂防施設 有無					未満砂量 m ³	
IM302-1102	桧木川	桧川	城谷東川	小林	150 (150)	49 (49)	医療提供施設1 管歯科医院	集会施設2 西大道集会所 西森集会所 その他の建物3 山崎塾 双葉書道塾 村上鉄工所 町道50(50)m 町道565号線 町道568号線 町道557号線 町道582号線	町道564号線 町道457号線 町道562号線 町道583号線	10.95 (10.95)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	長津小学校	
IM302-1103	古子川	桧川	城谷川	小林	73 (46)	24 (15)	医療提供施設1 管歯科医院	町道360(200)m 町道457号線 町道563号線 町道582号線	町道562号線 町道557号線 町道583号線	4.69 (4.17)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	長津中学校	有2条
IM302-1104	古子川	桧川	根々見谷川	小林	64 (37)	21 (12)		官公署1 小富士分団第四部消防ポンプ 集会施設1 根々見集会所 その他の建物1 近藤組(主)居酒屋 町道270(270)m 町道55号線 町道582号線 町道457号線	町道54号線 町道583号線 町道562号線	9.65 (8.01)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	小富士小学校	
IM302-1105	古子川	桧川	泉谷川	小林	104 (80)	34 (26)		官公署1 小富士分団第四部消防ポンプ 集会施設1 根々見集会所 その他の建物1 近藤組(主)居酒屋 高速道路90(90)m 松山自動車道 町道115(115)m 町道582号線 町道460号線 町道54号線 町道457号線	町道456号線 町道55号線 町道583号線	15.17 (8.73)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	小富士小学校	
IM302-1106	古子川	古子川	古子川	小林	138 (138)	45 (45)		その他の建物3 土居家畜診療所 タイオーバーコンパニオン グサ スナックサワ 高速道路60(60)m 松山自動車道 国道10(10)m 国道11号 町道70(70)m 町道582号線 町道365号線 町道451号線	町道583号線 町道461号線 町道56号線	5.05 (5.05)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	小林保育園	
IM302-1107	古子川	古子川	宮谷川	小林	187 (168)	61 (55)		その他の建物1 カク商事㈱ 町道15(15)m 町道582号線 町道365号線 町道59号線	町道461号線 町道364号線 町道583号線	6.00 (6.00)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	土居中学校	
IM302-1108	関川	関川	多額須川	入野	52 (18)	17 (6)		集会施設1 東入野集会所 高速道路130(130)m 松山自動車道 町道140(20)m 町道59号線 町道583号線	町道582号線	8.56 (7.89)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	土居小学校	
IM302-1109	関川	関川	添谷川	入野	70 (70)	23 (23)		官公署1 土居消防団土居分団第三部 その他の建物1 入野パーキング 高速道路195(195)m 松山自動車道 町道220(220)m 町道582号線 町道60号線 町道583号線	町道62号線 町道354号線	4.33 (4.33)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	改善センター1	

IM302-1110	関川	関川	入野谷川	入野	162 (162)	53 (53)		集会施設 1 西入野集会所 高速道路40(40)m 松山自動車道 町道70(70)m 町道582号線 町道351号線 町道376号線 町道60号線 町道353号線 町道354号線 町道583号線	8.53 (8.53)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	改善センター	
IM302-1111	関川	西谷川	西畑野川	畑野	58 (58)	19 (19)		町道75(75)m 町道339号線 町道377号線	2.98 (2.98)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	改善センター	
IM302-1112	関川	関川	竹谷川	上野	107 (107)	35 (35)		寺等 2 心光寺 西福寺 その他の建物 1 本郷倶楽部 高速道路10(10)m 松山自動車道 町道165(165)m 町道234号線 町道237号線 町道244号線 町道582号線 町道583号線	1.86 (1.86)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM302-1113	関川	関川	地藏谷川	上野	49 (49)	16 (16)		その他の建物 1 東予生コンクリート㈱・トーヨ カラー 高速道路50(50)m 松山自動車道 町道40(40)m 町道234号線 町道14号線 町道232号線 町道582号線 町道583号線	1.80 (1.80)	有 1基	9,484	無	有 WL(122) EL(146)	関川小学校	有 2条
IM302-1114	関川	関川	大段川	上野	76 (76)	25 (25)		その他の建物 1 森高組㈱事務所 高速道路60(60)m 松山自動車道 町道65(65)m 町道582号線 町道14号線 町道246号線 町道64号線 町道583号線	3.39 (3.39)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	関川小学校	有 2条
IM302-1115	関川	関川	細谷川	上野	52 (52)	17 (17)		高速道路50(50)m 松山自動車道 町道60(60)m 町道582号線 町道14号線 町道583号線	4.03 (4.03)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	関川小学校	
IM302-1116	関川	大谷川	大谷川	北野	21 (21)	7 (7)		宿泊施設 1 大谷荘 町道100(100)m 町道203号線 町道13号線	0.47 (0.47)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	土居小学校	有 2条

(4) 新宮地域

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	位置	保 全 対 象				砂防施設		土石流災害	警戒避難基準雨量 mm	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設	耕地面積 ha	砂防施設 有無				
IM301-1083	吉野川	天日川	鳩岡谷川	鳩岡	5 (5)	2 (2)		その他の建物1 水源地 村道70(70)m 村道109号線 村道112号線	2.42 (2.42)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	ジョイフル八窪
IM301-1084	吉野川	天日川	寺内北谷川	木風	11 (11)	4 (4)	幼稚園1 寺内幼稚園	教育施設1 寺内小学校 寺等1 安楽寺 村道160(160)m 村道116号線 村道112号線 村道115号線	2.32 (1.30)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	ジョイフル八窪
IM301-1085	吉野川	天日川	寺内谷川	木風	13 (3)	5 (1)	幼稚園1 寺内幼稚園	官公署1 新宮村第6分団詰所 教育施設1 寺内小学校 村道160(0)m 村道112号線 村道116号線 村道101号線 村道115号線 村道101号線 村道107号線 村道106号線 村道120号線	3.06 (0.75)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	ジョイフル八窪
IM301-1086	吉野川	天日川	嵯峨野谷川	嵯峨野	0 (0)	0 (0)		駅舎1 応神橋バス停(四国交通バス車庫と兼用) 村道240(240)m 村道101号線 村道131号線	2.87 (1.54)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	ジョイフル八窪
IM301-1087	吉野川	銅山川	田之内北谷川	寺尾	32 (32)	12 (12)		国道80(80)m 国道319号 村道20(20)m 村道335号線	0.59 (0.59)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	無
IM301-1088	吉野川	新瀬川	栄谷川	栄谷	8 (8)	3 (3)		その他の建物1 おこのみ焼き佐津間 村道40(40)m 村道103号線 村道170号線	0.29 (0.29)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	新成・所堂成集會
IM301-1089	吉野川	新瀬川	西ウトキ谷川	程野	13 (3)	5 (1)		集会施設1 秋田程野集會所 村道120(60)m 村道174号線 村道103号線 村道175号線	0.24 (0.24)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	新宮少年自然の
IM301-1090	新瀬川	新瀬川	ウトキ谷川	新瀬川	16 (16)	6 (6)		村道110(110)m 村道174号線 村道103号線 村道175号線	0.70 (0.70)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	新宮少年自然の
IM301-1091	新瀬川	新瀬川	日ノ浦谷川	秋田	27 (16)	10 (6)		村道320(260)m 村道174号線 村道103号線 村道184号線 村道175号線 村道172号線	0.72 (0.68)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	新宮少年自然の
IM301-1092	新瀬川	新瀬川	新瀬川	中ノ川	8 (8)	3 (3)		宿泊施設1 ヤングリーフハウス 村道140(140)m 村道175号線	0.00 (0.00)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	新宮少年自然の

IM301-1093	吉野川	馬立川	馬立川	下り付	13 (13)	5 (5)		村道240(240)m 村道177号線 村道189号線	0.36 (0.36)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	総野集会所
IM301-1094	吉野川	馬立川	寺の川	新宮	13 (3)	5 (5)		教育施設1 新宮小学校 村道70(70)m 村道317号線	0.48 (0.48)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	旧新宮小学校
IM301-1095	吉野川	銅山川	影井谷川	影井	16 (16)	6 (6)		発電所1 四国電力構新宮変電所 村道150(150)m 村道301号線	0.61 (0.61)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	無
IM301-1096	吉野川	中の川	芋野谷川	芋野	3 (3)	1 (1)		宿泊施設1 せせらぎ荘	0.00 (0.00)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	古野集会所
IM301-1097	吉野川	銅山川	五味ノ谷川	五味	5 (5)	2 (2)		駅舎1 日浦バス停(車庫と兼用) 国道180(180)m 国道319号 村道110(110)m 村道311号線 村道327号線	0.03 (0.03)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	古野集会所
IM301-1098	吉野川	銅山川	西市仲谷川	市仲	24 (24)	9 (9)		集会施設1 市神公会堂 その他の建物1 防火水槽 国道230(230)m 国道319号 村道100(100)m 村道302号線 村道303号線 村道305号線	1.88 (1.88)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	古野集会所
IM301-1099	吉野川	銅山川	市仲谷川	市仲	19 (19)	7 (7)		国道70(70)m 国道319号 村道70(70)m 村道302号線 村道303号線 村道305号線	0.75 (0.75)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	古野集会所
IM301-1100	吉野川	銅山川	神子屋敷西谷川	神子屋敷	8 (5)	3 (2)		その他の建物1 カラオケ唄の郷 村道120(100)m 村道332号線 村道334号線	0.00 (0.00)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	無
IM301-1101	吉野川	銅山川	城後谷川	表明	3 (3)	1 (1)		その他の建物1 防火水槽 村道130(60)m 村道205号線	0.88 (0.88)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	ジョイフル八種

土石流危険渓流Ⅱ

(1) 川之江地域

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	位置	保 全 対 象				砂防施設		土石流災害	警戒避難基準雨量 mm	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無	
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設	耕地面積 ha	砂防施設 有無					未満砂量 m³
IM208-2001	金生川	山田井川	脇之山奥谷川	脇之山	12 (12)	4 (4)		市道250(250)m 市道57号線	0.31 (0.31)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	金生第二小学校	
IM208-2002	金生川	芝生北川	長持上谷川	長持	6 (3)	2 (1)			0.63 (0.24)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM208-2003	金生川	柴生北川	長持谷北川	長持	3 (3)	1 (1)			0.48 (0.48)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM208-2004	金生川	下川川	牛飼野谷川	牛飼野	9 (9)	3 (3)		市道80(80)m 市道54号線	0.34 (0.34)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM208-2005	金生川	下川川	竹花下谷川	竹花	9 (9)	3 (3)		市道90(90)m 市道54号線	0.66 (0.66)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	葱尾保育園	
IM208-2006	金生川	下川川	中下川	中下	9 (9)	3 (3)		市道100(100)m 市道54号線	0.27 (0.27)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	葱尾保育園	
IM208-2007	金生川	下川川	下谷川	下谷	3 (3)	1 (1)		市道1240(1240)m 市道506号線	1.83 (1.83)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	有2条
IM208-2008	金生川	下川川	竹花西川	竹花	9 (9)	3 (3)		市道130(130)m 市道62号線	0.73 (0.73)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	葱尾保育園	
IM208-2009	金生川	金生川	中組谷川	中組	3 (3)	1 (1)		国道80(80)m 国道192号	0.25 (0.25)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	葱尾保育園	
IM208-2010	金生川	金生川	田尾谷西川	田尾	3 (0)	1 (0)		市道10(10)m 市道52号線	2.62 (0.06)	有1基	10,735	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM208-2011	金生川	金生川	椿堂川	椿堂	9 (9)	3 (3)		国道50(50)m 国道192号 市道40(40)m 市道619号線	0.01 (0.01)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	

(2) 伊予三島地域

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	位置	保 全 対 象			砂防施設		土石流災害 有 無	警戒避難基準雨量 mm	安全な避難場所 有 無	砂防指定地 有 無
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者関連施設 左記以外の公共施設	耕地面積 ha	砂防施設 有 無				
IM209-2012	豊岡川	豊岡川	明神川	五良野	11 (11)	4 (4)	高速道路160(160)m 松山自動車道 市道170(170)m 市道6318号線 市道7447号線 市道7449号線	2.87 (2.87)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	豊岡小学校
IM209-2013	吉野川	中川	戸屋奥川	中之川	5 (5)	2 (2)	市道85(85)m 市道8310号線	0.30 (0.30)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	中之川集会所
IM209-2014	吉野川	銅山川	甲斐野谷川	甲斐野	3 (3)	1 (1)		0.00 (0.00)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	無
IM209-2015	吉野川	銅山川	小川山川	小川山	3 (3)	1 (1)		0.00 (0.00)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	上小川集会所
IM209-2016	吉野川	銅山川	足尾谷川	上小川	8 (8)	3 (3)	市道280(280)m 市道8101号線 市道8309号線	0.56 (0.56)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	上小川集会所
IM209-2017	吉野川	銅山川	水丁谷西川	平野山	5 (5)	2 (2)	県道70(70)m 県道6号線	0.53 (0.53)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	無
IM209-2018	吉野川	銅山川	西之谷川	下長瀬	11 (11)	4 (4)	県道150(150)m 県道6号線	1.63 (1.63)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	寒川山集会所
IM209-2019	吉野川	銅山川	杉成奥谷川	杉成	3 (3)	1 (1)	県道80(80)m 県道6号線	0.26 (0.26)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	無
IM209-2020	吉野川	銅山川	折坂谷川	折坂	5 (5)	2 (2)	市道110(110)m 市道8201号線 市道8403号線	0.44 (0.44)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	上小川集会所

(3) 土居地域

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	位置	保 全 対 象			砂防施設		土石流災害	警戒避難基準雨量 mm	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設	耕地面積 ha					砂防施設 有無	未満砂量 m ³
IM302-2027	関川	関川	スゲヤ谷川	北野	3 (3)	1 (1)		町道60(60)m 町道203号線 町道13号線	0.62 (0.62)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	北野保育園	有 2条
IM302-2028	磯浦西川	磯浦西川	磯浦西谷	天満	3 (3)	1 (1)			0.31 (0.31)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	天満公民館	
IM302-2029	東谷川	東谷川	大境谷川	北野	3 (3)	1 (1)			1.37 (1.37)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	北野保育園	

(4) 新宮地域

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	位置	保 全 対 象			砂防施設		土石流災害	警戒避難基準雨量 mm	安全な避難場所 有無	砂防指定地 有無		
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設	耕地面積 ha					砂防施設 有無	未満砂量 m ³
IM301-2021	吉野川	銅山川	倉之谷川	倉六	5 (5)	2 (2)		国道120(120)m 国道319号 村道50(50)m 村道102号線 村道146号線 村道147号線	2.48 (2.48)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	無	
IM301-2022	吉野川	馬立川	半庄谷川	辺地床	3 (3)	1 (1)		県道80(80)m 県道川之江大豊線	0.31 (0.31)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	総野集会所	
IM301-2023	吉野川	銅山川	五味ノ東谷川	五味	3 (3)	1 (1)		国道80(80)m 国道319号 村道50(50)m 村道311号線	0.00 (0.00)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	吉野集会所	
IM301-2024	吉野川	銅山川	神子屋敷谷川	神子屋敷	8 (8)	3 (3)		村道100(100)m 村道332号線	0.10 (0.10)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	無	
IM301-2025	吉野川	銅山川	吉ノ瀬谷川	吉ノ瀬	5 (5)	2 (2)		村道60(60)m 村道202号線	0.16 (0.16)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	ジョイフル八	
IM301-2026	吉野川	銅山川	椎森谷川	椎森	5 (5)	2 (2)		村道150(150)m 村道201号線	0.72 (0.72)	無	0	無	有 WL(136) EL(194)	ジョイフル八	

土石流危険渓流に準ずる渓流

(1) 土居地域

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	位置	保 全 対 象				砂防施設		土石流災害 有 無	警戒避難基準雨量 mm	安全な避難場所 有 無	砂防指定地 有 無	
					人口 (人)	人家戸数 (戸)	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共施設	耕地面積 ha	砂防施設 有 無					未満砂量 m³
IM302-J001	関川	浦山川	東畑野川	畑野	0 (0)	0 (0)			0.03 (0.03)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	改善センター	
IM302-J002	関川	関川	関ノ原谷川	上野	0 (0)	0 (0)		国道50(50)m 国道11号 町道30(30)m 町道252号線	0.26 (0.26)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	関川小学校	
IM302-J003	千々の木川	千々の木川	東千々の木川	天満	0 (0)	0 (0)			1.39 (1.39)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	天満公民館	
IM302-J004	千々の木川	千々の木川	千々の木川	天満	0 (0)	0 (0)		町道95(95)m 町道149号線	1.43 (1.43)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	天満公民館	
IM302-J005	千々の木川	千々の木川	西大谷川	天満	0 (0)	0 (0)			5.12 (5.12)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	天満公民館	有2条
IM302-J006	千々の木川	千々の木川	東大谷川	天満	0 (0)	0 (0)			0.91 (0.62)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	天満公民館	
IM302-J007	磯浦東川	磯浦東川	磯浦中之川	天満	0 (0)	0 (0)			0.37 (0.15)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	天満公民館	
IM302-J008	荷内川	荷内川	南荷内谷川	北野	0 (0)	0 (0)		県道130(130)m 県道13号線	0.05 (0.05)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	無	
IM302-J009	東谷川	東谷川	なすび池川	北野	0 (0)	0 (0)			0.60 (0.60)	無	0	無	有 WL(122) EL(146)	北野保育所	

31 山腹崩壊危険地区

(1) 川之江地域

箇所番号	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)		治山事業進捗状況	位置		公共施設等			被災危険度	山腹崩壊危険度	備考
					調査地区	(85点以上のメッシュ)危険地区		大字	字	人	公共施設(道路除く)	道			
208-001	有	無	無	A	2.0	2.0	概成	山田井	石ノ口	5		県	b2	a1	
208-002	無	〃	〃	C	1.0	1.0	無	下川	中下	3			c2	c1	
208-003	有	〃	〃	B	4.0	1.0	無	下川	北柴生	15		市	a2	c1	
208-004	無	無	無	B	1.0	1.0	無	下川	北柴生	12		市	a2	c1	
208-005	有	無	無	B	6.0	3.0	無	川滝	石川	25		国	a2	b1	
208-006	有	無	無	B	1.0	1.0	概成	川滝	石川	25		市	a2	c1	
208-007	有	無	無	B	3.0	1.0	無	川滝	平木	49		国・市	a2	c1	
208-008	無	無	無	C	1.0	1.0	無	川滝	西ノ尾	1		市	c2	c1	
208-009	無	無	無	B	1.0	1.0	無	川滝	中通	2		市	c2	a1	
208-010	無	無	無	C	2.0	1.0	無	金田	半田	6		市	b2	c1	
208-011	有	無	無	C	1.0	1.0	一部概成	金田	八戸	6		市	b2	c1	
201-012	無	無	無	A	4.0	4.0	概成	山田井	余木	70	1	国	a2	b1	
201-013	有	無	無	C	2.0	2.0	一部概成	山田井	石ノ口	5			b2	c1	
201-014	無	無	無	A	2.0	2.0	無	下川	中下	15		国	a2	b1	
201-015	有	無	有	B	2.0	1.0	一部概成	上分	正地	12		国	a2	c1	
201-016	有	無	無	B	2.0	1.0	概成	下川	葱尾	15		国	a2	c1	
201-017	無	無	無	A	1.0	1.0	無	山田井	浦之谷	15		国	a2	a1	
201-018	有	無	無	C	1.0	1.0	無	山田井	三谷	1		市	c2	c1	
201-019	無	無	無	B	2.0	2.0	無	下川	竹花	6		市	b2	b1	
201-020	無	無	無	B	5.0	2.0	無	下川	中下	7		市	b2	b1	
201-021	無	無	無	A	3.0	2.0	一部概成	下川	椿賀	15		市	a2	a1	
201-022	無	無	無	A	4.0	3.0	無	山田井	東町	20		国・市	a2	a1	
201-023	無	無	無	B	1.0	1.0	無	上分	樋谷				a2	c1	
213-001	有	無	有	B	2.0	1.0	無	川之江	大門		1		a2	c1	
213-009	有	無	無	A	7.0	2.0	一部概成	山田井	早苗出	7	1	高・市	a2	b1	
213-011	有	無	無	B	4.0	3.0	無	西金川	西金川	5			b2	b1	
213-015	有	無	無	C	11.0	6.0	未成	山田井	早苗出			高・市・農	c2	c1	

(2) 伊予三島地域

箇所番号	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)		治山事業進捗状況	位置		公共施設等			被災危険度	山腹崩壊危険度	備考
					調査地区	(85点以上のメッシュ)危険地区		大字	学	人	公共施設(道路除く)	道			
209-001	無	無	無	A	3.0	2.0	未成	寒川	観音谷	10		国	a2	a1	
209-002	無	無	無	A	5.0	3.0	未成	寒川	宮地	10		市	a2	a1	
209-003	無	無	無	C	5.0	5.0	無	寒川	大倉			国・市・森	c2	b1	
209-004	無	無	無	B	2.0	1.0	概成	寒川	大倉	1		市	c2	a1	
209-005	無	無	無	B	4.0	4.0	無	中曾根	中田井	10		市・農	a2	c1	
209-006	有	無	無	A	5.0	4.0	無	上柏	鳶畑	15		林	a2	a1	
209-007	無	無	無	C	3.0	3.0	無	上柏	積善	2		林	c2	c1	
209-008	無	無	無	B	3.0	3.0	一部概成	金砂	柳瀬			県	c2	a1	
209-009	無	無	無	B	6.0	6.0	無	金砂	柳瀬			県	c2	a1	
209-010	無	無	無	B	7.0	6.0	概成	金砂	柳瀬	2		県	c2	a1	
209-011	無	無	無	B	6.0	6.0	無	金砂	柳瀬	1		県	c2	a1	
209-012	無	無	無	B	3.0	1.0	無	金砂	甲斐野			林	c2	a1	
209-013	無	無	無	B	3.0	2.0	無	金砂	甲斐野	3		林	c2	a1	
209-014	無	無	無	C	1.0	1.0	無	金砂	中之川			林	c2	c1	
209-015	無	無	無	B	6.0	6.0	無	金砂	中之川			林	c2	a1	
209-016	有	無	無	A	4.0	4.0	一部概成	金砂	中之川	7			b2	a1	
209-017	無	無	無	B	1.0	1.0	無	金砂	中之川	2		市	c2	a1	
209-018	有	無	無	A	5.0	3.0	一部概成	金砂	長野	10		県・市	a2	a1	
209-019	無	無	無	B	4.0	3.0	無	金砂	中之川	3		市	c2	a1	
209-020	無	無	無	C	2.0	2.0	概成	富郷	七々木	4		林	c2	a1	
209-021	無	無	無	B	2.0	1.0	無	富郷	七々木	2		林	c2	a1	
209-022	有	無	無	B	2.0	2.0	概成	富郷	中尾			県・市	c2	a1	
209-023	有	無	無	B	3.0	3.0	無	富郷	中尾			県	c2	a1	
209-024	無	無	無	C	2.0	2.0	一部概成	富郷	中尾			県・林	c2	b1	
209-025	有	無	無	B	3.0	3.0	無	富郷	中尾			県・林	c2	a1	
209-026	有	無	無	B	2.0	2.0	無	富郷	瀬井野			県	c2	a1	
209-027	無	無	無	B	3.0	3.0	無	富郷	寺尾	3		県	c2	a1	
209-028	無	無	無	B	4.0	4.0	一部概成	富郷	宮城	2		林	c2	a1	
209-029	有	無	無	B	2.0	2.0	無	富郷	城師			県	c2	a1	
209-030	有	無	無	C	3.0	3.0	無	富郷	城師			県	c2	b1	
209-031	有	無	無	B	6.0	5.0	無	富郷	折宇	1		市	c2	a1	
209-032	無	無	無	B	4.0	4.0	一部概成	長谷寺	長谷寺			林	c2	a1	

209-033	有	無	無	B	2.0	2.0	一部概成	寒川山	下猿田			県・市	c2	a1	
209-034	有	無	無	B	2.0	1.0	一部概成	寒川山	上猿田	5	1	県	a2	c1	
209-035	無	無	無	B	3.0	3.0	一部概成	寒川山	上猿田			林	c2	a1	
209-036	有	無	無	B	4.0	4.0	一部概成	津根山	折 宇			林	c2	a1	
209-037	無	無	無	B	9.0	3.0	概成	豊 岡	大 町	450		市	a2	c1	
209-038	有	無	無	A	4.0	4.0	無	具 定	正之森	6		県	b2	a1	
209-039	無	無	無	B	1.0	1.0	一部概成	上 柏	城	15		市	a2	c1	
209-040	無	無	無	B	2.0	2.0	無	金 砂	上小川	4		市	c2	a1	
213-010	有	無	有	B	6.0	6.0	一部概成	富 郷	津 根	3		高・市・林	c2	a1	

(3) 土居地域

箇所番号	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)		治山事業進捗状況	位置		公共施設等			被災危険度	山腹崩壊危険度	備考
					調査地区	(85点以上) シユ危険地区 メツ		大	字	人	公共施設 (道路除く)	道			
302-001	無	無	無	B	2.0	1.0	無	天満	大地山	28		市	a2	c1	
302-002	有	無	無	C	3.0	3.0	無	浦山	浦山	2		林	c2	c1	
302-003	無	無	無	A	1.0	1.0	概成	北野	山下	12			a2	a1	
302-004	無	無	無	A	1.0	1.0	無	北野	大谷	18		市	a2	a1	
302-005	有	無	無	B	3.0	3.0	一部概成	浦山	河内			県	c2	a1	
302-006	有	無	無	B	1.0	1.0	無	浦山	河内	6		県	b2	b1	
302-007	有	無	無	C	1.0	1.0	一部概成	浦山	五良津			林	c2	b1	
302-008	無	無	無	C	1.0	1.0	無	高曽根	高曽根	3		県	c2	c1	
302-009	有	無	無	B	3.0	3.0	無	北野	上北野	9		市	b2	b1	
302-010	無	無	無	B	4.0	4.0	無	大北野	大福寺	2		市	c2	a1	
302-011	無	無	無	A	2.0	2.0	無	大谷	大谷	15		市	a2	a1	
302-012	有	無	無	A	5.0	3.0	無	丈川	丈川	8		県	b2	a1	
302-013	有	無	無	C	2.0	2.0	無	内川	内川			高・市	c2	c1	
302-014	有	無	無	C	5.0	3.0	無	木ノ川	西谷			高・市	c2	b1	
302-015	有	無	無	B	3.0	3.0	無	河内	河内	3		市	c2	a1	
213-012	有	無	有	A	2.0	2.0	一部概成	上野	栗の下	6		高・市	b2	b1	
213-013	有	無	有	A	9.0	9.0	無	上野	内の川	6		高・市	b2	a1	
213-014	有	無	有	B	13.0	8.0	無		上野	20	1	高・市	a2	c1	

(4) 新宮地域

箇所番号	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)		治山事業進捗状況	位置		公共施設等			被災危険度	山腹崩壊危険度	備考
					調査地区	(85点以上) シユ危険地区 メツ		大	字	人	公共施設 (道路除く)	道			
301-001	無	無	無	A	8.0	8.0	無	新宮	新宮	13		市	a2	a1	
301-002	無	無	無	C	2.0	2.0	無	新宮	影井	1		市	c2	a1	
301-003	無	無	無	C	2.0	2.0	無	馬立	川渕	1		市	c2	b1	
301-004	有	無	無	B	3.0	3.0	一部概成	馬立	川渕			県	c2	a1	
301-005	無	無	無	B	4.0	4.0	概成	馬立	川渕	1		県・市	c2	a1	
301-006	無	無	無	C	4.0	3.0	無	馬立	竹の峯	7		農	b2	c1	
301-007	有	無	無	B	4.0	4.0	一部概成	新瀬川	檜の下	3		市	c2	a1	
301-008	無	無	無	B	5.0	3.0	無	馬立	市仲	2		市	c2	a1	
301-009	無	無	無	A	10.0	10.0	無	新瀬川	秋田	6		市	b2	a1	
301-010	無	無	無	A	7.0	7.0	無	馬立	日浦	14		市	a2	a1	
301-011	無	無	無	B	5.0	4.0	一部概成	馬立	土居	3		市	c2	a1	
301-012	無	無	無	C	3.0	1.0	無	新瀬川	中川	3		市	c2	c1	
301-013	有	無	無	B	2.0	2.0	一部概成	新瀬川	土居	2		林	c2	a1	
301-014	無	無	無	B	3.0	3.0	無	新瀬川	土居	3		市	c2	a1	
301-015	無	無	無	A	2.0	2.0	無	新瀬川	堂成	12		市	a2	a1	
301-016	無	無	無	A	2.0	2.0	無	新瀬川	堂成	4	1	国	a2	a1	
301-017	無	無	無	B	1.0	1.0	無	新宮	宮川	8	1		a2	c1	
301-018	有	無	無	A	15.0	12.0	未成	新瀬川	秋田	14	1	林	a2	b1	
213-002	無	無	無	B	3.0	2.0	無	天日	亀尻	6		市	b2	b1	
213-003	無	無	無	A	43.0	28.0	無	天日	天日	10		農	a2	a1	
213-004	無	無	無	B	3.0	3.0	無	天日	木嵐	4		市	c2	a1	
213-005	無	無	無	A	12.0	8.0	無	中村	中村	6		県・市	b2	a1	
213-006	無	無	無	A	18.0	11.0	無	中村	中村	16		市	a2	a1	
213-007	無	無	無	A	7.0	6.0	無	横野	横野	9		市	b2	a1	
213-008	無	無	無	A	19.0	10.0	無	泉田	泉田	8		市	b2	a1	
213-016	無	無	無	B	3.0	3.0		馬立	和田小屋			市	c2	a1	

32 崩壊土砂流出危険地区

(1) 川之江地域

箇所番号	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置		公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出危険度	備考
								大字	字	人家	公共施設(道路除く)	道路			
208-001	有	無	無	有	C	0.76	無	下山	日向	1		市	c2	b1	
208-002	有	無	無	有	C	1.12	無	下山	日向	1		市	c2	b1	
208-003	有	無	無	有	C	0.84	概成	下山	日向	1		市	c2	b1	
208-004	有	無	無	有	C	0.32	無	下山	日向	1		市	c2	c1	
208-005	有	無	無	無	C	0.21	無	下山	佐谷興	7		市	b2	c1	
208-006	有	無	無	無	A	0.6	一部概成	下山	蔭山	10		市	a2	b1	
208-007	有	無	無	有	C	0.84	無	下山	蔭安			国	c2	c1	
208-008	有	無	無	有	C	0.03	一部概成	下山	七田	5		国	b2	c1	
208-009	有	無	無	無	C	0.1	無	下山	中山	1		国	c2	c1	
208-010	有	無	無	無	C	0	概成	下山	水ヶ佐谷	5		国	b2	c1	
208-011	有	無	無	有	C	0	無	下山	滝下	3		国	c2	c1	
208-012	有	無	無	有	C	0.08	一部概成	下山	田尾谷	5		市	b2	c1	
208-013	無	無	無	有	C	1.31	無	下山	寒之池	6		市	b2	c1	
208-014	有	無	無	無	B	0.34	無	下山	平石ノ裏	20		市	a2	c1	
208-015	有	無	無	無	C	0.23	無	下山	庚辛堂	4		市	c2	c1	
208-016	無	無	無	有	C	0.13	無	下山	成毛裏	1		市	c2	c1	
208-017	有	無	無	有	C	0	概成	下山	ツグリグ尾	3		国	c2	c1	
208-018	有	無	無	有	C	0	無	下山	道ノ上	1		市	c2	c1	
208-019	有	無	無	有	C	0.08	無	下山	岡ノ下	1		国	c2	c1	
208-020	無	無	無	有	B	0.56	一部概成	下山	船佐古	5	1	国	a2	c1	
208-021	無	無	無	有	C	0.47	無	下山	中山			市	c2	c1	
208-022	無	無	無	有	C	0.05	無	下山	平木蔭			市	c2	c1	
208-023	無	有	無	有	C	0	一部概成	下山	平木蔭			市	c2	c1	
208-024	無	無	無	有	C	0.11	無	下山	横井手			国	c2	c1	
208-025	有	無	無	有	B	0.14	無	下山	東山	17		国	a2	c1	
208-026	有	無	無	有	C	0	概成	下山	ウツグ谷	4		市	c2	c1	
208-027	無	無	無	無	C	0	無	下山	射場ノ窪	2		市	c2	c1	
208-028	無	無	無	有	C	0.05	無	下山	大砂古	2		市	c2	c1	
208-029	有	無	無	有	C	0	一部概成	下山	堂ノ向	8		市	b2	c1	
208-030	有	無	無	有	C	0	無	下山	鬼城	2		市	c2	c1	
208-031	無	無	無	有	C	1.4	無	下山	蔭山	2		市	c2	c1	

208-032	無	無	無	有	B	0	概成	領家	南山	5		市	b2	c1	
208-033	無	無	無	有	C	0	概成	領家	南山			市	c2	c1	
208-034	無	無	無	有	C	1.88	概成	領家	東加	5		市	b2	c1	
208-035	無	無	無	有	C	1.91	概成	領家	セリ谷			市		c1	
208-036	無	無	無	有	C	0.46	無	領家	東光坊			市	c2	c1	
208-037	無	無	無	有	C	1.22	無	領家	南山			市	c2	c1	
208-038	無	無	無	有	B	0.65	無	領家	南山	25		市	a2	c1	
208-039	無	無	無	有	B	1.11	一部概成	領家	南山	25		市	a2	c1	
208-040	無	無	無	有	C	1.28	無	半田	南山			市	c2	c1	
208-041	無	無	無	無	C	0.16	無	柴生	柴生			市	c2	c1	
208-042	有	無	無	有	C	0.18	無	柴生	菖蒲谷	1		市	c2	c1	
208-043	有	無	無	有	C	0.14	無	柴生	松屋谷			市	c2	b1	
208-044	有	無	無	無	C	0.34	無	柴生	柴生			市	c2	c1	
208-045	有	無	無	有	B	0.38	無	柴生	北山	10		市	a2	c1	
208-046	無	無	無	有	C	0.01	無	柴生	向山	2		市	c2	c1	
208-047	無	無	無	有	C	0.17	無	柴生	向山	2		市	c2	c1	
208-048	有	無	無	有	C	0.19	無	柴生	大次良谷	5		市	b2	c1	
208-049	有	無	無	有	B	0.41	無	下川	浦ノ谷	10		市	a2	c1	
208-050	有	無	無	有	B	0.13	無	下川	西ノ谷	10		市	a2	c1	
208-051	無	無	無	有	C	0	無	下川	若松谷			市	c2	c1	
208-052	有	無	無	有	B	0	無	下川	竹元	6	1	市	a2	c1	
208-053	有	無	無	有	C	0.22	無	下川	若松谷			市	c2	b1	
208-054	有	無	無	有	C	0.53	一部概成	下川	日浦谷			市	c2	c1	
208-055	有	無	無	無	C	0.44	概成	下川	日浦谷			市	c2	b1	
208-056	有	無	無	有	C	0.93	一部概成	山田井	除ヶ谷	2		市	c2	c1	
208-057	有	無	無	有	C	0.08	無	下川	掛ノ向	5		市	b2	c1	
208-058	有	無	無	有	C	0.16	無	下川	猪ノ窪	6		市	b2	c1	
208-059	有	無	無	有	C	0.09	無	下川	折田谷	6		市	b2	c1	
208-060	有	無	無	有	B	2.12	無	下川	小屋毛谷	9		市	b2	b1	
208-061	有	無	無	有	C	1.47	無	下川	犬戻	3		市	c2	b1	
208-062	有	無	無	有	B	0.17	無	下川	西畑	7		市	b2	b1	
208-063	有	無	無	有	C	0.17	無	下川	袖	2		市	c2	b1	
208-064	有	無	無	有	C	0.5	無	下川	前の谷	3		市	c2	b1	
208-065	有	無	無	有	C	0.07	無	下川	木諸椎谷	5		市	b2	c1	
208-066	有	無	無	有	B	0.67	無	下川	小禿			市	c2	a1	
208-067	有	無	無	有	C	0	無	下川	萩子ノ尾	1		市	c2	c1	
208-068	無	無	無	有	C	0.05	無	下川	馬背	1		市	c2	c1	
208-069	有	無	無	有	B	0.4	一部概成	下川	五郎丸	1		市	c2	a1	
208-070	有	無	無	有	C	0.93	一部概成	下川	萩子ノ尾	1		市	c2	b1	

208-071	無	無	無	有	B	0.99	一部概成	半田	南山	18		市	a2	c1	
208-072	有	無	無	有	C	2.37	無	半田	南山	3		市	c2	c1	
208-073	有	無	無	有	C	1.23	一部概成	半田	南山	5		県	b2	c1	
208-074	有	無	無	有	C	0.47	一部概成	半田	平山	5		県	b2	c1	
208-075	有	無	無	有	C	1.27	無	半田	南山	6		県	b2	c1	
208-076	無	無	無	有	C	0.35	無	金川	桜井山	5		県	b2	c1	
208-077	有	無	無	有	C	0.63	一部概成	金川	西芳谷	15		県	a2	c1	
208-078	有	無	無	有	B	0.74	無	金川	榎山	25		県	a2	c1	
208-079	有	無	無	有	B	1.08	概成	金川	佐禮	15		県	a2	c1	
208-080	有	無	無	有	B	0.15	一部概成	金川	黒塚	15		県	a2	c1	
208-081	有	無	無	有	A	0.49	無	金川	水浅ヶ子	5		県	b2	a1	
208-082	有	無	無	有	A	0.57	一部概成	金川	東別宗	5		市	b2	a1	
208-083	無	無	無	有	C	0.43	無	三角寺	向ヒ	3		市	c2	c1	
208-084	無	無	無	有	C	1.46	無	三角寺	向ヒ			市	c2	c1	
208-085	有	無	無	有	C	0.21	無	三角寺	唐谷			市	c2	c1	
208-086	有	無	無	有	B	0.04	一部概成	半田	朝倉谷	15		市	a2	c1	
208-087	有	無	無	無	C	0.04	無	半田	池の奥			市	c2	c1	
208-088	有	無	無	有	C	0.11	概成	半田	池の奥	1		市	c2	c1	
208-089	有	無	無	有	C	0.16	無	半田	池の奥	1		市	c2	c1	
208-090	有	無	無	有	C	0.25	無	半田	池の奥	5		市	b2	c1	
208-091	有	無	無	無	C	0.18	一部概成	半田	赤松谷	3		市	c2	c1	
208-092	有	無	無	有	C	0.07	無	半田	赤松谷	5		市	b2	c1	
208-093	有	無	無	有	A	1.26	一部概成	妻鳥	名草谷上 東西	12		市	a2	b1	
208-094	有	無	無	無	B	0.48	一部概成	山田井	城ヶ谷	20		市	a2	c1	
208-095	有	無	無	有	C	0.67	無	山田井	寺の谷	5		市	b2	c1	
208-096	有	無	無	有	C	1.4	無	山田井	スバリ場	5		県	b2	c1	
208-097	有	無	無	有	B	1.14	無	山田井	浦ノ谷	16		県	a2	c1	
208-098	有	無	無	有	B	0.51	無	山田井	三谷	16		県	a2	c1	
208-099	無	無	無	有	C	0.13	概成	山田井	三谷			市	c2	c1	
208-100	有	無	無	有	A	2.65	概成	山田井	追坂	5		県	b2	a1	
208-101	有	無	無	有	B	2.58	一部概成	山田井	沼ヶ谷	14		県	a2	c1	
208-102	有	無	無	有	B	9.53	一部概成	山田井	ガゼキ	2		市	c2	c1	
208-103	有	無	無	有	C	0	一部概成	山田井	カケ下	6		市	b2	c1	
208-104	有	無	無	有	A	4.05	一部概成	山田井	元谷	18		市	a2	a1	
208-105	有	無	無	有	B	9.68	一部概成	山田井	木曾後	9		県	b2	b1	
208-106	有	無	無	有	C	0.29	概成	山田井	山提	1		県	c2	c1	
208-107	有	無	無	有	C	0.12	一部概成	山田井	立尾	5		県	b2	c1	
208-108	有	無	無	有	B	0.69	一部概成	山田井	西ノ谷 フカマ石	5		市	b2	b1	
208-109	有	無	無	有	B	0.8	無	山田井	白木谷	2		市	c2	a1	

208-110	有	無	無	有	C	0.7	概成	山田井	コツモ谷	2		市	c2	b1	
208-111	有	無	無	有	A	10.53	一部概成	山田井	西ノ谷	9		市	b2	a1	
208-112	有	無	無	無	C	2.88	一部概成	山田井	倉谷	9		市	b2	c1	
208-113	有	無	無	有	C	4.37	一部概成	山田井	長谷			県	c2	b1	
208-114	有	無	無	有	B	4.14	一部概成	山田井	弥陀ノ尾			市	c2	a1	
208-115	有	無	無	有	B	1.83	無	山田井	ゴブラ	2		市	c2	a1	
208-116	有	無	無	有	B	3.78	一部概成	山田井	金見山	1		市	c2	a1	
208-117	有	無	無	有	C	0.54	無	山田井	金見山	1		市	c2	b1	
208-118	有	無	無	有	B	0.85	一部概成	山田井	金見山	1		市	c2	a1	
208-119	有	無	無	有	C	0.45	無	山田井	金見山			市	c2	c1	
208-120	有	無	無	有	C	0	無	山田井	金見山			市	c2	c1	
208-121	有	無	無	有	C	0	一部概成	山田井	金見山			市	c2	c1	
208-122	有	無	無	有	B	0.09	無	余木	潜亀	15		鉄	a2	c1	
208-123	無	無	無	有	B	0	無	余木	鳴滝	30		鉄	a2	c1	
208-124	有	無	無	有	B	0.43	無	余木	鳴滝	10		鉄	a2	c1	
208-125	有	無	無	有	B	0	無	長須	三谷	15		鉄	a2	c1	
208-126	無	無	無	有	A	0.17	無	長須	三谷	15		鉄	a2	b1	
208-127	有	無	無	有	A	3.96	無	川之江	宮ノ谷	20		市	a2	b1	
208-128	有	無	無	有	B	0.21	一部概成	川之江	大門山	20		市	a2	c1	
208-129	有	無	無	無	C	0.35	無	山田井	早苗山	5		国・林	b2	c1	
208-130	有	無	無	無	B	0.17	一部概成	三谷	三谷	20		市・林	a2	c1	
208-131	有	無	無	無	B	2.06	無	金川	金川	12		林	a2	c1	
208-132	有	無	無	無	C	0.53	一部概成	金川	池之奥	3		市	c2	c1	
213-002	有	無	無	無	B	0.22	一部概成	川之江	池之奥	15		市	a2	c1	
213-003	有	無	無	無	C	0	無	下川	牛飼野	4		市	c2	c1	
213-013	有	無	無	無	B	0	一部概成	川之江	大門	30	2	市・農	a2	c1	
213-019	有	無	無	無	C	0.04	一部概成	山田井	石ノ口下	7		県・市	b2	c1	
213-004	有	無	無	無	C	0	無	山田井	下谷	2		農	c2	c1	

(2) 伊予三島地域

箇所番号	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置		公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出危険度	備考
								大字	字	人	公共施設 (道路除)	道			
209-001	無	無	無	有	B	0.97	無	岡銅	岡銅	50		林	a2	c1	
209-002	無	無	無	有	B	0.54	無	岡銅	学連寺	50		林	a2	c1	
209-003	有	無	無	有	B	1	無	寒川	観音谷	100		林	a2	c1	
209-004	無	無	無	有	A	0.16	無	寒川	宮地・原口	20		林	a2	b1	
209-005	有	無	無	有	B	0.04	無	寒川	大倉	20		林	a2	c1	
209-006	有	無	無	有	B	0.05	一部概成	具定	正之森	80		県	a2	c1	
209-007	無	無	無	有	B	0.09	無	中曾根	六塚	55		林	a2	c1	
209-008	有	無	無	有	B	1.51	無	上柏	馬瀬	10	1		a2	c1	
209-009	無	無	無	有	B	0.84	無	上柏	積善	10		林	a2	c1	
209-010	無	無	無	有	C	1.09	無	小川山	魚染場	2		林	c2	c1	
209-011	無	無	無	有	C	0.47	無	小川山	魚染場			林	c2	c1	
209-012	無	無	無	有	C	0.19	無	小川山	大やぶ	9		林	b2	c1	
209-013	有	無	無	有	B	1.67	無	小川山	柳瀬	5	1		a2	c1	
209-014	無	無	無	有	C	0.53	無	小川山	柳瀬			林	c2	c1	
209-015	無	無	無	有	C	0.98	無	小川山	折坂	1		林	c2	c1	
209-016	無	無	無	有	C	0.59	無	小川山	折坂			林	c2	c1	
209-017	無	無	無	有	C	0.81	無	小川山	折坂	3		林	c2	c1	
209-018	有	無	無	有	C	1.22	無	小川山	折坂	1		林	c2	c1	
209-019	無	無	無	有	C	0.82	無	小川山	折坂			林	c2	c1	
209-020	有	無	無	有	C	1.26	一部概成	金砂	小比須			林	c2	c1	
209-021	有	無	無	有	B	1.22	無	平野山	平野			県	c2	c1	
209-022	無	無	無	有	A	0.18	無	平野山	平野	3	1		a2	c1	
209-023	無	無	無	有	A	1.26	概成	平野山	平野	5		県	b2	c1	
209-024	有	無	無	有	A	1.48	無	豊坂	折坂		1		a2	c1	
209-025	有	無	無	有	B	0.91	無	豊坂	折坂	7		市	b2	c1	
209-026	有	無	無	有	C	0.55	概成	豊坂	上長瀬	5		市	b2	c1	
209-027	無	無	無	有	C	0.55	無	豊坂	七々木			市	c2	c1	
209-028	無	無	無	有	C	0.1	無	豊坂	夏切			市	c2	c1	
209-029	無	無	無	有	B	0.71	概成	豊坂	岩原瀬	10		県	a2	c1	
209-030	有	無	無	有	C	0.03	無	豊坂	岩原瀬			県	c2	c1	
209-031	有	無	無	有	C	0.66	無	津根山	中尾			県	c2	c1	

209-032	有	無	無	有	C	0.18	無	津根山	中尾			林	c2	c1	
209-033	有	無	無	有	C	0.27	無	津根山	中尾			林	c2	c1	
209-034	有	無	無	有	C	1.02	無	富郷	中尾			林	c2	c1	
209-035	有	無	無	有	C	0.45	無	津根山	中尾			林	c2	c1	
209-036	有	無	無	無	C	2.12	無	津根山	中尾			林	c2	c1	
209-037	有	無	無	有	C	0.53	無	津根山	中尾			林	c2	c1	
209-038	有	無	無	有	C	0.87	無	津根山	中尾			林	c2	c1	
209-039	有	無	無	有	C	1.06	無	津根山	瀬井野			県	c2	c1	
209-040	無	無	無	有	C	0.16	無	津根山	寺野			県	c2	c1	
209-041	無	無	無	有	C	0.73	無	津根山	寺野			県	c2	c1	
209-042	有	無	無	有	C	0.3	無	津根山	寺野			県	c2	c1	
209-043	有	無	無	有	C	0.53	無	津根山	城師			県	c2	c1	
209-044	有	無	無	無	C	0.54	無	津根山	折宇	3		林	c2	c1	
209-045	有	無	無	有	C	0.28	無	津根山	折宇			林	c2	c1	
209-046	有	無	無	有	C	0.61	無	津根山	折宇			林	c2	c1	
209-047	有	無	無	有	B	0.42	無	津根山	落合			市	c2	a1	
209-048	有	無	無	有	C	2.16	一部概成	津根山	津根山			市	c2	c1	
209-049	無	無	無	無	C	0.82	無	津根山	落合			市	c2	c1	
209-050	無	無	無	無	C	0.17	無	津根山	落合			市	c2	c1	
209-051	無	無	無	無	C	1	無	津根山	葛川			市	c2	c1	
209-052	無	無	無	有	A	0.43	無	津根山	松野		1		a2	c1	
209-053	有	無	無	有	B	0.15	概成	津根山	藤原	10		市	a2	a1	
209-054	無	無	無	有	C	0.02	無	寒川山	下猿田			県	c2	c1	
209-055	有	無	無	有	C	0.42	無	寒川山	下猿田			県	c2	c1	
209-056	有	無	無	有	C	0.27	無	寒川山	下猿田			県	c2	c1	
209-057	無	無	無	有	C	0.64	無	寒川山	芋野	2		林	c2	c1	
209-058	無	無	無	有	C	0.7	無	寒川山	芋野			林	c2	c1	
209-059	無	有	無	無	C	0.64	無	寒川山	上猿田			県	c2	c1	
209-060	有	無	無	無	C	1.13	無	寒川山	元ノ庄			県	c2	c1	
209-061	有	無	無	無	C	1.01	無	寒川山	元ノ庄	2		県	c2	c1	
209-062	有	無	無	無	C	0.38	無	寒川山	元ノ庄			県	c2	c1	
209-063	有	無	無	無	C	2.46	無	寒川山	元ノ庄			県	c2	c1	
209-064	無	無	無	有	C	0.51	無	寒川山	杉成			県	c2	c1	
209-065	有	無	無	有	B	1.36	概成	寒川山	杉成	7	1		a2	c1	
209-066	有	無	無	有	C	0.2	概成	寒川山	下長瀬			県	c2	c1	
209-067	無	無	無	有	C	0.11	概成	寒川山	下長瀬	3		県	c2	c1	
209-068	有	無	無	有	C	0.11	無	寒川山	下長瀬	5		県	b2	c1	
209-069	無	無	無	有	C	0.24	無	平野山	下長瀬	3		県	c2	c1	
209-070	無	無	無	有	C	0.6	無	平野山	中峰	1		県	c2	c1	

209-071	無	無	無	無	C	0.11	無	小川山	上小川	4		市	c2	c1	
209-072	無	無	無	無	C	0.79	無	小川山	上小川			県	c2	c1	
209-073	無	無	無	無	C	0.17	無	小川山	岩 鍋			県	c2	c1	
209-074	有	無	無	無	C	1.49	無	小川山	岩 鍋			県	c2	c1	
209-075	無	無	無	無	C	0.76	無	小川山	柳 瀬			県	c2	c1	
209-076	無	無	無	無	C	0.32	無	小川山	引 地			林	c2	c1	
209-077	無	無	無	無	C	0.25	無	小川山	久保ヶ市			林	c2	c1	
209-078	有	無	無	無	C	0.98	無	小川山	久保ヶ市			林	c2	c1	
209-079	有	無	無	無	C	0.64	一部概成	小川山	栗ヶ市			林	c2	c1	
209-080	有	無	無	有	C	1.02	無	小川山	中ノ川			林	c2	c1	
209-081	有	無	無	有	C	0.84	無	小川山	中ノ川			林	c2	c1	
209-082	有	無	無	有	C	1.09	無	小川山	西ノ谷			林	c2	c1	
209-083	無	無	無	有	C	0.54	無	小川山	西ノ谷			林	c2	c1	
209-084	有	無	無	無	C	0.3	無	小川山	西ノ谷			林	c2	c1	
209-085	無	無	無	有	C	0.39	無	小川山	黒 藏			林	c2	c1	
209-086	無	無	無	有	C	0.32	無	小川山	小川山	4		林	c2	c1	
209-087	無	無	無	有	C	1.03	一部概成	小川山	小川山			林	c2	c1	
209-088	無	無	無	無	C	0.86	無	小川山	小川山	2		林	c2	c1	
209-089	有	無	無	無	C	0.37	無	小川山	小川山			林	c2	c1	
209-090	有	無	無	無	C	1.05	無	小川山	小川山			林	c2	c1	
209-091	有	無	無	無	C	0.09	無	小川山	柳 瀬			県	c2	c1	
209-092	有	無	無	無	C	1.3	無	小川山	上小川	5		市	b2	c1	
209-093	有	無	無	無	C	0.24	無	小川山	中ノ川			林	c2	c1	
209-094	無	無	無	無	C	0.45	無	平野山	平 野	2		市	c2	c1	
209-095	有	無	無	無	A	0.01	無	入 野	入 野	50	1	国・市・林	a2	b1	
209-096	有	無	無	無	B	0.18	一部概成	具 定	正之森	50	1	国・市	a2	c1	
209-097	有	無	無	無	B	1.98	一部概成	具 定	正之森	70	1	国・市・林	a2	c1	
209-098	有	無	無	無	C	1.01	無	金 砂	東長野	7		県	b2	c1	
209-099	有	無	無	無	B	2.72	無	金 砂	柳 瀬	10	1	県	a2	c1	
209-100	有	無	無	無	C	0.17	一部概成	寒川山	猿 田			県	c2	c1	
209-101	有	無	無	有	C	8.04	無	富 郷	津根山			林	c2	c1	
209-102	有	無	無	有	B	5.72	一部概成	上 柏	馬 瀬	30	1	高・市・林	a2	c1	
209-109	無	無	無	無	B	0.34	無	岡 銅	上野田	45		県	a2	c1	
209-110	無	無	無	無	B	0.08	無	岡 銅	上野田	35		高・県	a2	c1	
209-111	無	無	無	無	B	0.27	一部概成	中之庄	上野田	33		県	a2	c1	
213-001	有	無	無	無	B	0.13	一部概成	寒 川	大道上	55	1	高・国・市	a2	c1	
213-014	有	無	無	有	B	2.04	一部概成	豊 坂	高野上	30		林	a2	c1	
213-015	有	無	無	無	A	0.53	一部概成	豊 坂	高野上	30		高	a2	c1	
213-021	有	無	無	無	B	1.91	一部概成	津根山	落 合	5	1	林	a2	c1	

213-022	有	無	無	無	B	2.36	無	津根山	落合	5	1	林	a2	c1	
213-023	有	無	無	無	B	1.62	無	津根山	落合	5	1		a2	c1	
213-026	有	無	無	無	C	1.16	一部概成	豊坂	落合	4		林	c2	c1	

(3) 土居地域

箇所番号	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置		公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出危険度	備考
								大字	字	人	公共施設(道路除く)	道			
302-001	有	無	無	無	C	0.15	無	浦山	浦山			林	c2	c1	
302-002	有	無	無	無	C	0.34	一部概成	北野	大境			県	c2	b1	
302-003	有	無	無	無	C	0.12	一部概成	北野	大境			県	c2	c1	
302-004	有	無	無	無	B	0.48	一部概成	上野	大川	25			a2	c1	
302-005	有	無	無	無	B	0.27	無	上野	内ノ川	50	1	国・市	a2	c1	
302-006	有	無	無	無	A	0.39	一部概成	上野	上野	100	3	国・市	a2	b1	
302-007	有	無	無	無	B	0.09	一部概成	小林	栗谷	30	1	国・市	a2	c1	
302-008	有	無	無	無	C	1.46	無	上野	河又	5		国	b2	c1	
302-009	有	無	無	無	C	0.28	一部概成	浦山	長命寺	4		高	c2	c1	
302-010	有	無	無	有	B	0.59	一部概成	北野	高曾根	30	1	県・市	a2	c1	
302-011	有	無	無	無	C	0.51	無	上野	上野			高	c2	b1	
302-012	有	無	無	無	C	0.43	無	上野	上野			国	c2	c1	
302-013	有	無	無	無	B	0.65	無	上野	大段川			高	a2	c1	
302-014	有	無	無	無	B	0.15	無	本郷	関川			高	a2	c1	
302-015	有	無	無	無	B	0.23	無	本郷	関川	20		高	a2	c1	
302-016	有	無	無	有	C	0.14	無	本郷	木ノ川			高	c2	b1	
302-017	有	無	無	無	C	1.31	無	大屋敷	大屋敷			市	c2	c1	
302-018	有	無	無	無	B	0.39	一部概成	入野	入野西			高	c2	a1	
302-019	有	無	無	無	C	0.2	一部概成	入野	入野東	3		高	c2	c1	
302-020	有	無	無	無	C	0.09	無	入野	入野東	3		高	c2	c1	
302-021	有	無	無	無	C	0.18	一部概成	北野	大鏡			県	c2	b1	
302-022	有	有	無	有	B	5.04	一部概成	上野	五良津			林	c2	a1	
302-023	有	無	無	有	B	3.31	一部概成	上野	五良津			林	c2	a1	
302-024	有	無	無	有	C	3.29	一部概成	上野	五良津			林	c2	c1	
302-025	有	有	無	有	C	2.83	一部概成	浦山	中ノ川			林	c2	c1	
302-026	有	有	無	有	C	1.12	無	浦山	中ノ川			林	c2	c1	
302-027	有	無	無	有	C	2.38	無	浦山	中ノ川			〃	c2	c1	
302-029	有	無	無	無	B	12.34	一部概成	畑野	西谷川	20			c2	c1	
213-010	無	無	無	無	C	0.06	概成	畑野	上畑野			高・市	c2	c1	
213-011	有	無	無	有	C	0.05	概成	北野	高曾根		1	県・市	c2	c1	
213-012	有	無	無	有	C	0.05	概成	北野	コンカラジ	6		市・農	b2	c1	

213-016	有	無	無	無	B	0.31	未成	畑野	西谷川	20			a2	c1	
213-017	有	無	無	無	B	0.25	未成	畑野	西谷川	20			a2	c1	
213-018	有	無	無	無	B	0.53	未成	畑野	西谷川	20			a2	c1	
213-020	有	無	無	有	C	0.15	一部概成	上野		6			b2	c1	
213-024	有	無	無	無	B	1.16	一部概成	浦山					c2	a1	
209-103	有	無	無	無	C	0.27	一部概成	小林	井上			高	c2	c1	
209-104	有	無	無	無	C	0.07	一部概成	小林	田尾			"	c2	c1	
209-105	有	無	無	無	C	0.04	無	小林	根々見			"	c2	c1	
213-106	有	無	無	無	C	2.02	無	津根	西森			"	c2	c1	
213-107	有	無	無	無	C	0.26	無	野田	上野田			高・県	c2	c1	
213-108	無	無	無	無	C	0.17	無	野田	上野田			高・県	c2	c1	

(4) 新宮地域

箇所番号	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置		公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出危険度	備考
								大字	字	人	公共施設(道路除)	道			
301-001	無	無	無	有	C	2.9	無	新瀬川	秋田			林	c2	c1	
301-002	無	無	無	有	C	1.32	無	新瀬川	秋田	3		市	c2	c1	
301-003	有	無	無	有	B	8.28	未成	新瀬川	程野	3	5	市	a2	c1	
301-004	無	無	無	有	C	1.3	無	新瀬川	寺成	5		市	b2	c1	
301-005	無	無	無	有	C	2.46	無	新瀬川	栄谷			市	c2	c1	
301-006	有	無	無	有	C	2.61	一部概成	馬立	木地屋			県	c2	c1	
301-007	有	無	無	有	C	1.74	一部概成	馬立	辺地床			県	c2	c1	
301-008	有	無	無	有	C	1.43	無	馬立	下附	5		市	b2	c1	
301-009	無	無	無	有	C	1.26	無	馬立	和田小屋			市	c2	c1	
301-010	無	無	無	有	C	1.02	無	馬立	和田小屋			市	c2	c1	
301-011	無	無	無	有	C	0.3	未成	馬立	堂成			市	c2	c1	
301-012	無	無	無	有	C	0.94	無	馬立	堂成			市	c2	c1	
301-013	無	無	無	有	C	2.73	無	馬立	大谷			市	c2	c1	
301-014	無	無	無	有	B	1.25	一部概成	馬立	大谷	2		市	c2	c1	
301-015	無	無	無	有	B	0.12	無	新宮	梶久	10		市	a2	c1	
301-016	無	無	無	有	B	1.89	無	新宮	梶久	12		市	a2	c1	
301-017	無	無	無	有	B	2.13	無	新宮	新宮	10		市	a2	c1	
301-018	無	無	無	有	C	1.53	無	上山	木嵐	5		市	b2	c1	
301-019	無	無	無	無	C	4.68	無	上山	吉野瀬			市	c2	c1	
301-020	無	無	無	無	C	3.08	無	上山	吉野瀬			林	c2	c1	
301-021	無	無	無	無	B	2.22	無	上山	杉谷	10		市	a2	c1	
301-022	有	無	無	無	C	1.27	無	馬立	市仲			県	c2	c1	
301-023	有	無	無	無	C	2.9	無	馬立	川渕	6		市	b2	c1	
301-024	有	無	無	無	C	1.66	無	馬立	奥之院			県	c2	c1	
301-025	無	無	無	無	C	2.72	無	馬立	日浦	7		県	b2	c1	
301-026	無	無	無	無	C	0.23	無	馬立	西谷	2		市	c2	c1	
301-027	有	無	無	無	C	0.9	無	馬立	大尾	4		市	c2	c1	
301-028	無	無	無	無	C	0.32	無	馬立	影井	5		県	b2	c1	
301-029	有	無	無	有	C	1.81	一部概成	馬立	辺地床			県	c2	c1	
301-030	有	無	無	有	C	0.5	無	馬立	センモド コヤ			県	c2	c1	
301-031	有	無	無	無	C	1.29	無	馬立	大尾	7		市	b2	c1	

301-032	有	無	無	無	C	3.48	無	新瀬川	落合	10	3	林	a2	c1	
301-033	有	無	無	無	C	4.89	一部概成	新瀬川	落合	10	3	林	a2	c1	
301-034	有	無	無	無	C	1.65	一部概成	馬立	辺地床	5		県	b2	c1	
301-035	有	無	無	無	C	0.24	一部概成	馬立	辺地床	10		県	a2	c1	
301-036	有	無	無	無	C	8.21	一部概成	馬立	木地屋	7		高・県	b2	c1	
301-037	無	無	無	無	C	0.17	無	辺地床	馬立	2		高・市	c2	c1	
301-038	有	無	無	無	C	0.12	無	辺地床	辺地床	1		国	c2	c1	
301-039	有	無	無	無	C	1.15	無	野辺地	野辺地	1		国	c2	c1	
301-040	有	無	無	無	C	1.75	無	馬立	和田小屋			県	c2	c1	
301-041	有	無	無	有	B	2.05	無	馬立	和田小屋		1	林	a2	c1	
301-042	有	無	無	無	C	1.35	無	馬立	和田小屋	3		林	c2	c1	
301-043	有	無	無	無	C	0.14	無	馬立	辺地床	5		高・林	b2	c1	
213-005	無	無	無	無	C	0.12	無	木嵐	木嵐	7		市	b2	c1	
213-006	無	無	無	無	C	0.34	無	泉田	嵯峨野	4		県・市	c2	c1	
213-007	無	無	無	無	B	0.65	無	上山	上山	14		市・農	a2	c1	
213-008	無	無	無	無	C	0.91	無	横野	横野	7		市	b2	c1	
213-009	無	無	無	無	B	0.46	無	新瀬川	堂成	3	1	高	a2	c1	
213-027	無	無	無	無	C	0.65	無	新瀬川	久保ヶ内	8		県	b2	c1	

33 地すべり危険地区

(1) 伊予三島地域

危険地区番号	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置		公共施設等			被災危険度	地すべり危険度	備考
								大字	字	人家戸	公共施設(道路除く)	道路			
209-1	有	有	有	有	A	27.00	概成	富郷	上猿田		1	県	a2	a1	

(2) 土居地域

危険地区番号	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置		公共施設等			被災危険度	地すべり危険度	備考
								大字	字	人家戸	公共施設(道路除く)	道路			
302-1	有	有	無	有	C	54.00	概成	上野	五良津			林	c2	b1	
302-2	〃	〃	〃	〃	B	34.79	概成	浦山	中ノ川			〃	c2	a1	

(1) 土砂災害警戒区域数

令和3年3月23日現在

指定年月日	指定箇所数						合計	
	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり			
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
平成22年3月5日	6	6	8	8	0	0	14	14
平成23年3月29日	10	10	34	34	0	0	44	44
平成25年2月22日	2	2	26	14	0	0	28	16
平成25年10月15日	4	4	15	13	0	0	19	17
平成29年3月7日	23	23	17	16	0	0	40	39
平成31年3月5日	76	76	92	75	51	0	219	151
令和3年3月23日	3	3	4	0	17	0	24	3
合計	124	124	196	160	68	0	388	284

(2) 急傾斜地の崩壊

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	四国中央市	新宮町上山	寺内	301-I-39(1)	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号
2	四国中央市	新宮町上山	赤滝	301-I-41(1)	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号
3	四国中央市	新宮町上山	杉谷	301-I-45(1)	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号
4	四国中央市	新宮町新宮	影井A	301-I-2644(1)	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号
5	四国中央市	新宮町新宮	宮川北	301-I-2646(1)	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号
6	四国中央市	新宮町新宮	中西	301-I-2547(1)	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号
7	四国中央市	金生町山田井	表	208-I-4(1)	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
8	四国中央市	金田町金川	大久保(北)	208-I-7(1)	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
9	四国中央市	川滝町下山	葱尾	208-I-2544(1)	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
10	四国中央市	金田町金川	涼川	208-I-2545(1)	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
11	四国中央市	柴生町	北柴生B	208-I-2636(1)	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
12	四国中央市	金生町山田井	沼ヶ谷A	208-I-2638(1)	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
13	四国中央市	妻島町	名草谷	208-I-2639(1)	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
14	四国中央市	川之江町	宮の谷B	208-I-2640(1)	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
15	四国中央市	川滝町下山	椿堂(北)	208-I-2641(1)	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
16	四国中央市	金生町山田井	脇の山	208-I-2643(1)	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
17	四国中央市	富郷町寒川山	杉成	209-I-25(1)	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号
18	四国中央市	上柏町	城	209-I-36(1)	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号
19	四国中央市	土居町天満	西の江A	302-I-52(1)	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号
20	四国中央市	土居町天満	西の江B	302-II-1(1)	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号
21	四国中央市	土居町天満	西の江C	302-II-2(1)	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号
22	四国中央市	土居町天満	西の町	302-I-53(1)	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号
23	四国中央市	川之江町	塩谷	208-I-1(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
24	四国中央市	川之江町	大門	208-I-2(2)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
25	四国中央市	柴生町	南柴生	208-I-3(2)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
26	四国中央市	金田町金川	西金川	208-I-9(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
27	四国中央市	金田町半田	坪谷	208-I-10(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
28	四国中央市	金田町半田	西之坊	208-I-11(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
29	四国中央市	柴生町	北柴生A	208-I-12(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
30	四国中央市	下川町	中下A	208-I-16(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
31	四国中央市	川滝町下山	七田	208-I-17(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
32	四国中央市	川之江町	宮の谷A	208-I-201(2)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
33	四国中央市	下川町	射場	208-I-2637(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
34	四国中央市	川滝町下山	大野	208-I-2642(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
35	四国中央市	金砂町平野山	灰原瀬	209-I-22(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
36	四国中央市	富郷町寒川山	上長瀬A西	209-I-23(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
37	四国中央市	新宮町上山	広瀬	301-I-44(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
38	四国中央市	新宮町新宮	清水	301-I-46(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
39	四国中央市	新宮町新宮	宮川	301-I-47(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
40	四国中央市	新宮町新瀬川	影田	301-I-49(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
41	四国中央市	新宮町馬立	日浦	301-I-50(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
42	四国中央市	新宮町馬立	市仲	301-I-51(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
43	四国中央市	新宮町馬立	総野	301-I-2645(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
44	四国中央市	土居町北野	山下	302-I-2548(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
45	四国中央市	土居町北野	大谷B	302-I-2647(1)	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
46	四国中央市	川之江町	西ノ浜	208-I-2(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
47	四国中央市	川之江町	中須古町	208-I-3(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
48	四国中央市	金田町金川	国秀	208-I-6(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
49	四国中央市	金田町金川	大久保	208-I-8(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
50	四国中央市	下川町	椿賀	208-I-13(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
51	四国中央市	川滝町下山	平木	208-I-14(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
52	四国中央市	金生町下分	川原田	208-I-202(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
53	四国中央市	金田町半田	池の奥	208-II-1(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
54	四国中央市	金生町山田井	沼ヶ谷B	208-II-1(2)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
55	四国中央市	川滝町下山	石川	208-II-2(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
56	四国中央市	川滝町下山	久保の内	208-II-3(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
57	四国中央市	川之江町余木	余木	208-II-5(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
58	四国中央市	上分町	城ノ谷A	208-II-6(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
59	四国中央市	上分町	城ノ谷B	208-II-7(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
60	四国中央市	上分町	城ノ谷C	208-II-8(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
61	四国中央市	川滝町下山	椿堂(南)	208-II-9(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
62	四国中央市	下川町	中下B	208-II-10(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
63	四国中央市	川滝町下山	椿堂(東)	208-II-11(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
64	四国中央市	金田町半田	坪谷(西)	208-II-12(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
65	四国中央市	川之江町	イケヤ谷池(東)	208-III-1(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
66	四国中央市	川之江町	イケヤ谷池(西)	208-III-1(2)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
67	四国中央市	金砂町小川山	岩鍋	209-I-19(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
68	四国中央市	富郷町豊坂	豊坂A	209-I-29(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
69	四国中央市	上柏町	鷹畑	209-II-2(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
70	四国中央市	中曾根町	石床	209-II-2(2)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
71	四国中央市	中曾根町	野之首	209-II-3(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
72	四国中央市	金砂町小川山	小川山1	209-II-4(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
73	四国中央市	金砂町小川山	小川山1	209-II-4(2)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
74	四国中央市	金砂町小川山	小川山2	209-II-5(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
75	四国中央市	金砂町小川山	小川山3	209-II-6(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
76	四国中央市	金砂町平野山	平野山1	209-II-6(2)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
77	四国中央市	富郷町津根山	津根山	209-II-7(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
78	四国中央市	金砂町平野山	平野山2	209-II-7(2)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
79	四国中央市	上柏町	城(北)	209-II-8(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
80	四国中央市	富郷町豊坂	岩原瀬	209-II-8(2)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
81	四国中央市	富郷町豊坂	豊坂	209-II-9(2)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
82	四国中央市	金砂町小川山	中之川3	209-II-11(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
83	四国中央市	金砂町小川山	中之川4	209-II-12(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
84	四国中央市	金砂町小川山	中之川5	209-II-13(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
85	四国中央市	金砂町小川山	甲斐野	209-II-14(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
86	四国中央市	富郷町寒川山	上長瀬A東	209-II-15(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
87	四国中央市	富郷町寒川山	上長瀬B	209-II-16(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
88	四国中央市	富郷町豊坂	七々木	209-II-17(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
89	四国中央市	富郷町豊坂	岩原瀬	209-II-18(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
90	四国中央市	富郷町寒川山	上猿田	209-II-20(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
91	四国中央市	富郷町津根山	藤原	209-II-21(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
92	四国中央市	富郷町津根山	中尾	209-II-22(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
93	四国中央市	富郷町寒川山	下猿田B	209-II-24(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
94	四国中央市	上柏町	積善	209-III-1(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
95	四国中央市	上柏町	積善	209-III-1(2)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
96	四国中央市	金砂町小川山	中之川2	209-III-2(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
97	四国中央市	富郷町津根山	落合	209-III-3(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
98	四国中央市	新宮町新宮	鉾山	301-I-48(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
99	四国中央市	新宮町馬立	堂成	301-II-1(2)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
100	四国中央市	新宮町新宮	影井B	301-II-2(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
101	四国中央市	新宮町上山	泉田(東)	301-II-2(2)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
102	四国中央市	新宮町上山	要麦	301-II-3(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
103	四国中央市	新宮町上山	下泉田	301-II-3(2)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
104	四国中央市	新宮町馬立	長瀬	301-II-4(2)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
105	四国中央市	新宮町上山	西横野	301-II-5(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
106	四国中央市	新宮町上山	亀尻	301-II-5(2)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
107	四国中央市	新宮町馬立	下り付	301-II-6(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
108	四国中央市	新宮町新瀬川	秋田	301-II-7(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
109	四国中央市	新宮町上山	杉谷	301-II-8(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
110	四国中央市	新宮町馬立	下市仲	301-II-9(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
111	四国中央市	新宮町上山	中村	301-II-10(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
112	四国中央市	新宮町上山	中野	301-II-11(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
113	四国中央市	新宮町上山	鳩岡	301-II-12(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
114	四国中央市	新宮町上山	木嵐	301-II-13(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
115	四国中央市	新宮町上山	谷内	301-II-14(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
116	四国中央市	新宮町上山	泉田	301-II-15(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
117	四国中央市	新宮町馬立	大谷(北)	301-III-1(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
118	四国中央市	新宮町馬立	大谷(西)	301-III-2(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
119	四国中央市	土居町浦山	河内	302-I-54(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
120	四国中央市	土居町北野	大谷A	302-I-56(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
121	四国中央市	土居町浦山	大屋敷	302-II-3(1)	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
122	四国中央市	金田町金川	涼川(東A)	208-I-5001(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第338号	令和3年3月23日	愛媛県告示第338号
123	四国中央市	金田町金川	涼川(東B)	208-I-5002(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第338号	令和3年3月23日	愛媛県告示第338号
124	四国中央市	上分町・妻島町	平尾山	208-II-4(1)	令和3年3月23日	愛媛県告示第338号	令和3年3月23日	愛媛県告示第338号

(3) 土石流

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	四国中央市	新宮町上山	寺内北谷川	301-1084	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号
2	四国中央市	新宮町上山	田之内北谷川	301-1087	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号
3	四国中央市	新宮町新瀬川	西ウトキ谷川	301-1089	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号
4	四国中央市	新宮町新瀬川	日ノ浦谷川	301-1091-1	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号
5	四国中央市	新宮町新瀬川	日ノ浦谷川	301-1091-2	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号
6	四国中央市	新宮町新宮	寺の川	301-1094	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号
7	四国中央市	新宮町新宮	影井谷川	301-1095	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号
8	四国中央市	新宮町馬立	西市仲谷川	301-1098	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号	平成22年3月5日	愛媛県告示第246号
9	四国中央市	川之江町余木	東の谷川	208-1002	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
10	四国中央市	川之江町余木	中の谷川	208-1003	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
11	四国中央市	川之江町余木	西ノ川	208-1004-1	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
12	四国中央市	川之江町余木	西ノ川	208-1004-2	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
13	四国中央市	川之江町余木	二名川	208-1005-1	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
14	四国中央市	川之江町余木	二名川	208-1005-2	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
15	四国中央市	川之江町長須	長須川	208-1007-1	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
16	四国中央市	川之江町長須	長須川	208-1007-2	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
17	四国中央市	川之江町	東町川	208-1009	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
18	四国中央市	川之江町	高町谷川	208-1010-1	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
19	四国中央市	川之江町	高町谷川	208-1010-2	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
20	四国中央市	川之江町	不老の谷川	208-1011	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
21	四国中央市	川之江町	寺の谷川	208-1012-1	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
22	四国中央市	川之江町	寺の谷川	208-1012-2	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
23	四国中央市	川之江町	寺の谷川	208-1012-3	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
24	四国中央市	川之江町	松木川	208-1014	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
25	四国中央市	金生町山田井	東黒岩川	208-1016	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
26	四国中央市	金生町山田井	黒岩川	208-1017	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
27	四国中央市	金生町山田井	竜王谷川	208-1018	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
28	四国中央市	金生町山田井	東竜王谷川	208-1019	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
29	四国中央市	金田町半田	池之奥川	208-1021-1	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
30	四国中央市	金田町半田	池之奥川	208-1021-2	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
31	四国中央市	金田町半田	池之奥川	208-1021-3	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
32	四国中央市	川滝町下山	的場谷川	208-1032-1	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
33	四国中央市	川滝町下山	的場谷川	208-1032-2	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
34	四国中央市	川滝町領家	田尾谷川	208-1033	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
35	四国中央市	川滝町領家	芹谷川	208-1035	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
36	四国中央市	川滝町領家	合路川	208-1037	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
37	四国中央市	金田町半田	奥の宮川	208-1039	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
38	四国中央市	金田町金川	涼川奥谷川	208-1041-1	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
39	四国中央市	金田町金川	涼川奥谷川	208-1041-2	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
40	四国中央市	金田町金川	八戸谷川	208-1045	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
41	四国中央市	妻島町	前砂子川	208-1047	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
42	四国中央市	妻島町	名草谷川	208-1048	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号	平成23年3月29日	愛媛県告示第427号
43	四国中央市	横尾	鰻谷川	209-1049	平成25年2月22日	愛媛県告示第144号	—	—
44	四国中央市	斎畑	城山川	209-1050	平成25年2月22日	愛媛県告示第144号	—	—
45	四国中央市	横尾	西宇戸瀬川	209-1052-1	平成25年2月22日	愛媛県告示第144号	—	—
46	四国中央市	横尾	西宇戸瀬川	209-1052-2	平成25年2月22日	愛媛県告示第144号	—	—
47	四国中央市	野々首	中田井川	209-1053	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号
48	四国中央市	中曽根	六塚川	209-1055	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号
49	四国中央市	中曽根	不老谷川	209-1056	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号
50	四国中央市	光明	大谷川	209-1058	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号
51	四国中央市	光明	西大谷川	209-1059-1	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号
52	四国中央市	光明	西大谷川	209-1059-2	平成25年2月22日	愛媛県告示第144号	—	—
53	四国中央市	東寒川	樋之尾谷川	209-1060	平成25年2月22日	愛媛県告示第144号	—	—
54	四国中央市	正之森	重石川	209-1061	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号
55	四国中央市	入野	喜蔵川	209-1062	平成25年2月22日	愛媛県告示第144号	—	—
56	四国中央市	大倉	大倉谷川	208-1063	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号
57	四国中央市	長谷川	東長谷川	209-1065	平成25年2月22日	愛媛県告示第144号	—	—
58	四国中央市	長谷川	長谷川	209-1066	平成25年2月22日	愛媛県告示第144号	—	—
59	四国中央市	西原	西谷川	209-1067	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号
60	四国中央市	岡綱	小川原川	209-1070	平成25年2月22日	愛媛県告示第144号	—	—
61	四国中央市	下長瀬	西之谷東川	209-1073	平成25年2月22日	愛媛県告示第144号	—	—
62	四国中央市	下長瀬	下長瀬川	209-1074	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号
63	四国中央市	杉成	杉成川	209-1075	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号
64	四国中央市	平野	西谷奥川	209-1078	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号
65	四国中央市	平野	谷奥川	209-1079-1	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号
66	四国中央市	平野	谷奥川	209-1079-2	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号
67	四国中央市	平野	東谷奥川	209-1080	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号
68	四国中央市	長野	境谷川	209-1081-1	平成25年2月22日	愛媛県告示第144号	—	—
69	四国中央市	長野	境谷川	209-1081-2	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号
70	四国中央市	脇谷	舟形谷川	209-1082	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号	平成25年2月22日	愛媛県告示第145号
71	四国中央市	土居町野田・津根	面白川	209-1072	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号
72	四国中央市	土居町津根	城谷東川	302-1102	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号
73	四国中央市	土居町小林	根々見谷川	302-1104	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号
74	四国中央市	土居町小林	泉谷川	302-1105	平成25年10月15日	愛媛県告示第1122号	—	—
75	四国中央市	土居町中村	宮谷川	302-1107	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号
76	四国中央市	土居町入野	多額須川	302-1108	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号
77	四国中央市	土居町入野	添谷川	302-1109	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号
78	四国中央市	土居町入野	入野谷川	302-1110	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号
79	四国中央市	土居町畑野	西畑野川	302-1111	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号
80	四国中央市	土居町上野	竹谷川	302-1112	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号
81	四国中央市	土居町上野	大段川	302-1114	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号
82	四国中央市	土居町上野	細谷川	302-1115	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号	平成25年10月15日	愛媛県告示第1123号

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
83	四国中央市	土居町北野	大谷川	302-1116	平成25年10月15日	愛媛県告示第1122号	—	—
84	四国中央市	柴生町	長持北川	208-1022	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
85	四国中央市	柴生町	西ノ谷川	208-1023	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
86	四国中央市	下川町	竹花川	208-1025	平成29年3月7日	愛媛県告示第218号	—	—
87	四国中央市	下川町	棒賀川	208-1026-1	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
88	四国中央市	下川町	棒賀川	208-1026-2	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
89	四国中央市	川滝町下山	石川北谷川	208-1027	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
90	四国中央市	豊岡町五良野	鎌谷川	209-1069	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
91	四国中央市	富郷町寒川山	竹谷川	209-1077	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
92	四国中央市	新宮町上山	寺内谷川	301-1085-1	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
93	四国中央市	新宮町上山	寺内谷川	301-1085-2	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
94	四国中央市	新宮町上山	寺内谷川	301-1085-3	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
95	四国中央市	新宮町上山	寺内谷川	301-1085-4	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
96	四国中央市	新宮町新瀬川	ウトキ谷川	301-1090	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
97	四国中央市	新宮町馬立	馬立川	301-1093	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
98	四国中央市	新宮町馬立	市仲谷川	301-1099-1	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
99	四国中央市	新宮町馬立	市仲谷川	301-1099-2	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
100	四国中央市	新宮町馬立	市仲谷川	301-1099-3	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号	平成29年3月7日	愛媛県告示第219号
101	四国中央市	川之江町余木	余木崎川	208-1001	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
102	四国中央市	川之江町	高野北谷川	208-1008	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
103	四国中央市	川之江町 金生町山田井	扇谷川	208-1015	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
104	四国中央市	金生町山田井	本谷川	208-1020	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
105	四国中央市	下川町	古屋ヶ谷川	208-1024	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
106	四国中央市	川滝町下山	弟地川	208-1028-1	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
107	四国中央市	川滝町下山	弟地川	208-1028-2	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
108	四国中央市	川滝町下山	弟地川	208-1028-3	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
109	四国中央市	川滝町下山	久保ノ内川	208-1029	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
110	四国中央市	川滝町下山	寒之池川	208-1030-1	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
111	四国中央市	川滝町下山	寒之池川	208-1030-2	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
112	四国中央市	川滝町下山	寒之池川	208-1030-3	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
113	四国中央市	川滝町下山	葱尾谷川	208-1031	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
114	四国中央市	川滝町領家 川滝町下山	利家川	208-1034-1	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
115	四国中央市	川滝町領家 川滝町下山	利家川	208-1034-2	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
116	四国中央市	川滝町領家 川滝町下山	庄田川	208-1036	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
117	四国中央市	川滝町領家 川滝町下山	古下田川	208-1038	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
118	四国中央市	金田町半田	坪谷川	208-1040-1	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
119	四国中央市	金田町半田	坪谷川	208-1040-2	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
120	四国中央市	金田町金川	梅ノ木谷川	208-1042	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
121	四国中央市	金田町金川	長ノ谷川	208-1043	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
122	四国中央市	金田町金川	白石川	208-1044-1	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
123	四国中央市	金田町金川	白石川	208-1044-2	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
124	四国中央市	金田町三角寺 金田町金川	白石川	208-1044-3	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
125	四国中央市	金田町金川	三角寺川	208-1046-1	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
126	四国中央市	金田町金川	三角寺川	208-1046-2	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
127	四国中央市	金田町三角寺 金田町金川	三角寺川	208-1046-3	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
128	四国中央市	金生町山田井	脇之山奥谷川	208-2001	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
129	四国中央市	柴生町	長持上谷川	208-2002	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
130	四国中央市	柴生町	長持谷北川	208-2003	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
131	四国中央市	下川町	牛飼野谷川	208-2004	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
132	四国中央市	下川町	竹花下谷川	208-2005	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
133	四国中央市	下川町	中下川	208-2006	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
134	四国中央市	金生町山田井	下谷川	208-2007-1	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
135	四国中央市	金生町山田井	下谷川	208-2007-2	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
136	四国中央市	金生町山田井	下谷川	208-2007-3	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
137	四国中央市	下川町	竹花西川	208-2008	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
138	四国中央市	川滝町下山	中組谷川	208-2009	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
139	四国中央市	川滝町領家 川滝町下山	田尾谷西川	208-2010	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
140	四国中央市	川滝町下山	椿堂川	208-2011	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
141	四国中央市	上柏町	馬瀬谷川	209-1051-1	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
142	四国中央市	上柏町	馬瀬谷川	209-1051-2	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
143	四国中央市	中曾根町	宮川	209-1054-1	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
144	四国中央市	中曾根町	宮川	209-1054-2	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
145	四国中央市	中之庄町 中曾根町	石床川	209-1057	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
146	四国中央市	寒川町	堀子川	209-1064	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
147	四国中央市	豊岡町五良野 豊岡町豊田 豊岡町長田 豊岡町大町	豊岡川	209-1068	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
148	四国中央市	豊岡町長田 土居町野田	大地川	209-1071	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
149	四国中央市	富郷町寒川山	夏切谷川	209-1076	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
150	四国中央市	豊岡町五良野	明神川	209-2012	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
151	四国中央市	金砂町小川山	戸屋奥川	209-2013	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
152	四国中央市	金砂町小川山	甲斐野谷川	209-2014	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
153	四国中央市	金砂町小川山	小川山川	209-2015	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
154	四国中央市	金砂町小川山	足尾谷川	209-2016	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
155	四国中央市	金砂町平野山	水丁谷西川	209-2017	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
156	四国中央市	富郷町寒川山 金砂町平野山	西之谷川	209-2018	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
157	四国中央市	富郷町寒川山	杉成奥谷川	209-2019	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
158	四国中央市	金砂町小川山	折坂谷川	209-2020	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
159	四国中央市	新宮町上山	鳩岡谷川	301-1083	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
160	四国中央市	新宮町上山	嵯峨野谷川	301-1086-1	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
161	四国中央市	新宮町上山	嵯峨野谷川	301-1086-2	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
162	四国中央市	新宮町新瀬川 新宮町馬立	柴谷川	301-1088	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
163	四国中央市	新宮町新瀬川	新瀬川	301-1092	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
164	四国中央市	新宮町馬立	芋野谷川	301-1096	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
165	四国中央市	新宮町馬立	五味ノ谷川	301-1097	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
166	四国中央市	新宮町新宮	神子屋敷西谷川	301-1100	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
167	四国中央市	新宮町上山	城後谷川	301-1101	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
168	四国中央市	新宮町上山	倉之谷川	301-2021	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
169	四国中央市	新宮町馬立	半庄谷川	301-2022	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
170	四国中央市	新宮町馬立	五味ノ東谷川	301-2023	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
171	四国中央市	新宮町新宮	神子屋敷谷川	301-2024	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
172	四国中央市	新宮町上山	吉ノ瀬谷川	301-2025	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
173	四国中央市	新宮町上山	稚森谷川	301-2026	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
174	四国中央市	土居町上野	地藏谷川	302-1113	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
175	四国中央市	土居町北野	スゲヤ谷川	302-2027	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
176	四国中央市	土居町北野	大境谷川	302-2029-1	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
177	四国中央市	土居町北野	大境谷川	302-2029-2	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
178	四国中央市	土居町畑野	東畑野川	302- J 001-1	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
179	四国中央市	土居町畑野	東畑野川	302- J 001-2	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
180	四国中央市	土居町上野	関ノ原谷川	302- J 002	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
181	四国中央市	土居町天満	東千々の木川	302- J 003	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
182	四国中央市	土居町天満	千々の木川	302- J 004	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
183	四国中央市	土居町天満	西大谷川	302- J 005-1	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
184	四国中央市	土居町天満	西大谷川	302- J 005-2	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
185	四国中央市	土居町天満	西大谷川	302- J 005-3	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
186	四国中央市	土居町天満	西大谷川	302- J 005-4	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
187	四国中央市	土居町天満	東大谷川	302- J 006	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
188	四国中央市	土居町天満	南荷内谷川	302- J 008	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
189	四国中央市	土居町北野	なすび池川	302- J 009-1	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
190	四国中央市	土居町北野	なすび池川	302- J 009-2	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
191	四国中央市	土居町北野	なすび池川	302- J 009-3	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
192	四国中央市	土居町北野	なすび池川	302- J 009-4	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	平成31年3月5日	愛媛県告示第159号
193	四国中央市	川之江町長須	北長須川	208-1006	令和3年3月23日	愛媛県告示第341号	—	—
194	四国中央市	川之江町	イケヤ谷川	208-1013	令和3年3月23日	愛媛県告示第341号	—	—
195	四国中央市	土居町小林・津根	城谷川	302-1103	令和3年3月23日	愛媛県告示第341号	—	—
196	四国中央市	土居町小林・中村	古子川	302-1106	令和3年3月23日	愛媛県告示第341号	—	—

(4) 地すべり

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	四国中央市	川滝町領家	田尾	208-J-2	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
2	四国中央市	川滝町領家 川滝町下山 金田町半田	領家	208-J-4	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
3	四国中央市	金田町半田	横川	208-J-5	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
4	四国中央市	金田町半田	平山	208-J-6	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
5	四国中央市	金田町金川	東金川	208-J-7	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
6	四国中央市	金田町三角寺 金田町金川	佐礼	208-J-8	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
7	四国中央市	金田町三角寺	三角寺	208-J-9	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
8	四国中央市	川滝町下山	久保の内	208-J-461	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
9	四国中央市	川滝町領家 川滝町下山	中通	208-J-462	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
10	四国中央市	川滝町領家	中通(上)	208-J-463	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
11	四国中央市	川滝町領家	合路	208-J-464	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
12	四国中央市	上柏町	齋畑	209-J-31	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
13	四国中央市	金砂町小川山	大藪	209-J-34	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
14	四国中央市	中曽根町	円山	209-J-35	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
15	四国中央市	金砂町小川山	岩鍋	209-J-36	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
16	四国中央市	金砂町小川山	上小川	209-J-37	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
17	四国中央市	金砂町平野山	平野山	209-J-38	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
18	四国中央市	富郷町寒川山	板谷	209-J-41	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
19	四国中央市	富郷町寒川山	上猿田	209-J-43	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
20	四国中央市	富郷町豊坂	岩原瀬	209-J-44	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
21	四国中央市	富郷町津根山	中尾	209-J-45	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
22	四国中央市	富郷町津根山	葛川	209-J-46	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
23	四国中央市	富郷町津根山	城師	209-J-47	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
24	四国中央市	富郷町津根山	戸女	209-J-48	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
25	四国中央市	富郷町津根山	折字	209-J-49	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
26	四国中央市	上柏町	城	209-J-466	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
27	四国中央市	中曽根町 中之庄町	的之尾	209-J-469	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
28	四国中央市	金砂町平野山	長野	209-J-470	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
29	四国中央市	寒川町 豊岡町大町 富郷町豊坂	大西	209-J-471	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
30	四国中央市	富郷町豊坂 豊岡町大町	恵之久保	209-J-472	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
31	四国中央市	豊岡町五良野 豊岡町岡銅 豊岡町大町	五良野	209-J-473	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
32	四国中央市	新宮町上山	亀尻	301-J-10	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
33	四国中央市	新宮町上山	木風	301-J-11	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
34	四国中央市	新宮町上山	寺内	301-J-12	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
35	四国中央市	新宮町上山	東北浦	301-J-13	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
36	四国中央市	新宮町上山	中野	301-J-14	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
37	四国中央市	新宮町上山	泉田	301-J-15	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
38	四国中央市	新宮町上山	嵯峨野	301-J-16	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
39	四国中央市	新宮町上山	上山	301-J-17	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—

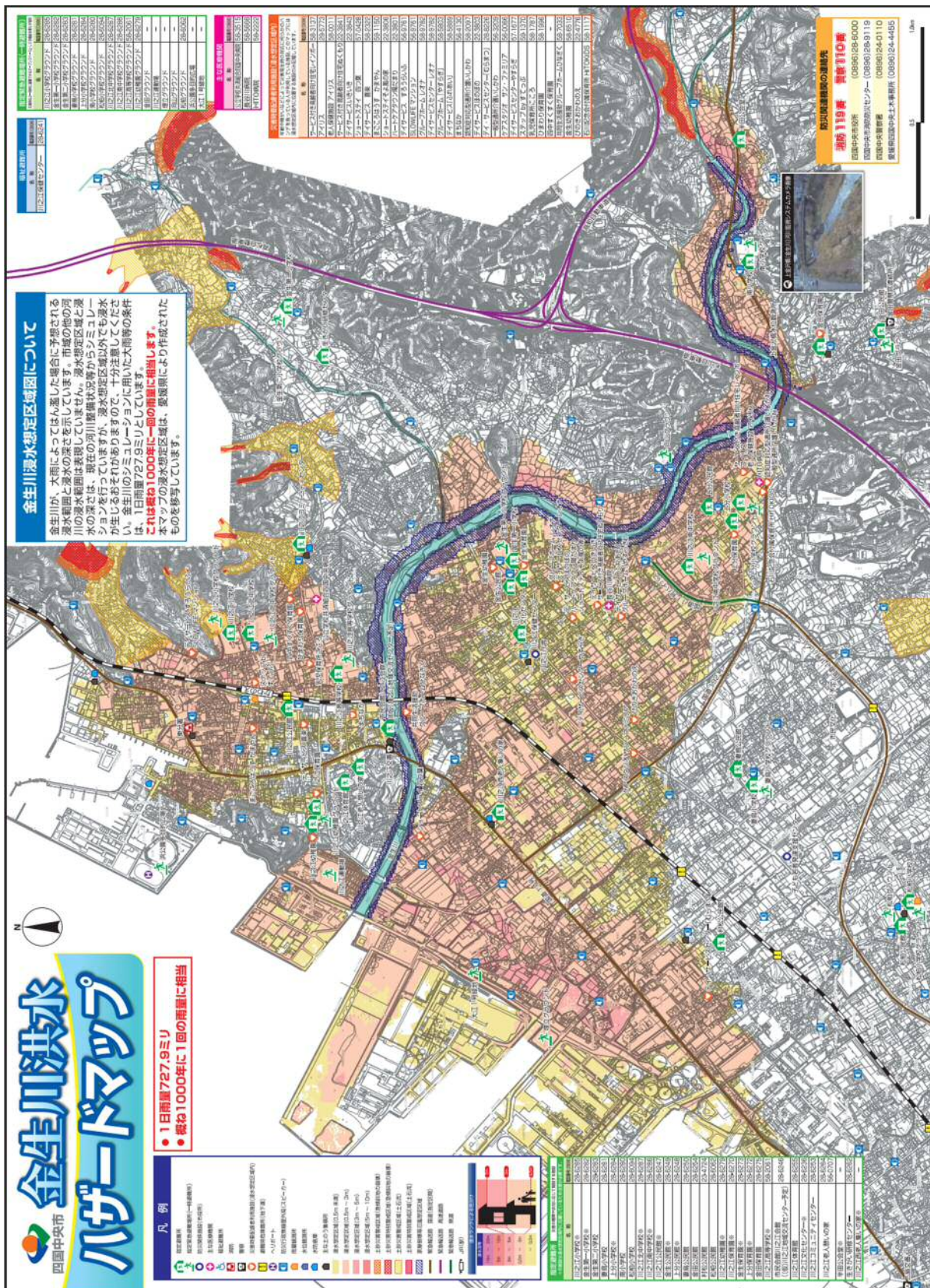
番号	所在地		区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
40	四国中央市	新宮町上山	城瀬谷	301-J-18	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
41	四国中央市	新宮町上山	中村	301-J-19	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
42	四国中央市	新宮町上山	中上	301-J-20	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
43	四国中央市	新宮町上山	倉六	301-J-21	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
44	四国中央市	新宮町上山	内野	301-J-22	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
45	四国中央市	新宮町上山 新宮町新宮	大窪	301-J-23	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
46	四国中央市	新宮町上山 新宮町新宮	田之内	301-J-24	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
47	四国中央市	新宮町新宮 新宮町新瀬川 新宮町上山	黒田	301-J-25	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
48	四国中央市	新宮町新瀬川	程野	301-J-26	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
49	四国中央市	新宮町馬立 新宮町新宮	大影	301-J-27	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
50	四国中央市	新宮町馬立	大尾	301-J-28	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
51	四国中央市	新宮町馬立	西谷	301-J-465	平成31年3月5日	愛媛県告示第158号	—	—
52	四国中央市	金田町金川	西金川	208-NK-56	令和3年3月23日	愛媛県告示第335号	—	—
53	四国中央市	川滝町下山	中組東	208-NK-57	令和3年3月23日	愛媛県告示第335号	—	—
54	四国中央市	川滝町下山	の場	208-NK-58	令和3年3月23日	愛媛県告示第335号	—	—
55	四国中央市	川滝町領家	原中	208-NK-60	令和3年3月23日	愛媛県告示第335号	—	—
56	四国中央市	金田町三角寺	三角寺	208-NK-61	令和3年3月23日	愛媛県告示第335号	—	—
57	四国中央市	川滝町領家	中通	208-NK-63	令和3年3月23日	愛媛県告示第335号	—	—
58	四国中央市	富郷町豊坂	七々木	209-NK-66	令和3年3月23日	愛媛県告示第335号	—	—
59	四国中央市	富郷町津根山	藤原	209-NK-67	令和3年3月23日	愛媛県告示第335号	—	—
60	四国中央市	富郷町寒川山	下猿田	209-NS-76	令和3年3月23日	愛媛県告示第335号	—	—
61	四国中央市	新宮町上山	亀尻	301-NK-78	令和3年3月23日	愛媛県告示第335号	—	—
62	四国中央市	新宮町馬立	川瀬	301-NK-79	令和3年3月23日	愛媛県告示第335号	—	—
63	四国中央市	新宮町上山	杉谷	301-NK-80	令和3年3月23日	愛媛県告示第335号	—	—
64	四国中央市	新宮町馬立	大谷	301-NK-81	令和3年3月23日	愛媛県告示第335号	—	—
65	四国中央市	新宮町上山	泉田	301-NK-82	令和3年3月23日	愛媛県告示第335号	—	—
66	四国中央市	新宮町上山	東泉田	301-NS-96	令和3年3月23日	愛媛県告示第335号	—	—
67	四国中央市	新宮町馬立	長瀬	301-NS-130	令和3年3月23日	愛媛県告示第335号	—	—
68	四国中央市	新宮町上山	鳩岡	301-NS-143	令和3年3月23日	愛媛県告示第335号	—	—

35 要巡視ため池

ため池名称	地区	場所	天端幅	堤高	堤頂長	総貯水量	被害 予想	管理者名
			(m)	(m)	(m)	(m ³)		
川之江地域								
新池（山口）	妻鳥町	山口	3.0	6.1	189	7,900	漏水	妻鳥地区土地改良区
山田池	妻鳥町	山口	4.5	10.4	42	24,800	漏水	妻鳥地区土地改良区
鴻鶴池	妻鳥町	山口	4.2	9.2	67	27,000	漏水	妻鳥地区土地改良区
黒波瀬池	妻鳥町	山口	3.5	6.9	145	30,000	漏水	妻鳥地区土地改良区
桜木池	妻鳥町	山口	3.0	5.4	49	3,000	漏水	妻鳥地区土地改良区
大塚池	妻鳥町	山口	3.7	7.8	128.7	14,100	漏水	妻鳥地区土地改良区
土居池	妻鳥町	土居	4.5	10	197	107,000	漏水	妻鳥地区土地改良区
新池（上分）	上分町	松之谷	3.1	18	77	198,000	漏水	四国中央市水道局
中谷池	金田町	半田	3.0	6.6	26	4,000	漏水	個人
飼谷池	金田町	半田池ノ奥	4.9	14.5	172	198,900	漏水	下分水利組合
佐古池	金田町	半田池ノ奥	1.8	4.9	45	5,000	漏水	個人
西扇谷池	川之江町	大門	1.8	4.7	53	5,000	漏水	個人
宮ノ谷池	川之江町	宮ノ谷	4.4	69	11.9	17,000	漏水	宮ノ谷水利組合
早苗出下池	金生町	山田井	4.0	9	69	75,000	漏水	山田井水利組合
早苗出上池	金生町	山田井	3.0	5.8	11.9	230,000	漏水	山田井水利組合
伊予三島地域								
恵之久保池	豊岡町	大町	2.5	9	113	10,000	漏水	高塚・大町中井手水利組合
原池	豊岡町	長田	2.0	4.9	116	6,000	漏水	長田部落
琵琶池	中曽根町	石床	3.9	3.5	210	15,000	漏水	中曽根・石床水利組合
淵ヶ本池	上柏町	平林	4.0	10	72	9,200	漏水	淵ヶ本水利組合
藤谷池	下柏町	一貫田	4.2	10.6	130	94,000	漏水	藤谷池管理組合
入野池	寒川町	入野	3.4	6.5	203	29,000	漏水	東寒川水利組合
村松池	村松町	村松	4.0	4.1	222.8	24,000	漏水	楠池水利組合
土居地域								
坂ノ内池	土居町	天満	6.3	11.4	96	222,700	漏水	土居町土地改良区天満支部
奥の池	土居町	天満	1.1	3.4	86	2,400	漏水	土居町土地改良区天満支部
小屋の谷池	土居町	北野	2.0	7	67	5,900	漏水	土居町土地改良区北野支部
風呂ノ谷池	土居町	小林	4.4	11.6	49	10,500	漏水	土居町土地改良区小林支部
田尾池	土居町	小林	3.9	9.5	249	134,400	漏水	土居町土地改良区小林支部
三郎池	土居町	小林	2.0	9	32	5,500	漏水	土居町土地改良区小林支部
小林新池	土居町	小林	1.8	5	40	9,700	漏水	土居町土地改良区小林支部

36 浸水想定区域図

(1) 金生川



37 浸水危険箇所

(1) 川之江地区

被 災 箇 所			被 災 戸 数			被 災 原 因		
整理番号	広 報 区 名 等	位 置 詳 細	半壊	床上	床下	水路	低地	その他
101	余木	国道11号沿い、桑原商事横		1		○		
102	余木	JR予讃線沿い、西の川北側		5			○	
103	余木	国道11号沿い、西の川南側		1	7		○	
104	長須	国道11号沿い、二名漁港南側			7		○	
105	長須	JR予讃線沿い、川之江荘西側			2	○		
106	東町	市営東町住宅西側	1	1		○		
107	東町	JR予讃線沿い、東町グラウンド東側		1	10	○		
108	宮の谷	市道宮ノ谷長須線沿い		1	3	○		
109	宮の谷	稲荷山西側		1	3		○	
110	塩谷	市道塩谷農人町線、JR予讃線沿い		1	15		○	
111	大門	川之江コミュニティーセンター周辺			9		○	
112	西大門	四国中央病院北側			15		○	
113	西大門、農人町1区	川之江小学校西側	1	1	17		○	
114	農人町1、2、4区	八幡神社亀島南側	2	4	11		○	
115	古町1、2区	城山公園東側登道、坂本屋			3			○
116	西新町4区	西新町市民グラウンド南側		5	4			○
117	鉄砲町4区	城南ハイツ南側		1				○
118	馬場3区	JR予讃線川之江踏切東側			2			○
119	石ノ口	技研工機（株）東側		1				○
120	山田井上組2区	沼ヶ谷	3	4	8			○
121	山田井上組2区	早苗出	1					○
122	山田井上組2区	古城集会所北隣			1	○		
123	山田井上組1区	脇ノ山北側		1				○
124	山田井上組1区	脇ノ山南側		1	4	○		
125	山田井上組1区	脇ノ山、高松自動車道東隣			7			○
126	通谷1区	高松自動車道付近			2	○		
127	山田井中組1区	山田井川城ヶ谷橋付近左岸	1	1	2			○
128	平木3、4区	山田井川通谷川合流付近		4	7			○
129	平木1、2、3区	県道大野原川之江線東側			7	○		
130	平木1、3区	山田井川桜木橋付近		1	6			○
131	大下2区	後谷池下			1			○
132	大下2区	市道表大下線東側			1	○		
133	平木1区	県道大野原川之江線東側			2		○	
134	川原田東	市営川原田住宅西側			2	○		
135	池ノ奥	佐古池北側	1					○
136	池ノ奥	飼谷池東側		1		○		

被災箇所			被災戸数			被災原因		
整理番号	広報区名等	位置詳細	半壊	床上	床下	水路	低地	その他
137	飼谷	市道脇ノ山飼谷線沿い東側		1				○
138	飼谷	金生川長途路橋右岸		1				○
139	長持	市道長持線沿い、集会所北側		1	1	○		
140	川岸2区、大下1区	金生川右岸山田井橋付近	13	13	16		○	
141	川関1、2区	金生川左岸JR予讃線鉄橋付近	7	7	14		○	
142	小山1、2区	丸住製紙金生工場南側			6	○		
143	小山5区	県道大野原川之江線沿い市道川関城下線交差点			1			○
144	大道1区、住吉1、2区、通町1区	川之江総合支所周辺			5	○		
145	春日1区、大道3区、小山5区	(株) トーヨ工場西側、金生第一小東側		1	5	○		
146	大道1、2区	金生保育所西側			2	○		
147	春日4区	西竹製紙南側			1	○		
148	花園、北新町	金生川左岸	1	4	6	○		
149	北新町2区	県道川之江大登線市道上分川之江線			3			○
150	井地4、5区	国道11号北側		9	11	○		
151	井地3区	丸住製紙本社西側			4	○		
152	住吉、中之町、井地	丸住製紙川之江工場西側		4	9	○		
153	綿市2区	国道192号			1			○
154	通町1区	丸住製紙川之江工場南隣			5	○		
155	松木1、2区	国道192号、市道中村山田井線交差点東側			3	○		
156	松木1区、高木、住吉	市道高木川原田線以北市道中村山田井線以南			41	○		
157	西川原	契川右岸、西川原公園		1	8	○		
158	北新町	川之江南中学校南側		2	18	○		
159	北新町	国道192号沿い、HITO病院西			1	○		
160	新浜5区、浜田	契川北岸		3	7	○		
161	新浜4区	契川北岸うしお橋付近			2	○		
162	新浜1、2区	新浜会館東側			7	○		
163	新浜2区	国道11号沿い、大王製紙川之江工場正門前			1			○
164	新浜1、2区	国道11号と市道平木中上線の交差点			2	○		
165	平木2区	JR予讃線沿い北			1	○		
166	平木1区	県道金生三島線、三島川之江港線交差点北隅			1	○		
167	綿市1～3区	契川右岸		1	10	○		
168	綿市1区	契川左岸			6	○		
169	綿市2区	契川左岸		2		○		
170	綿市1区	三皇神社北側、市道中村山田井線沿い南側			1	○		
171	中下3区	定蓮寺北隣			1	○		

被災箇所			被災戸数			被災原因		
整理番号	広報区名等	位置詳細	半壊	床上	床下	水路	低地	その他
172	中下3区	妻鳥小学校東隣			1	○		
173	中上2区	妻鳥土地改良区西側			1	○		
174	中上2区	県道上分三島線沿い北側		1		○		
175	中上4区	国道11号線南、市道川東三角寺線起点東隣			1	○		
176	川東1区	三島川之江IC接続道東側、東宮山陵墓北側			1	○		
177	土居1区	五社神社西側			1			○
178	山口2区	山神社前			1			○
179	東金川	涼川左岸、市道踏切線沿い		1				○

(2) 三島地区

整理番号	被災箇所		被災戸数			被災原因		
	広報区名等	位置詳細	半壊	床上	床下	水路	低地	その他
201	枝村上1	県道金生三島線沿い、水道局庁舎南側			1			○
202	枝村中	堀子川右岸枝村橋付近			3		○	
203	乾下、上～国道中、西	川茂川沿い		14	23		○	
204	城	城川左岸城谷橋付近			4			○
205	栄通1区	県道上分三島線沿い、海岸寺川右岸			1			○
206	栄通4区、本郷7区	フクダ自動車南側			2		○	
207	本郷8区	国道11号バイパス北側			1	○		
208	旧東町6の下～17の3	海岸寺川左岸、県道金生三島線北側		2	22	○		
209	旧東町17の2	国道11号南側、卸旅所隣		1		○		
210	東川原町	国道11号南側、寺川沿い		3	6	○		
211	旧東町6の上、19の1	海岸寺川旭橋付近		7	5			○
212	西川原町、浜町1区、旧本町1～3区	宮川左岸三島神社付近		10	12		○	
213	旧中央通り6の3、石床1区	不老谷川、石床川沿い、県道上猿田三島線沿い		4				○
214	中田井4区	中田井川左岸、三島東中学校付近			1			○
215	野々首1区	宮川左岸、雨宝浄水場上流			2	○		
216	六塚上3区	中曽根小学校、中曽根保育園南側			1	○		
217	中曽根町六塚	市道出口中田井線沿い、岡坊川沿い		1		○		
218	宮北8	国道11号沿い、三島跨線橋西側		1				○
219	宮北5	市営宮北団地南側		1		○		
220	公園通り2、3丁目	JR予讃線沿い、三島跨線橋西側			2	○		
221	追分	県道上猿田三島線沿い、今宮神社南側			1			○
222	ゴルフ場1	伊予三島運動公園南側		1			○	
223	光明6	市営山田団地南側、松山自動車道沿い			2			○
224	下具定	大谷川左岸、JR予讃線一軒屋踏切南側			1	○		
225	寒川町入野	入野池東側、松山自動車道沿い			2	○		
226	寒川町	樋之尾谷川左岸、県道上猿田三島線沿い			2			○
227	寒川町大道	国道11号線沿い、寒川製紙西側		6	7			○
228	寒川町	国道11号南側、諏訪神社南側		1			○	
229	宮西	三島南幼稚園北側			1	○		
230	宮西	市道寒川豊岡線沿い、経王寺北側			2			○
231	西村	国道11号南側			1	○		
232	天関	豊岡保育園東側			1	○		
233	高野	実相寺			1	○		
234	西村	豊岡ポンプ場前			3		○	
235	豊田東	豊岡漁港東側海岸沿い		2	2		○	
236	豊田西、川東	鎌谷川豊田橋付近		2	16			○

被 災 箇 所			被 災 戸 数			被 災 原 因		
整理番号	広 報 区 名 等	位 置 詳 細	半壊	床上	床下	水路	低地	その他
237	川東、川西	豊岡台病院東側海岸沿い	1	2			○	
238	川東、川西	市道関谷小藪線北側、下五良野橋西側			5	○		
239	川西、小藪下	市道寒川豊岡線沿い、隅田川上橋付近		1	3	○		
240	五良野	鎌谷川右岸、下五良野第一橋付近			2	○		
241	原若宮、学蓮寺	小川原川沿い、松山自動車道～国道11号		4	16			○

(3) 土居地区

被災箇所			被災戸数			被災原因		
整理番号	広報区名等	位置詳細	半壊	床上	床下	水路	低地	その他
301	東宮	市営東宮団地		1		○		
302	東宮	面白川右岸、大地川左岸		1	2		○	
303	西の土居	JR予讃線南側沿線、下野田集会所		1		○		
304	津根	津根千拓地、東西排水路南岸		1			○	
305	下根々見、西大道	檜木川中津橋付近両岸		4		○		
306	北本郷	小富士小学校南西、JR予讃線南		1				○
307	堂前	土居町藤原・大賓寺西		1			○	
308	栗谷	井守神社西、宮谷川左岸	4	3				○
309	上飯武	JR土居駅～国道11号	4	14	多数	○		
310	辻堂、庄司	延命寺、松風病院		15		○		
311	西入野	松山自動車道入野PA北側		1				○
312	西の江	天満漁港			1		○	
313	大谷	関川大谷橋左岸		2				○
314	大谷	関川大谷橋左岸		1				○
315	大谷	関川大谷橋左岸		1		○		
316	天神	JR予讃線踏切		1		○		
317	畑野	やまじ風公園北、浦山川左岸側		1		○		
318	上野	国道11号南側、竹谷川右岸	1					○
319	中本郷	国道11号沿い、本郷集会所		1		○		
320	名西内	名西内集会所			1	○		
321	西内	国道11号沿い、熊谷大橋西側		1				○
322	道ノ下	天神山川右岸、関川左岸	1	9	多数			
323	中村	県道蕪崎土居線沿、JR予讃南側			2	○		
324	中村	市道下出梅ヶ町線沿、平和橋南側		5		○		
325	下天満	岸工務店付近、山中商店付近			7	○		

38 風水害

本市における近年（昭和45年以降）の主な災害事例は、次のとおりである。

ア 旧伊予三島市

年月日	災害要因	被害概要
S45. 8. 21	台風10号	暴風によって人的被害14人と家屋の全半壊は、48棟を数える。
46. 8. 5	台風19号	やまじ風を伴い、屋根瓦や窓ガラスの飛散による負傷者は7人を数える。
49. 9. 1	台風16号	暴風雨とやまじ風によって、屋根瓦の飛散が多発した他農産物被害甚大となる。
51. 9. 9	台風17号	4日間にわたって断続的な大雨が降り続き、累加雨量1,713mmを記録する等市内全域で山崩れや河川の氾濫、表土の流失が多発し避難者は139世帯398人を数える。
55. 9. 11	台風13号	豪雨と突風によって家屋損壊や水稻、里芋等の農産物被害甚大となる。
57. 8. 27	台風13号	強風によって松柏小学校のフェンスが破損する等農産物を中心に被害甚大となる。
62. 10. 16	台風19号	港湾造成地の護岸損壊が多発した他海上浮遊廃棄物の回収を行う。
H元. 8. 27	台風17号	道路、水路や農林産物に大雨による被害が発生し、床上浸水家屋は16棟を数える。
2. 9. 18	台風19号	金砂町東長野地区で山地崩壊が発生し、住家1棟が全壊する。避難者は嶺南地域3地区で37世帯62人を数える。
3. 9. 27	台風19号	強風によって東中学校体育館サッシが半壊する他市内全域で被害甚大となる。
5. 7. 27	台風5号	富郷町上猿田、上柏町城地区で山地崩壊する等道路の崩土により不通となるなど被害が甚大となる。
5. 8. 9	台風7号	道路路側の崩壊が相次ぐ他、公共土木施設の被害が甚大となる。
5. 9. 3	台風13号	金砂町平野地区で山崩れによって住家1棟が全壊したほか、林道等の崩土5か所を数える。
8. 8. 14	台風12号	水稻・里芋等農産物の強風による被害が甚大となる。（被害額110,110千円）

イ 旧新宮村

年	西暦	被害状況
昭和51年	1976	長崎から日本海を北上した台風17号に伴って秋雨前線が刺激され、9月8日から強い雨が降り始め、13日まで6日間、連日豪雨が続いた。最大日雨量は399mmを示し、連続雨量は800mmを超え、平年の年間雨量の半分に達する豪雨であった。収穫前の農作物は発芽し、浸水により被害甚大。道路災害多数。
昭和54年	1979	6月の梅雨前線豪雨に始まり、台風16号、台風20号と、この年は台風の当たり年。道路災害も村・農・林道を合わせ77件、1億4,400万円の被害。

ウ 四国中央市

年	災害要因	被害状況
平成16年	台風15号 (8/17～18)	1 人的被害 死者1人 2 避難状況 避難勧告66世帯221人 ・12世帯43人(金田町涼川地区) ・20世帯63人(金田町長途路地区) ・3世帯9人(上分町向山地区) ・31世帯106人(上柏城中組地区) 自主避難6世帯15人 ・1世帯2人(新宮地区) ・1世帯1人(金生地区) ・2世帯9人(上柏町) ・2世帯3人(上小川地区) 3 住家被害 床上浸水11棟9世帯24人 ・三島地区6棟4世帯12人 ・川之江地区5棟5世帯12人 床下浸水 ・三島地区11棟11世帯28人 ・川之江地区65棟65世帯165人 一部損壊 3棟3世帯6人 断水12戸
	台風16号 (8/30～31)	1 人的被害 重傷1人 軽傷2人 2 避難状況 避難勧告108世帯335人 ・上柏町、金田町、金生町 自主避難21世帯31人 一部損壊 2棟2世帯8人 床上浸水 22棟29世帯79人 断水30戸 停電5,648戸
	台風18号 (9/6～7)	1 人的被害 軽傷3人 2 避難状況 避難勧告111世帯357人 ・20世帯61人(土居町天満地区) ・5世帯18人(金田町半田地区) ・72世帯235人(上柏町城地区) ・14世帯43人(金田町涼川地区) 自主避難30世帯48人 ・9世帯17人(三島地区) ・16世帯22人(川之江地区) ・3世帯7人(土居地区) ・2世帯2人(新宮地区) 断水187戸 停電1,582戸
	台風21号 (9/29～30)	1 人的被害 死者2人 重傷1人 軽傷1人 2 避難状況 避難勧告72世帯235人 ・72世帯235人(上柏町城地区) 自主避難51世帯129人 ・6世帯18人(三島地区) ・19世帯45人(川之江地区) ・26世帯66人(土居地区)

年	災害要因	被害状況
平成16年	<p>台風21号 (9/29～30)</p> <p>台風23号 (10/19～20)</p>	<p>3 住家被害 全壊1棟1世帯 半壊48棟48世帯 一部損壊1棟1世帯 床上浸水175棟175世帯 床下浸水928棟928世帯 断水146戸 停電38戸</p> <p>1 人的被害 死者2人 軽傷1人</p> <p>2 避難状況 避難勧告487世帯1,403人 ・87世帯289人(三島地区) ・327世帯889人(土居地区) ・73世帯225人(川之江地区) 自主避難85世帯134人 ・24世帯29人(三島地区) ・10世帯17人(川之江地区) ・4世帯11人(土居地区) ・47世帯77人(新宮地区)</p> <p>3 住家被害 全壊1棟1世帯2人 半壊1世帯 床上浸水19世帯 床下浸水197世帯 断水184世帯 停電38戸</p>
平成17年	台風14号	1 住家被害 床上浸水6棟6世帯
平成19年	台風4号	1 人的被害 軽傷1人
平成21年	<p>中国・九州 北部豪雨 (7月20日 ～22日)</p> <p>台風9号 (8月9日～ 10日)</p>	農業用施設及び林業用施設が被災した。
平成22年	6月大雨	3 住家被害 一部損壊1棟1世帯
平成25年	<p>台風17号</p> <p>台風27号</p>	<p>1 避難状況 避難勧告468世帯1,063人 ・298世帯707人(朝日1丁目) ・170世帯356人(宮川2丁目) 自主避難 ・5世帯(新宮地区) ・4世帯5人(三島地区) ・4人(川之江地区)</p> <p>2 住家被害 床上浸水4棟 床下浸水7棟</p> <p>1 避難状況 自主避難 ・1世帯2名(新宮地区)</p>

年	災害要因	被害状況
平成26年	台風12号 台風11号	<p>1 避難状況 避難勧告838世帯1,804人 ・120世帯286人（川滝町領家） ・101世帯245人（下川町） ・617世帯1,273人（新宮町全域） 避難者11世帯16人 ・10世帯14人（新宮公民館） ・1世帯2人（古野集会所）</p> <p>2 被害状況 水道断水（金砂町 3地区） 26世帯49人</p> <p>1 避難状況 自主避難37世帯56人 ・2世帯2人（中之庄公民館） ・8世帯14人（川之江保健センター） ・7世帯10人（土居文化会館） ・20世帯30人（新宮公民館）</p>
平成27年	台風11号 （7月16日～17日） 台風15号 （8月25日） 大雨 （12月11日）	<p>1 避難状況 自主避難者26世帯35人 ・2世帯2人（藤原公会堂） ・7世帯9人（中之庄公民館） ・6世帯11人（土居文化会館） ・6世帯6人（川之江文化センター） ・5世帯7人（新宮公民館）</p> <p>2 住家被害 床上浸水 2棟2世帯 停電685戸</p> <p>1 避難状況 自主避難者1世帯2人 ・1世帯2人（新宮公民館）</p> <p>2 住家被害 一部破損1棟1世帯 停電1,612戸</p> <p>1 住家被害 床下浸水2棟2世帯</p>
平成28年	台風16号 （9月20日）	<p>1 避難状況 自主避難者9世帯13人 ・1世帯1人（川之江文化センター） ・3世帯5人（中之庄公民館） ・5世帯7人（新宮公民館）</p>
平成29年	台風18号 （9月17日～18日） 台風21号 （10月22日～23日）	<p>1 避難状況 自主避難者24世帯42人 ・5世帯10人（川之江老人憩いの家） ・5世帯6人（三島公民館） ・6世帯13人（土居文化会館） ・8世帯13人（新宮公民館）</p> <p>2 住家被害 床上浸水 1棟 床下浸水3棟3世帯</p> <p>1 避難状況 自主避難者6世帯7人 ・1世帯1人（川之江老人憩いの家） ・5世帯6人（新宮公民館）</p>

年	災害要因	被害状況
平成30年	台風7号 (7月3日～4日)	1 避難状況 停電約70戸
	平成30年7月豪雨 (7月5日～9日)	1 避難状況 自主避難者14世帯21人 ・4世帯8人(川之江ふれあい交流センター) ・10世帯13人(新宮公民館) 2 住家被害 床下浸水1棟1世帯 停電約30戸 3 被害状況 農林水産施設及び公共土木施設が被災した
	台風12号 (7月29日)	1 避難状況 自主避難者9世帯10人 ・1世帯1人(川之江ふれあい交流センター) ・8世帯9人(新宮公民館)
	台風20号 (8月23日)	1 避難状況 自主避難者35世帯47人 ・6世帯9人(川之江ふれあい交流センター) ・8世帯8人(中之庄公民館) ・4世帯6人(土居文化会館) ・17世帯24人(新宮公民館) 2 被害状況 停電約100戸
	台風21号 (9月3日～4日)	1 避難状況 自主避難者17世帯22人 ・3世帯5人(川之江ふれあい交流センター) ・5世帯5人(中之庄公民館) ・5世帯8人(土居文化会館) ・4世帯4人(長瀬生活改善センター)
	大雨 (9月9日～10日)	1 避難状況 自主避難者1世帯1人 ・1世帯1人(川之江ふれあい交流センター)
	台風24号 (9月30日～10月1日)	1 避難状況 避難指示(緊急)18世帯35人 ・18世帯35人(新宮町新宮 個別に連絡した世帯) 自主避難者21世帯25人 ・3世帯3人(川之江ふれあい交流センター) ・9世帯9人(中之庄公民館) ・8世帯12人(土居文化会館) ・1世帯1人(長瀬生活改善センター) 2 住家被害 床下浸水1棟1世帯 停電約300戸
令和元年	台風10号 (8月14日～15日)	1 避難状況 自主避難者17世帯22人 ・3世帯5人(川之江ふれあい交流センター) ・4世帯4人(中之庄公民館) ・6世帯9人(土居文化会館) ・4世帯4人(新宮公民館)

39 火災

出火年月日	火元用途	出火場所	り災状況		
			り災棟数	焼損面積 (㎡、ha)	損害額 (千円)
S50. 1. 18	製紙原料	村松町	—	—	60,944
50. 2. 17	製紙会社倉庫	金生町下分	1	1,280	34,080
50. 12. 26	店舗併用住宅	村松町	1	302	20,000
51. 4. 14	店舗併用住宅	中央3丁目	1	104	26,084
51. 4. 18	倉庫	村松町	3	803	32,000
52. 10. 12	衛生用材工場	川之江町	3	2,529	200,536
53. 7. 24	倉庫	金生町下分	13	1,272	79,757
53. 3. 20	工場	土居町天満	1	1,440	47,026
53. 10. 20	住宅	中曾根町	2	135	25,900
53. 11. 29	倉庫	川之江町	3	1,875	239,400
54. 1. 1	住居併用教会	寒川町	6	438	30,000
54. 1. 7	紙加工場	寒川町	1	305	26,700
54. 5. 24	作業場	村松町	1	—	80,000
54. 5. 11	作業場	妻鳥町	1	288	22,914
54. 5. 23	作業場	上分町	1	10	21,924
54. 7. 17	紙加工場	豊岡町五良野	2	558	110,200
54. 12. 11	住宅	中央3丁目	3	210	34,744
55. 6. 10	店舗併用倉庫	川之江町	1	223	33,834
56. 1. 25	事務所兼倉庫	金生町	2	127	41,417
60. 2. 2	林野	金生町山田井		255ha	290,970
60. 11. 15	店舗併用住宅	川滝町下山	2	127	50,547
62. 4. 6	故紙	妻鳥町			34,366
H元. 4. 5	冷凍食品加工場	川之江町	1	331	41,109
2. 2. 5	店舗併用住宅	中之庄町	2	232	36,298
2. 3. 2	店舗併用住宅	中央2丁目	2	198	26,041
3. 1. 3	店舗併用住宅	中央3丁目	1	341	37,371
3. 3. 4	住宅	土居町上野	1	130	23,097
5. 2. 14	普通林	土居町天満	—	142ha	56,658

出火年月日	火元用途	出火場所	り災状況		
			り災棟数	焼損面積 (㎡、ha)	損害額 (千円)
5. 11. 23	工場	妻鳥町	1	229	26, 418
6. 6. 26	紙加工場	妻鳥町	4	302	75, 921
6. 12. 15	工場	土居町藤原	3	364	91, 746
7. 3. 22	工場	寒川町	3	516	69, 451
7. 6. 2	食品工場	川之江町	2	366	71, 246
7. 12. 26	紙加工場	川之江町	5	953	61, 555
8. 5. 23	紙加工場	妻鳥町	2	845	31, 748
11. 8. 22	倉庫	具定町	2	990	72, 883
13. 1. 23	住宅	川滝町	3	406	30, 979
13. 2. 12	倉庫	中之庄町	4	446	29, 405
13. 4. 24	工場	上分町	2	1329	43, 421
13. 4. 27	工場	上分町	1	1896	190, 822
14. 1. 25	住宅	土居町畑野	1	165	27, 340
15. 5. 11	住宅	土居町津根	1	107	26, 131
16. 6. 19	倉庫併用住宅	土居町小林	1	156	24, 562
16. 8. 13	神社	上柏町	1	36	20, 233
16. 9. 7	加工場兼倉庫	金生町下分	1	114	21, 418
16. 10. 11	工場	川之江町	1	265	57, 108
17. 11. 12	ボイラー設備	村松町	—	—	96, 026
18. 8. 17	製紙工場	村松町			97, 520
18. 11. 20	住宅新築中	三島宮川2丁目	7	294	39, 399
19. 3. 28	その他（高速道路トンネル内ピット）	川滝町領家高知自動車道下り法皇トンネル内K P 62. 8付近			22, 298
25. 10. 3	工場	村松町1	1	—	223, 580
26. 10. 31	工場	寒川町	1	8675. 18	893, 004
29. 4. 3	住宅	金生町山田井	2	198	24, 866
29. 9. 16	工場	川之江町	1	809	47, 530
30. 6. 27	店舗併用住宅	土居町入野	2	208	36, 433
31. 1. 6	工場	三島紙屋町	—	—	45, 448
R2. 8. 18	工場	川之江町	1	1729	306, 021

(注) 損害額2千万以上のものを掲げた。

40 山地災害危険地区

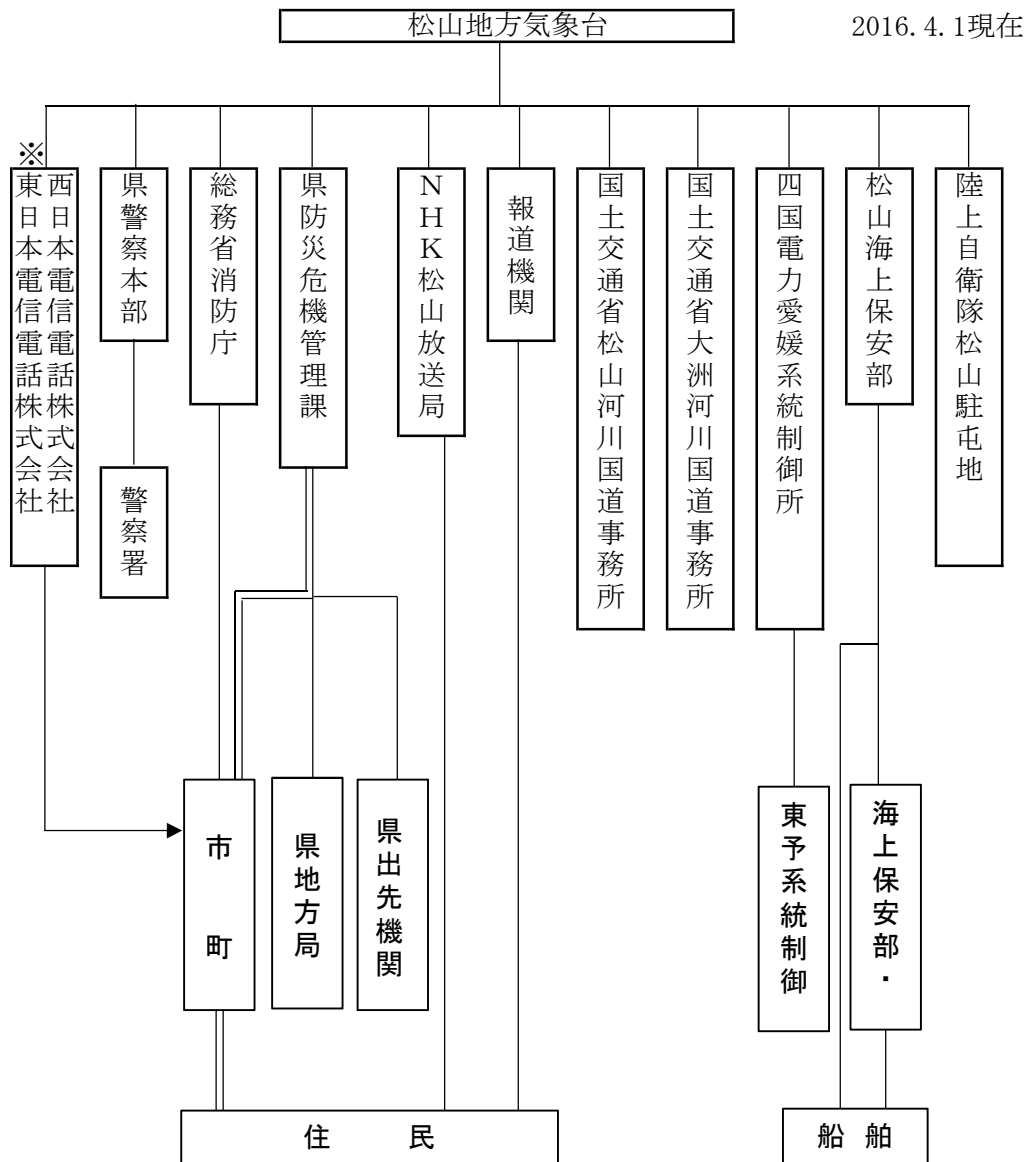
(平成31年3月31日現在)

市町名	山腹崩壊危険地区	崩壊土砂流出危険地区	地すべり危険地区	合計
四国中央市	111	340	3	454
新居浜市	98	109	2	209
西条市	181	230	5	416
今治市	117	254	0	371
上島町	11	14	0	25
東温市	87	122	0	209
松山市	261	138	0	399
伊予市	154	87	1	242
砥部町	73	58	1	132
久万高原町	167	216	17	400
大洲市	155	200	3	358
内子町	110	137	3	250
八幡浜市	70	77	3	150
伊方町	70	69	3	142
西予市	192	381	1	574
宇和島市	220	139	0	359
鬼北町	76	105	1	182
松野町	45	27	0	72
愛南町	91	168	0	259
合計	2,289	2,871	43	5,203

41 林道整備路線

番号	路線名	起点所在地	終点所在地	幅員	延長 (km)
1	寒の池	四国中央市川滝町下山	四国中央市川滝町下山	3.0	3.95
2	栗山	四国中央市新宮町新瀬川	四国中央市新宮町新瀬川	4.0	6.19
3	大山	四国中央市新宮町上山	四国中央市新宮町上山	3.0	2.48
4	萩野	四国中央市新宮町上山	四国中央市新宮町上山	3.0	0.47
5	虫仏山	四国中央市中曾根町虫仏山	四国中央市中曾根町虫仏山	4.0	1.77
6	馬瀬	四国中央市上柏町鳶畑	四国中央市中曾根町虫仏山	4.0	6.22
7	法皇	四国中央市寒川町寒川山	四国中央市土居町浦山	3.6~4.0	23.25
8	観音谷	四国中央市寒川町長谷川	四国中央市寒川町寒川山	3.0	6.28
9	藤原下猿田	四国中央市富郷町津根山	四国中央市富郷町津根山	4.0	3.44
10	下猿田	四国中央市富郷町寒川山	四国中央市富郷町津根山	3.0	1.85
11	七々木	四国中央市富郷町豊坂	四国中央市富郷町豊坂	3.6~4.0	1.96
12	大谷	四国中央市土居町天満	四国中央市土居町天満	5.0	3.23

42 特別警報・警報・注意報の伝達系統（松山地方気象台）



43 避難行動要支援者避難支援対策

第1章 総則

1 計画の基本的考え方と目的

近年、地震、集中豪雨や台風等による風水害などにより、全国各地で大規模な災害が発生しており、四国中央市でも、平成16年の台風災害では5名の犠牲者が発生し、そのうちの4名が60歳以上であるなど、災害時に自力で避難することが困難であったり、避難に時間を要する方々への避難支援対策が大きな課題となっています。

災害による被害を未然に防止するためには、事前の防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右します。災害が発生した場合またはそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）においては、「自分の身は自分で守る」ことが基本となります。日頃から、災害に備え自分自身や家族の協力で災害から身を守るという「自助」の意識をみんなで持つことが重要です。

しかし、自力で避難することが困難な高齢者等の避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）への支援は、地域の助け合いの精神である「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の意識を持つことが大切です。

さらに、「自助」「共助」による家族や地域住民の力だけでは災害から身を守ることが困難な人々には、行政や介護等の専門技術を持つ者が特別な支援を行う「公助」も必要となります。

そのため、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたり支援が必要となる人を定義し、その情報の収集や共有の方法、また、一人ひとりについて避難に必要な避難支援計画を策定する必要があります。

安全な場所への避難に対する一連の行動について支援を必要とする要支援者の生命・身体を守るため、要支援者の「自助」と地域の「共助」を基本として、迅速かつ確かな避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とします。

2 計画の位置付け

「四国中央市避難行動要支援者避難支援プラン」（以下、「避難支援プラン」という。）は、避難行動要支援者名簿に関する災害対策基本法第49条の10から第49条の13までの規定に基づき策定するもので、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や市の「四国中央市地域防災計画」等を踏まえ、要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを具体化するものとして作成するものです。

3 計画の構成

本計画は、具体的な推進手法等を定める「避難支援プラン」と要支援者一人ひとりの支援計画を定める「避難支援プラン個別計画」（以下「個別計画」という。）により構成します。なお、「個別計画」とは、避難などの際、特に人的支援を要する要支援者一人ひとりについて、その状況や避難支援方法等を具体的に示したものです。

第2章 要支援者情報の把握等

1 要支援者の対象者（範囲）

本市における要支援者は、市内に居住する要配慮者（一人暮らし世帯等の高齢者、身体等に障がいのある方、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れた外国人等をいう。）のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する在宅者で、次のいずれかに該当する者とします。

(1) 介護保険制度による認定を受けている者（要支援1～要支援5）

(2) 身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）、難病患者等のうち「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する介護給付のサービスを受けている者及び児童福祉法に規定する障がい児通所支援を受けている者

(3) その他支援を希望する者で、市長が避難支援等を必要と認めた者

2 要支援者情報の把握

災害時における要支援者の避難誘導や安否の確認、避難所での生活支援等を的確に行うためには、要支援者の情報把握と関係者間での共有が必要であり、市の各担当部署は日頃から要支援者の居住地や生活状況等を把握します。

3 要支援者情報の収集

要支援者の支援に当たっては、氏名や住所等の基本情報のほか、身体状況などについて把握する必要があるため、特に人的支援を要する要支援者の情報については、市及び関係機関の協力により収集を行います。なお、情報の収集に当たっては、次に掲げる台帳等より要支援者の要件に該当する者の情報を収集します。

- ・ 住民基本台帳
- ・ 独居高齢者名簿
- ・ 高齢者世帯名簿

- ・ 要介護認定台帳
- ・ 民生児童委員による訪問調査
- ・ 居宅介護支援事業者や地域包括支援センターからの情報の提供
- ・ 基幹相談支援センターや相談支援事業者からの情報提供 など

第3章 要支援者名簿への登録及び作成・管理

1 要支援者名簿の作成

(1) 要支援者名簿作成の目的

要支援者名簿は、災害発生時の安否確認や避難支援、また、指定避難所での生活支援等を的確に実施するため、日頃の支援活動を通して要支援者が必要な情報を事前に把握し、地域で安心して暮らすことができる支援体制の整備を図ることを目的とします。

(2) 要支援者名簿情報

市は、関係部局や民生児童委員等から収集した情報を集約し、災害発生時に特に避難支援を要する要支援者について要支援者名簿を作成し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう、紙ベースや電子媒体での保管を行い災害時に備えます。

要支援者名簿へ記載する情報は、次のとおりです。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所または居所
- ・ 電話番号その他連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする事由（身体等の状況等）
- ・ 緊急連絡先
- ・ 家族との同居の有無
- ・ 平常時提供の同意・不同意
- ・ その他特記事項
- ・ 上記以外で市長が必要と認めるもの

2 要支援者名簿の管理及び更新

(1) 要支援者名簿の管理

要支援者名簿に記載された情報の適正な管理を行うため、以下のような取扱いルールを定めます。

- ・ 平常時は要支援者の把握、災害時は避難場所での安否確認や生活支援等を利用目的とする。
- ・ 個人情報の保護に留意した適正な管理を行う。
- ・ 守秘義務を厳守する。
- ・ 目的外使用及び複写等の禁止を明確にする。
- ・ 管理責任者は、提供を受けた名簿の管理運用について、細心の注意を払い厳重に管理する。
- ・ 要支援者名簿の提供は、原則、紙媒体で提供する。
- ・ 市は、要支援者名簿を提供する際、管理責任者に対して個人情報保護の重要性、個人情報の取扱いについての説明を行う。
- ・ 要支援者名簿に関する情報を廃棄するときは、市への返却やシュレッダーにかけるなど、適正な管理を徹底する。

(2) 名簿情報等の提供

要支援者のうち、平常時から名簿の外部提供に同意を得られた要支援者については、災害時または平常時における避難活動支援のため、当該名簿情報を地域の避難支援関係団体等（以下「支援団体等」という。）へ提供することとし、防災訓練や見守り活動等にも使用します。

(3) 支援団体等の要件

要支援者名簿の提供先である支援団体等については、消防機関、警察、社会福祉協議会、民生児童委員のほか、要支援者の支援をしようとする自主防災組織等の団体などであって、その活動内容や地域団体等との連携・協力状況並びに以下の要件等を参考に個別に判断することとします。

- ・ 総会運営や財産管理など団体としての機能を有しており、現に地域に密着した活動をしていること
- ・ 民主的な運営がなされており、構成員の変更に関わらず、団体そのものが存続すること
- ・ 名簿情報を営利目的や勧誘など、避難支援以外の目的に使用しないこと

(4) 支援団体等に対する提供の手続き

要支援者名簿を提供する場合は、当該支援団体等が担当する地域の避難行動要支援者に限り提供するものとし、支援団体等は、管理責任者を定め、あらかじめ「避難行動要支援者名簿等管理責任者届」を市に提出するものとし、また、管理責任者を変更する場合には、「避難行動要支援者名簿等管理責任者変更届」を市に提出するものとし、

(5) 緊急時の名簿情報の提供

市は、災害時において要支援者の生命・身体を保護するために必要かつ緊急を要する場合に限り、本人の同意を得ることなく、救出活動等を行う者または支援団体等に対して要支援者名簿の情報を提供できるものとし、

(6) 名簿情報の更新

災害時における迅速かつ確かな支援を実施するため、要支援者名簿を1年に1回、4月1日を基準日とし更新します。ただし、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、適時、追加や修正を行うこととし、常に情報を適正に保つよう努めます。

第4章 情報の伝達等

1 避難情報等の発令

市は、災害時において、要支援者が避難行動を開始するための情報、または、要支援者の避難に際し避難支援等を行う者（以下「支援者」という。）が要支援者への支援を開始するための情報として、状況に応じ状況に応じ高齢者等避難、避難指示（以下「避難情報等」という。）を発令します。

避難情報等の発令は、地域防災計画に基づき、雨量情報や気象情報・土砂災害警戒情報・河川洪水予報等の災害関連情報と、避難行動に適切な時間帯等を総合的に判断して行います。

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を住民に促す情報
警戒レベル 1	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど災害への心構えを高める。	・早期注意情報
警戒レベル 2	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	・注意報
警戒レベル 3	・避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。	・高齢者等避難
警戒レベル 4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自らが判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	・避難指示
警戒レベル 5	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・緊急安全確保

2 情報の伝達手段

災害時における災害情報や避難情報等については、市は次のような手段を講じて伝達することとします。

- ・防災有線告知システムによる放送
- ・広報車等による広報

- ・ 放送事業者（テレビ、ラジオ）への情報提供による放送
- ・ CATVによる情報提供
- ・ 携帯メールサービスによる配信
- ・ FAXの活用
- ・ 市ホームページへの掲載 など

要支援者への避難情報等や災害関連情報の伝達は上記により行うが、避難に時間を要する場合があることや視覚障がい者・聴覚障がい者等に対応する情報伝達手段、また、外国人に対応する言語等を考慮する必要があります。また、要支援者自身のみならず、その家族や支援者に対しても広く周知を図っていく必要があります。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、要支援者宅を直接訪問しての情報伝達も考慮します。

第5章 要支援者支援に係る役割

1 支援体制の整備

(1) 市における避難支援体制の整備

市は、要支援者の円滑な避難支援のため、防災担当部局と福祉部局等が連携し、避難支援のために必要な名簿や個別計画の作成管理、指定避難所での生活が困難な要支援者を収容できる避難所（以下「福祉避難所」という。）の確保など必要な避難支援が実施できる体制の整備に努めます。

(2) 地域における避難支援体制の整備

支援団体等は、日頃から地域の要支援者の所在や状態について把握するとともに地域の支援ネットワークづくりを推進し、災害時には協力して要支援者の避難支援が実施できる体制の整備に努めることとします。

2 市及び支援団体等の役割

(1) 市の役割

平常時には、自主防災組織の結成・強化に努めるとともに要支援者名簿を作成し、地域の支援団体等との情報共有を図り支援体制の構築に努めます。災害時には、災害対策本部を通じた避難情報等の伝達や避難支援に係る関係機関等との連絡調整を行います。

- ・ 要支援者の把握
- ・ 要支援者名簿と個別計画の作成・管理
- ・ 災害や避難に関する情報の伝達体制の整備
- ・ 支援団体等との協力関係の構築及び連絡体制の確立
- ・ 指定避難所における要支援者に配慮した設備の整備
- ・ 福祉避難所の確保
- ・ 自主防災組織の結成促進、地域防災力強化のための資機材の整備
- ・ 要支援者の避難支援に関する知識の普及啓発
- ・ 要支援者の避難支援を盛り込んだ防災訓練の企画・実施
- ・ 避難情報等の発令及び伝達
- ・ 災害時における要支援者の避難支援
- ・ 災害時における要支援者の避難状況の把握及び安否確認
- ・ 避難所における要支援者の心のケア及び健康管理に関する指導・助言

(2) 民生児童委員の役割

日頃からの声かけや安否確認等を通じた要支援者の見守り活動や自治会、自主防災組織等と連携した要支援者の個別計画作成への協力、また、災害時には、避難所等において要支援者の相談等に応じます。

- ・ 要支援者の把握及び調査への協力
- ・ 避難支援プラン個別計画の作成や更新作業への協力
- ・ 災害時における避難情報等の伝達や相談及び安否確認等への協力

(3) 自主防災組織や自治会の役割

日頃からの要支援者と支援者との顔合わせや避難場所、避難ルートの確認などを行うとともに民生児童委員と連携して、要支援者の個別計画の作成に協力します。災害時には、避難情報等を支援者に伝えるとともに地域住民と協力して要支援者の避難誘導、安否確認を行います。

- ・ 要支援者の把握及び調査への協力

- ・ 避難支援プラン個別計画の作成、更新作業への協力
 - ・ 災害時における避難情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
 - ・ 災害時における避難行動の支援
- (4) 社会福祉協議会の役割
- 平常時には、関係機関と連携しつつ個別計画作成等への協力を行い、災害時には、市と連絡調整を図り、避難所や被災者等のニーズを的確に把握しながら、ボランティア活動を行おうとする人を受け入れるとともに効果的な活動ができるよう調整等を行います。
- ・ 要支援者を把握するための調査への協力
 - ・ 避難支援プラン個別計画の作成、更新作業への協力
 - ・ 支援団体等との協力関係の構築及び連絡調整
 - ・ 災害時における要支援者の安否確認への協力
 - ・ 要支援者への支援を行うボランティアの受入、派遣調整
- (5) 消防団の役割
- 平常時は、火災の予防や啓発活動など地域の消防・防災リーダーとしての役割を果たし、災害時には、消防本部と連携して消防活動や救助活動、避難誘導等に当たります。
- ・ 災害時における避難情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
 - ・ 災害時における要支援者等への支援及び救助
- (6) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割
- 日頃から施設利用者等に対する災害時の対応について定めておくとともに、要支援者の避難支援に関する周知や災害時に自らが保有する福祉車両等を活用した避難支援が実施できる体制を整備します。災害時には、要支援者に対する災害情報や避難情報等の提供、避難生活における各種相談への対応などを行うとともに可能な範囲で要支援者の受け入れや継続的な福祉サービスの提供に向けた関係機関等との調整などに努めます。
- ・ 要支援者を把握するための調査への協力
 - ・ 避難支援プラン個別計画の作成、更新作業への協力
 - ・ 施設利用者に対する避難支援計画の作成
 - ・ 災害時における避難情報等の伝達と状況確認及び安否確認への協力
 - ・ 災害時における要支援者の臨時的受入れ
 - ・ 災害時における緊急入所、ショートステイ等への対応
- (7) 要支援者自身の役割
- 日頃から民生児童委員や地域と積極的に交流し、災害時の協力が得やすい環境を作っておくなど地域とのコミュニケーションを密にしておくとともに、避難経路の確認や非常用持ち出し品等の準備、家具の転倒防止など住宅の安全対策等の措置をとっておきます。
- ・ 民生児童委員や自主防災組織等の責任者の把握
 - ・ 地域での防災訓練や活動等への積極的な参加
 - ・ 必要な支援について民生児童委員等の支援者への適切な伝達
 - ・ 家族や支援者との避難経路の事前確認
 - ・ 避難に備えた非常用持ち出し品の準備
 - ・ 最低3日分以上の食糧や飲料水の家庭備蓄
 - ・ 外出時にも周囲の支援が得やすいよう必要事項を記載したカード等の準備
 - ・ 住宅の耐震化や家具の転倒防止、飛散フィルムの貼り付けなど、住宅の安全対策の実施

第6章 個別計画の作成・管理

1 個別計画の作成目的

災害時において要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、各地域において要支援者を災害時に誰が支援して、どこの指定避難所等に避難させるかなど、支援が必要な一人ひとりについて個別計画を策定しておく必要があります。

災害発生時には、要支援者の状況によって避難の可否を判断することとなり、指定避難所へ行かない場合もありますが、個別計画は、平常時からいざというときのために事前把握をしておくものです。

2 個別計画の作成

市は、支援団体等と連携し、地域において支援が必要な方を把握し、個別計画の作成を行います。

個別計画は、要支援者本人が必要な支援内容を認識するための手段であり、支援団体等は、要支援者本人やその家族とともに地域の実情を踏まえ、支援に関する必要事項等を記載して作成します。なお、登録に際しては、平常時から支援者や支援団体等に個人情報を開示することについて要支援者から同意を得ます。

3 個別計画の管理及び更新

(1) 個別計画の管理

個別計画に記載された情報の適正な管理を行うため、以下の取扱いルールを定め、支援者や支援団体等で共有するものとします。

- ・ 平常時は要支援者の把握や見守り、災害時は安否確認や避難場所への避難誘導等を行うことを利用目的とする。
- ・ 個人情報の保護に留意した適正な管理を行う。
- ・ 守秘義務を厳守する。
- ・ 目的外使用及び複製等の禁止を明確にする。
- ・ 個別計画の提供は、原則、紙媒体で提供する。
- ・ 管理責任者は、提供を受けた個別計画の管理について、細心の注意を払い厳重に管理する。
- ・ 市は、管理責任者等に対し、個人情報保護の重要性、個人情報の取扱いについての説明を行う。
- ・ 個別計画に関する情報等を廃棄するときは、市への返却やシュレッダーにかけるなど、適正な管理を徹底する。

(2) 個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの要支援者を対象としていることから、要支援者の個人情報が多く含まれています。このため、個人情報の保護に十分に留意するとともに災害時の迅速かつ適切な避難を行うため、常に最新の情報となるよう更新に努めます。

第7章 安否確認情報

1 安否確認情報の収集

要支援者の安否情報については、指定避難所において実施するが、親族宅や知人宅等への避難などにより、指定避難所に避難しない要支援者も多いことから、市は、要支援者の安否の確認・照会に一元的に対応するため、避難誘導班等において要支援者安否確認情報窓口を開設し、要支援者の安否情報を収集することとします。また、支援者や支援団体等は、日頃から要支援者の連絡手段について確認しておき、実施可能な範囲内で安否情報の把握に努めます。

2 支援者等からの報告

支援者や支援団体等は、要支援者を指定避難所へ収容した場合や親族宅等への避難情報を入手した場合、要支援者の安否が不明な場合には、指定避難所または市災害対策本部を通じて要支援者安否確認情報窓口へ報告するものとします。

第8章 避難誘導及び避難所における支援

1 避難誘導の手段・経路等

市は、災害時において避難情報等を発令した場合、防災有線告知システムや広報車等により住民へ周知します。

特に人的支援を要する要支援者については、個別計画に基づき支援者や支援団体等が連携して避難誘導を行い、それ以外の要支援者については、近隣住民の日頃からの繋がりにより避難を促すことを基本とします。なお、要支援者に家族が同居している場合は、家族が要支援者を避難させることを原則とする。そのため、平常時から、関係団体等の役割分担を明確にし、連携して対応します。

また、要支援者自身も、避難支援者とともに実際に自宅から避難場所等まで複数の避難経路を歩くなど、事前に確認しておくことが必要です。

避難経路の選定に当たっては、地震の際に倒壊のおそれのある場所や洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとします。

2 避難所における支援

(1) 避難所の開設

市は、災害時において、必要と判断される場合には、地域防災計画に定める基準に基づき速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整えます。

また、避難所を開設したことについて、多様な情報伝達手段を活用して住民への周知を図ります。

(2) 避難生活への配慮

要支援者は、日常的に介護・支援等が必要な場合が多く、特に指定避難所での生活が長期化する場合には、要支援者に対して日常的な介護・支援等が必要となります。

市は、プライバシーの保護や車いすが通行可能な通路の確保等の環境整備に努めるとともに、保健師等の巡回による健康相談やこころのケアなど生活支援を必要に応じて実施します。また、要支援者の状況に応じて指定避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設等への緊急入所などの対応を行います。

3 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の必要性

指定避難所は、階段や段差があったり、障がい者対応型のトイレがないなど、必ずしも要支援者の利用に配慮した構造とはなっておらず、介助が必要な方にとって困難な生活を強いられることが考えられることから、市は、福祉避難所を確保するものとします。ただし、福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的避難所であり、災害時に初めから利用できるものではありません。

(2) 福祉避難所の対象者

福祉避難所の対象者は、要支援者のうち、指定避難所では生活に支障をきたすため特別の配慮を必要とする者で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の者としてします。

なお、対象者を介助する家族等も、対象者とともに避難できるものとします。

(3) 福祉避難所となる施設

福祉部局は、福祉避難所として利用可能な施設の状況を把握するものとします。また、利用可能な施設とは、災害危険区域以外に存する次に掲げる施設とします。

- ・ 特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設等の入所可能な老人福祉施設
- ・ デイサービスセンター等の通所施設
- ・ 障がい者支援施設（入所型、通所型）
- ・ 介護や医療相談等を受けるための空間を確保できる施設

(4) 福祉避難所の指定と利用

市は、前記の施設等に対して福祉避難所の設置について広く協力を求め、協力を得られる施設について福祉避難所として指定します。この場合、必要に応じ当該施設との間で、災害時における設置運営に関する協定をあらかじめ締結し、受け入れる際の要件、受入可能人数、費用負担等について明らかにしておくことにより円滑な福祉避難所の開設、受入、運用を図るものとします。

また、市は、指定した福祉避難所を利用しようとする場合は、あらかじめ当該施設管理者と十分な連絡調整を図り受入可能状況を把握し、本来の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないよう十分配慮するものとします。

なお、福祉避難所は、主に緊急避難的な場所の提供を目的とするものであり、通常当該施設から提供されるサービスの水準を期待するものではないため、特別のサービスを必要とする場合は緊急入所、ショートステイ等の活用を検討するものとします。

(5) 災害時避難行動要支援者のニーズの把握

市は、福祉避難所に避難している要支援者の福祉サービスの需要を把握するように努めます。

44 要配慮者利用施設一覧

(令和3年4月1日現在)

大分類	施設分類	施設数	施設名	所在地	策定を要する避難計画	
					洪水最大想定	土砂災害
幼稚園 3	幼稚園	3	三島南幼稚園	豊岡町大町190	—	○
			土居東幼稚園	土居町津根3703-1	○	—
			新宮幼稚園	新宮町新宮460	—	○
学校14	小学校	7	川之江小学校	川之江町2370	○	○
			金生第一小学校	金生町下分1665	○	—
			上分小学校	上分町800	○	—
			川滝小学校	川滝町下山1910	—	○
			寒川小学校	寒川町1814	—	○
			豊岡小学校	豊岡町豊田45	—	○
			新宮小学校	新宮町新宮448	—	○
			川之江北中学校	川之江町2390	○	—
	中学校	5	川之江南中学校	上分町395	○	—
			三島西中学校	中之庄町乙38-1	—	○
			三島南中学校	寒川町4335	—	○
			新宮中学校	新宮町新宮448	—	○
	高等学校	2	川之江高等学校	川之江町2257	○	—
			三島高等学校	三島中央5丁目11-30	—	○
児童福祉施設21	保育所	8	川之江こども園	川之江町1061-6	○	—
			金生保育園	金生町下分1653-1	○	—
			上分保育園	上分町545-1	○	—
			寒川保育園	寒川町1388-3	—	○
			豊岡保育園	豊岡町大町1892-1	—	○
			北野保育園	土居町北野1522	○	—
			乳児保育所こころ	川之江町2290	○	—
			アンジェリーナ保育園	土居町上野乙158-1	—	○
	認定こども園	2	認定こども園金生幼稚園	金生町下分701	○	—
			愛和認定こども園	中之庄町1216	—	○
	地市型保育事業	1	保育施設しゃぼん玉	上分町716-2	○	—
	認可外保育施設	2	四中すくすく保育園	川之江町2887-2	○	—
			HITOKIDS	上分町788-1	○	—
	放課後児童クラブ	8	川之江小児童クラブ	川之江町2370 (川之江小学校内)	○	○
			金生第一小児童クラブ	金生町下分1665 (金生第一小学校内)	○	—
			上分小児童クラブ	上分町800 (上分小学校内)	○	—
			川滝小児童クラブ	川滝町下山1882-1 (川滝公民館内)	—	○
			寒川小児童クラブ	寒川町1814 (寒川小学校内)	—	○
			豊岡小児童クラブ	豊岡町豊田45 (豊岡小学校内)	—	○
			関川小児童クラブ	土居町上野911-1 (関川公民館内)	—	○
			新宮小児童クラブ	新宮町新宮448 (新宮小中学校内)	—	○
病院5	病院	4	四国中央病院	川之江町2233	○	—
			長谷川病院	金生町下分1249-1	○	—
			H I T O病院	上分町788-1	○	—
			恵康病院	土居町蕪崎253-1	○	—
	診療所(有床)	1	井上整形外科医院	三島中央5丁目5-8	—	○

(令和3年4月1日現在)

大分類	施設分類	施設数	施設名	所在地	策定を要する避難計画	
					洪水最大想定	土砂災害
高齢者福祉施設64	居宅介護支援事業所	12	居宅介護支援事業所 飛鳥	川之江町473-1	○	—
			居宅介護支援事業所 かわのえ	川之江町長須713	—	○
			居宅介護支援事業所 ねんりん	金生町下分962-1 みずほユー ミーマンション101号	○	—
			ひめしゃらケアプランセンター	金生町下分1065-3	○	—
			指定居宅介護支援事業所「ひまわり」	金生町下分1243-1	○	—
			指定居宅介護支援事業所 いしかわ	上分町716-2	○	—
			サン居宅介護 三島営業所	中之庄町621-1	—	○
			共楽園	寒川町1792-2	—	○
			居宅介護支援事業所 まごころ	土居町津根3800-1	○	—
			四国中央市在宅介護支援センターちかい	土居町土居2227-32	○	—
			ケアサポートセンター愛	土居町上野乙156-8	—	○
			居宅介護支援事業所 新宮	新宮町新宮50 四国中央市高齢者生活福祉センター	—	○
			介護予防支援事業所	2	四国中央市地域包括支援センター川之江窓口	金生町下分791-2
	四国中央市地域包括支援センター新宮窓口	新宮町新宮461			—	○
	通所介護デイサービス	8	かわのえ	川之江町長須713	—	○
			デイサービスセンターやすらぎ	金生町下分969-1	○	—
			デイサービス「ふれあい」	金生町下分1243-1	○	—
			デイサービスほのぼの	金生町下分1330	○	—
			リハビリデイサービスたんぽぽ	金生町下分1330	○	—
			デイサービスセンターなないろ	中曾根町1051	—	○
			ケアプラザ「サン愛」三島事業所	中之庄町621-1	—	○
			共楽園	寒川町1792-2	—	○
	通所リハビリ(デイケア)	4	松岡整形外科医院	川之江町329-8	○	—
			長谷川病院通所リハビリテーションはるかぜ	金生町下分1249-1	○	—
			老人保健施設アイリス	上分町732-1	○	—
			老人保健施設ちかい	土居町土居2227-32	○	—
	短期入所生活介護	5	ショートステイ 四つ葉	川之江町700-1	○	—
			ショートステイ だんだん	川之江町701-4	○	—
			川之江荘	川之江町長須713	—	○
			ショートステイそよ風の家	金生町下分1330	○	—
			共楽園	寒川町1792-2	—	○

(令和3年4月1日現在)

大分類	施設分類	施設数	施設名	所在地	策定を要する避難計画	
					洪水最大想定	土砂災害
高齢者福祉施設64	短期入所療養介護	4	長谷川病院	金生町下分1249-1	×	—
			老人保健施設アイリス	上分町732-1	×	—
			老人保健施設百の里	中曽根町994	—	○
			老人保健施設ちかい	土居町土居2227-32	×	—
	介護老人福祉施設	1	川之江荘	川之江町長須713	—	○
	介護老人福祉施設	3	老人保健施設アイリス	上分町732-1	×	—
			老人保健施設百の里	中曽根町994	—	○
			老人保健施設ちかい	土居町土居2227-32	×	—
	介護療養型医療施設	1	長谷川病院	金生町下分1249-1	×	—
	地域密着型通所介護	9	まごころはうすかまやん	川之江町1660-8	○	—
			デイサービス喜楽	川之江町1887-9	○	—
			デイサービスセンターレオナ	金生町下分1423	○	—
			ケアスタジオココロココ	妻鳥町1012-3 サンライズⅡ 1階	○	—
			一般型通所介護いしかわ	上分町738-2	○	—
			四国中央市新宮デイサービスセンター	新宮町新宮50	—	○
			デイ・サービスセンター「むらまつ」	村松町781-1	○	—
			デイサービス元気いっぱい	寒川町4154	—	○
			デイサービス愛	土居町上野町乙156-8	—	○
	認知症対応型通所介護	1	認知症対応型通所介護いしかわ	上分町737-1	○	—
	認知症対応型共同介護	6	まちなか	川之江町2651-6	○	—
グループホーム「やすらぎ」			金生町下分1243-1	○	—	
グループホームレオナ			金生町下分1423	○	—	
グループホーム桃太郎			中曽根町994	—	○	
グループホーム愛			土居町上野乙156-2	—	○	
グループホームテレサ			土居町蕪崎167	○	—	
養護老人ホーム	1	共楽園	寒川町1792-2	—	○	
住宅型有料老人ホーム	1	sLowLIFEマンション	川之江町2651-6	○	—	

(令和3年4月1日現在)

大分類	施設分類	施設数	施設名	所在地	策定を要する避難計画	
					洪水最大想定	土砂災害
高齢者福祉施設64	サービス付き高齢者向け住宅	5	サービス付き高齢者向け住宅「陽だまりの家」	金生町下分1330	○	—
			サービス付き高齢者向け住宅ぬくもり	金生町下分1348-1	○	—
			サービス付き高齢者向け住宅レインボー	上分町735-1	○	—
			サービス付き高齢者向け住宅楽都	土居町津根3800-1	○	—
			サービス付き高齢者向け住宅「愛」	土居町上野乙156-8	—	○
	通所リハビリ	1	アイリス	上分町788-1	○	—
障がい者福祉施設14	生活介護	3	四国中央市太陽の家(成人部)	妻鳥町乙16	—	○
			ステップb y すてっぷ	川之江町2472-1	○	—
			四国中央市太陽の家(児童部)	妻鳥町乙16	—	○
	就労継続支援B型	2	ステップb y すてっぷ	川之江町2472-1	×	—
			すまいるライフ	寒川町1486-1	—	○
	施設入所支援を提供している施設	2	四国中央市太陽の家(成人部)	妻鳥町乙16	—	○
			四国中央市太陽の家(児童部)	妻鳥町乙16	—	○
	短期入所	2	四国中央市太陽の家(成人部)	妻鳥町乙16	—	○
			ショートステイ四つ葉	川之江町700-1	○	—
	放課後等デイサービス	2	放課後クラブぴのきおかわのえ	妻鳥町1048-1	○	—
			ひらり三島ルーム	中曾根町1894-4	—	○
	地域活動支援センター	3	あおぞら	金生町下分791-2	○	—
			風楽里	金生町下分231-7	○	—
茶れんじ			新宮町新宮50	—	○	

45 震度階級表

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。

6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタルなどが剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。※3
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。※
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。※
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

46 警戒レベルと住民等のとるべき行動について

情報	取るべき行動	警戒レベル
大雨特別警報 氾濫発生情報	地元の自治体が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル5 相当
土砂災害警報情報 危険度分布「非常に危険」(うす紫) 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報	地元の自治体が警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4 相当
大雨警報(土砂災害)※1 洪水警報 危険度分布「警戒」(赤) 氾濫警戒情報 高潮注意報(警戒に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※2)	地元の自治体が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。	警戒レベル3 相当
危険度分布「注意」(黄) 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2 相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報(警戒に切り替える可能性に言及されていないもの※2)	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
早期注意情報(警報級の可能性) 注:大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とする警戒レベル3に相当します。

※2 警戒に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。

5段階の警戒レベルと防災気象情報

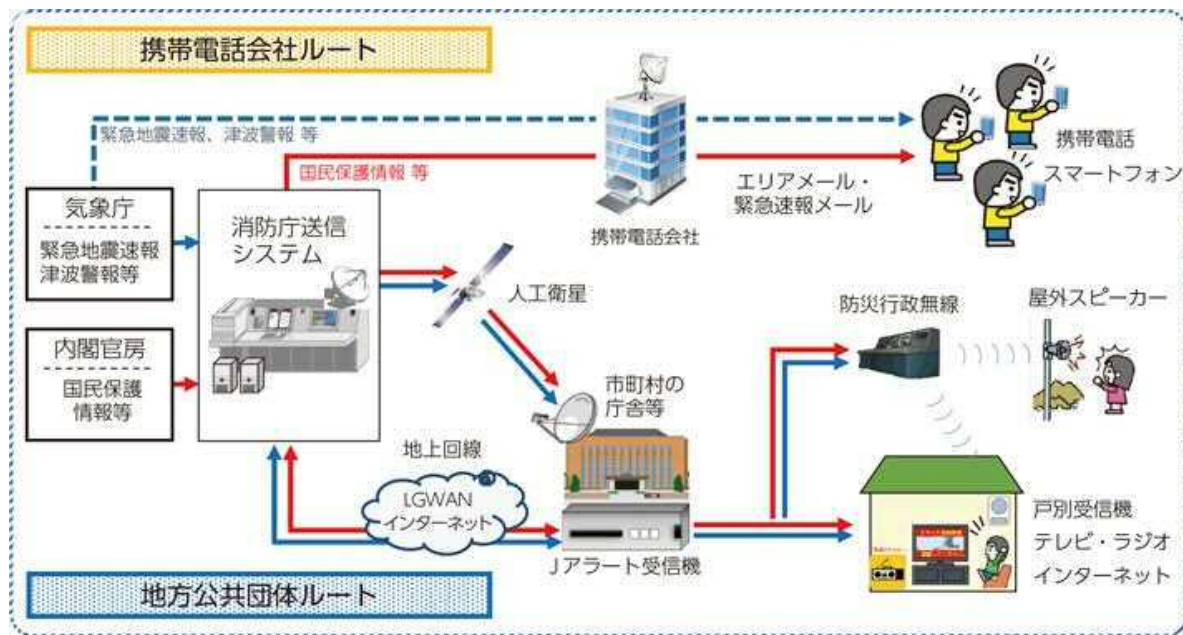
警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する警戒レベル
5	命の危険 直ちに安全確保! ・すでに安全な避難ができます。命が危険な状況。しるほ場所よりも安全な場所へ直ちに移動する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨特別警報 氾濫発生情報 ※(危険度分布)	5相当
<警戒レベル4までに必ず避難!>				
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害警戒情報 高潮特別警報 高潮特別警報	4相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、自らの行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	※1 大雨警報 洪水警報 高潮警報に切り替える可能性が高い注意報	3相当
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 高潮注意報 大雨注意報 洪水注意報	2相当
1	災害への心構えを高める	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	早期注意情報(警報級の可能性)	

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

※2 極めて危険(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発令された際の警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域のみに活用することが考えられます。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

47 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の概要



えひめ震災対策アクションプランの概要

[H27.3策定、R2.3中間見直し]

策定の背景

○東日本大震災の教訓

- 命を守ることを最優先に「減災」の考え方を基本とし、ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせることが必要
- 「想定外」を繰り返さないよう、あらゆる可能性を考慮して対策を講じることが必要

○国の動き

- 災害対策基本法の改正
- 防災基本計画の修正
- 南海トラフ巨大地震を対象とした地震被害想定
- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の策定

○本県の対応

- 地震被害想定調査の実施

◆想定地震

- 南海トラフ巨大地震
- 安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）
- 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震
- 石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震
- 石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）の地震

◆想定結果（南海トラフ巨大地震）

〔地震動〕 県内ほぼ全域で震度6弱以上、13市町で最大震度7

〔津波〕 各市町を代表する港の最高津波水位は、宇和海沿岸で7～9m程度、瀬戸内海沿岸で3～4m程度
県内の最高津波水位は21.3m（伊方町名取西海岸）
県全体の浸水面積は11,995ha

◆被害推計（南海トラフ巨大地震）

〔死者数〕 16,032人
〔全壊・焼失棟数〕 243,628棟
〔経済被害〕 16.2兆円

- 愛媛県地域防災計画の修正
- 東日本大震災の教訓や他の災害から得られた知見等を反映
- 各種防災・減災対策の実施

アクションプランの内容

○想定地震
南海トラフ巨大地震

○策定の目的
東日本大震災の教訓や南海トラフ地震に対する国の対策、本県の地震被害想定調査の結果などを踏まえ、本アクションプランを策定し、防災・減災対策を計画的かつ着実に推進していくことにより、近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震の被害から県民の生命を守り、被害を最小限に抑える。

○施策の柱

I 被害軽減対策の推進
～ 地震・津波から県民の生命を守るために ～

II 災害応急体制の確立
～ 発災後の被害拡大を防ぐために ～

III 復旧・復興体制の確立
～ 県民の生活を速やかに再建するために ～

○計画期間
平成27年度から令和6年度までの10年間
中間見直しとして令和2年3月に修正

○減災目標
想定される死者数を10年間で概ね8割減少させる

○施策体系
減災目標の達成に向け、3つの施策の柱のもと8つの基本政策、36の施策項目、181の実施項目に体系化、各実施項目は具体的な施策内容と年度計画を明示、可能な限り数値目標を設定

○数値目標
減災目標を達成するため124の数値目標を設定

(参考) 減災効果例

本県の地震被害想定調査では、人的被害が最大となる南海トラフ巨大地震において、仮に下図の対策を講じた場合、死者が16,032人から2,439人まで（約85%）軽減できると推計している。

死者数：16,032人

- 揺れによる死者：6,210人
- 土砂災害による死者：53人
- 津波による死者：8,184人
- 火災による死者：1,585人

○建物の耐震化率
71.4% → 100%

○家具等の転倒・落下防止対策実施率
26.2% → 100%

**死者数：8,737人
(△7,295人)**

○津波からの早期避難率
20% → 100%

**死者数：2,439人
(△6,298人)**

49 中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール

平成9年2月6日決定

平成11年5月25日一部改正

平成13年6月1日一部改正

平成20年7月18日一部改正

平成26年7月17日一部改正

平成30年2月28日一部改正

大規模地震等の災害により、被災自治体では対応がとれない下水道施設の災害が発生した場合に備えて、中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定等を踏まえ、中国・四国地方における災害時相互支援体制を整備することとし、その組織及び運用等について、次のとおりルールを定める。

1 下水道対策本部の設置

県の下水道所管課長は、次に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5強以下の地震又はその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体（一部事務組合を含む。）から支援要請を受けた場合
- (3) その他災害が発生し、県が下水道施設の災害による被災状況等を勘案し、中国・四国ブロックの幹事県下水道所管課長（以下「幹事課長」という。）と調整の上、必要と判断した場合

2 下水道事業を実施している市町村（一部事務組合を含む。）は、災害により下水道施設が被災したときは、その状況について県に報告を行う。

3 下水道事業を実施している市町村（一部事務組合を含む。）は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

4 県は、対策本部を設置する場合、幹事課長及び地方整備局を経由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡する。

5 対策本部は、県の本庁舎所在地に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺に設置することができる。

6 対策本部を設置した場合、対策本部長は、災害時緊急連絡網に基づき、別紙2によりブロック連絡会議構成員（以下「構成員」という。）及び他ブロック連絡会議幹事へ設置について連絡するものとし、別紙3により第9に基づく総合調整の上、必要と判断した本部員へ参集について連絡するものとする。

7 対策本部の組織

(1) 対策本部の組織は、次に掲げる者をもって構成する。

ア 対策本部長（以下「本部長」という。）

原則として、被災した区域を所管する県の下水道担当課長をもって充てる。ただし、当該課長に事故があるときは、当該課長の職務を代理する者をもって充てる。

イ 対策本部員（以下「本部員」という。）

別紙1のとおり。

ウ 対策特別本部員

別紙1のとおり。

- (2) ブロック内では対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、第9に基づく総合調整の上、本部長は次に掲げる者を本部員に追加する。
- ア 他ブロックの連絡会議幹事課長
 - イ 大都市窓口(大阪市)
 - ウ 災害時支援活動の経験を有する都市（以下、「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長
- (3) 本部長は、被災状況等を踏まえ、他ブロックからの支援調整等の対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第9に基づく総合調整の上、対策本部内に支援調整隊を設置することができる。
- なお、その隊長は、対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。
- (4) 対策本部の事務を処理するため、対策本部内に事務局を置く。対策本部の事務局員は、対策本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。
- なお、本部長は、対策本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。
- (5) 対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

8 対策本部の業務

- (1) 対策本部の業務は、次に掲げるものとし、第9に基づく総合調整の上、本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。
- なお、対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。
- ア 対策本部の設置に関すること。
 - イ 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
 - ウ 支援計画の立案に関すること。
 - エ 大都市ルールとの調整に関すること。
 - オ ブロック内の自治体への支援調整に関すること。
 - カ 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。
 - キ 応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第13に規定する現地応援総括者の指名に関すること。
 - ク 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等に係る支援・調整に関すること。
 - ケ 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。
 - コ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。
 - サ 被災状況の他ブロック連絡会議幹事及び大都市連絡窓口への情報提供に関すること。
 - シ 対策本部の解散に関すること。
 - ス その他支援の実施に必要な事項。
- (2) 他ブロックの広域支援が必要な場合、次に掲げる業務を追加するものとする。
- ア 本部員への参加要請に関すること。
 - イ 他ブロックからの支援調整に関すること。
 - ウ 大都市からの支援調整に関すること。
 - エ その他広域的な支援の実施に必要な事項。

9 国土交通省の役割

国土交通省は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

10 支援体制の確立

- (1) 対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、ブロック内の県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。
- (2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに県を通じて対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。

(3) 対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第9に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。

なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請を行うものとする。

また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(4) 広域支援を実施する場合、対策本部は、第9に基づく総合調整の上、他ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して、広域支援体制を確立するものとする。

11 応援活動

(1) 応援する自治体は、中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定に準じ必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

(2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、対策本部とも緊密に連絡を取りながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

12 前線基地の設置

(1) 対策本部は、被災した自治体と調整の上、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

(2) 前線基地は、被災した自治体地内の終末処理場等に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。

13 前線基地の組織

(1) 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、前線基地に、現地応援総括者を置く。

(2) 同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、本部長が現地応援総括者を指名する。

14 前線基地及び現地応援総括者の業務

(1) 前線基地の業務は、対策本部の業務の内、本部長からの指示の範囲とする。

(2) 現地応援総括者は、対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮する。

15 応援隊

(1) 応援隊は、各自治体（一部事務組合を含む。）ごとに編成することを原則とする。

(2) 各県は、応援に参加する自県及び所管する自治体の応援隊を取りまとめ、本部長に報告を行う。

16 被災した自治体の役割

被災した自治体は、対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊の活動が円滑に行われるよう、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。

17 費用負担

応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。

18 連絡体制

(1) 各構成員は連絡窓口を定め、すべての連絡はこの窓口を通すものとする。

- (2) 各構成員は、毎年4月1日現在の連絡窓口を幹事課長に報告するとともに、変更が生じた場合には、速やかに幹事課長に通知することとする。
- (3) 対策本部設置時等の連絡体制については支援連絡会議で定める。

19 政令市が被災自治体の場合

政令市が被災自治体の場合の支援は、原則として大都市ルールにより行うものとする。この場合、大都市の情報連絡総括都市担当課長は本部員の一人となる。

20 他ブロック等からの支援要請

他ブロックの下水道対策本部から支援要請を受けた幹事課長は、ブロック内の県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告を求め、その調整結果を他ブロックの下水道対策本部に連絡する。

21 対策本部の解散

- (1) 第1(1)(3)の場合は、被害調査等により本部長が判断した場合に解散する。
- (2) 第1(2)の場合は、支援を要請した自治体(一部事務組合を含む。)からの解散依頼により解散する。

22 支援連絡会議(ブロック連絡会議)等

- (1) 年1回(第2四半期中)構成員を召集して支援連絡会議を開催し、支援に必要な連絡調整を行うとともに、運営に関することを協議する。また、構成員の要請に応じて臨時に開催することができる。
- (2) 支援連絡会議の事務は開催県が所掌する。
- (3) 幹事課長、第2幹事課長、支援連絡会議開催県下水道所管課長(以下「事務局課長」という。)は、代表者連絡会議に参加し、事務局課長は、会議内容を構成員に報告する。

23 支援連絡会議構成員の選・解任

- (1) 幹事課長、第2幹事課長及び構成員は、支援連絡会議で選・解任する。
- (2) 任期は3年とし、再任を妨げない。

24 訓練、机上演習等

事務局課長は必要に応じ訓練対策本部を設置し、災害を想定した訓練、机上演習等を実施することができる。また、幹事課長は第18(2)により、各構成員から毎年4月1日現在の連絡窓口の報告があった後、速やかに、その窓口に対して連絡訓練を行う。

25 支援資機材

構成員は、支援に係わる資機材を整理し、数量及び所在を把握しておくものとする。

26 相互協力

構成員は、支援活動が実効あるものとするため、相互に協力するとともに、平素から連帯、情報交換に努め、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。

27 自治体指導等

- (1) ブロック内の県下水道所管課長は、管下の自治体に対し、このルールを周知する。
- (2) ブロック内の県下水道所管課長は、管下の自治体に対し、支援を受けるに必要な下水道台帳や管内住宅地図等を複数箇所に保管する等、災害に対する心がけを指導する。

28 その他

本ルールに定めのない事項、及び内容に疑義を生じた場合は、支援連絡会議で協議し定める。ただし、本ルールに定めのない事項で緊急に措置する必要があるときは、本部長の判断で決定することができる。

対策本部長	被災県下水道所管課長
対策本部員	<p>(1) ブロック内の県下水道所管課長</p> <p>(2) ブロック内の政令指定都市担当課長</p> <p>(3) 各県 1 市の下水道所管部局長</p> <p>(4) 日本下水道事業団の内、中国・四国地区の代表窓口として事業団から指名された者。</p> <p>(5) (公社) 日本下水道協会の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。</p> <p>(6) (一社) 全国上下水道コンサルタント協会の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。</p> <p>(7) (一社) 日本下水道施設業協会の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。</p> <p>(8) (公社) 日本下水道管路管理業協会の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。</p> <p>(9) (一社) 日本下水道施設管理業協会の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。</p> <p>(10) 全国管工事業協同組合連合会の内、中国・四国地区の代表窓口として連合会から指名された者。</p> <p>(11) (公財) 日本下水道新技術機構の内、中国・四国地区の代表窓口として機構から指名された者。</p> <p>(12) 対策本部長が必要と認めた者。</p>
対策特別本部員	国土交通省（水管理・国土保全局下水道部又は地方整備局）

※ 政令指定都市のある県については、対策本部員（3）の選出は不要とする。

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長 様
 下水道対策本部構成団体 各位
 関係地方整備局建政部都市・住宅整備課長 様
 各ブロック幹事都道府県下水道所管課長 様

中国・四国ブロック下水道対策本部長

中国・四国ブロック下水道対策本部設置報告書

次のとおり中国・四国ブロック下水道対策本部を設置したので報告します。

下水道対策本部設置日		平成 年 月 日	
下水道対策本部設置場所			
下水道対策本部連絡方法	NTT回線	電話	
		FAX	
	国土交通省 マイクロ回線	電話	
		FAX	
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	
		FAX	
支援の依頼元自治体		県	
被害の状況・概要			
支援の希望内容			
特記事項			

別紙 3
〇〇年〇〇月〇〇日

下水道対策本部員 様
下水道対策特別本部員 様

中国・四国ブロック下水道対策本部長
(〇〇県下水道所管課長)

中国・四国ブロック下水道対策本部への参集について (依頼)

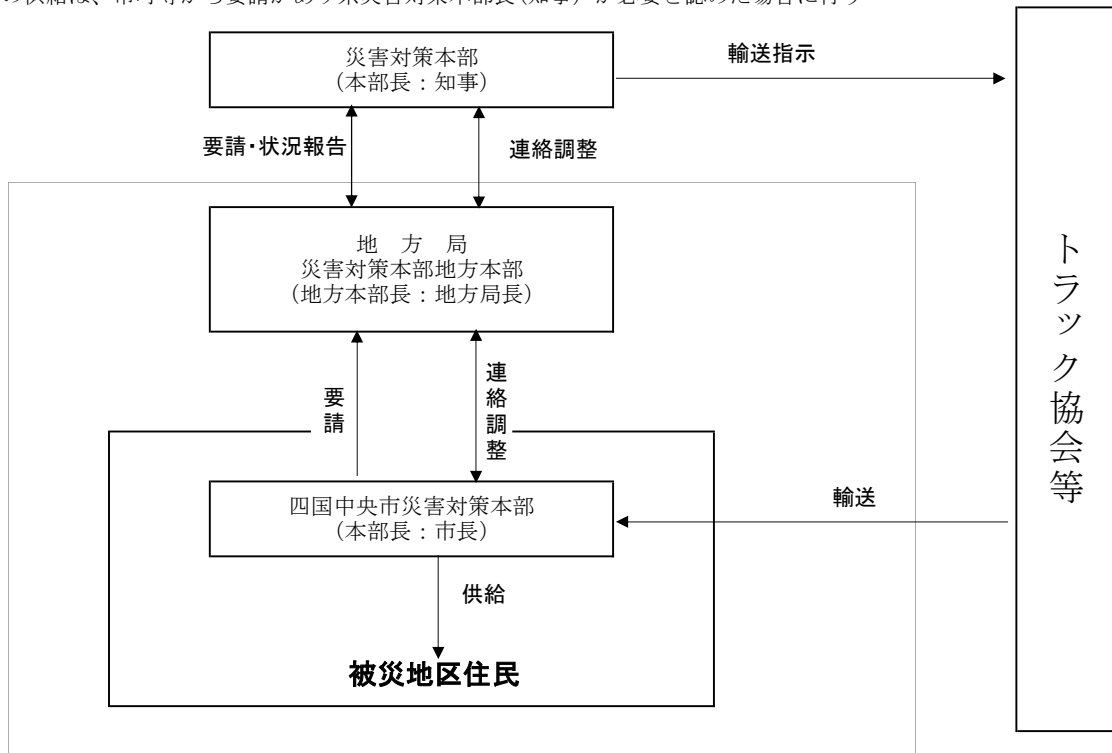
中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール第 6 に基づき次のとおり参集をお願いします。

- 1 日時 : 〇〇年〇〇月〇〇日 () 〇〇 : 〇〇～
- 2 場所 :
- 3 連絡先 :
- 4 特記事項 :

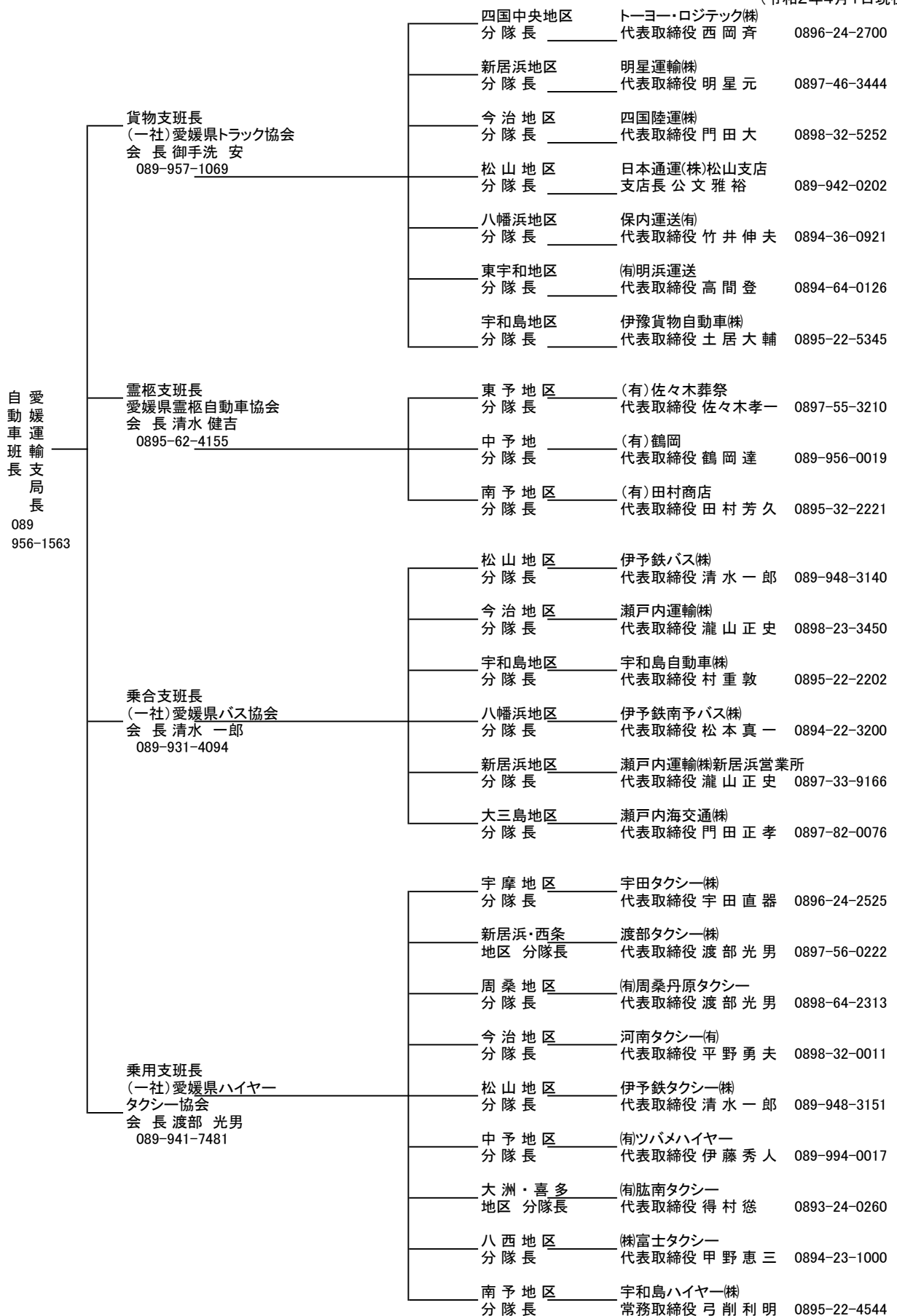
50 緊急援護物資管理及び輸送体制

[基本的な考え方]

- 被災者に対する物資の供給は、一次的には市町の役割であり、県の備蓄物資は、これを緊急的に応援するもの
- 物資の供給は、市町等から要請があり県災害対策本部長(知事)が必要と認めた場合に行う



(令和2年4月1日現在)



52 自動車出勤計画表

(令和2年4月1日現在)

地区名	包含都市別	事業種別	事業者名	電話番号	出勤車数								備考
					第1次出勤		第2次出勤		第3次出		合計		
					大	小	大	小	大	小	大	小	
東予	四国中央	一般	南流勢運輸株式会社	0896-25-3060	1				1			2	
			四国興産有限公司	0896-58-6148	1				1			2	
			大一運送株式会社	0896-58-4396	1				1			2	
			トーヨー・ロジテック株式会社	0896-24-2700	1				1			2	
			金生運輸株式会社	0896-58-4356			1		1			2	
			三島運輸株式会社	0896-24-2049			1		1			2	
			株式会社三島機帆船運送商会	0896-58-1218			1		1			2	
			株式会社寒川港湾荷役	0896-25-1366			1		1			2	
			川之江港湾運送株式会社	0896-58-1230			1		1			2	
			株式会社予州興業	0896-58-4002			1		1			2	
			宇和島自動車運送株式会社川之江支店	0896-58-3355			1		1			2	
タイカワ運輸株式会社	0896-25-2335			1		1			2				
日本興運株式会社	0896-24-2550			1		1			2				
計					4		9		13		26		

地区名	包含都市別	事業種別	事業者名	電話番号	出勤車数								備考
					第1次出勤		第2次出勤		第3次出		合計		
					大	小	大	小	大	小	大	小	
東予	宇摩	一般	丸ハタタクシー株式会社	0896-58-2121		1				1		2	
			川之江タクシー株式会社	0896-58-1188				1				1	
			宇田タクシー株式会社	0896-24-2525		2		1		1		4	
			三島交通株式会社	0896-24-5455		2				2		4	
			まるみタクシー株式会社	0896-23-2323				1				1	
計						5		3		4		12	

54 災害救助法適用基準表（四国中央市）

市町村名	人口	1号適用 世帯数	2号適用 世帯数
四国中央市	87,413	80	40

（人口は平成27年10月1日の国勢調査による確定数である。）

（注）住家の滅失についての換算率

全壊、流失、全焼・・・1、半壊、半焼・・・1/2、床上浸水・・・1/3
 災害救助法の適用基準(災害救助法施行令第1条)

災害救助法による救助は、市町村の区域単位を原則として同一原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を求める状態にあるとき行われる。

○1号適用

住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、上表の世帯数以上であること。

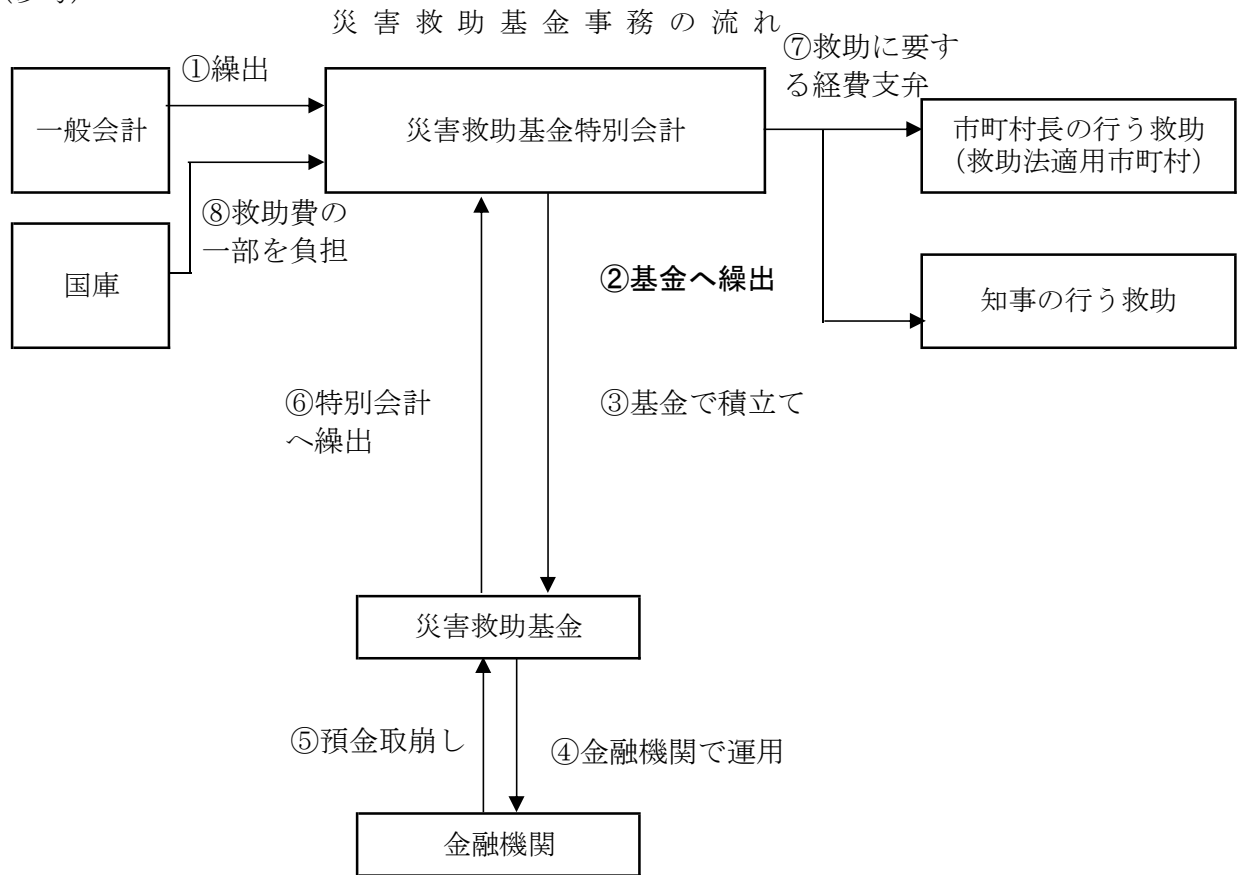
○2号適用

住家の滅失した世帯の数が県内合計1,500世帯以上であって、当該市町村において上表の世帯数以上であること。

55 災害救助基金の概要

県は、災害救助法の規定に基づき、救助に要する費用等の支弁の財源に充てるため、平成 31 年 3 月 29 日現在において、1,048,080,864 円を災害救助基金として積み立てている。

(参考)



(通常処理)

- ① 一般会計から特別会計へ繰出
- ② 特別会計から基金へ繰出
- ③ 基金で積立て
- ④ 金融機関で運用

(災害発生時)

- ⑤ 預金の取崩し
- ⑥ 基金から特別会計へ繰出
- ⑦ 特別会計から市町村又は県の費用として救助費用を支弁
- ⑧ 国庫が救助費の一部を負担

費用が 100 万円以上の場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、国が負担

- ・ 普通税収入見込額の 2/100 以下の部分 50/100
- ・ " 2/100 をこえ 4/100 以下の部分 80/100
- ・ " 4/100 を超える部分 90/100

56 大規模災害時の専門家派遣制度

全国防災協会

http://www.zenkokubousai.or.jp/saigai_disaster.html

〔社団法人 全国防災協会
(災害手帳より)〕

1. 概要

大規模な地震や地すべり等の災害発生時には二次災害の危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うことが重要である。

このため、災害に対して知見を有する専門家により、平常時には二次災害について事例研究を重ね、災害時には速やかに現地へ赴き、二次災害についてアドバイスを行うことのできる制度がアドバイザー制度(大規模災害時の専門家派遣制度)であり、(社)全国防災協会が運営を行っている。

2. アドバイザー

災害に関し学識経験を有する43名の方々にあらかじめ委嘱している。(平成13年4月1日現在)
この他に、災害の状況や地域の特性に応じて新しくアドバイザーを委嘱することもできる。

3. アドバイスの内容

1) 河川運搬

地震、地すべり、土石流あるいは火山活動等により、河川が埋塞した場合、埋塞土砂あるいは洪水による下流への危険性の有無についてアドバイスする。

2) 地すべり等

降雨、地震等により地すべり等が発生した場合、降雨の継続、余震等により地すべり区域が拡大する危険性の有無についてアドバイスする。

3) 余震

地震後の応急対策等に関連して、余震活動の見直しについてアドバイスする。

4. アドバイザーの派遣要請

アドバイスが必要とする地方公共団体の長は、(社)全国防災協会会長もしくはあらかじめ会長が指名した者に対しアドバイザーの派遣を要請することが出来る。

派遣に関する手続は、別途様式が定められているが、緊急を要する場合には、電話連絡等により行うことが出来る。

5. 留意事項

制度の活用にあたっては、次の点に留意する必要がある。

- 1) 市町村長がアドバイザーの派遣を要請する場合には、都道府県知事を経由して行う。
- 2) アドバイザーの派遣費用、アドバイスを行うために必要とする調査等の費用は、派遣を要請した地方公共団体の負担となる。
- 3) アドバイスを受け、災害対策に関する最終的な判断を下すのは行政側であり、アドバイザーに対してアドバイスの内容に関して責任を問うことは出来ない。

アドバイザー制度運営要領

(目的)

1. この要領は、アドバイザー制度を迅速かつ的確に運営するため必要となる基本的事項を定める。(アドバイザーの任務)
2. アドバイザーは、大規模な災害が発生した場合に、当該地方公共団体の長の要請に応じて災害現場に赴き、二次災害の危険性の有無について専門的、技術的立場から地方公共団体に対してアドバイスを行う。(アドバイザーの委嘱)
3. アドバイザーは、大規模な災害に関し学識経験を有する者のうちから、会長が委嘱する。

(組織)

4. アドバイザー制度を運営するため「アドバイザー制度運営委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。
 - 2) 委員会は、別記(略)に掲げる者により構成し、委員長が主宰する。
5. 委員会は、下記事項について審議する。
 - 一 アドバイザーの選定に関する事項
 - 二 アドバイザー等による調査研究に関する事項
 - 三 大規模災害発生時の対応に関する事項
 - 四 その他アドバイザー制度の運営に必要な事項

(派遣要請)

6. 地方公共団体の長は、大規模な災害が発生した場合にアドバイスが必要とするときは、会長もしくはあらかじめ会長が指名した者(以下「会長等」という。)に対してアドバイザーの派遣を要請することができる。
 - 2) 市町村長がアドバイザーの派遣を要請する場合には、都道府県知事を経由して行う。
 - 3) アドバイザーの派遣要請は、緊急を要する場合には、電話連絡等により行うことができる。
7. 会長等は、アドバイザーの派遣要請を受けた場合は、すみやかに派遣するアドバイザーを選定し、依頼する。
 - 2) アドバイザーは、その都合により止むを得ない場合に限り、依頼を断ることができる。
8. アドバイザー等によって構成される研究会を設置し、二次災害等に関する調査研究を行う。(費用負担)
9. アドバイザーの派遣費用及びアドバイスを行うために必要とした費用は、派遣を要請した地方公共団体が負担する。
 - 2) 調査研究は、必要とする地方公共団体から協会が受託して行う。
10. 派遣を要請した地方公共団体は、派遣されたアドバイザーに対して必要な便宜供与を行わなければならない。
- 2) 派遣を要請した地方公共団体は、アドバイザーに対してそのアドバイスに関して責任を問うことはできない。

(附 則)

この要領は、昭和60年12月20日より適用する。

(1) 派遣要請先

全 国 防 災 協 会	03-3508-1491 03-3508-1493(FAX)
国土交通省河川局防災課 災 害 対 策 室	03-3580-4311(代表) 03-5251-1884(直通) 03-5251-1946(FAX)

(2) 派遣要請書様式

(様式-A)

番 号
年 月 日

社団法人全国防災協会 殿
(地方公共団体の長)

アドバイザーの派遣について(要請)

今回発生した別記災害について、二次災害防止に関するアドバイスを必要としますので、下記のとおりアドバイザーを派遣くださるよう要請します。

記

1. アドバイス項目
2. 派遣希望期間
3. 派遣地

(様式-B)	番 号 年 月 日	(様式-C)	番 号 年 月 日
(地方公共団体の長)殿 社団法人全国防災協会 会長 アドバイザーの派遣について(回答)		(アドバイザーの所属する機関の長)殿 (地方公共団体の長) 職員の派遣について(依頼)	
昭和〇年〇月〇日(番号)で依頼のあった様記にて、下記のとおりアドバイザーを派遣します。		今回発生した別記災害について、二次災害防止に関するアドバイスを賜りたく、下記のとおり貴部属職員を派遣くださるようお願いいたします。	
記		記	
1. アドバイザー 2. 派遣期間 3. 派遣地		1. 派遣希望職員 2. 派遣希望期間 3. 派遣地 4. 派遣費用 当方負担	

(別 記)

(様式-D)	番 号 年 月 日	災 害 名	
アドバイザー 〇〇〇〇 殿 (地方公共団体の長)		発 生 時 刻	
二次災害防止に関するアドバイスについて (依頼)		発 生 場 所	
今回発生した別記災害について、下記のとおり二次災害防止に関するアドバイスをお願いします。なお期間中アドバイスに際して万一事故により負傷等を受けた場合には、当方で必要な費用を負担します。		原 因	
記		災 害 概 要 (災害の規模 施設被害 一般被害等)	
1. アドバイス項目 2. 期 間 3. 場 所 4. 費 用 当方負担		復 旧 状 況 (これまでに請じた措置、今後講ずべき措置等)	
		必 要 と する ア ド バ イ ス の 内 容	
		報 道 状 況 (テレビ、新聞等)	

(注)様式C-1にない場合は本様式による。

57 自主防災組織結成状況

令和3年4月1日現在

市町名	全世帯数	自主防災組織数	自主防災組織世帯数	組織率 %	主な活動事例	自主防災組織連絡協議会
四国中央市	38,963	135	27,476	70.5	<ul style="list-style-type: none"> ○防災会報や瓦版の発行 ○防災学習会（救急講習、防災講話等）の実施 ○地区防災マップ作成 ○近隣自主防災会と連携した防災訓練（炊出訓練や応急救護搬送訓練等）の実施 ○土のう作製 	四国中央市自主防災組織連絡協議会 (H29.12.21設立)
合計	38,963	135	27,476	70.5	(1組織あたり 平均約203世帯)	

(注) 世帯数は、令和3年4月1日現在の住民基本台帳月報の数値

58 災害援護資金貸付制度の概要

(1) 趣旨

自然災害により、住民や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とする貸付制度

(2) 貸付けの対象となる災害

県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

(3) 貸付対象者

①貸付けの対象となる被害

(ア) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷

(イ) 住居が半壊・全壊・滅失・流出した場合

(ウ) 家財の被害があつて、被害額が当該家財の価額のおおむね3分の1以上である場合

②貸付け対象者

・被害を受けた世帯の世帯主

③世帯の所得制限

世帯の所得の合計額が次の基準以下でなければならない

減失世帯以外	世帯人員	市町村民税における総所得額
	1人	220万円
	2人	430万円
	3人	620万円
	4人	730万円
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
減失世帯	—	1,270万円

(4) 貸付条件

①貸付限度額

世帯主1か月以上の負傷	150万円			
家財の1/3以上の損害	150万円		250万円	270万円
住居の半壊	170万円	(250万円)		(350万円)
住居の全壊	250万円	(350万円)		
住居の全体が滅失	350万円			

()内は被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるをえない等特別の事情がある場合
(住居の全壊とは、損壊部分の床面積が述面積の70%以上に達した場合、または、被害額が住家の時価の50%に達したものをいう。)

②償還期間 10年(うち据置期間3年)

③償還方法 年賦、半年賦又は月賦

④利率 年3%以内で市町が条例で定める率(据置期間3年は無利子)

59 災害復旧貸付制度の概要

- 1 取扱機関 日本政策金融公庫中小企業事業、日本政策金融公庫国民生活事業、商工組合中央金庫
- 2 目的 暴風、豪雨、地震や大規模な火災などの災害を受けた中小企業者の事業の復旧を図る。
- 3 貸付限度 日本政策金融公庫中小企業事業 別枠1億5千万円
日本政策金融公庫国民生活事業 別枠3千万円
商工組合中央金庫 必要に応じ一般限度額を超える額
- 4 貸付金利 日本政策金融公庫中小企業事業 基準金利
日本政策金融公庫国民生活事業 基準金利
商工組合中央金庫 所定の利率
- 5 貸付期間 日本政策金融公庫中小企業事業 運転：10年以内（据置2年以内）
設備：10年以内（据置2年以内）
日本政策金融公庫国民生活事業 日本政策金融公庫中小企業事業と同じ
商工組合中央金庫 運転：10年以内（据置3年以内）
設備：20年以内（据置3年以内）

60 中小企業振興資金（災害関連対策資金）の概要

- 1 目的 災害の影響を受け、事業活動に支障を生じている県内中小企業者に対する融資を促進し、もってその経営の安定を図る。
- 2 融資条件等 災害等の発生の都度知事が定めるところによる。

(参考)

平成30年度から実施している「災害関連対策資金（平成30年7月豪雨）」の概要

1 融資対象者

県内に事業所を有し、愛媛県信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を引き続き6か月以上営む法人又は個人であって、次の各号いずれかに該当する者。ただし、いずれの場合も市町が発行する「り災証明書」又は「被災証明書」が必要。

- (1)平成30年7月豪雨による災害（以下「災害」という。）の影響を受けて営業又は操業等を短縮し若しくは停止していること。
- (2)災害の影響を受けて最近1か月間の売上高が、前年同期の売上高に比して10%以上減少し、又は減少することが見込まれること。
- (3)その他、災害の対応策として、一時的に資金を必要としていること。

2 融資条件

- (1) 資金用途 運転資金、設備資金
 - (2) 融資利率 年1.0%
 - (3) 保証料率 年0.35～1.80%（県が全額負担）
 - (4) 融資限度額 運転資金 2,000万円
設備資金 3,000万円
 - (5) 融資期間 運転資金 7年以内（うち据置1年以内）
設備資金 10年以内（うち据置1年6か月以内）
- 3 取扱金融機関 伊予銀行、愛媛銀行、県内各信用金庫、商工組合中央金庫、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行
 - 4 取扱期間 平成30年7月20日～令和2年3月31日

61 災害復旧貸付（高度化事業）の概要

1 災害復旧貸付とは

次のいずれかの場合に対する貸付けを災害復旧貸付といたします。

- (1) 既往の高度化事業の貸付けを受けた事業用施設が災害による被害を受けたため、施設の復旧を図りたいとき
- (2) 災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって、新たに高度化事業の貸付対象事業を実施するとき

2 「災害」とは

「災害」とは、次のいずれかの事態をいいます。

- (1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する被害が発生した事態（これに準ずる事態であると都道府県知事が認めたものを含みます。）
- (2) 相当数の者の事業活動の運営が、著しい地盤沈下による被害により著しく困難になっていると都道府県知事が認める事態

3 災害復旧貸付を受ける主な要件等

(1) 貸付けの対象者

過去に高度化資金の貸付けを受けて整備した施設の復旧を図る者又は施設の復旧に当たって新たに高度化事業の貸付対象事業を行う者

(2) 貸付け対象施設

貸付けの対象施設については、災害復旧に当たって必要な土地、建物、構築物、設備であって、資産計上されるものです。

(3) 制度要件

原則として、実施するそれぞれの高度化事業の貸付対象事業ごとに定められた要件を満たす必要がありますが、併せて次の要件を満たす必要があります。

- ① 既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は整備した施設が罹災して、当該施設の復旧を図る場合であって、当該施設の相当部分が滅失若しくは消失し、又は使用不可の状態となったと認められること。
- ② 罹災した施設の復旧に当たって、新たに準則第1条に規定する事業を行う場合にあっては、事業に参加する者の相当数が罹災地域内に事業を有していると認められること。
- ③ 既往の高度化資金の貸付けを受けて取得し、造成し、又は整備した施設が著しい地盤沈下により被害を受け、当該施設の復旧を図る場合であること。

(4) 貸付けを受ける場合に必要となるもの

災害復旧貸付に係る高度化資金の貸付けを受ける場合には、罹災証明書又は都道府県知事による罹災の認定により、施設の罹災が確認され、被害により事業活動の運営が著しく困難となっていることが認められる必要があります。

(5) 貸付けの適用期間

災害復旧貸付に係る資金の貸付けの適用は、施設が罹災したと認められる日から起算して、原則として、1年以内に事業計画書の提出が行われたものに限られます。

ただし、地盤沈下により施設が被害を受けた場合など都道府県知事が認めた場合には、この限りではありません。

4 貸付条件

貸付割合	貸付対象施設の整備資金の90%以内
償還期限	据置期間を含む20年以内であって、都道府県が適当と認める期限
据置期間	3年以内であって、都道府県が適当と認める期間
金利	無利子

62 日本政策金融公庫災害資金等の概要

農林関係

(令和2年9月現在)

資金名	貸付対象事業	利率 (%)	償還期限 (据置期間)	貸付金額の 最高限度額	備考	
林業基盤整備	農業基盤整備	0.16 ～ 0.30	25年 (10年)	受益者が負担する額		
	造 林	台風、異常降雪等による被害造林地の復旧	0.16 ～ 0.20	30年 (20年)	事業費 ×80～90%	
		樹苗養成施設の復旧	0.16 ～ 0.20	15年 (5年)	事業費 ×80%	
	林 道	林道及びこれら附帯施設の復旧	0.16 ～ 0.20	20年 (3年)	事業費 ×80%	
日本政策金融公庫資金	農林漁業セーフティネット	0.16 ～ 0.25	10年 (3年)	600万円 (特認 年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額)		
	農林漁業施設 (主務大臣指定施設)	0.16 ～ 0.30	15年 (3年) 果樹改植 25年 (10年)	事業費×80%に相当する額又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額		
	農業経営基盤強化資金	0.16 ～ 0.30	25年 (10年)	個人3億円 法人10億円		
農業近代化資金	損壊した農業用施設等の復旧、流失した果樹等の植栽、育成資金 認定農業者及び集落営農組織に限る。	0.16 ～ 0.30	〈原則〉 認定農業者 15年 (7年) その他農業者 15年 (3年)	通算残高が 個人1,800万円 法人等2億円に達するまで	申請窓口 農協等 借入までの期間 申請後約15～ 40日 必要書類 借入申込書等	

漁業関係

(令和2年9月現在)

資金名		貸付対象事業	利率 (%)	償還期限 (据置期間)	貸付金額の最高限度額
日本政策金融公庫資金	漁業基盤整備	漁 港	0.16 ～ 0.30	20年 (3年)	事業費×80%
	漁業基盤整備	漁場整備	0.16 ～ 0.30	20年 (3年)	事業費×80%
	農林漁業セーフティネット	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金(対象とする災害は原則として、風水害、震災等の天災に限るものとするが、天災以外のものでも、通常の注意をもってしても避けられない物的損害で、農林漁業経営に著しい支障を及ぼすもの(火災、海洋汚染等)を含むものとする)	0.16 ～ 0.25	10年 (3年)	600万円 (特認年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額)
	農林漁業施設(主務大臣指定施設)	漁具、海面養殖施設、漁船漁業用施設等の復旧	0.16 ～ 0.30	15年 (3年)	事業費×80%
漁業近代化資金		漁船の建造・取得、その他の施設、機具等の取得、種苗の購入・育成	1.60	5～20年 (2～3年)	9,000万円 (養殖法人 36,000万円)

63 天災資金の概要

事項	内容
1 天災融資法の発動基準	天災による被害が著しくかつ国民経済に及ぼす影響が大である場合 (具体的な基準についての規定はない。)
2 特別被害地域の指定 (法第2条第5項)	<p>(農業) 政令で定める県において、旧市町村単位に $\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平年収穫量)}}$ 以上で、かつ、 $\frac{50 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}}$ 又は、樹体被害が $\frac{50 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上の特別被害農業者数が $\frac{10 \text{ (特別被害農業者)}}{100 \text{ (被害農業者)}}$ 以上の区域で、県が指定する区域</p> <p>(林業及び漁業) 政令で定める県において、旧市町村単位に $\frac{50 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年林漁業総収入額)}}$ 以上、又は $\frac{70 \text{ (施設損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上の特別被害林漁業者数が $\frac{10 \text{ (特別被害林漁業者)}}{100 \text{ (被害農業者)}}$ 以上の区域で、県が指定する区域</p>
3 借受資格者 (法第2条第1項、第2項)	(農業者) 県が特別被害地域の指定をした地域のものに限る。 $\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平年収穫量)}}$ 以上で、かつ、 $\frac{50 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}}$ 以上の場合 又は、樹体被害が $\frac{50 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上の場合
①3.0%以内資金	(林業者及び漁業者) $\frac{50 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年林漁業総収入額)}}$ 以上の場合、又は $\frac{70 \text{ (施設損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上の場合
②5.5%以内資金	(農業者) $\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平年収穫量)}}$ 以上で、かつ、 $\frac{30 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}}$ 以上の場合 (林業者及び漁業者) $\frac{30 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年林漁業総収入額)}}$ 以上の場合
③6.5%以内資金	(農業者) $\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平年収穫量)}}$ 以上で、かつ、 $\frac{10 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}}$ 以上の場合 又は、樹体被害が $\frac{30 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上の場合
注：金利は天災融資法発動時に設定される	(林業者及び漁業者) $\frac{10 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年林漁業総収入額)}}$ 以上の場合、又は $\frac{50 \text{ (施設損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上の場合
4 資金用途 (法第2条第4項)	<p>経営資金</p> <p>農業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(12万円以下)、家畜等の購入及びその他の農業経営に必要な資金(労賃、水利費、簡易な施設の復旧費、共済掛金等)</p> <p>林業 種苗、肥料、薪炭原木、しいたけほだ木等の購入、炭がま構築資金及びその他林業経営に必要な資金(労賃、簡易な施設の復旧費)</p> <p>漁業 稚魚、稚貝、餌料、漁具、漁業用燃油等の購入資金、漁船(5トン未満)の建造又は取得資金その他漁業経営に必要な資金(共済掛金等)</p>

天災融資法

事 項		内 容													
5 利子補給率の (法第4条) (例：平成3年 台風19号)		(単位：%)													
		区分	基準 金利	利子 補給率	負担率区分										
					国	県	計	市町村							
		3.0%資金	7.95	4.95	3.2175	0.86625	4.08375	0.86625							
		5.0%資金	7.95	2.95	1.475	0.7375	2.2125	0.7375							
6.0%資金	7.95	1.95	0.975	0.4875	1.4625	0.4875									
6 貸付限度額及び償還期限		天災融資法						激甚災害法							
区 分		貸付限度額			償還期限			貸付限度額		償還期限					
		A% (損失 額)	B万円		6.5%	5.5%	3%	A% (損失 額)	B万円		6.5%	5.5%	3%		
			個人	法人	貸金	貸金	貸金		個人	法人	貸金	貸金	貸金		
天 災 融 資 法	被 害 農 業 者	果樹栽培者	55	500	2500	5	5	6	80	600	2500	6	7	7	
		家畜等飼育者	55	500	2500	5	5	6	80	600	2500	6	7	7	
		一般農業者	45	200	2000	3	5	6	60	250	2000	4	6	7	
	林 業 者	林業者	45	200	2000	3	5	6	60	250	2000	4	6	7	
		漁 業 者	漁具購入資金	80	5000	5000	3		6	80	5000	5000	4		7
			漁船建造資金	80	500	2500	5		6	80	600	2500	6		7
			水産養殖資金	50	500	2500	5	5	6	60	600	2500	6	7	7
			一般漁業者	50	200	2000	3	5	6	60	250	2000	4	6	7
貸付限度額は、A%、B万円のいずれか低い額															

64 被災者生活再建支援法の概要

1. 目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2. 制度の対象

(1) 対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

(2) 支給対象世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3. 支給条件

(1) 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 2(2)①に該当	解体 2(2)②に該当	長期避難 2(2)③に該当	大規模半壊 2(2)④に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金： 罹災証明書、住民票 等
②加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- (申請期間) ①基礎支援金： 災害発生日から13月以内
②加算支援金： 災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

65 局地激甚災害指定基準

改正 昭和 46 年 10 月 11 日
同 56 年 10 月 14 日
同 58 年 6 月 11 日
平成 12 年 3 月 24 日
同 19 年 2 月 27 日
同 19 年 4 月 19 日
同 20 年 7 月 3 日
同 21 年 3 月 10 日
同 23 年 1 月 13 日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（１）に掲げる市町村における（１）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（２）に掲げる市町村の区域における（２）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）、（３）に掲げる市町村の区域における（３）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（４）に掲げる市町村の区域における（４）に掲げる災害については、法第十二条及び第十三条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（１）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（当該市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）

（イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の 50%を超える市町村（当該査定事業費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）

（ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が 2 億 5,000 万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の 20%を超える市町村

（ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が 50 億円を超え、かつ、100 億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の 20%に当該標準税収入から 50 億円を控除した額の 60%を加えた額を超える市町村

② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

（２）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の 10%を超える市町村（当該経費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の 10%を超える市町村（当該漁船等の被害額が 1,000 万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。）

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

- (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.5 倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね 300ha を超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね 25%を超える市町村が一以上ある災害
- (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の 10%を超える市町村（当該被害額が 1,000 万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和43年 1 月 1 日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和46年10月11日改正の指定基準は、昭和46年 1 月 1 日以後に発生した災害について適用。

昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年 8 月21日以後に発生した災害について適用。

昭和58年 6 月11日改正の指定基準は、昭和58年 4 月27日以後に発生した災害について適用。

平成12年 3 月24日改正の指定基準は、平成12年 1 月 1 日以後に発生した災害について適用。

平成19年 2 月 27 日改正の指定基準は、平成18年10月 6 日以後に発生した災害について適用。

平成19年 4 月 19 日改正の指定基準は、平成19年 3 月25日以後に発生した災害について適用。

平成20年 7 月 3 日改正の指定基準は、平成20年 6 月 14 日以後に発生した災害について適用。

平成21年 3 月10日改正の指定基準は、平成20年10月 1 日以後に発生した災害について適用。

平成23年 1 月13日改正の指定基準は、平成22年 1 月 1 日以後に発生した災害について適用。

66 大規模災害からの復興に関する法律の概要

1. 背景

東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについて措置した平成 24 年 6 月の災害対策基本法の改正法の附則及び附帯決議で、引き続き検討すべきとされた復興の枠組みについて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（平成 24 年 7 月）も踏まえ、あらかじめ法的に用意するもの。

2. 法律の概要

(1) 復興に関する組織等

① 復興対策本部の設置

内閣総理大臣は、大規模災害が発生した場合において、復興を推進するために特別の必要があると認めるときは、内閣府に復興対策本部を設置することができるものとする。

② 復興基本方針の策定

政府は、当該災害からの復興のための施策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) 復興計画の作成等

① 大規模災害を受けた市町村が、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるものとする。

② 大規模災害を受けた都道府県が、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができるものとする。

(3) 復興計画等における特別の措置

① 復興計画に関する協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できるものとする。

② 復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること。

③ 復興の拠点となる市街地を整備するため一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。

④ 大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるものとする。

(4) 災害復旧事業に係る工事の国等による代行

① 大規模災害による被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について国等が代行できるものとする。

(5) その他

① 国は、大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとする。

67 防災関係機関及び連絡窓口

(1) 指定行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
内 閣 府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町1-6-1	03-5253-2111
	政策統括官(防災担当)付 参事官(総括担当)	〃 〃 霞が関1-2-2	03-3593-3311
国家公安委員会 警察庁	警備局警備課	〃 〃 霞が関2-1-2	03-3581-0141
金 融 庁	総合政策局総務課	〃 〃 霞が関3-2-1	03-3506-6000
消 費 者 庁	総務課	〃 〃 霞が関3-1-1	03-3507-8800
総 務 省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関2-1-2	03-5253-5111
消 防 庁	防災課	〃 〃 霞が関2-1-2	03-5253-7525
法 務 省	大臣官房秘書課 広報室	〃 〃 霞が関1-1-1	03-3580-4111
外 務 省	大臣官房総務課 危機管理調整室	〃 〃 霞が関2-2-1	03-3580-3311
財 務 省	大臣官房総合政策課	〃 〃 霞が関3-1-1	03-3581-4111
文 部 科 学 省	大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課	〃 〃 霞が関3-2-2	03-5253-4111
文 化 庁	政策課	〃 〃 霞が関3-2-2	03-5253-4111
厚 生 労 働 省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関1-2-2	03-5253-1111
農 林 水 産 省	大臣官房地方課 災害総合対策室	〃 〃 霞が関1-2-1	03-3502-8111
経 済 産 業 省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関1-3-1	03-3501-1511
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁	長官官房総合政策課	〃 〃 霞が関1-3-1	03-3501-1511
中 小 企 業 庁	事業環境部企画課 経営安定対策室	〃 〃 霞が関1-3-1	03-3501-1511
国 土 地 理 院	企画部防災推進室	茨城県つくば市北郷1番	029-864-1111
国 土 交 通 省	水管理・国土保全局 防災課災害対策室	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111
気 象 庁	総務部企画課	〃 港区虎ノ門3-6-9	03-6758-3900
海 上 保 安 庁	警備救難部 環境防災課	〃 千代田区霞が関2-1-3	03-3591-6361
環 境 省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関1-2-2	03-3581-3351
原 子 力 規 制 委 員 会 原 子 力 規 制 庁	災害対策・核物質防護課	〃 港区六本木1-9-9	03-5114-2121
防 衛 省	防衛政策局運用政策課	〃 新宿区市谷本村町5-1	03-3268-3111

(2) 指定地方行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
中国四国管区警察局四国警察支局	総務監察・広域調整部 災害対策官	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-821-3111 (内5862)
四国総合通信局	無線通信部 陸上課	松山市味酒町2-14-4	089-936-5066
四国財務局 松山財務事務所	総務課	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-941-7185 (内611)
四国厚生支局	総務課	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-851-9565
愛媛労働局	総務部 総務課	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200 (内415)
中国四国農政局	企画調整室	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-224-4511 (内2122)
四国森林管理局	企画調整課	高知市丸ノ内1-3-30	088-821-2160
四国経済産業局	総合調整・防災担当 参事官	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8503
中国四国産業保安 監督部	管理課	広島市中区上八丁堀6-30	082-224-5753
中国四国産業保安 監督部四国支部	管理課	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8582
四国地方整備局	企画部 防災室	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8310 (内2161)
	松山河川国道事務所	松山市土居田町797-2	089-972-0034
	松山港湾・空港 整備事務所	松山市海岸通2426-1	089-951-0161
四国運輸局 愛媛運輸支局	運輸企画専門官	松山市森松町1070	089-956-9957
大阪航空局 松山空港事務所	総務課	松山市南吉田町空港内	089-972-0319 (内202)
国土地理院 四国地方測量部		高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館5階	087-811-1901
大阪管区气象台 (松山地方气象台)	松山地方气象台	松山市北持田町102	089-933-3610
第六管区 海上保安本部	松山海上保安部 警備救難課	松山市海岸通2426-5	089-951-1197
中国四国防衛局	企画部地方調整課 地方協力確保室	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	082-223-7153
中国四国 地方環境事務所	総務課	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2階	087-811-7240

(3) 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
松山駐屯地 中部方面特科隊	松山市南梅本町乙115	089-975-0911 (内436)
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031
海上自衛隊 呉地方総監部	広島県呉市幸町8-1	0823-22-5511

(4) 指定公共機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便株式会社 四国支社	経営管理本部 総務・人事部	松山市宮田町8-5	089-936-5121
日本銀行	松山支店 総務課	松山市三番町4-10-2	089-933-2211
日本赤十字社	愛媛県支部 事務局	松山市岩崎町2-3-40	089-921-8603
日本放送協会	松山放送局 放送部	松山市堀之内5	089-921-1111
西日本高速道路 株式会社	四国支社保全サービス事業部 保全サービス統括課	香川県高松市朝日町4-1-3	087-823-2111
独立行政法人 水資源機構	池田総合管理所 第1管理課	徳島県三好市池田町 字西山谷尻4235-1	0883-72-2050
本州四国連絡高速 道路株式会社	しまなみ今治管理センター 計画課	今治市山路751-2	0898-23-7250
電源開発 株式会社	西日本支店 高松事務所	高松市番町1-1-5 ニッセイ高松ビル6F	087-822-0821
四国旅客鉄道 株式会社	安全推進室	高松市浜ノ町8-33	087-825-1666
日本貨物鉄道 株式会社	松山営業所	松山市三番町8-326	089-943-5003
西日本電信電話 株式会社	愛媛支店 設備部	松山市一番町4-3	089-936-3570
日本通運 株式会社	松山支店総務課	松山市大手町2-26-3	089-941-5112
福山通運 株式会社	松山支店	松山市富久町420	089-972-3333
佐川急便 株式会社	松山営業所	伊予郡砥部町八倉125	089-958-1181
ヤマト運輸 株式会社	愛媛主管支店	松山市大橋町466-1	089-963-5500
四国電力 株式会社	愛媛支店総務課	松山市湊町6-6-2	089-946-9707
四国電力送配電 株式会社	松山支社総務課	松山市湊町6-6-2	089-946-9729
株式会社 N T T ドコモ	四国支社 ネットワーク部災害対策室	高松市天神前9-1	087-832-2143
エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社	カスタマサービス部 危機管理室	東京都千代田区大手町2-3-5 N T T 大手町ビル本館6F	0570-03-9909
K D D I 株式会社	四国総支社	高松市番町1-6-8 高松興銀ビル7F	087-823-6777
ソフトバンク 株式会社	九州・中四国総務課	高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル5F	087-825-1801
独立行政法人 国立病院機構	中国四国グループ	東広島市西条町寺家513	082-493-6606
太陽石油株式会社 四国事業所	環境安全部 環境安全グループ	今治市菊間町種4070-2	0898-36-3538
イオン株式会社	イオンリテール(株) 中四国カンパニー	広島県広島市南区段原南1-3-52	082-535-7600
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン	Q C ・ 物流管理本部	東京都千代田区二番町8-8 渉外部	03-6238-3711
株式会社 ローソン	コンプライアンス・リスク統括室	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー6F	03-5435-1594
株式会社 ファミリーマート	CSR・コンプライアンス部	東京都豊島区東池袋3-1-1	03-3989-7658

(5) 指定地方公共機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
南海放送 株式会社	総合企画局	松山市本町1-1-1	089-915-3333
伊予鉄グループ 株式会社	総務部総務課	松山市湊町4-4-1	089-948-3222
株式会社 テレビ愛媛	総務部	松山市真砂町119	089-943-1111
一般社団法人 愛媛県医師会	事務局	松山市三番町4-5-3	089-943-7582
株式会社 エフエム愛媛	放送部	松山市竹原町1-10-7	089-945-1111
株式会社 あいテレビ	総務部	松山市竹原町1-5-25	089-921-2121
株式会社 愛媛朝日テレビ	総務局	松山市和泉北1-14-11	089-946-4600
四国ガス 株式会社	総務部 庶務グループ	今治市南大門町2-2-4	0898-32-4500
一般社団法人 愛媛県歯科医師会	事務局	松山市柳井町2-6-2	089-932-5048
一般社団法人 愛媛県薬剤師会	事務局	松山市三番町7-6-9	089-941-4165
公益社団法人 愛媛県看護協会	事務局	松山市道後町2-11-14	089-923-1287
株式会社 愛媛CATV	総務部	松山市大手町1-11-4	089-943-5029
今治シーエービー 株式会社	技術部	今治市南大門町2-1-2	0898-22-0001
宇和島ケーブルテレビ 株式会社	営業技術部	宇和島市丸之内5-4-7	0895-24-3939
株式会社 ハートネットワーク	業務局総務課	新居浜市坂井町2-3-17	0897-32-7777
株式会社 ケーブルネットワーク西瀬戸	制作・編成部	大洲市徳森248	0893-25-0212
株式会社 四国中央テレビ	総務部	四国中央市三島宮川4-6-48 愛媛新聞宇摩支社2F	0896-24-0130
西予CATV 株式会社	総務営業課	西予市宇和町卯之町2-449	0894-62-7811
一般財団法人 八西CATV	事務局	西宇和郡伊方町川永田甲1534-1	0894-38-2211
株式会社 愛媛新聞社	総務企画局総務部	松山市大手町1-12-1	089-935-2132
一般社団法人 愛媛県バス協会	事務局	松山市大手町1-7-4	089-931-4094
一般社団法人 愛媛県トラック協会	業務部業務課	松山市井門町1081-1	089-957-1069
石崎汽船株式会社 (愛媛県旅客船協会)	安全統括管理者 運航管理者	松山市高浜町5-2259-1 松山観光港ターミナル内	089-951-0128
社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会	経営管理課	松山市持田町3-8-15	089-921-8344

(6) 愛媛県（本庁及び主な地方機関）

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
愛 媛 県 庁	県 民 環 境 部 防 災 局 防 災 危 機 管 理 課	松 山 市 一 番 町 4-4-2	0 8 9 - 9 4 1 - 2 1 1 1 (内線2335)
東 予 地 方 局	総 務 県 民 課	西 条 市 喜 多 川 796-1	0 8 9 7 - 5 6 - 1 3 0 0
東 予 地 方 局 今 治 支 局	総 務 県 民 室	今 治 市 旭 町 1-4-9	0 8 9 8 - 2 3 - 2 5 0 0
中 予 地 方 局	総 務 県 民 課	松 山 市 北 持 田 町 132	0 8 9 - 9 4 1 - 1 1 1 1
南 予 地 方 局	総 務 県 民 課	宇 和 島 市 天 神 7-1	0 8 9 5 - 2 2 - 5 2 1 1
南 予 地 方 局 八 幡 浜 支 局	総 務 県 民 室	八 幡 浜 北 浜 1-3-37	0 8 9 4 - 2 2 - 4 1 1 1

(7) 市町

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
四 国 中 央 市	総 務 部 防 災 ま ち づ くり 推 進 課	四 国 中 央 市 三 島 宮 川 4-6-55	0 8 9 6 - 2 8 - 6 9 3 4

(8) 消防機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
四 国 中 央 市 消 防 本 部	四 国 中 央 市 下 柏 町 750	0 8 9 6 - 2 3 - 6 6 1 1

(9) 愛媛県警察本部

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
愛 媛 県 警 察 本 部 (警 備 部 警 備 課)	松 山 市 南 堀 端 町 2-2	0 8 9 - 9 3 4 - 0 1 1 0
警 察 学 校	伊 予 市 松 前 町 西 古 泉 646	0 8 9 - 9 8 4 - 1 4 0 5
愛 媛 県 運 転 免 許 セ ン タ ー	松 山 市 勝 岡 町 1163-7	0 8 9 - 9 3 4 - 0 1 1 0

(10) 都道府県

	都道府県名	所在地	部局名	電話番号	消防防災 無 線	TEL
			課室名			FAX
1	愛 媛	〒790-8570 松 山 市 一 番 町 4-4-2	県 民 環 境 部 防 災 局 防 災 危 機 管 理 課	089-912- 2335	38-2317 38-2328	

68 愛媛県防災対策基本条例

平成16年に愛媛県を襲った一連の台風が、26名の尊い命を奪い、県内に甚大な被害をもたらしたことは、県民の記憶に深く刻まれている。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、想定を超える巨大な地震と津波により我が国に甚大な被害をもたらしたばかりでなく、福島第一原子力発電所の事故を引き起こし、私たちは、災害の脅威をあらためて思い知らされたところである。

こうしたことから、近い将来、発生が危惧されている南海トラフを震源とする地震をはじめ、津波災害、土砂災害、原子力災害などの様々な災害から、県民の生命、身体及び財産を守るためには、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町が、平素から最悪の事態を想定し、万全の対策を講ずることの重要性を認識した上で、より一層、防災対策を推進し、地域防災力を向上させることが必要である。

これまで、県及び市町では、災害対策基本法及び地域防災計画等に基づき、防災対策を講じてきたところであるが、被害を最小限に抑える「減災」の考え方を基本とした防災対策を進めるためには、年齢、性別、障害の有無その他支援を要する者の事情に配慮しつつ、行政による防災対策の充実はもとより、県民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠である。

ここに、私たちは、県を挙げて防災に取り組み、災害から命と暮らしを守り、安心して生活することができる地域社会を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織、事業者、県及び市町の責務を明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策その他の防災対策の基本となる役割を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進して地域防災力を強化し、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。
- (3) 防災対策 防災のために行う対策をいう。
- (4) 地域防災力 地域における防災の能力をいう。
- (5) 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
- (6) 要配慮者 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人、旅行者その他の特に配慮を要する者をいう。
- (7) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(基本理念)

第3条 防災対策は、県民が自らの安全は自らで守る自助を実践した上で、地域において互いに助け合う共助に努めるとともに、県及び市町がこれらを補完しつつ公助を行うことを基本として実施されなければならない。

- 2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。
- 3 防災対策は、災害時において人命を守ることを最も優先させること、及び災害の発生を常に想定し被害の最小化を図る減災の考え方を基本として実施されなければならない。
- 4 防災対策は、あらゆる事態を想定し、防災対策の主体が災害の発生に備えるための措置を優先的に講ずることを旨として実施されなければならない。
- 5 防災対策は、被災者等の年齢、性別、障害の有無その他の事情に配慮しながら、その時期に応じて適切に実施されなければならない。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(県民の責務)

第4条 県民は、前条に定める防災対策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に関する危機意識を持って、自己の安全の確保に努めるとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の責務)

第5条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する知識の普及啓発、地域における安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を実施するよう努めるとともに、避難、救助、初期消火その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保を始め、災害時において事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、地域の防災活動に協力するよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第7条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関等と連携し、防災対策に関する総合的かつ計画的な施策の推進に努めるとともに、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が行う防災対策への支援に努めるものとする。

(市町の責務)

第8条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織その他の関係機関等と連携し、当該市町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守るための施策の推進に努めるものとする。

第2章 災害予防対策

第1節 県民の役割

(防災知識の習得等)

第9条 県民は、防災訓練及び研修等に積極的に参加して、災害の種類ごとの特徴、予測される被害、災害時にとるべき行動その他の防災に関する知識を習得するよう努めるものとする。

2 県民は、自ら生活する地域において、災害が発生するおそれのある箇所、避難場所、避難経路その他の災害に関する情報を掲載した地図（以下「防災地図」という。）等により、土砂災害、浸水被害、津波被害その他の災害に関する危険箇所を把握するよう努めるとともに、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について、あらかじめ確認しておくよう努めるものとする。

3 県民は、地域における過去の災害から得られた教訓を伝承し、防災活動にいかすよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(建築物の安全性の確保等)

第10条 建築物の所有者は、当該建築物について、建築に関する法令に基づき耐震性の診断を行うよう努めるとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講ずるよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置しようとする者は、当該工作物等の耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

(生活物資の備蓄等)

第11条 県民は、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

2 県民は、災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため、消火器その他の必要な資機材を備えるよう努めるものとする。

(避難行動要支援者からの情報の提供)

第12条 避難行動要支援者は、自主防災組織等及び市町に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第2節 自主防災組織の役割

(防災意識の啓発)

第13条 自主防災組織は、地域住民に対し、防災意識の啓発及び高揚を図るための研修等を行うよう努めるとともに、その構成員を、県、市町等が行う災害及び防災に関する講座等に積極的に参加させるよう努めるものとする。

(災害危険箇所の確認等)

第14条 自主防災組織は、県、市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地域における災害危険箇所並びに災害の発生危険性及びその態様を確認するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、あらかじめ、防災地図等により、災害の態様に応じた避難場所、避難経路、避難方法等を確認するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(防災訓練の実施等)

第15条 自主防災組織は、少なくとも年1回は、地域住民が主体となった防災訓練を実施するよう努めるとともに、市町等が行う防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備)

第16条 自主防災組織は、避難行動要支援者の生命及び身体を守るため、市町が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備に協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(資機材等の備蓄)

第17条 自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努めるものとする。

(市町等との連携等)

第18条 自主防災組織は、市町、事業者及び関係機関等と連携しながら、地域の実情に応じた災害予防対策を円滑かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第3節 事業者の役割

(安全を確保するための計画及び事業継続計画)

第19条 事業者は、災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）を作成するよう努めるとともに、防災訓練及び研修等を積極的に行うよう努めるものとする。

(災害時における事業継続等)

第20条 事業者は、事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努めるものとする。

(建築物の耐震性の確保等)

第21条 事業者は、あらかじめ、その所有し、占有し、又は管理する建築物及び工作物等の耐震性又は耐火性を確保するよう努めるとともに、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努めるものとする。

(地域への協力)

第22条 事業者は、その所有し、占有し、又は管理する施設の指定緊急避難場所（法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）及び指定避難所（法第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。）としての提供その他の地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第4節 県及び市町の役割

(防災意識の啓発等)

第23条 市町は、住民、自主防災組織等及び事業者が災害に備え、適切な防災対策を講ずることができるよう、自主防災組織等、事業者及び関係機関等と連携し、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努めるものとする。

- 2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するとともに、市町及び関係機関等と連携し、県民の防災意識の普及及び啓発を図るものとする。
- 3 県及び市町は、関係機関等と連携して、複合型の災害や広域的な災害など様々な災害の発生を想定して、総合的な防災訓練を実施するものとする。
- 4 県及び市町は、関係機関等と連携して、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深め、災害時において適切に行動することができるよう、防災教育及び防災訓練の実施に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(災害及び防災に関する情報の提供等)

第24条 県及び市町は、県民、自主防災組織等及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を講ずることができるよう、災害の発生原因となる自然現象、災害危険箇所、避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供するものとする。

- 2 市町は、当該市町の区域内の防災地図を作成するとともに、住民に周知するものとする。
- 3 県は、前2項の規定による市町の施策の実施を支援するものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(自主防災組織への支援)

第25条 市町は、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織が行う防災活動に対し、必要な支援を行うものとする。

- 2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(防災リーダー等の育成)

第26条 県及び市町は、自主防災組織が行う防災活動及びボランティアが行う防災活動（以下「ボランティア活動」という。）が効果的に実施されるよう、防災リーダー（防災士その他の自主防災組織が行う防災活動において中心的な役割を担う者をいう。）及びボランティアコーディネーター（ボランティア活動が円滑に実施されるようボランティア相互間の連絡調整を行う者をいう。）の育成に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(災害時情報収集伝達体制の整備)

第27条 市町は、あらかじめ、災害時における災害及び避難に関する情報を住民に提供するとともに、住民からの被害状況、住民の安否その他の必要な情報を入手する手段を講じておくものとする。

- 2 県及び市町は、孤立地区（災害の発生により通信及び交通が途絶した地区をいう。以下同じ。）の発生に備え、情報収集及び伝達手段の確保に努めるものとする。
- 3 市町は、あらかじめ、災害の発生により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。
- 4 県は、あらかじめ災害時における気象、被害その他の災害に関する情報を入手し、並びに市町及び関係機関等に提供するための手段を講じておくものとする。
- 5 県及び市町は、災害時における情報の提供について、あらかじめ報道機関と連携を図るものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(住民避難体制の整備)

第28条 市町は、あらかじめ、自主防災組織等と連携して、災害の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

- 2 前項に規定する避難計画には、避難準備情報等の発表等の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めるものとする。
- 3 市町は、災害時における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者、占有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、居住性、衛生、保健医療サービスその他の生活環境に配慮した運営基準を作成するものとする。

- 4 市町は、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、第1項に規定する避難計画及び前項に規定する運営基準（以下「運営基準」という。）を住民に周知するものとする。
- 5 県及び市町は、孤立地区の発生に備え、輸送手段の確保に努めるものとする。
- 6 市町は、あらかじめ、避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、避難行動要支援者の避難支援等に関する体制を整備するものとする。
- 7 市町は、あらかじめ、関係機関等と連携して、疾病等のために通常の指定避難所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。
- 8 県は、前2項の規定による市町の施策の実施を支援するものとする。
- 9 県及び市町は、他の市町又は他の都道府県への広域的な避難が必要な場合に備え、避難を円滑かつ迅速に行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

（物資等の備蓄及び流通備蓄の促進）

第29条 県及び市町は、災害時における応急対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、民間企業等の協力による流通備蓄の促進に努めるものとする。

（事業者等との協定）

第30条 県及び市町は、食料、飲料水、医薬品等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の施工その他の災害応急対策が迅速かつ確に行われるよう、あらかじめ他の地方公共団体及び事業者等との協定の締結に努めるものとする。

（広域防災拠点の整備）

第31条 県は、大規模な災害が発生した場合において、県内外からの人的支援及び物的支援を円滑に受け入れるための受援計画を作成するとともに、災害応急対策の展開及び物資の中継拠点（以下「広域防災拠点」という。）の整備に努めるものとする。

- 2 県は、広域防災拠点で活動する際に必要な資機材の確保に努めるものとする。

追加〔平成28年条例33号〕

（医療救護体制の整備）

第32条 市町は、あらかじめ、医療救護に関する計画を作成し、災害による傷病者の治療の拠点となる病院等を指定するなど、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。

- 2 県は、前項に規定する医療救護体制の整備に対する支援及び広域的な医療救護体制の整備に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

（ボランティア活動への支援等）

第33条 県及び市町は、災害が発生した場合において、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携して、ボランティアの受入体制の整備、資機材及び物資の提供その他のボランティア活動の支援に努めるものとする。

- 2 県及び市町は、平常時から、ボランティア活動を目的としている団体等との連携に努めるものとする。
- 3 県及び市町は、県民及び事業者等が積極的にボランティア活動に参加するための意識啓発に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

（公共施設の整備）

第34条 県及び市町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の選定に当たっては、災害による危険性等の考慮に努めるとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている公共施設の耐震性の確保及び非常用電源設備の整備等に努めるものとする。

- 2 県及び市町は、要配慮者が指定緊急避難場所及び指定避難所を利用する場合を考慮し、必要に応じて、傾斜路等の設置等に努めるものとする。
- 3 県及び市町は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的に点検を行うとともに、計画的な整備に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

（研修の実施等）

第35条 県及び市町は、研修等の実施等により、職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。

- 2 県及び市町は、あらかじめ、災害時に職員が的確かつ迅速に対処することができるよう危機管理体制の整備を図るとともに、災害時にとるべき行動等を職員に周知するものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第3章 災害応急対策

第1節 県民の役割

(円滑な避難行動)

第36条 県民は、災害時において自らの生命及び身体を守るため、災害に関する情報に留意しつつ、災害による危険を回避するための行動をとるとともに、避難準備情報の発表、避難勧告、避難指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示等（以下「避難指示等」という。）があったときは、これに応じて速やかに行動するものとする。

2 県民は、災害時において避難するに当たっては、要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う等相互に助け合うよう努めるものとする。

追加〔平成28年条例33号〕

(緊急通行車両の通行の確保等)

第37条 県民は、災害時において、法、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令の規定に基づき、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。ただし、避難指示等により広域避難の必要がある場合における車両の使用については、当該避難指示等に従って行うものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(指定避難所の運営)

第38条 指定避難所に滞在する者は、運営基準に従い、相互に協力して自主的に共同生活を営むとともに、避難勧告又は避難指示が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。

2 指定避難所の管理者等は、市町及び自主防災組織等と相互に連携を図りながら、男女双方の意向に配慮して、指定避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

追加〔平成28年条例33号〕

第2節 自主防災組織の役割

第39条 自主防災組織は、災害時において、市町及び関係機関等と連携して、情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救護、給水及び給食、災害危険箇所の巡視その他の地域における防災活動を積極的に実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第3節 事業者の役割

(災害時の応急対策)

第40条 事業者は、災害時において、来所者、従業員等の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行い、地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(帰宅困難者への支援)

第41条 事業者は、事業所の周辺地域において、多数の帰宅困難者が発生している場合は、連絡手段及び一時的な滞在施設の提供その他の応急措置に必要な支援に協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第4節 県及び市町の役割

(災害時情報連絡体制の確立)

第42条 県及び市町は、災害時において、速やかに情報連絡体制を確立することにより、災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民及び帰宅困難者に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

2 県は、市町が避難指示等を行う場合は、必要な助言を積極的に行うものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(応急体制の確立等)

第43条 県及び市町は、災害時において、迅速かつ的確な避難、救助、医療等の災害応急対策が講じられるよう必要な応急体制の速やかな確立に努めるものとする。

2 市町は、県民や自主防災組織、関係機関等と連携して、避難行動要支援者等の避難を円滑に行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとし、県は、これを支援するものとする。

- 3 県及び市町は、災害時において、関係機関等と連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生の確保のために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町は、指定避難所における避難行動要支援者をはじめとする被災者の生活環境の整備に努めるものとし、県は、これを支援するものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(県から市町への応援)

第44条 県は、災害時において、市町から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、あらゆる手段の活用を検討し、速やかな対応に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

第4章 復旧及び復興対策

追加〔平成28年条例33号〕

第45条 県民は、災害による重大な被害が発生した場合において、国、県、市町、自主防災組織、事業者及び防災関係機関等と協力して、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、災害による重大な被害が発生した場合において、地域における復旧及び復興対策の実施に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、災害による重大な被害が発生した場合において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、県、市町等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。
- 4 県及び市町は、災害による重大な被害が発生した場合において、住民の参画を図りながら、当該災害からの復旧及び復興に関する計画を策定し、復旧及び復興対策の円滑な実施に努めるものとする。

追加〔平成28年条例33号〕

第5章 防災対策の計画的な推進等

一部改正〔平成28年条例33号〕

(県地域防災計画及び市町地域防災計画)

第46条 県は、県民の意見に十分配慮して、この条例の規定に沿って県地域防災計画を定めるものとする。

- 2 県及び市町は、それぞれの地域防災計画について、必要に応じ、見直しを行うとともに、当該地域防災計画に定められた施策の実効性の確保に努めるものとする。
- 3 県は、防災対策の推進に必要な財源の確保に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(大規模な地震による被害の軽減対策)

第47条 県は、大規模な地震による被害の軽減に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災に関する施策の実施に関する総合的な計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 行動計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 地震防災に関する施策の目標
 - (2) 地震防災に関する施策の内容
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、地震防災対策を計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町は、大規模な地震による被害の軽減に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(消防団による地域防災力の強化)

第48条 県及び市町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第3条に定める基本理念に基づき、消防団の強化、消防団への加入の促進等による地域防災力の強化に努めるものとする。

- 2 県民及び自主防災組織は、地域防災力の強化に関する施策が円滑に実施されるよう、消防団その他の関係機関等との連携及び協力に努めるものとする。
- 3 事業者は、従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

(えひめ防災の日及びえひめ防災週間)

第49条 県民、自主防災組織等及び事業者の防災に関する関心と理解を深めるとともに、防災活動の一層の充実を図るため、えひめ防災の日（以下「防災の日」という。）及びえひめ防災週間（以下「防災週間」という。）を設ける。

- 2 防災の日は、12月21日とし、防災週間は、同月17日から23日までとする。
- 3 防災の日及び防災週間においては、県民、自主防災組織等及び事業者は、災害時においてそれぞれの役割を果たせるように防災訓練の実施及びこれへの参加その他の防災対策を一層充実させるよう努めるものとする。
- 4 防災の日及び防災週間においては、県及び市町は、その趣旨にふさわしい事業の実施に努めるとともに、県民、自主防災組織等及び事業者により当該事業が実施されるよう支援に努めるものとする。

一部改正〔平成28年条例33号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

69 四国中央市国土強靱化地域計画【概要】

1. 計画策定の目的及び基本理念

近年、わが国では、東日本大震災などの過去の災害等に対して、さまざまな策を講じてきたものの、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返しており、本市においても、台風や集中豪雨による災害が毎年のように発生し、今後 30 年以内には、70～80%の確率で南海トラフ地震も予想され、地震発生の危険性が年々高まってきていることから、想定される大規模自然災害時に、市民の生命が確保され、被害が最小限に抑えられるとともに、速やかに復旧・復興を図ることができるよう、これまでの「防災」の範囲を超え、災害に強い強靱なまちづくりを推進することを目的に本計画を策定し、防災・減災と地域の発展を両立させる国土強靱化を踏まえ、「笑顔あふれる安心のまち四国中央市」の実現に向け、行政・市民・事業者が一体となって、強く、しなやかで活力あるまちづくりを目指す。

2. 基本目標

次の 4 項目を基本目標として、最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会・地域経済の構築に向けた「国土強靱化」を推進する。

- ① 人命の保護が最大限に図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④ 迅速な復旧復興に資すること

3. 計画の期間

令和 6 年度までとするほか、毎年度進捗管理を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

4. 対象とする自然災害（リスク）

(1) 南海トラフ地震

- 愛媛県地震被害想定調査の結果報告によると南海トラフによる最大クラス（M 8～9 クラス）の地震が発生した場合、建物および人的被害として、全壊・焼失建物は約 26,000 棟、死者は約 1,000 人と甚大な被害が想定される。
- 国の調査機関によると今後 30 年以内に 70～80%の確率で南海トラフ沿いに地震が発生するとされており、地震発生の危険性が年々高まってきている。

(2) 風水害（土砂災害を含む）

- 近年、地球温暖化等に伴う気候変動により、雨の降り方の局地化や集中化が顕著となり、台風も大型化している。
- 台風や集中豪雨による被害は毎年のように発生し、平成 16 年には襲来した一連の台風による土砂災害や洪水により、5 人の尊い人命が奪われるなど、甚大な被害が発生している。

5. 脆弱性の評価

4 項目の基本目標を達成するため、8 つの「事前に備えるべき目標」と 30 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定し、脆弱性の評価を行った。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1.	巨大地震による建物等の倒壊や火災等により、多数の死傷者が発生する事態
		1-2.	広域にわたる大規模津波等により、多数の死傷者が発生する事態
		1-3.	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生により、多数の死傷者が発生する事態
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1.	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給が長期間にわたり停止する事態
		2-2.	山間部等において、多数かつ長期間にわたり孤立地域が発生する事態
		2-3.	警察、消防等の被災により、救助・救急活動が遅れる事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-4.	大量かつ長期間にわたり帰宅困難者が発生する事態
		2-5.	医療・保健・福祉関係者の人員不足や支援ルート・エネルギー供給の途絶により、医療・保健・福祉機能が麻痺する事態
		2-6.	被災地における疾病・感染症等が大規模に発生する事態
		2-7.	劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理により、被災者の健康状態が悪化し死者が発生する事態
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1.	市職員不足や施設の損壊等により、行政機能が大幅に低下する事態
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1.	防災・災害対応に必要な通信インフラが麻痺し、通信機能が停止する事態
		4-2.	テレビ・ラジオ放送の中断等により、災害情報が伝達不能となる事態
		4-3.	災害時に活用する情報サービス機能が停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1.	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等により、経済活動が低下する事態
		5-2.	金融サービス等の機能停止により、市民生活・商取引に甚大な影響が及ぶ事態
		5-3.	食料等の安定供給の停滞や物流機能等が大幅に低下する事態
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1.	ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の機能が長期間にわたり停止する事態
		6-2.	汚水処理施設等の機能が長期間にわたり停止する事態
		6-3.	基幹的な交通ネットワーク（陸・海）の機能が長期間にわたり停止する事態
		6-4.	防災インフラの機能が長期間にわたり停止する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1.	市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害が発生する事態
		7-2.	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出により、多数の死傷者が発生する事態
		7-3.	有害物質が拡散・流出する事態
		7-4.	農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1.	災害廃棄物処理の停滞等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2.	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により、復興できなくなる事態
		8-3.	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により、有形・無形文化が衰退する事態
		8-4.	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5.	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量失業・倒産等により、地域経済等へ甚大な影響が及ぶ事態

6. 強靱化に向けての推進方針

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な推進方針を定め、施策の進捗状況を把握するため、可能な限り重要業績指標を設定し、毎年度において分析・評価や必要な見直し等を行う。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な推進方針	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1.	住宅・建築物等の耐震化、火災対策、災害対応能力の向上など
		1-2.	海岸保全施設等の整備、水門・陸閘等の閉鎖対策など
		1-3.	河川堤防等治水施設の整備、土砂災害防止施設の整備など
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1.	備蓄の促進、支援物資受入体制の整備、水道設備耐震化など
		2-2.	道路や空路等の防災対策強化、孤立集落対策の充実
		2-3.	救助・救急機関等との連携強化、消防施設の資機材等の充実
		2-4.	帰宅困難者等の対策、観光客の帰宅困難者対策
		2-5.	災害医療体制の充実強化、ドクターヘリ等の効率的運用など
		2-6.	疾病・感染症対策、遺体対策等の体制整備
		2-7.	保健衛生活動や福祉支援体制充実強化、避難所指定促進など
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1.	業務継続計画（BCP）の作成・推進、施設の耐震化・ライフラインの確保など
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1.	災害情報システムの整備・強化、通信事業者との連携強化
		4-2.	テレビ・ラジオ放送の中断等対策
		4-3.	災害関連情報の伝達手段の多様化、適切な避難行動等の呼びかけなど
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1.	サプライチェーンの寸断対策、エネルギー供給体制の確保
		5-2.	金融機関への防災対策の働きかけ
		5-3.	食料等の供給体制の確保、物流機能等の維持・早期再開
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1.	ライフライン事業者間の連携強化、施設設備の耐震化・老朽化対策の推進など
		6-2.	汚水処理施設等の防災対策の推進
		6-3.	緊急輸送道路等の設備促進、避難道路等の整備促進
		6-4.	情報共有インフラの維持強化
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1.	市街地の火災対策、建物倒壊等による交通麻痺など
		7-2.	河川施設等の防災対策、ため池やダム等の防災対策
		7-3.	有害物質の拡散・流出対策
		7-4.	農地・農業水利施設の適切な保全管理、森林の荒廃対策

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
8 社会・経済が迅速かつ従前より 強靱な姿で復興できる条件を整 備する	8-1.	災害廃棄物処理計画の策定及び推進、災害廃棄物処理対策
	8-2.	復旧・復興を担う人材等の確保・育成、地域コミュニ ティの活性化
	8-3.	文化財の防災対策
	8-4.	生活再建支援、復興計画の作成、長期浸水への対策
	8-5.	風評被害等に対する対策

70 四国中央市業務継続計画における応急業務一覧

活動班	担当課	所掌事務	応急業務の内容
総務班 総務調整課 秘書課 政策推進課 人事課 情報政策課 人権施策課 財政課 管理課 税務課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 議事調査課	防災まちづくり推進課	①各班等の総合調整に関する事	
	防災まちづくり推進課	②気象等の情報収集・消防団の連絡に関する事	
	政策推進課	③災害情報収集及び各班等への連絡調整等に関する事	・市管理施設被害状況に関する情報集約体制に関する事
	政策推進課	③災害情報収集及び各班等への連絡調整等に関する事	・住民等の安否確認に関する事
	管理課	④災害時の庁舎管理及び他班への支援に関する事	・市施設の被害等に関する事
	総務班（各課）	⑤避難所設営に伴う連絡調整に関する事	・指定避難所の設営の連絡調整に関する事
	防災まちづくり推進課	⑦消防本部との連絡調整に関する事	
	防災まちづくり推進課	⑧車両に関する事	・車両等の調達に関する事
	財政課、管理課	⑨来訪者・職員の負傷者対応及び避難誘導方法に関する事	・来訪者・職員の負傷者対応及び避難誘導方法に関する事
	人事課	⑩職員給与に関する事	・職員給与に関する事
	人事課、各課	⑫職員の安否確認に関する事	・職員の安否確認に関する事
	人事課、各課	⑬非正規職員の安否確認に関する事	・非正規職員の安否確認に関する事
	税務課 会計課	⑭災害対策用物資の出納及び保管に関する事	・災害対策に必要な物品等の保管事務について、予め災害対策に必要な物品、申請書類等を確認し、保管場所については関係各課と協議しておく
	税務課	⑮税の減免に関する事	・減免申請手続き関係書類作成事務について、予め減免基準を検討し定めておく。また、減免申請手続きの事務の流れも作成し確認しておく
	税務課	⑮税の減免に関する事	・納期限延長・減免・執行猶予事務について、事前に事務の流れを確認しマニュアルを定めておく
	税務課 建築住宅課	⑯被災家屋調査に関する事	・家屋被害状況の情報収集を行う ・調査の実施方法、罹災(被災)証明書の発行受付、発行方法等の実施方針を確認しておく ・罹災(被災)証明関係は税務課、家屋危険度判定関係は建築住宅課が主体で様式を取りまとめる
	税務課 (建築住宅課)	⑰罹災証明に関する事	・被災に関する関係者からの申請を受け、被災者台帳を作成し、それに基づき罹災(被災)証明書を発行する ・事前に事務の流れを確認しマニュアルを定めておく
	税務課 (農林水産課)	⑱被災者台帳に関する事	・事前に被災者台帳の様式を作成しておく
	税務課 (農林水産課) (情報政策課)	⑱被災者台帳に関する事	・被災家屋調査の判定結果、家屋データ、課税台帳等のデータを集約し、被災者台帳を作成する ・予め被災調査の具体的判断基準を定め、平常時から確認しておく ・関係各課と事前に協議し、紙ベースも含めたバックアップ体制の検討しておく
巡視・対策班 産業支援課 観光交通課 農業振興課 農林水産課 国土調査課 建設課 港湾課 下水道課 都市計画課 建築住宅課 会計課 農業委員会事務局	観光交通課	①通報に対する被害状況の把握及び応急対策に関する事	・イベント等の開催中止、施設の営業停止の決定の情報を関係者に伝える手段を検討する ・また、管理施設の安全性の確認方法等を検討する
	観光交通課	①通報に対する被害状況の把握及び応急対策に関する事	・被害状況の確認とその復旧を行う
	財政課	①通報に対する被害状況の把握及び応急対策に関する事	・被害情報を収集（正確・迅速な情報の収集）する
	巡視・対策班（各課）	①通報に対する被害状況の把握及び応急対策に関する事	・緊急輸送計画に関する業務を実施するものとする
	巡視・対策班（各課）	②資機材の運搬に関する事	・緊急輸送計画に関する業務を実施するものとする ・関係機関との連絡調整を行う ・支援物資等の海上流通拠点施設の確保を行う
	観光交通課	③障害物の除去に関する事	・公共交通機関の復旧予定情報の収集業務が電力や電話通信の不通過階を含めて実施できるよう、事前に関係機関と情報の情報の授受に関する方法について、手順書にまとめるなど具体的に検討しておくものとする
	観光交通課	③障害物の除去に関する事	・公共交通機関の被害情報、道路情報等の収集業務を行う
	観光交通課	③障害物の除去に関する事	・道路交通の危険箇所に対する巡回及び予防、交通規制等、交通安全対策に関する業務を行う
	巡視・対策班（各課）	③障害物の除去に関する事	・所管施設の障害物除去業務を行う ・災害復旧に障害となる箇所について優先的に行う ・廃棄物処理計画に関する道路阻害物件の除去方針及び道路交通情報の提供業務を実施する ・交通確保計画に関する業務を実施するものとする
	観光交通課	④被害状況の報告に関する事	・情報受付様式を使用し（観光施設等の被害状況など）スムーズに情報収集が出来るように、準備しておくものとする
	巡視・対策班（各課）	④被害状況の報告に関する事	・部署所管の被害状況、応急対策の実施状況その他被災活動等に必要情報を本部へ報告する
	巡視・対策班（各課）	⑤その他対策に関する事	・公共施設災害復旧計画に関する業務を行う

活動班	担当課	所掌事務	応急業務の内容
巡視・対策班 産業支援課 観光交通課 農業振興課 農林水産課 国土調査課 建設課 港湾課 下水道課 都市計画課 建築住宅課 会計課 農業委員会事務局	農林水産課	⑥ため池、灌がい用水施設の巡回及び現地調査に関すること。	・現地状況、津波情報、気象情報等の情報収集を行う。総務班、巡視・対策班との連絡調整を行う。
	建設課	⑦災害現場写真に関すること。	・道路・橋梁等の被害状況調査及び応急対策に関する業務を実施する。
	巡視・対策班（各課）	⑦災害現場写真に関すること。	・防災まちづくり推進課が作成した情報受付様式を使用し（管理施設（3日間以内に災害対策本部に報告）や農家、JA、NOSAI等からの被害状況など）スムーズに情報収集が出来るように、JA、NOSAI等と協定を検討し準備しておくものとする。
	都市計画課	⑧被害状況の報告に関すること。	・関係機関と調整の上、必要な応急措置を行い、被害状況を確認し、本部へ報告ができるよう、事前に協力会社を含めた対応手順書を作成するなど具体的に検討しておくものとする。
	農林水産課 農業振興課	⑧被害状況の報告に関すること。	・農業関係の被害情報の収集に関する業務を行う。
	建設課	⑧被害状況の報告に関すること。	・道路・橋梁等の被害状況調査及び応急対策に関する業務を実施する。
	下水道課	⑧被害状況の報告に関すること。	・公共下水道施設等の被害状況調査及び応急対策に関する業務を実施する。
	巡視・対策班（各課）	⑧被害状況の報告に関すること。	・現地状況、津波情報、気象情報等の情報収集を行う。総務班、巡視・対策班との連絡調整を行う。
	巡視・対策班（各課）	⑧被害状況の報告に関すること。	・防災まちづくり推進課が作成した情報受付様式を使用し（管理施設（3日間以内に災害対策本部に報告）や農家、JA、NOSAI等からの被害状況など）スムーズに情報収集が出来るように、JA、NOSAI等と協定を検討し準備しておくものとする。
	巡視・対策班（各課）	⑧被害状況の報告に関すること。	・道路網、下水道・河川・海岸・斜面などの管理施設において、地震・津波発生時の予防措置、応急措置等について、予めマニュアル(手順書)を作成し、これに基づき指示・調整が実施できるよう、訓練を実施するものとする。 ・住民からの災害情報の分析に関する業務ができるよう、津波ハザードマップに示された浸水想定区域を基図に、GIS上で被害状況と程度が確認できるよう、具体的に検討しておくものとする。
	巡視・対策班（各課）	⑨樋門の操作に関すること。	・沿岸部の水門・ポンプの作動状況の確認を行う。 ・水門を閉鎖(ポンプ作動可能時)する。
	巡視・対策班（各課）	⑨樋門の操作に関すること。	・ため池、河川、道路、下水道、港湾、海岸及び重要施設の現地状況を監視分析係に報告を行う。
	都市計画課	⑩門扉の開閉に関すること。	・被災者が一時避難する場合に障害となるものを除去する。所管公園における応急トイレ・水道等の設置協力を依頼する。
	巡視・対策班（各課）	⑩門扉の開閉に関すること。	・ため池、河川、道路、下水道、港湾、海岸及び重要施設の現地状況を監視分析係に報告を行う。
	農林水産課	⑪（専任班）排水機場の管理に関すること	・排水機場の現地状況を監視分析係に報告を行う。
	建設課	⑫（専任班）アンダーパスの管理に関すること	・アンダーパスの現地状況を監視分析係に報告を行う。
	港湾課	⑬（専任班）港湾施設の管理に関すること。	・陸こうの閉鎖及び閉鎖状況の確認・陸こうの全閉鎖を実施する。
	建築住宅課	⑮（専任班）市営住宅の管理及び応急対策に関すること。	・被害状況を収集(正確・迅速な情報の収集)する。
	建築住宅課	⑮（専任班）市営住宅の管理及び応急対策に関すること。	・危険箇所の調査、応急修理を行う。
	農林水産課 農業振興課	⑯所管施設の応急措置に関すること。	・農村環境改善センターなどの被災状況の確認とその復旧を行う。
	農林水産課 農業振興課	⑰農林水産物の応急措置に関すること。	・関係団体との応急対策協議を行う。
	農林水産課 農業振興課	⑱関係団体との連絡に関すること。	・関係団体（JA・共済・漁協・森林組合・指定管理者等）との連絡調整及び被害情報の収集を行う。
	建築住宅課 (防災まちづくり推進課)	⑲応急仮設住宅に関すること。	・被害状況に関する情報と過去の災害時の実績資料を参考に、必要戸数を算出できるように、様式を整備する。
	建築住宅課 (防災まちづくり推進課)	⑲応急仮設住宅に関すること。	・仮設住宅の建設及び入居者の選定を行う。 ・住宅に係る被害状況の把握を行う。
	建築住宅課	⑳建物等応急危険度判定に関すること。	・被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関する業務（被害情報収集、判定実施計画策定、判定士等受入、判定活動、判定結果とりまとめ）を実施するものとする。
	建築住宅課	㉑住宅等応急復旧に関すること。	・被災建築物の災害復旧の技術指導、復旧補強等の住民相談に関する業務を行う。

活動班	担当課	所掌事務	応急業務の内容
教育班 学校教育課 教育総務課	教育総務課 学校教育課 (総務調整課長)	①市立学校施設並びに社会教育施設の 保全、復旧措置に関すること。	・代替場所の業務を継続するスペースについては、協議しておく必要がある。
	教育総務課	①市立学校施設並びに社会教育施設の 保全、復旧措置に関すること。	・復旧事業の実施ができるよう、事前にGIS上に津波・ため池ハザードマップに示された浸水想定区域や歩行困難区域、家屋倒壊危険区域を参考に、通行止めの区間や応急復旧資機材の搬入路等、協力企業等との協定について具体的に検討しておくものとする。
	教育総務課	①市立学校施設並びに社会教育施設の 保全、復旧措置に関すること。	・学校施設の被害状況の情報収集を行い、避難所開設及び学校再開への施設管理を行う。
	教育総務課	①市立学校施設並びに社会教育施設の 保全、復旧措置に関すること。	・各施設（指定管理施設）における被害状況の確認及び避難所開設時の調整を行う。
	教育総務課	①市立学校施設並びに社会教育施設の 保全、復旧措置に関すること。	・施設損傷箇所の応急修理計画の策定を行う。
	教育総務課 学校教育課 (総務調整課長)	②り災児童生徒の救護及び避難誘導 に関すること。	・人的被害・物的被害の情報収集をし、イントラネット等を用いて本部への報告を行うこととする。 ・各小中学校等については、対策本部の決定に応じて休校（園）し、市のホームページに休校（園）情報を掲載し保護者への情報提供を行う旨、平常時から周知しておくものとする。
	学校教育課	②り災児童生徒の救護及び避難誘導 に関すること。	・児童生徒等の被災状況等の情報収集を行う。
	教育総務課	②り災児童生徒の救護及び避難誘導 に関すること。	・被害状況、応急対策等の実施状況を本部に報告する。
	教育総務課	②り災児童生徒の救護及び避難誘導 に関すること。	・業務再開のための復旧調整業務を実施する。
	教育総務課	③応急教育に関すること。	・応急対策の実施を行う。
	学校教育課	③応急教育に関すること。	・児童生徒等の応急教育計画の策定と実施を行う。 ・児童生徒等の登下校の安全を確保する。
	学校教育課 教育総務課	④学校における保健衛生並びに給食 保全措置に関すること。	・学校薬剤師の安否を確認し、学校施設の環境衛生の調査、検査等を行う。
	教育総務課	⑤学用品、教科書の調達配分に関す ること。	・学校等に連絡を行い、児童生徒等の健康、生活状況等を把握し、学校給食に反映する。
	教育総務課 学校教育課	⑥教育施設等の被害調査に関する こと。	・学用品の支給等、就学援助の実施を行う。
避難所班 高齢介護課 生活福祉課 子ども課 発達支援課 生涯学習課 文化・スポーツ振興課	避難所班（各課）	①避難所の開設及び運営等に関する こと。	・指定避難所の被害状況（3日間以内に災害対策本部に報告）を確認し、開設に協力する。
	避難所班（各課）	①避難所の開設及び運営等に関する こと。	・避難所の設置及び運営に関する業務を実施する。
	避難所班（各課）	①避難所の開設及び運営等に関する こと。	・避難及び救護者情報名簿を作成する。 ・災害対策本部へ情報を提供する。
	避難所班（各課）	①避難所の開設及び運営等に関する こと。	・災害時要配慮者等への炊き出し（配給班実施）及び給食に関する業務を行う。
	避難所班（各課）	①避難所の開設及び運営等に関する こと。	・避難住民等への炊き出し（配給班実施）その他による食品の給与を実施する。
	避難所班（各課）	②高齢者等要配慮者の支援に関する こと。	・避難者（障がい者（生活福祉課）・高齢者（高齢介護課））への支援様式を作成しておくものとする。
	避難所班（各課）	②高齢者等要配慮者の支援に関する こと。	・市として福祉避難所の開設準備から受け入れ態勢を準備する。 ・県で愛媛県災害時福祉支援地域連携協議会があるので、避難所や民間施設に福祉専門職を派遣してもらって人員確保する。
	避難所班（各課）	②高齢者等要配慮者の支援に関する こと。	・下記の民間施設に誘導することも大切だが、市として福祉避難所の開設準備から受け入れ態勢を準備する。 ・県で愛媛県災害時福祉支援地域連携協議会があるので、避難所や民間施設に福祉専門職を派遣してもらって人員確保する。
	避難所班（各課）	②高齢者等要配慮者の支援に関する こと。	・市として福祉避難所の開設準備から受け入れ態勢を準備する。 ・県で愛媛県災害時福祉支援地域連携協議会があるので、避難所や民間施設に福祉専門職を派遣してもらって人員確保する。
	避難所班（各課）	③社会教育施設並びに社会体育施設 の管理に関すること。	・被害状況の情報を収集し、災害対策本部へ報告（3日間以内）したり、施設破損箇所については、応急修理の計画を立てることができるよう、様式を検討し準備しておくものとする。
	避難所班（各課）	④避難者の誘導に関すること。	・名簿（台帳）作りのためのシステムの早期導入が必要である。 ・作成後には、民生委員、自主防災組織との連携を図り、情報を共有する。 ・避難行動要支援者（障がい者・高齢者）の所在を明確化する。 ・避難所に要支援者が避難できているかどうかの安否確認など、避難所で住民等からの情報収集や情報掲示をし、救護必要があれば本部に連絡を入れる。
生活福祉課 高齢介護課 子ども課 発達支援課	⑤高齢者等避難行動要支援者の避難 及び受入れに関すること。	・災害時要配慮者及び応急救護を要する者の把握ができるよう災害対策本部、巡視・対策班、福祉部との連携をするために事前協議しておく。 ・災害時要配慮者及び応急救護を要する者に対する応急救護活動及び保護に関する業務ができるよう、津波やため池ハザードマップに示された浸水想定区域や歩行困難区域、家屋倒壊危険区域を参考に、通行止めの区間や迂回路等について、紙媒体でも具体的に検討しておく。 ←（高齢介護課から）要支援者10208人全員の初期避難誘導（12時間）を自主防災組織に委ね、自主防災組織から防災まちづくり推進課に状況報告を求める。	

活動班	担当課	所掌事務	応急業務の内容
避難所班 高齢介護課 生活福祉課 子ども課 発達支援課 生涯学習課 文化・スポーツ振興課	子ども課	⑤高齢者等避難行動要支援者の避難及び受入れに関する事。	・各幼稚園・保育所・こども園・放課後児童クラブ・児童厚生施設等の被害状況を把握し、各施設利用者等への対応調整し、応急教育・保育を実施（準備開始）ができるよう、対応に関する手順書を具体的に検討しておくものとする。
	子ども課	⑤高齢者等避難行動要支援者の避難及び受入れに関する事。	・人的被害・物的被害の情報収集をし、イントラネット等を用いて本部への報告を行うこととする。 ・各幼稚園等については、対策本部の決定に応じて休校（園）し、市のホームページに休校（園）情報を掲載し保護者への情報提供を行う旨、平常時から周知しておくものとする。
	子ども課	⑤高齢者等避難行動要支援者の避難及び受入れに関する事。	・一時的に本来の相談業務を中断し、災害対策本部との連携による緊急相談事業に切り替えて対応に協力する（児童福祉相談等）体制について、子ども課が主体となり保健推進課、発達支援課と必要な措置を具体的に検討する。相談受付場所の設置を検討し、人的な応援を県に要請する。
	避難所班（各課）	⑤高齢者等避難行動要支援者の避難及び受入れに関する事。	・問題が発生する可能性の要支援世帯等を対象に、予め配慮すべき内容について検討しておく。 ・災害時に対象者の人数を確認して、必要なケアを実施する。
	避難所班（各課）	⑤高齢者等避難行動要支援者の避難及び受入れに関する事。	・ハザードマップ等を用い、ハイリスク者を把握する。地域的な優先順位を協議する。
	避難所班（各課）	⑤高齢者等避難行動要支援者の避難及び受入れに関する事。	・手話・点字通訳者及び要約筆記者を確保する。 ・避難所等において掲示板やファクシミリを確保。
	避難所班（各課）	⑤高齢者等避難行動要支援者の避難及び受入れに関する事。	・介護が必要な被災者を一時的に受け入れる特別養護老人ホーム等手配業務（報告様式の運用）を実施し、市内施設（特養・養護）から避難誘導班へ被害状況報告書により、報告を受け、施設の受入れ可能状況により、緊急入所判断基準に基づき受け入れるものとする。 ・被害状況報告書を作成し、関係施設へ周知する。 ・被災台帳より把握した保護が必要な乳幼児及び児童に対し、施設の受入れ可能状況により、緊急入所判断基準に基づき受け入れるものとする。 ・緊急入所判断基準を作成する。 ・施設入所退所者名簿様式を作成する。
	避難所班（各課）	⑤高齢者等避難行動要支援者の避難及び受入れに関する事。	・要配慮者及び災害時避難行動要支援者の被災台帳を作成するものとする。このうち、乳幼児は約3900人である。 ・在宅サービスのニーズ把握・開始を行うものとする。
	避難所班（各課）	⑤高齢者等避難行動要支援者の避難及び受入れに関する事。	・地域包括支援センター、介護保険事業者の協力により、ニーズを把握し、提供できるサービスを開始できるよう調整する。介護保険制度外のサービス提供も必要となることと予測され、サービス提供条件についても事前に県に問い合わせ、検討しておく。 ・要支援者全員の在宅サービスニーズ把握を自主防災組織や介護サービス事業所及びケアマネジャー等に委ね、自主防災組織から安全・危機管理課に状況報告を求める。 地域包括支援センター、介護保険事業者から、開始できるサービスを【防災まちづくり推進課・高齢介護課】へ報告を求める。介護保険制度外のサービス提供も必要となる。 ・手続きが間に合わない場合においても、必要に応じ緊急避難的に介護保険給付の適用を認める（特例居宅介護サービス費の支給等）とともに、早期に介護保険業務の開始が可能となるよう努める。
	避難所班（各課）	⑦災害情報の住民と行政間の伝達と受付に関する事。	・住民からの災害情報の受付を行う。 ・住民への災害情報の伝達を行う。
	高齢介護課（保健推進課）	⑧所管施設の応急対策と利用者の安全確保に関する事。	・地域における災害時要配慮者及び救護を要する者に対する救護活動、巡回訪問を行う。
	避難所班（各課）	⑧所管施設の応急対策と利用者の安全確保に関する事。	・施設の応急対策、保安及び利用者の安全確保を行う。 ・市内関係施設（高齢者、障がい者）から被害状況報告書により、報告を受ける。 ・平常時から関係施設との連絡体制を確認しておく。
	生活福祉課 高齢介護課 子ども課	⑨行旅病人・死亡人に関する事	・部所管施設の応急対策、保安及び施設利用者の安全確保に関する業務を行う。 ・所管施設の施設管理者が応急対策、保安及び利用者の安全確保を図り、被害状況報告を行う。 ・平常時から連絡体制を確認しておく。 ・管理契約者から老人つどの家の被災状況、施設利用者の安全確保、応急対策に関する報告を【高齢介護課、防災まちづくり推進課】が受ける。
生活福祉課	⑩被災者生活再建支援に関する事	・身元確認できない負傷者・死亡者の対応を行う。 ・負傷者については、病院等と連携し、必要な処置を受け病院や避難所へ移動する。身元不明死亡者は、四国中央警察署に連絡する。その後、遺体安置へ保管し、火葬する。市内の火葬場は一箇所であり、対応が困難となった時は、近隣市町村へ連絡し使用を依頼する。	

活動班	担当課	所掌事務	応急業務の内容
配給班 市民くらしの相談課 市民窓口センター	市民窓口センター	①避難所への食料及び物資(毛布等)の配給に関する事。	
	市民くらしの相談課	①避難所への食料及び物資(毛布等)の配給に関する事。	
	市民くらしの相談課	②災害対策本部員の食料供給に関する事。	
衛生班 生活環境課 地域振興課	生活環境課 地域振興課	①被災地の清掃に関する事。	・ 所管施設と本部の連絡調整ができるよう、人的、物的に参集条件を決めておく必要がある。
	生活環境課 地域振興課	①被災地の清掃に関する事。	・ 災害発生後の環境衛生(ごみ)に関する事。
	生活環境課 地域振興課	②し尿処理に関する事。	・ 災害発生後の環境衛生(し尿)に関する事。
	生活環境課 地域振興課	③災害廃棄物の処理に関する事。	・ 災害ごみの収集・処理の総合調整(災害廃棄物の発生状況の把握)ができるよう、人的、物的に参集条件を決めておく必要がある。
	生活環境課 地域振興課	③災害廃棄物の処理に関する事。	・ 津波等により発生する大量のがれきを処理するためには、確保した仮置き場の状況を迅速に公表する必要があり、その方法を事前に検討しておく必要がある。
	生活環境課 地域振興課	③災害廃棄物の処理に関する事。	・ 災害ごみの収集・処理の総合調整(がれき等処理計画の調整・策定)に関する事。
	生活環境課 地域振興課	③災害廃棄物の処理に関する事。	・ 災害ごみの収集・処理の総合調整(関係機関への協力依頼による災害廃棄物の処理)に関する事。
	生活環境課 地域振興課	④災害時における防疫に関する事。	・ 災害発生後の環境衛生(防疫)に関する事。
	生活環境課 地域振興課	⑤避難所等の防疫に関する事。	・ 災害発生後の環境衛生(防疫)に関する事。
	生活環境課 地域振興課	⑥死体の収容に関する事。	・ 遺体の処置に関する事。 ・ かなりの混乱が予測される。どのような流れで処理すればよいか分からない。 ・ 推計死者に基づき死体収容所の決定も地域の被災状況により選定しなければならない。
生活環境課 地域振興課	⑥死体の収容に関する事。	・ 遺体の処置・処理業務に関する事。	
救護班 生活福祉課 保健推進課	生活福祉課	①救護所の開設及び運営等に関する事。	・ 申請及び適用後の支援金支給を行う。
	保健推進課 国保医療課	②医療資機材及び薬品等の調達に関する事。	(訓練の実施) ・ 災害対策本部との連絡方法を予め確認し、習熟しておくものとする。 ・ 消防計画で定めている情報集約の様式を使用して報告する。
	保健推進課	③医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事。	・ 災害対策本部との協力 ・ 避難所巡回の状況から得られる調達すべき医療資機材及び薬品等の情報を本部に報告する。
	保健推進課	③医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事。	・ 課の関係施設(所管施設)の被害状況の把握
	保健推進課	③医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事。	・ 地域災害医療対策会議(仮称)との災害時の連絡方法と実施体制を確認しておく必要がある。 ・ 日赤愛媛県支部との連絡については、保健推進課と連携し、確認しておく必要がある。
	保健推進課	④避難所等での被災者等の健康チェックに関する事。	・ 関係施設の業務継続決定及び業務再開のための調整を行う。
	保健推進課	④避難所等での被災者等の健康チェックに関する事。	・ 食中毒、感染症予防、食生活、精神保健、健康相談などに関する業務を行う。
	保健推進課	④避難所等での被災者等の健康チェックに関する事。	・ 一時的に本来の相談業務を中断し、災害対策本部との連携による緊急相談事業に切り替えて対応に協力する。 ・ 災害対策本部へ対応体制や既に判明している被害の概要等を報告する。 ・ 災害発生直後の連絡先リスト及び被害者の報告内容の様式を取り決める。 ・ 通信機器の使用が出来ない場合の報告手段を事前に確認する。
	生活福祉課 高齢介護課 こども課	⑤福祉関係機関との連絡調整及び協力要請に関する事	

活動班	担当課	所掌事務	応急業務の内容
上水道事業 復旧班 水道総務課 給水整備課	給水整備課 浄水場管理受託者	①被災状況の確認に関する事	(緊急対応) ・重要施設（6施設）の緊急点検 ・重要施設：中曽根中区配水池（中曽根高区配水池）、西部ポンプ場、東町ポンプ場、上柏配水池、小富士配水池、小富士長津高区配水池 ・重要施設から中田井浄水場までの接続管路の点検
	給水整備課	①被災状況の確認に関する事	(緊急対応) ・病院への接続ルートの点検・復旧・給水
	給水整備課 浄水場管理受託者	①被災状況の確認に関する事	(緊急対応) ・中田井浄水場内の点検・復旧
	給水整備課 浄水場管理受託者	①被災状況の確認に関する事	(初期対応) ・重要路線の点検 ・その他配水池の点検 ・中田井浄水場の管理
	給水整備課	①被災状況の確認に関する事	(初期対応) ・病院への接続ルートの復旧
	給水整備課 浄水場管理受託者	①被災状況の確認に関する事	(一次対応) ・その他施設の点検 ・中田井浄水場の管理
	給水整備課	①被災状況の確認に関する事	(一次対応) ・その他管理の点検 ・重要路線の復旧
	給水整備課	②復旧計画の策定及びその総合調整に関する事。	危機管理マニュアルに基づき、復旧・応急給水等を行う。 ・緊急対応（発災～12時間） ・初期対応（12～24時間） ・一次対応（24～48時間） ・二次対応（48時間以降）
	給水整備課 浄水場管理受託者	③復旧作業の実施に関する事。	危機管理マニュアルに基づき、復旧作業を実施する。 ・緊急対応（発災～12時間） ・初期対応（12～24時間） ・一次対応（24～48時間） ・二次対応（48時間以降）
	給水整備課	④他団体との連携に関する事。	(一次対応以降) ・管工事組合等と連携し、重要路線以外のその他管路について点検。 ・応援事業体を指揮し、復旧作業を進める。
給水整備課	⑤供給水の水質に関する事	重要施設の機能確保、供給水の水質検査	
上水道事業 給水班 水道総務課 給水整備課	給水整備課 水道総務課	①応急給水計画の策定に関する事。	危機管理マニュアルに基づき、応急給水等を行う。 ・緊急対応（発災～12時間） ・初期対応（12～24時間） ・一次対応（24～48時間） ・二次対応（48時間以降）
	給水整備課 水道総務課	②給水状況の把握に関する事。	(緊急対応) ・重要施設を給水拠点とし、給水活動を行う。 ・重要施設での給水活動の準備
	給水整備課 水道総務課	③応急給水の実施に関する事。	(初期対応) ・避難住民用給水として、重要施設で給水活動を行う。
	給水整備課 水道総務課	③応急給水の実施に関する事。	(一次対応) ・避難住民用給水として、重要施設で給水活動を行う。 ・拠点給水箇所の拡大
	給水整備課 水道総務課	③応急給水の実施に関する事。	(二次対応) ・避難住民用給水として、重要施設で給水活動を行う。

四国中央市地域防災計画
(資料編)

平成	18	年	10	月	作成
平成	20	年	9	月	修正
平成	28	年	3	月	修正
令和	4	年	3	月	修正